

最新 世界近世史

(英獨兩語插入)

井原儀著

明治
37 4 16
内交

東京

誠之堂發行

45-348

凡 例

- 一 本書ハ、中等教育ノ諸學校及ビ各種高等專門學校ニ於ケル西洋歴史科ノ參考書トシテ編纂シタルモノナリ。
- 二 本書ハ、1453東羅馬帝國ノ滅亡ヨリ、日露戰爭ノ現狀ニ至ル450餘年間ノ世界各列國ノ興亡盛衰ヲ記述シタルモノナリ。
- 三 本書ノ特色ヲ列舉スレバ、率ネ次ノ如シ。
 - 1 番號ヲ附シテ總ベテノ事實ヲ列記シ、コレニ説明ヲ加ヘ、讀者ヲシテ一目瞭然、史上ノ要領ヲ知了シ易カラシメシコト。
 - 2 地名、人名、官名及ビ重要事件等ニハ、英語及ビ獨逸語ヲ挿記シ、且ツ文字ヲ横書キニ記シタルヲ以テ、歐文ヲ解スルモノニ、非常ノ便利ヲ與ヘタルコト。
但シ獨逸語ハ、英獨共用語ノ外、率ネ括弧ヲ附シタリ。
 - 3 讀者ノ學力及ビ學習時間ノ多少ニヨリテ、記載事實ノ分量ヲ取捨シ易カラシメンガ爲メニ、活字ノ大小ヲ異ニシタルコト。
 - 4 西曆ノ年代ニ日本及ビ支那ノ年號ヲ記入シタルノミナラズ、日本史及ビ東洋史ト相關係セシメテ、世界史ヲ統合シタルコト。
 - 5 地理學及ビソノ他ノ諸學科ト相關係セシメタルコト。

明治三十七年二月

著 者 識

世界近世史

目次

	頁
第一章 近世史上ノ特點	1
第二章 三大發明	2
第三章 海上發見	6
第四章 封建制度ノ衰亡ト大王國ノ興起	18
第五章 獨逸ニ於ケル宗教改革	20
第六章 丁抹、瑞典及ビ瑞西ニ於ケル宗教改革	31
第七章 英國ニ於ケル宗教改革	37
第八章 スペインノ盛衰トオランダノ獨立	50
第九章 佛國ノ内訌	62
第十章 <u>三十年戰爭</u>	77
第十一章 十六世紀ニ於ケル文明	90
第十二章 スチュアート家ノ英國	97
第十三章 ルイ十四世ノ治世	124
第十四章 十七世紀ニ於ケル文明	147
第十五章 <u>瑞典、丁抹及ビポーランドノ形勢</u>	157
第十六章 露國ノ興起	162
第十七章 北方戰爭	170

第十八章	獨逸ノ國勢	170
第十九章	プロシア王國ノ興起	186
第二十章	七年戦争以後ノ獨逸	205
第二十一章	北方戦争以後ノ丁抹及ビ瑞典	211
第二十二章	露國トポーランドノ分割	213
第二十三章	ハンノーバー王朝ノ英國	221
第二十四章	北米獨立戦争	229
第二十五章	ポルトガル、スペイン及ビイタリー	239
第二十六章	フランス革命以前ノ佛國	243
第二十七章	フランス革命	244
第二十八章	十八世紀ニ於ケル文明	266
第二十九章	ナポレオン統治ノ時代	278
第三十章	ナポレオン一世以後ノ佛國	317
第三十一章	スペイン及ビポルトガルノ内亂	343
第三十二章	イタリーノ内亂及ビ統一	349
第三十三章	希臘ノ獨立	360
第三十四章	露國トトルコ	371
第三十五章	獨逸帝國ノ再興	402
第三十六章	英國ノ現状	435
第三十七章	北米合衆國トメキシコ	452
第三十八章	十九世紀及ビ二十世紀ニ於ケル 文明	472
第三十九章	日露戦争	499

最新 世界近世史

井原儀著

第一章 近世史上ノ特點。

- 一 封建制度ハ、漸ク滅ビテ、中央集權ノ大國ヲ現出セシコト。
- 二 數多ノ小獨立國ハ、漸次、大國ニ統一併合セラレシコト。
- 三 歐洲ニ於ケル諸國ハ、漸次、宗教上ノ抑制ヲ離脱セシコト。
- 四 ローマ法王ノ宇内ヲ統御セントシ、ガ如キ宇宙主義ハ、漸ク消滅シ、國家主義コレニ代リテ起リ、各國民ハ、只管、自國ノ強盛ヲ謀リ、國民ノ共同利益ノ爲メニ、競争場裡ニ於テ運動スルニ至リシコト。
- 五 國家ハ、宗教的ノ統一ヲ離レテ、漸次、政治的ノ統一トナリシコト。

六 歐洲各列國ノ共同平和ヲ維持セシガ爲メニ、**權力平均論ヲ生ゼシコト。**

OF POWER

權力平均論即チ國力平均論トハ、一國若シ強大ナル勢力ヲ有シテ、他國ヲ危クセントスルノ傾向アルトキハ、各列國ハ、ソノ強大ナル國ノ權力ヲ制限シテ、列國ト同等ノ地位ニ立タシムル政治上ノ運動ニシテ、恰モ支那ニテ蘇秦ノ唱道セシ合従論ノ如キモノコレナリ。カ、ル事情ニヨリテ、列國ノ相聯合セシモノヲ歐洲大陸制度トイフ。

STATE-SYSTEM OF EUROPE

七 種々ノ發明及ビ發見ニヨリテ、人智ヲ開發セシコト。

八 植民事業、及ビ商工業ノ隆盛ナルニ伴ヒテ、歐洲ノ勢力ヲ増進セシコト。

九 商工業ノ發達ハ、近世ヲシテ實業時代タラシメ、大ニ物質的文明ヲ開發セシコト。

一〇 職業及ビ學問等ハ、分業ノ傾向ヲ生ゼシコト。

一一 交通機關大ニ發達シテ、世界ノ交通ハ、太平洋的トナリシコト。(蓋シ上古及ビ中古史ノ河海時代ト稱セラレ、近世史ノ太平洋時代ト稱セラル、所以ナリ)

第二章 三大發明

THREE GREAT INVENTIONS(DREI GROSSE ERFINDUNGEN)

學藝ノ復興ニ伴ヒテ、近世期ノ初メニ發明セラレシ

モノ三アリ。火藥 GUNPOWDER(SCHLIESSPULVER) 印刷術 PRINTING(BUCHDRUCKERKUNST) 反ビ磁石ノ發明コレナリ。 COMPASS(KOMPASS)

一 火藥。

アレキサンダー大王ノ東洋諸國ヲ征伐セシ時、己ニアラビア、インド、支那等ニ於テ、火藥ヲ使用セシコトヲ目撃シタリシヲ以テ、火藥ノ發明ハ、西洋ヨリモ寧ロ東洋ニ早カリシヲ知ルベシ。

我が龜山天皇文永十一年(1274)、元兵我が國ニ襲來セシ時ノ實況ヲ記シタル當時ノ戰將竹崎季長ノ繪卷ニ載シテモ、支那人ハ、コノ頃已ニ火藥ヲ武器ニ使用セシコト明カナリ。ナレバ西洋人ノ發明シタリシト稱スル火藥ハ、東洋人ヨリソノ製法ヲ學ビシモノナルベシ。

西洋ニ於テハ、1260(龜山文應元年)ノ頃、英人**ロガー**、**ベーコン**ナルモノ、火藥ヲ發明セシト稱スレドモ、1354(後村上正平九年)獨逸**バーデン**公國**フライブルグ**ノ人**ベトールド**、**シュワルツ**ナルモノ、始メテ火藥ヲ使用セシモノナリ。ソノ後十四世紀ノ中頃(百年戰爭中ニ於ケル1346後村上正平元年**クレシー**ノ戰)ヨリ、コレヲ武器ニ使用セシ以來、戰術ニ一大變動ヲ生ジテ、遂ニ封建制度ノ撲滅ヲ見ルニ至レリ。

二 印刷術。

1. 印刷術。

ハレムノ人、**ローレンス**、**コスター**ハ、始メテ木版ヲ發明セシトイヘドモ、金屬活版印刷術ハ、獨逸**マインツ**ノ人、**ジョン**、**ゲーテンベルグ**ノ1450(後花園寶徳二年)ニ發明シタルヲ以テ、始メトナス。ソノ後獨逸**ストラスブルグ**ノ人**シュッフェル**ハ、各種ノ金屬ヲ調合シテ活版ニ大改良ヲ加ヘタリ。

2. 書籍ノ刊行。

完備セル書籍ノ刊行ハ、僧**マザリン**ナルモノ、1456 (後花園康正二年)ニ編纂シタル**ラチン**聖書、即チ世ニ所謂**マザリン**聖書ヲ以テ始メトス。

出版書籍ニソノ出版ノ年月ヲ記入セシモノハ、1457 **シューテンベルグ**及**ピストラスブルグ**ノ人 **ジョン・ファウスト**ガ**マインツ**ニ於テ編述シタル**ラチン**聖書ヲ以テ始メトナス。次テ1460 (後花園寛正元年)ニハ、**ラチン**及**ピ**獨逸ノ兩語ヲ以テ聖書ヲ編成シ、1774 (後土御門文明六年)ニハ、英國ニ於テ **ウィリアム・カックストン**ハ、象棋弄戯ノ書ヲ刊行シタリ。

3. 製紙業。

コレヨリ初メ歐洲ニテハ、製紙ノ術ヲ知ラズシテ、羊皮マクハ**エジプト**ヨリ輸入セシ、**パピラス**、或ハ木皮等ヲ文書ノ用ニ供シタリシガ、七世紀ノ頃、**サラセン**人ノ**アレキサンドリア**ヲ陥レシ後ハ、**エジプト**ヨリ**パピラス**ノ輸入ヲ絶チシガ爲メニ、羊皮ノ價騰貴シ、製本ノ用ニ充ツルコト能ハザリシカバ、僧侶等ハ、羊皮ヲ以テ作ラレタル古書ノ文字ヲ摩滅シ去リテ、新ニ書籍ヲ作りシタメ、古文書ヲ失ヒシコト多カリシガ、第十世紀ノ末ヨリ弊布ヲ以テ、紙ヲ製スルコトヲ知レリ。

4. 學者及ビ技藝家ノ輩出。

印刷術及ビ製紙等ノ發明アリシヨリ、書籍ハ自由ニ出版セラレ、思想ノ傳播ハ、極メテ迅速トナリ、獨逸帝**マキシミアン**一世、佛王**ルイ**十一世ハ、郵便制度ヲ

設ケン等、大ニ歐洲ノ文明ヲ振興シテ、十五六世紀ノ頃、數多ノ學者、技藝家等澎々トシテ、輩出セリ。

- 學者 { **ジョン・リュークリン** (1455-1522).....獨逸。
JOHN REUCHLIN
- エラスマス** (1467-1536).....和蘭。
ERASMUS
- アリオスト** (1474-1533).....イタリーノ詩人。
ARIOSTO
- 技藝家 { **ミケール・アンジェロ** (1475-1564).....イタリーノ彫刻家。
MICHAEL ANGELO
- ラファエー・サンチヨ** (1483-1520).....イタリーノ畫家。
RAPHAEL SANCHO
- チチアン** (1477-1576).....同上。
TITIAN

三 磁石。

支那ニテハ、黃帝ノ頃 (今ヨリ凡ソ5000年前)、已ニ指南車トイヘル磁石アリシガ如シ。次デ周ノ代 (紀元前九世紀)ニ及ビ、コレヲ用ヒタリ。支那コレヲ西洋ニ傳ヘシカバ、西洋ニ於テハ、十二世紀ノ頃ニ至リ、粗體ナル磁石ヲ用ヒタリシトイヘドモ、十四世紀 (1310)ニ至リテ、**イタリー** **アマルフ**ノ人**フラビオ・ジョージ**ナルモノ、一種ノ磁石ヲ發明シ、十五世紀ニ至リ、始メテコレヲ航海ニ應用シタリ。爾來、西洋諸國ニ於ケル航海術大ニ進歩シテ、從來、地中海、バルト海及ビ北海ヲ航行セシ船舶ハ、渺茫タル大洋ヲ通航スルニ至リテ、新航路ヲ發見シ、或ハ新大陸ヲ發見シ、從ヒテ商業貿易モマター變シテ、世界ノ範圍ハ、頃ニ擴張セラレタリ。

第三章 海上發見

- 一 歐洲ニ於ケル地理的智識ノ進歩。
 歐洲ニ於ケル地理的智識ノ進歩ヲ促セシモノ、次ノ如シ。
1. 十字軍ノ結果。
 2. サラセン人ノ地理的智識ヲ輸入セシコト。
 3. 歐洲ノ商賈及ビ宣教師等ノ東方諸國ニ歴遊セシ結果。
 4. マルコ、ポロ(MARCO POLO)ノ東洋見聞録ニヨリシコト。
 要スルニマルコ、ポロハ、東洋見聞録ナル書ニヨリテ、東洋諸國ノ狀況ヲ歐洲人ニ紹介セシヨリ以後、各地ニ旅行シタル歐洲ノ商賈、宣教師等ハ、歸國シテ各地ノ風土物産、人情風俗等ヲ語リシ結果、歐洲人ハ、コレガ爲メニ甚シク刺戟セラレテ、一般ニ世界各地ヲ探檢セントスルノ志望、殊ニ東洋貿易ヲ企テントスルノ傾向ヲ生ジタリ。
 十五世紀頃、西洋人ノ所謂インドハ、東洋ノコトヲ意味シタリキ。
- 二 新航路發見ノ動機。
1. 歐洲人ノ冒險進取ノ氣象起リシコト。
 2. マルコ、ポロ等ノ著書ニヨリテ、歐洲人ノ利慾心起リシコト。

3. 磁石ノ發明ニヨリテ、航海、安全トナリシコト。
4. トルコ帝國興起シテ、東西ノ商路ヲ杜絶シタリシコト。

歐洲中古ノ大貿易場ハ、北海、バルト海及ビ地中海ノニケ所ニ於ケル沿岸ニ過ギザリシガ、トルコ人が東ローマ帝國ヲ滅ボシテ、バルカン及ビ小アジアノ兩半島地ニオットマン帝國ヲ形BALKANレルニ當タリテ、トルコ人ハ、地中海ノ東部ヲ占領シ、アレキサンドリアノインド貿易ヲ杜絶シタリ。歐洲人ノ渴望セシ東洋貿易ノ路、塞ガリシニ及ビ、歐洲諸國殊ニス페인、ポルトガル、イタリー等ノ人民ハ、只管、インドニ至ルベキ新航路ヲ發見シ、東洋貿易ヲ再興シテ、商勢ヲ恢復センコトヲ欲セリ。

5. ヘンリー航海王ノ航海業ヲ獎勵セシコト。
HENRY (HEINRICH)
 歐洲人ガ一般ニ東洋貿易ヲ企テントスルニ際シ、磁石ヲ利用シテ、海上發見ノ先鞭ヲナシタルハ、ポルトガル人ナリキ。

ポルトガル王ヘンリー (1394—1463) ハ、博識多聞ニシテ、大ニ海事ヲ獎勵シ、親ラセント、ビンセントST. VINCENT (ST. VICENTE)岬ノサグレス港ニ天文臺ヲ建設シ、四方ヨリ天文學及ビ航海術ニ通曉セシモノヲ招集シテ、日夜航海術ヲ研究セリ。コハニ於テポルトガル人ハ、アフリカヲ週航シテインドニ至ラント欲シ、スペイン人ハ、西航シテ、インドニ至ラントシ、遂ニバスコ、ダ、ガマVASCO DA GAMA (VASCO DE G.)ヲシテアフリカ

週航路ヲ発見セシメ、**クリストフアー、コロニアス**ヲ
CHRISTOPHER COLUMBUS (CHRISTOFORO COLOMBO)
 シテ、**アメリカ新大陸**ヲ発見セシメタリ。蓋シ**ヘンリー**
ヘンリー 航海王ト稱セシラレシ所以ナリ。
H. THE NAVIGATOR (H. DER SEEFAHRER)

三 **アフリカノ航海路。**
CIRCUMNAVIGATION OF AFRICA (UMSCHIFFUNG AFRICAS)

ポルトガル人ハ、アフリカヲ廻航シ、インドニ至ルベキ航
 路ヲ発見スルヲ以テ、唯一ノ目的トセリ。當時歐洲人ハ、
 モロッコノ南西端ナン岬ヲ以テ、アフリカ大陸ノ極南端ト
MOROCCO (MAROKKO) NUN
 思考セシガ、ヘンリー部下ノ士官ハ、1412(後小松應永十九年)
 ヨリアフリカノ西海岸ヲ探検シテ、ナン岬ガアフリカノ極
 南端ニアラザリシコトヲ知レリ。ソノ後ポルトガル人ハ、
 非常ナル艱難辛苦ト、多クノ時日ヲ要シテ、終ニ歐洲ヨリ
 アフリカノ南端ヲ廻リテ、インドニ至ルノ新航路ヲ発見セ
 リ。コレヲ **アフリカノ週航路** トイフ。

ヘンリー部下ノ士官等ハ、**アゾレス諸島**(1463) **マ**
AZORES (AZOREN)
デイラ諸島 **カナリー諸島** **ボジドル岬** **フランコ**
MADEIRA CANARY BOJADOR BLANCO
 岬(1441) **ベルド岬**(1446)等ヲ発見シ、コレ等ノ地ニ於
VERD (VERDE)
 テ、漁業及ビ貿易ヲ營ミタリ。

ヘンリーノ死後、ポルトガル人ハ、赤道以北五度ノ
 地ニ達シ、1471(後土御門文明三年) **ギニア**灣中ノ **フェ**
GUINEA
ルナンドポ島ヲ発見セリ。ヘンリーノ姪**ジョン二世**
FERNANDO PO
 (1481—1495)モマタ大ニ航海業ヲ奨励セシカバ、ポルト
 ガル人ハ、赤道ヲ越エテ、1482(後土御門文明十四年)
コンゴ河口ヲ発見シ、上**ギニア**地方ニ植民地ヲ開キ、
CONGO
 砂金、象牙等ヲ齎シタリキ。

次デ、1486(後土御門文明十八年) **バーソロミュー**、**チ**
BARTHOLOMEW DIAZ

アツ ナルモノ**ジョン**ノ命ヲ奉ジ、軍艦三隻ヲ率キテ、
(BARTOLOMAUS D.)
ポルトガルヲ出帆シ、1487(後土御門長享元年) **トルメ**
ントリ岬(**ストーム岬**)ヲ発見シテ、**カボ、デ、ボア、エス**
TORMENTOSO STORM (STURM) CABO DE BOA ESPERANZA
ペランザ(**ケープ、オブ、グード、ホープ**(喜望峯)ト命名シ
CAPE OF GOOD HOPE (KAP DER GUTEN HOFFNUNG)
 タリ。

ソノ後**エマニエル**王ノ時、**バスコ、ダ、ガマ**ハ、**喜望**
EMANUEL VASCO DA GAMA
 峯ヲ廻航シ、1498(後土御門明德七年)五月始メ**テイ**
ドノ南西海岸ナル**マラバル**海岸ノ**カリカト**ニ著シ、始
MALABAR CALICUT
 メテ、**アフリカ**ノ週航路ヲ発見シテ、多年ノ宿望ヲ達
 シタリ。

コレニ於テ、**バスコ、ダ、ガマ**ハ、**インド**ノ領主ニ謁シ土人及
 ビ異種ノ産物(胡椒、肉桂、藥草等)ヲ携ヘテ歸國セシ以來、ポ
 ルトガル人ハ、陸嶺**インド**ニ航セリ。回教徒商人ハ、從來**イン**
 ド貿易ニ於テ利益ヲ占メタリシモ、今ヤポルトガル人ノ渡
 航スルヲ見、**カリカト**領主ニ謁キテ、ポルトガル人ノ貿易ヲ
 妨ゲタリ。サレドモポルトガルノ總督**アルメイダ**展、回教
ALMEIDA
 徒ヲ破リテ**マラバル**海岸ノ數市ヲ占領シタリ。ソノ後 1508
 (後柏原永正五年) **アルブケルク**代リテ總督トナルニ及ビ、
ALBUQUELQUE
 1510 **ゴア**(**臥亞**)ヲ占領シテ、總督府ヲ置キ、**インド**商業ノ中心
GOA
 ト定メ、東ハ、**シム** **マラッカ** **ジャバ**等ヲ侵略シ、西ハ**アラ**
SIAM MALACCA (MALAKA) JAVA
ビア及**ピア**ノ海岸地方ニ貿易及ビ植民ヲ營ミタリ。

1517(後柏原永正十四年 明ノ武宗正德十二年)ポルトガル
 人ハ、**廣東**ニ來タリテ、**支那**ト貿易ヲ開始シ、1543(後奈良天文十
 二年)八月二十五日 **マンデレイ**、**ピント**ナルモノ、我が種子
MANDELEY PINTO
 ケ島(多爾ケ島)ノ西村浦ニ來タリ次テ二十七日赤尾木港ニ至
 リ、**明儒**五峰ノ通譯ニヨリテ、島主平時鐘(平清盛ノ玄孫種野
 ケ島信基ヨリ十四代ノ孫)ニ謁スルコトヲ得タリ。時ニ**征川**

小四郎ハ、彼レヨリ火薬製造ノ法ヲ傳習シ、八板金兵衛清定ハ、十七歳ナル女、若狭ヲピントニ嫁セシメテ、製銃ノ法ヲ習得シタリ。コ、ニ於テ、時勢銃ヲ島津貴久ニ、貴久ハ足利義晴ニ献ジ、天文十三年五月ヨリ鐵砲我が國ニ傳ハリタリ。コレヨリ大友、大村、有馬ノ諸侯ヲ始メトシ、堺ノ人、橋屋又三郎、根來ノ僧等コノ島ニ來タリテ、製銃ノ法ヲ究メシモノ多カリキ。若狭ハ、ソノ後ポルトガルニ赴キテ、父ニ月モ日モ大和ノ方ゾ、ナツカレキ、我が兩親ノアルト思ヘバ、トイヘル歌ヲ送リタリトイフ。

四 アメリカノ發見
DISCOVERY OF AMERICA (ENTDECKUNG AMERICAS)

1. コロンブスノアメリカ發見。

バスコ、ダ、ガマノアフリカ週航路ヲ發見セントセシ頃、スペインモマター大發見ヲナセリ。クリストフ、^{コロン}コロンブス(1445—1506)ノアメリカ發見コレナリ。

コロンブスハ、イタリー人ノ所謂クリストフ、^{CRISTOFORO COLOMBO}コロンボニシテ、スペイン人ノクリストバル、^{CRISTOVAL COLON}コロンテリ。イタリーノジェノア^{GENOVA (GENUA)}ニ生レ、1456(後花園康正二年)パヴィア^{PAVIA}大學ニ入リテ、數學及ビ天文学等ヲ研究シ、後ポルトガルノリスボン^{LISBON (LIS-SABON)}ニ移住シテ、航海業ニ従事セリ。

コロンブスハ、マルコ、^{TASCANELI}ボロノ東洋見聞録、トレミー^{PTOLEMY (PTOLEMAEUS)}及ビタスカネリノ地理書ヲ讀ミ、地球ハ、球形ナルガ故ニ、リスボンヨリ西航スレバ、凡ソ100度ニシテ、インド及ビ日本ニ至ルコトヲ得ベキ捷路ナリト信ジ、ポルトガル王ジョン二世及ビ英王ヘンリー七世ニ補助ヲ乞ヒシモ、ミナ成ラズ。更ニスペインニ至リテ、カスチル^{CASTILE}ノ女王イサベラ^{ISABELLA}ニ説ケリ。イ

サベラ、コロンブスノ請ヲ納レシモ、當時スペインハ、戦後ニ際シテ、國庫匱乏セシカバ、女王自ラ裝飾品、簪釵等ヲ賣リテ、航海ノ資ニ供シ、三隻ノ船ヲコロンブスニ與ヘタリ。

三隻ノ船トハ、^{SANTA MARIA}サンタ、マリア、^{PINTA}ピンタ、^{NINA}ニナ、コレナリ。

コロンブス大ニ喜ビテ、1492(後土御門明德元年)八月三日スペインノパロス^{PALOS}港ヲ出帆シ、西航セシカバ、凡ソ71日ニシテ十月十二日、西インドノサン、サルバドル^{SAN SALVADOR}(ワ、^{WATLING}トリング)島ニ到着シタリ。コロンブスハ、コノ地ヲインドノ一部ナリト誤信シ、コレヲインドト稱セリ(第一航海)。

フェルディナンド王及ビイサベラ女王ハ、彼レヲ世襲貴族トシ、更ニ大西洋水師提督及ビ新發見國副王ナル名譽ノ號ヲ與ヘタリ。

ソノ後、第二航海(1493—1496)ニ於テ、ジャマイカ^{JAMAICA (JAMAIKA)}島ヲ、第三航海(1498—1500)ニ於テ、南アメリカノオリノコ^{ORINOCO}河口ヲ、第四航海(1502—1504)ニ於テ、ホンチラス^{HONDURAS}海岸ヲ發見シタリ。ソノ後彼レハ歸國セシモ、恩主イサベラハ既ニ歿セシカバ、彼レヲ保護スルモノナク、コロンブスハ、遂ニ讒ニ遇ヒ、1506(後柏原永正四年)不遇ヲ以テバラドリッド^{VALLADOLID}ニ死セリ。

實ニコロンブスハ、インドニ到着シタリト誤信シテ、會アメリカ新大陸ヲ發見セシモノナリ。サレドモ、ノルウェー^{NORWAY (NORWEGEN)}

人エリックナルモハ、985(花山寛和元年)ニ アイスランド ICELAND (ISLAND) グ
ERIK リーンランドヲ経テ、今ノ合衆國コネクチカット及ビマ
GREENLAND サチュセッツ地方ヲ発見シテ、ビンランド(葡葡國)ト命名セ
MASSACHUSSETTS シコトアリキ。
CONNECTICUT VINLAND

2. ジョン・カボット及ビセバスチアン・カボットノ北西航
JOHN CABOT SEVASTIAN CABOT
 路発見。

バスコ、ダ、ガマハ、アフリカ週航路ヲ、コロンブス
 ハ、アメリカ新大陸ヲ発見セシヨリ、歐洲人ハ一般ニ
 新陸地ヲ探検シテ利益ヲ専有セント欲セリ。英國ヘ
 ンリー七世ノ如キモ、爲メニ大ニ刺戟セラレテ、1497
 ベニス人 ヴェネツ VENICE (VENEDIG) ジョン・カボット及ビセバスチアン・カボッ
 トヲシテ、英國ノ國旗ヲ船頭ニ掲ゲシメ、コロンブス
 ノ発見シタル航路ニヨラズ、北西航路ヲ航シテ、イ
 ンドニ至ラシメタリ。

カボット等ノ北西航路ヲ進航セシ結果、北アメリカノ北東
 海岸ナルラブラドルト、ニュー・ファウンドランド島等トヲ発見シ
LABRADOR NEW FOUNDLAND
 テ、コ、ニ植民シ、尙ホ彼レ等ハ、コレヨリ、900哩ノ南方ヲ探検
 シタリトイフ。蓋シ現今英國ガ北米ノ北部、カナダ地方ヲ
CANADA
 領有スルモ、ソノ原因ハ實ニコ、ニアリ。

3. アメリゴ・ベスプシノ南アメリカ探検。
AMERIGO VESPUCCI

フローレンスノ人、アメリゴ・ベスプシモマタ 1501
FLORENCE (FLORENZ)
 (後柏原文龜元年)南アメリカノ海岸ヲ探検シテ、ソノ記
 行ヲ著ハセリ。爾來コノ新大陸ヲ著者アメリゴノ名
 ヲ以テ呼稱セシガ、遂ニ轉訛シテ、アメリカトナリシ
 モノナリ。

4. カブラルノブラジル探検。
ECABURAL (CABRAL) BRAZIL (BRASILIEN)

ポルトガル人カブラルハ、インドへ航セシ途次、1500
 (後土門明應九年)ブラジルノ海岸ニ漂著シ、コノ地ヲ占
 領シテ、ポルトガルノ領地トセリ。

1807(光格文化四年)ポルトガルノ王族來タリテ、ブラジル
 ナ治メシガ、1815(同文化十二年)王國トナリ、1821(仁孝文政四
 年)帝國トナリ、ドン・ペドロ始メテ帝トナル。ソノ後 1899(明
DON PEDRO
 治廿二年)帝政ヲ廢シテ共和政體トシタリ。本國ニ我ガ國
 ノ條約國ニシテ、明治二十八年十一月五日條約ヲ締結セリ。

5. バルボアノパナマ探検。
BALBOA PANAMA

スペイン人バルボアハ、1513(後柏原永正十年)パナ
 マ地峽ヲ探検シ、コレヲ横ギリテ、太平洋岸ニ達セリ。

6. フェルナンド・マジェランノ世界一週。
FERDINAND MAGELLAN (F. MAGALHAES)

マジェラン(1480—1521)ハ、ポルトガルノマガルハエス或ハマ
MAGALHAES
 ガルハエンスニシテ、ポルトガルノオーポルトノ人ナリ。
MAGALHAENS OPORTO

マジェランハ、東洋ニ至ラントシ、1519(後柏原永正十
 六年九月二十日)五隻ノ船(130噸乃至60噸)ヲ艤シテ
 スペインノサン・ルカル港ヲ出帆シ、大西洋ヲ西南航
SAN LUCAR
 シ、南アメリカノ南端マジェラン海峽ヲ通過シテ、太平
 洋(彼レ航セシ時海上靜穩ナリシヲ以テ名ヅケタルモ
 ノ)ニ出デ、西航シ、1521(同大永元年)ラドロン(海賊)或
LADRONE
 ハマリアン群島ヲ発見シテ、コレヲ領シタリ。彼レハ
MARIANE
 尙ホ西航シテ、フィリピン群島(四月廿七日)フィリピン
PHILIPPINE (PHILIPPINEN)
 群島ノ名ハ、スペイン王フィリップ二世ノ名ヨリ命ゼシ
HPILIP (PHILIPP)
 モノヲ発見シ、コレヲスペイン領トナシマガ、彼レハ

不幸ニシテ**ゼブ**島ニ於テ害ニ遭ヒタリ。サレドモン
ノ船員等ハ、**喜望峯**ヲ廻航シテ、1522(九月六日)無事ニ
歸國スルコトヲ得タリ。コレヲ**マジラン**ノ世界一
週トイフ。

從來トレミー等ハ、地球ノ圓形ナルコトヲ既キシモ、更ニ
コレヲ信ズルモノナカリシトイヘドモ、マジランノ世界一
週ニヨリテ、世人始メテ地球ノ圓キコトヲ信ズルニ至レリ。
爾來スペイン人ハ、**マニラ**ヲ東方根據地ト定メテ、東洋貿易
ヲ開始シ、1580(正親町天正八年)我が平戸ニ來タレリ。

7. **コルテルアル**ノ北米東北海岸探検。

ボルトガル人**コルテリアル**ハ、1497北西航路ヲ航
シテ、北米ノ東北海岸ニ著シ、**ラフラドル**海岸ヨリ南
西**フロリダ**半島ニ至ルノ地ヲ探検セリ。

8. **ヘルナンド・コルテツ**ノ**メキシコ**征服。

スペイン領**キューバ**島ノ總督**ワラスケス**ハ**メキシコ**國ノ
殷富ナルヲ聞キ、艦長**コルテツ**ヲシテ、コレヲ攻略セシム。
當時**メキシコ**ハ、**アツテク**族ノ王コレヲ支配シテ、頗ル開化
ノ域ニ進ミタリキ。

コルテツ 1519兵(勇卒 600人 騎兵 16人 大砲 14門 **イン**
チアン人 200人)ヲ率キテ、**ベラ・クルツ**ニ上陸シ、**メ**
キシコ府ヲ攻メ、國王**モンテツマ**ヲ擒ニシ、1521遂ニ
王國ヲ滅ボシテ、自ラ**メキシコ**ノ總督トナリ、爾來ス
페인ノ亞王**メキシコ**ヲ治メシコト、64世凡ソ300年
ニ及ベリ。

1806(光格文化三年)ミランタ獨立ノ義旗ヲ舉ゲシヨリ、**メ**
ミランタ

メキシコ人屬**スペイン**ニ叛キ、1813遂ニ獨立ヲ公布シ、1821(仁
孝文政四年六月廿八日)將軍**スツルビデー** **スペイン**ニ勝
テテ獨立シ、1824共和政體ヲ創メタリ。1535 **コルテツ**ハ、**マ**
タカリフォルニア半島ヲ探検シタリトイフ。
我が國ノ**メキシコ**ニ通シタルハ、慶長五年(1600)ニシテ、當
時我が國ハ、**メキシコ**ヲ**濃尾**數般(ノバ、**イスパニア**)ト呼ビタ
リ。慶長十五年(1610)徳川家康ハ、田中勝助、朱座立清ヲシ
テ、**スペイン**ノ**サン・フランシスコ**號ニ搭シテ、**メキシコ**ニ至
ラシム。彼レ等**アカプルコ**ニ著シ、總督ニ書ヲ呈シ、翌年九
月江戸ニ歸レリ。慶長十八年(1613)伊達政宗ハ、支倉常長ヲ
シテ、ローマニ至ラシメシ時、常長ハ、陸前月ノ浦ヲ出帆シ、**呂**
宋(十月) **アカプルコ**(十九年一月) **キューバ**(同六月) **マドリッド**(同
十月)國王**フィリップ三世**ニ謁セリ)ヲ經テ、ローマニ至リ、元和六
年(1620)八月歸國セリ。年ヲ閱シ、コト凡ソ八年。マタ撫養
ノ人、初太郎、善助等兵庫ヨリ南部地方ニ航シ、時、暴風ニ遇
セ、四ヶ月間、海上ニ漂蕩シ、**スペイン**船ニ助ケラレ、太平洋ヲ
航シ、コト凡ソ六十餘日ニシテ、**カリフォルニア**ニ著シ、次テ
メキシコニ至リ、天保十三年(1842)十二月歸國シタリシコト、
アメリカ新話ニアリ。明治二十一年十一月三十日本國
ト通商約條ヲ締結シ、同二十九年八月十六日**チャパス**州**エス**
キントラ六萬四千町歩ノ地ヲ借受セリ。

9. **フランシスコ・ピザルロ**ノ**ペルー**及**チリ**ノ征服。

スペイン人**ピザルロ**ハ、**アルマグロ**ト共ニ1532(後
奈良天文元年)黄金ニ富ミシ**ペルー**ヲ探検シ、**インカ**帝
國ノ内亂ニ乘ジ、兵(歩兵 168人 騎兵 67人)ヲ率キテ、
1538 **ペルー**ヲ征服シ、1541 **チリ**ヲモ略取シテ、**スベ**
イン領トナセリ。

1551 (後奈良天文二十年) ベルーノ副王カルロス五世ハ、リマニ新世界中最古ノ大學サンマルコス大學ヲ建テタリ。
CARLOS LIMA
 ノ後 1598 (後陽成慶長三年)ニハ、クズコニサン、アントニオ、アバド大學、1616 (後水尾元和二年)ニハ、アレキパニサン、ジェロミノ大學、1621 (同元和七年)ニハ、トルジロ大學、1680 (寶元延寶八年)ニハ、グアマンガ大學建設セラレ、ペラルタ、バルヌエボ博士、レオン、ピネロ傳記學者、ビジル博士、リベロ古物學者、ロレンテ及ビバルマノ歴史學者、パヅ、ソルダン及ビウナニューノ地理學者、マルケズ及ビアルタウスノ詩人等輩出シテ、文藝最モ隆盛ヲ極メタリ。
SAN MARCOS CUZCO, COZCO SAN ANTONIO-ABAD AREQUIPA SAN GEROMINO TRUJILLO GUAMANGA PERALTA BARNUEVO LEON PINELO VIGIL RIVERO LORENTE PALMA FAZ SOLDAN UNANUE MARQUEZ ALTHAUS

ソノ後 1821 (仁孝文政四年七月廿八日) スペインヨリ獨立シ、1827 共和國トナレリ。明治六年八月廿一日我が國ト通商條約ヲ結ビシガ、同二十八年三月二十日改正條約ヲ締結シタリ。

五 海上發見ノ直接結果。

1. 歐洲各國ノ植民地廣大トナリシコト。

イ スペイン……西インド メキシコ ベルーチリ マリアン諸島 フィリピン諸島。

ロ ポルトガル……アフリカ西海岸 東インド諸島ノ一部 前インドノ一部 後インドノ一部 フラジル。

ハ 英國……カナダノ一部。

ニ 佛國……カナダノ一部 ルイジアナ。
LOUISIANA

ホ オランダ……前インドノ一部 南洋諸島。

ソノ後オランダ人ハ、スペイン、ポルトガル人ヲインドヨリ驅逐シテ、インドニ東インド商會ヲ設立シ、支那、日本等ト

通商シタリ。現今蘭領ノインド洋ニ多キ所以ナリ。

要スルニスペイン及ビポルトガル人ノナシ、植民政策ハ、徒ニ植民地ノ利益ヲ吸收スルニアリテ、永久ノ植民事業ヲ企テザリシガ故ニ、一時ハ兩國共ニ天下ヲ驚カスベキ廣大ナル植民地ヲ有セシニモ拘ラズ、忽ニシテ疲弊シテ、永クコレヲ有スルコト能ハザリキ。コレニ反シテ永久ノ勝利ヲ得シモノハ、英國、オランダナリキ。蓋シ英國及ビオランダノ植民政策ノスペイン及ビポルトガルニ勝リシ所以ナリ。

2. 歐洲諸國ニ於ケル商工業勃興シテ、各ソノ國ヲ富マシ、コト。

3. 歐洲ノ海軍力、頗ル進歩セシコト。

4. 歐洲人ノ思想遠大トナリ、智識増進セシコト。

5. キリスト教各地ニ傳播セシコト。

舊教徒中、JESUIT ジュシュイト派ハ、歐洲ニ於テ新教ノ爲メニ力ヲ奪ハレタルヲ以テ、ソノ教徒ハ、歐洲以外ノ地、コレヲ恢復セント欲シ、新陸地ニ布教セリ。

イタリー人マテオ、リシ(利瑪竇)ハ、明ノ萬曆十年(1582)始メテ廣東ニ來タリ、基督教ノ布教ニ從事シ、ソノ後同三十八年北京ニ死セリ。徐光啓ハ、彼レニツキテ學ビ、測量法義、測量異同、句股算等ヲ傳ハセリ。ドイツ人アダムシャール(陽若)ハ、明ノ崇禎三年(1630)支那ノ曆局ニ入リテ、支那曆術及ビ砲銃鑄造ニ功アリ。後、清ノ世祖ニ寵セウレ、康熙五年(1666)ニ死セリ。フランシスコ、サビエルハ、インド、マライ、日本(天文十八年)等ニ布教シタリ。
FRANCISCO XAVIER MALAY

第四章 封建制度ノ衰亡ト 大王國ノ興起。

一 封建制度ノ衰亡。

學藝ノ復興、文明機關ノ發明、新大陸ノ發見等ニヨリテ、歐洲人ノ思想濶大トナリ、自由自治ノ政治ヲ企望セシニ當タリ、15—16世紀ノ頃ニ至リテ、歐洲ニ於ケル封建制度ハ、大ニ衰ヘタリ。

佛國……………ニテハ、ルイ十一世(1461—1483)大ニ封建制度ヲ打破セシヨリ、ルシェリユ(1585—1642)ノ時ニ至リテ、封建制度全ク滅ビタリ。
RICHÉLIEU

英國……………ニテハ、エドワード四世(1461—1483)及ビリチャード三世(1483—1485)ノ頃、尙ホ數多ノ諸侯アリシガ、薙殺戰爭(1455—1485)ニ際シテ、諸侯殆ソド戰没セシガハ、封建制度ハ、漸次衰滅スルニ至レリ。

スペイン……………チャールス五世(1516—1556)及ビフィリップ二世(1556—1598)ノ時ニ至リテ、封建制度ハ、亡ビタリ。
CHARLES (KARL)

二 大王國ノ興起。

封建制度ノ滅亡ト共ニ歐洲ニ現出セシモノハ、中央集權ヲ施シ、大王國ナリ。爾來歐洲ニテハ、國力平均論ヲ主張シテ、列國ノ相聯合セシコトヲ歐洲大陸制度トイフ。

スペイン王國ノ勃興……………

十六世紀ニ於テ、歐洲諸列國中、殊ニ強大富盛ナリ

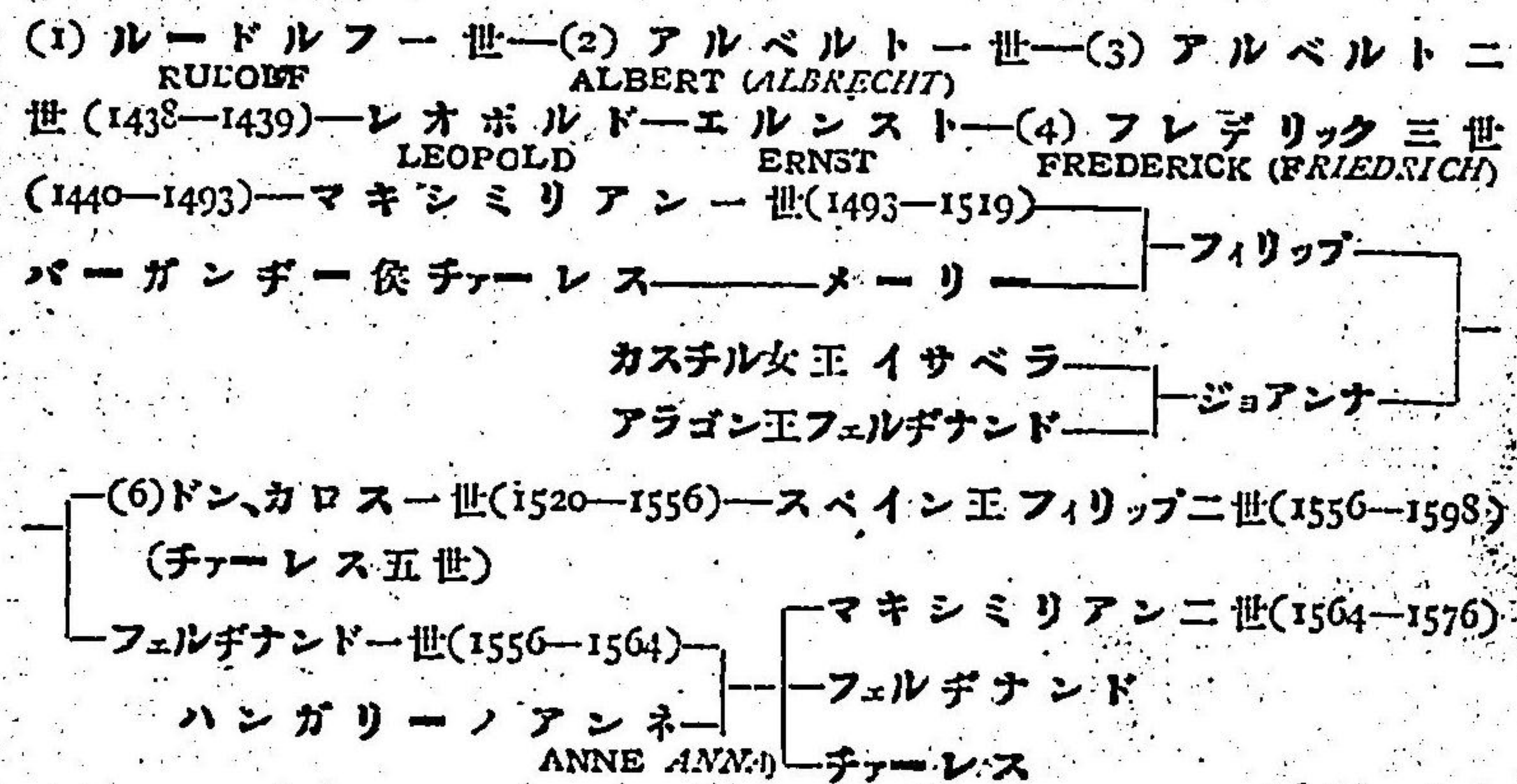
シ國ハ、スペインナリキ。スペインハ、中古數百年間、東ハピレニース山脈ヨリ、西ハ大西洋ニ至ルノ小地域ニシテ、國內數多ノ小王國互ニ相争ヒ、國力更ニ振ハザリシガ、1469(後土御門文明元年)アラゴン王フルチナントトカスチル女王イサベラト結婚セシ以來、國土稍廣マリ、1491(同延徳三年)南方グラナダニアリシムーア人ヲ攻略シ、ソノ後數年ニシテ殆ソドイベリア半島ヲ統一シタリ。當時スペインニ王タリシモノヲドン、カロス一世トイフ。
PYRENEES
ARAGON FERDINAND
CASTILE
GRANADA
MOOR
IBERIA
DON CARLOS

ドン、カロス一世ハ、1500(後土御門明應九年)ゲントニ生レ、父ハ獨逸帝マキシミリアン一世ノ子オーストリア公フィリップニシテ、母ハフェルヂナンド王ノ女ジョアンナナリ。
GHENT (GAND)
MAXI MILIAN
(PHILIPP DER SCHÖNE)
JOANNA (JOHANNNA)
ドン、カロス一世十五ニシテ父家ノ祖母バーガンディーノ後ヲ襲ヒテフランダール公トナリ、翌年(1516)母家ノMARY (MARIA) FLANDERS
祖父フェルヂナンド王死セシナ以テ、スペイン王トナリ、太后イサベラト共ニスペインヲ治メタリ。ソノ後三年(1519)父家ノ祖父マキシミリアン一世死セシナ以テ、オーストリアノ他ハブスブルグ家ノ領地ヲ治ムルコトヲ得タリ。
BURGANDY
HAPSBURG (HABSBURG)

獨逸帝マキシミリアン一世死セシヤ、佛王フランシス一世及ビ英王ヘンリー八世ハ、共ニ獨逸帝タラントセシガ、1520(後柏原永正十七年)ドン、カロス一世選バレテ、獨逸帝トナリ、エーキスラシヤベルニ即位シ、
FRANCIS (FRANZ)
AIX-LA-CHAPELLE (ACHEN)
チャールス五世ト稱ス。コハニ於テチャールス五世ノ領地ハ、バーガンディー 獨逸 シシリー サルチニア
ネーブルス ス페인 ニザールランド アメリカ植
NAPLES (NEAPEL)
NETHERLAND (NIEDERLADE)
民地等ヲ包有シテ、ソノ大サアレキサンダー大王及ビ

オーガスタス帝ノ版圖ヨリモ尙ホ大ナリキ。
AUGUSTUS

獨逸ハブスブルグ家略系(其一)。



第五章 獨逸ニ於ケル宗教改革。

一 宗教改革(1517—1648)ノ概説。
REFORMATION

十五六世紀ノ頃ニ至リテ、學藝ノ復興、種々ノ發明及ビ地理上ノ發見等アリシ結果、1517(後柏原永正十四年)獨逸ニ新教派(抵抗派)興リシタメ、ローマ法王ノ一統セシ宗教界ニ一大變動ヲ生ジ、宗教ノ爭亂相續キシコト、1648(後光明慶安元年)三十年戦争ノ終局ヲ告ゲシマデ、凡ソ130年。次デ宗教上ノ争ハ、政治上ノ争ト變ジテ、1789(光格寛政元年)佛國革命ノ爲メニ近世ノ新局面ヲ生ズルニ至レリ。

二 宗教改革ノ目的。

宗教改革ノ目的ハ、宗教上ノ積弊ヲ一洗シ、ローマ教會ノ行ヒシ不法ノ權力ヲ抑ヘ、僧侶ノ非行ヲ矯メ、新ニ教會ヲ組織シ、真正ナル基督教ノ教義ヲ明カニセンガ爲メニ唱道セシモノナリ。

三 宗教改革ノ原因。

甲 遠因。

1. 十字軍ノ失敗ト法王權ノ衰微ニヨリシコト。
2. 僧侶ノ跋扈不法及ビ汚行敗徳ニヨリテ社會ノ信用ヲ失ヒシコト。
3. 法王ノ學徳ヲ失ヒシコト。
4. ローマ法王ノ政權ヲ有セシコト。
5. ローマ教會ノ教法及ビ儀式ノ聖書ノ趣旨ニ違反セシコト(宗教ノ頽敗)。
6. 志士大ニジョン・ハスノ焚刑ニ處セラレシヲ憤リシコト。

十二世紀、佛國ノ南部ニアルビジェンセス派ノ僧、始メテ法王ニ反對シ、次テ十五世紀ニ至リテプラハグ大學教授ジョン・ハスハ、オクスフォード大學教授ジョン・ウィクリフノ説ヲ祖述シテ、教會ノ弊風ヲ一洗センガ爲メニ、宗教改革觀ヲ唱ヘ、1415遂ニ焚刑ニ處セラレシカバ、志士大ニ激昂セシコト。

7. ローマ教會ノ放縱ニシテ、失政多カリシコト。

乙 近因。

1. 學藝ノ復興及ビ種々ノ發明發見等ニヨリテ、歐洲人ノ智識大ニ増進シテ、自由研究ノ精神ヲ活動

セシ結果、一般ニローマ教會及ビ僧侶ノ不法非理ナルコトヲ認識セシコト。

2. 贖罪券ノ販賣ニヨリシコト。
INDULGENCE

メディシア法王レオ十世 (1513-1521) 累代驕奢ノ後ヲ承ケ、
MEDICEA LEO
國庫缺乏セシカバ、トルコ征伐ヲ名トシテ、淨財ヲ募リ、
或ハセント、ピーター寺ノ建立ト稱シテ贖罪券ヲ發行シ、
ST. PETER
コレヲ販賣シテ教會ノ收額トナサント欲シ、獨逸ドミニク派
ノ僧ジョン、テツェルニソノ販賣券ヲ與ヘタリ。
J. TETZEL
贖罪券トハ、賄賂ヲ教會ニ收ムルモノハ、現在ト未來トナ
同ハズ、ソノ收メタル人ノ罪惡ヲ消滅スルトイフニアリシ
ナ以テ、法王ガ宗教信仰ヲ亂用シタルモノナリ。

テツェルハ、法王ノ命ヲ奉ジ、贖罪券販賣簿ヲ携ヘテ、
サキソニーニ赴キシカバ、獨逸人ハ、特ニ多額ノ宗教
SAXONY (SACHSEN)
税ヲ出ダスヲ怨ミ、且ツ法王ノ教權ヲ亂用シテ、不法ノ
手段ヲ採リシヲ憤リ、爲メニ宗教改革ノ導火ハ、獨逸
ニ起リタリ。獨逸ニ於テ先ツ宗教改革說ヲ唱導シテ、
ローマ法王ニ反抗セシモノハ、オーガスチン派ノ僧マ
AUGUSTINE
ルチン、ルーテル (1483-1546) コレナリ。
MARTIN LUTHER

マルチン、ルーテルハ、獨逸チューリンギア州アイスレーベ
THURINGIA (THÜRINGEN) EISLEBEN
ンノ一領夫ノ子ナリ。初メエルフルト大學ニ入りテ、法理
ERFURT
ヲ修メ、後、宗教ニ志シ、1505 オーガスチン派ノ僧トナリテ大
ニ教義ヲ究メ、吾人ノ罪惡ハ、眞神ニヨルニアラザレバ、全ク
免ルベカラザルコトヲ知レリ。1510 ローマニ遊學セシガ、歸
國シテサキソニー侯 フレデリック ニ聘セラレ、ウッテンベ
FREDERICK THE WISE WITTENBERG
ルグ大學ノ神學教授トナレリ。

四 ルーテルト法王トノ争。

ルーテルハ、初メマゲデブルクノ僧正ニ寺院ノ積弊
MAGDEBURG
ヲ矯正センコトヲ乞ヒシモ、容レラザリキ。然ルニテ
ツェルノ贖罪券ヲ獨逸國內ニ販賣スルヲ見テ大ニ激シ、
1517 (十月三十一日) ローマ法王ガ贖罪券ヲ販賣スル
ハ、道理及ビ經典ニ違反スルモノナリトシ、九十五條
ノ駁撃文ヲウッテンベルク教會ノ門扉ニ掲ゲテ、弘ク
THESES (THESESN)
コレヲ公衆ニ示シタリ。

ルーテルハ、ローマ法王ガ所業ニヨリテ消滅スルコトヲ
WORKS
得ルトイヘルニ反シテ、信仰ニヨラザレバ、決シテ罪ヲ消ス
FAITH
コト能ハズトイフニアリ。

コハニ於テルーテルノ意見書ハ、獨逸學者間ノ一大問
題トナリテ、世論騒然タリキ。サレドモ獨逸ノ貴族ハ、
サキソニン侯フレデリックヲ始メトシ、ルーテルノ說ニ贊
成セシモノ多ク、マタウッテンベルク大學希臘語ノ教
授フリッ、メランクトンノ如キモ、大ニルーテルヲ援ケ
PHILIP MELANCTHON
タリ。法王ハ、コレヲ以テ、只ダオーガスチン派及ビ
ドミニク派ノ僧侶ノ争トシ、毫モ意ニ介セザリシガ、
1519 ルーテルハ、ライプシク公會ニ於テ、エックト基督
LEIPSIK (LEIPZIG) ECK
教ノ經典ニ準據スベキモノナルコトヲ論ジ、且ツロー
マ法王ノ非道ナルコトヲ辯ゼシカバ、法王怒リテ、ル
ーテルヲ不神者及ビ悖道者トナシ、コレヲ破門セリ。
ルーテル即チソノ破門狀ヲ公衆ノ前ニ於テ、燒棄シ、
法王ニ反抗セリ(1520)。

五 ウォルムスノ國會(1521)。
WORMS

時ニチャーレス五世獨逸帝タリ。法王援ヲチャーレス

五世ニ乞ヒテ、宗教改革者ヲ抑壓セントセリ。チャーレス五世、政略上、法王ノ求メニ應ジテ、1521(後柏原大永元年四月十七日)ウルムスニ國會ヲ開キ、ルーテルヲ召シテ、ソノ説ヲ棄テシメントセシモ、彼レハ頑トシテコレニ應ゼザリキ。

ルーテルノ國會ニ召サル、ヤ、朋友ハハスノ事ヲ想起シテ、國會ニ出席スルコトヲ止メシガ、ルーテルコレヲ聞カズシテ國會ニ出テタリ。ルーテル毅然トシテ議場ニ立テ、王侯高僧等ノ前ニ於テ辯明シテ曰ク、予ノ説ク所ハ、總ベテ經典ニ則リタルモノニシテ、毫モコレニ違反セシモノナシ。故ニ予ガ既ノ非ナルコトヲ充分証明スルモノアルニアラザレバ、予ハ其心ノ存在スル間ハ、決シテ己レノ既ヲ狂ケテ、他ノ不正ノ説ニ從フコト能ハザルナリ。予コノ議場ニ立ツモ、他ニ爲ス所ヲ知ラズ。神ヨ助ケヨ云々。

國會ハ、ルーテルノ説ヲ以テ異端トナシ、新教ヲ嚴禁シタリ。サキソン侯フレデリックハ、ルーテルノ禍ニ遇ハンコトヲ恐レ、陰ニルーテルヲ庇保シ、ウッテンベルグ城内ニ於テ、聖書ヲ翻譯セシム。コレヲ新約全書トイフ。ソノ譯語純潔明晰ニシテ、獨逸ノ文學上ニ與ヘシ功少カラザリキ。

六 獨逸農民ノ亂(1524—1525)。
WAR OF GERMAN FARMERS (DEUTSCHE BAUERNKRIEG)

獨逸ノ有力ナル中流人士ハ、率ネウルムス國會ノ決議ヲ不當トシ、ルーテルノ説ニ賛同シ、カールスタットノ一派ノ如キハ、激烈ナル宗教改革論ヲ唱ヘタリ。

1524(後柏原大永四年)スワビア 及ビ フランコニ
SWABIA (SCHWABEN) FRANCONIA (FRANKEN)

アノ農民ハ、重税ニ堪ユルコト能ハズシテ、トーマス、
MÜNZERヲ巨魁トシ、兵ヲ擧ゲテ、城池ヲ壞テ、寺院ヲ焚キテ、頗ル猖獗ヲ極メタリ。コヽニ於テ獨逸國內ハ、新舊兩教ノ争及ビ農民ノ亂ノ爲メニ大ニ亂レシ際、チャーレス五世ハ、マタ佛王フランシス一世ト交戦スルニ至レリ。

七 フランシス一世及ビチャーレス五世トノ戰(1521—1544)

1. 原因。

佛王フランシス一世獨逸帝チャーレス五世ノ勢威ヲ妬ミシコト。

フランシス一世(1515—1547)ハ、1516以來ローマ法王ヨリ僭正、僧徒ノ撰任權ヲ得、聖官法ヲ制シテ、佛國ヲ統一シ、只管、ローマ舊教ヲ保護シタリシガ、初メ獨逸帝位ニ即カント欲シテ、チャーレス五世ト競争セシ結果、失敗シタリ。爾來フランシス一世ハ、獨逸ノ勢威日ニ盛ナルヲ惡ミ、歐洲ノ國力平均ヲ失フヲ名トシ、ルーテル新教徒及ビトルコ帝ソリマン二世ト相黨接シテ、コヽニ戦端ヲ開キ、交戦四回ニ及ベリ。

2. 戦紀。

イ 第一回戦争(1521—1526)。

第一回ノ戰ハ、イタリー地方ニ行ハレシガ、1525(後柏原大永五年)パビアノ役、獨逸兵大ニ佛軍ヲ破リテ、フランシス一世ヲ擒ニシ、マドリッドニ幽屏セシコト凡ソ一年。1526ノマドリッド平和條約ニヨリテ、フランシス一世ハ漸ク歸國スルコトヲ得タリ。

マドリッド平和條約……………(1)佛國ハ、ミラン ジェノア
MILAN (MILAND) GENOA (GENOVA)
ネーブルス フランダー パーガンヂー等ヲ獨逸ニ讓與

スルコト。(2)佛國ハ、獨逸ニ皇子ヲ質トスルコト。(3)佛國ハ、獨逸ヲ援ケテ、新教徒及ビトルコ兵ヲ撃退スルコト等。

第二回戦争(1527-1529)

佛王ハ、第一回戦争ニ於ケル耻辱ヲ雪ガント欲シ、法王クレメント七世 CLEMENT, (CLEMENS) 英王ヘンリー八世及ビ二三ノイタリー諸侯ト聯合シテ、再ビイタリーニ進撃セリ。チャーレス五世南征シテ大ニコレヲ破リ、1529(後奈良享祿二年)法王ヲ擒ニシタリ。コヽニ於テ佛王フランシス一世ハ、1529 カンブレ條約ニヨリテ和ヲ講ゼリ。
CAMBRAY

カンブレ條約……………(1)佛國ハ、爾後イタリーヲ要求セザルコト。(2)佛國ハ、獨逸ニ200万クラウンノ償金ヲ拂フコト。CROWN (CROWN) (3)佛國ハ、二皇子ヲ獨逸ヨリ召還シ、マタパーガンデーヲ領スベキコト。(4)佛國ハ、新教徒ヲ滅ニ盡カスベキコト。

第三回戦争(1536-1538)

フランシス一世ハ、復タミランヲ得ントシテ、トルコト同盟セリ。時ニチャーレス五世ハ、トルコ征伐ノ爲メニアフリカニアリシガ、師ヲ班シ、佛王ト戦ヒシコト三年、1538(奈良天文七年)ローマ法王ノ斡旋ニヨリ、獨佛兩國ハ、十年間ノ休戦ヲ約シタリ。

第四回戦争(1542-1544)

コレヨリ初メチャーレス五世ハ、屢(1529及ビ1535)トルコ兵ヲ破リシガ、1541(同天文十年)暴風雨ノ爲メニ

戦艦ヲ破壊セラレタリキ。コヽニ於テフランシス一世ハ、翌年再ビミランヲ得ントシテ、トルコト同盟セリ。時ニ獨逸ノ新教徒ハ、佛王ヲ援ケシガ、チャーレス五世ハ、英王ヘンリー八世ト共ニ佛王ヲ攻メシカバ、1544(同天文十三年)佛王遂ニクレスピーノ條約ニヨリテ和ヲ講ゼリ。
CRESPI

クレスピー條約……………(1)爾來佛國ハ、イタリーヲ要求セザルコト。(2)チャーレス五世ハ、パーガンデーヲ放棄スルコト。(3)佛國ハ、新教徒ノ鎮壓ニ努力スルコト。

カクシテ獨佛兩國ニ於ケル凡ソ25年間ノ戦争ハ、コヽニ終ヲ告ゲタリ。

ハ スピレスノ會議(1529)ト ニュレンベルグノ平和條約。
SPIRES (SPEIER) NUREMBERG (NÜRNBERG)
(1532)

スピレスノ會議……………

チャーレス五世ハ、新教徒ヲ抑壓セント欲シ、1529ライン河畔ナルスピレスニ會議ヲ開キテ、新教ノ傳播ヲ嚴禁セリ。コヽニ於テルーテル派ノ獨逸諸侯及ビ諸市コレヲ憤リ、相聯合シテ、獨逸帝ニ抗論セリ。蓋シプロテスタント(抵抗派マタハ新教)トハ、抗論ノ意ニシテ、ソノ名稱コヽニ基因ス。
PROTESTANT

1530チャーレス五世ハ、法王ヨリ帝冠ヲ戴キシガ、獨逸帝ノ法王受冠ハ、コレヲ以テ終リトナス。

シュマルカルデン同盟(1530) ニュレンベルグ平和條約
SCHMALKALDEN
(1532)……………

1530(後奈良享祿三年)春チャーレス五世アウグスツ

ルグニ國會ヲ開キシ時、新教徒ハ、**メランクトン**ノ編纂セシ信仰書(獨逸及ビ羅句語ニテ記セシモノ)ヲ呈出セシニ、國會ハ、新教禁制ノ決議ヲナシ、**チャーレス五世**ハ、ローマ舊教派ノ賛成ヲ得テ、弟**フェルナンド**ヲローマ帝トセリ。

コヽニ於テ**サキソン**侯等ノ新教徒ハ、**シュマルカルデン**同盟ヲ組織シテ、帝ニ抗シタリシカバ、佛國、**デンマルク**等ノ諸國モマダコレニ應ジタリ。時ニ**トルコ**帝**ソリマン二世**ハ、**モハメッド二世**ノ志ヲ繼ギ、**ハンガリー**ヲ略シ、破竹ノ勢ヲ以テ、**ウーン**ニ襲來シタリ。**チャーレス五世**即チ宗教問題ノ爲メニ、争亂ヲ醸ジ、政治上ノ失策ヲ來サンコトヲ恐レテ、1532(後奈良天文元年)宗教ハ新教ト舊教トヲ問ハズ、各人自由ニコレヲ信ズルコトヲ得ベシトシ、共ニ非基督教徒ナル**トルコ**兵ヲ拒ガシム。コレヲ**ニュレンベルグ**ノ平和條約トイフ。

九 **トレントノ宗教會議**(1545—1563)ト**シュマルカルデン**同盟ノ瓦解(1547)。

トレントノ宗教會議……………

チャーレス五世ハ、尙ホ新教徒ヲ鎮壓セント欲シ、1545(同天文十四年)法王**ポール二世**ニ乞ヒテ、**トレント**ニ宗教會議ヲ開ケリ。僧正ノ來會セシモノ37人。多クハ**イタリー**、**スペイン**ノ僧ニシテ、新教徒ハ、一人モ列席セザリキ。**チャーレス五世**即チ**シュマルカルデン**同盟

ノ首領**サキソン**侯**フレデリック**及ビ**ヘッセ**伯**フリッ**ニ國外放逐令ヲ下セリ。

シュマルカルデン戦争(1546—1547)ト同盟ノ瓦解……是ニ於テ1546**サキソン**侯等ノ新教徒兵ヲ擧グ。**ルーテル**ハゴノ年二月十八日死セリ。已ニシテ**サキソン**公**モーリス**ハ、獨逸帝ニ黨セシカバ、新教同盟瓦解セリ。1547(四月二十四日)獨逸帝ハ、**モーリス**ト共ニ**スペイン**、**ニザール**ノ兵ヲ率キテ、新教徒ヲ**エルベ**河畔ノ**ミュールベルグ**ニ破リテ、**フレデリック**ヲ擒ニシ、次デ**フリッ**ヲ捕ヘ、**モーリス**ヲ**サキソン**侯トシ、大ニ新教ノ同盟ヲ屈服シタリ。爾來**チャーレス五世**、意大ニ驕リテ、殘忍ヲ極メシカバ、舊教徒スラ帝ニ離叛セントスルニ至レリ。

〇 **パッソーノ條約**(1552)。

チャーレス五世ハ、1548(同天文十七年)**アウグスブルグ**ニ國會ヲ召集シテ、新舊兩教徒ヲ調停センガ爲メニ、**インテリム**ナル布令ヲ出ダシ、一時ヲ瀾縫セントセリ。然ルニ兩教ノ信者ハ、コレヲ屑トセズシテ、1552(同天文廿一年)**モーリス**先ヅ背キ、佛王**ヘンリー二世**(1547—1559)及ビ新教徒等ト共ニ**チャーレス五世**ヲ攻ム。時ニ舊教徒モマダ**チャーレス五世**ノ所行ヲ好マザリシヲ以テ、殆ンド帝ニ應援スルモノナリキ。コヽニ於テ**チャーレス五世**大敗シ、**パッソーノ條約**(1552)ヲ締結シテ、知ヲ乞ヘリ。

パッソーノ條約……………(1)半年以内ニ國會ヲ開キテ、宗教

問題ヲ解決スルコト。(2)國會開設前ニ於ケル新教徒ハ、
 信教自由ニシテ、舊教徒ト同等ナル権利ヲ有スベキコト。
 (3)捕虜トセシ新教ノ侯伯ヲ解放スルコト。(4)獨逸ハ、
 メッツ ツール ベルドゥンノ三市ヲ佛國ニ讓與スルコト。
 METZ TOUL VERDUN

二 アウグスブルグノ宗教會議(1555)ト新教ノ自由。

既ニシテチャーレス五世ハ、1555(同弘治元年)二月國會ヲアウグスブルグニ開キテ、宗教問題ヲ議決シテ、新教徒ニ信仰ノ自由ヲ與ヘタリ。

アウグスブルグノ議決……………(1)新教徒ハ、信教自由ニシテ、且ツ政治上舊教徒ト同等ノ権利ヲ有スベキコト。(2)各州ノ君主ハ、領内ノ宗教ヲ一定スベキコト。(3)領内ニ於テ君主ノ定メシ宗教ヲ奉セザルモノハ、コレヲ領外ニ放逐スベキコト。(4)舊教ノ僧正ニシテ新教ニ改宗セルモノアルトキハ、ソノ職ヲ免ジ、且ツソノ歳入ヲ沒收スベキコト。サレドモコレニ屬スル人民ハ、信教自由ナルコト。カクノ如キ議決ナリシモ、ソノ實、新教徒ハ真正ナル自由ヲ得シモノニアラザルナリ。

三 チャーレス五世ノ讓位。
 ABDICATION OF CHARLES V. (ABDANKUNG KARLS V.)

チャーレス五世ハ、内治意ノ如クナラザルガ上ニ、佛王ヘンリー二世ハ、屢、父ノ仇ヲ復セントシ、ローマ法王ハ、新教ニ自由ヲ與ヘタルヲ憤リ、共ニ帝ニ抗セシヲ以テ、帝即チ1556弟フルチナンド一世(1556—1564)ニ獨逸帝ノ位ヲ讓リ、子フリッブ二世(1556—1598)ヲスペイン王トシ、自ラスペインノ一寺院ニ退隱シテ、1558ニ死セリ。

チャーレス五世ノ退隱セシ所ハ、トジョーノ北方エストレマ
 TOJO ESTREMADURA

ヅラノサン、ユステ寺院ナリキ。
 SAN JUSTE(S. YUST)

第六章 丁抹、瑞典、及ビ瑞西ニ於ケル宗教改革。

一 丁抹ニ於ケル宗教改革。

丁抹ハ、クリスチアン一世(1448—1481)王タリシトキ、
 CHRISTIAN
 シュレースウヒ及ビホルスタインノ二公國ヲ領シタリ。
 SCHLESWIG HOLSTEIN
 ソノ孫クリスチアン二世(1513—1523)ノ時ニ至リ、二公國ハ、分離シテ、フレデリック一世ヲ王トセリ。

クリスチアン二世……………瑞典ヲ從ヘ、以テ丁抹ノ貴族ヲ制セントシ、政略上ルーテル新教ヲ奉ジタリ。當時、瑞典ハ、貴族、政權ヲ掌リ、僧侶ト争ヒシカバ、クリスチアン二世コノ機ニ乗ジ、獨、佛兩國ノ兵ヲ藉リテ、1520(後柏原永正十七年)ストックホルムヲ攻メ、頗ル殘暴ヲ極メタリ。コレヲ史ニストックホルムノ虐殺トイフ。
 STOCKHOLM
 MASSACRE OF STOCKHOLM
 (STOCKHOLMER BLUTBAD)

コハニ於テ瑞典人大ニ激シ、丁抹人モマタ大ニ恐レテ、終ニ王ヲ廢シ、1523(後柏原大永三年)シュレースウヒ公フレデリック一世ヲ迎ヘテ王トナス、

1527 オデンスニ國會ヲ開キテ、新教ノ自由ヲ許シ、
 ODENS
 次王クリスチアン三世モマタ 1536(後奈良天文五年)コペンヘーゲンニ國會ヲ開キ、ルーテル新教ヲ採用シテ、教會ノ組織ヲ改メタリ。
 COPENHAGEN(COPENHAGEN)

ニ 瑞典ノ新教。

瑞典ニテハ、**ストックホルム**ノ虐殺以後、政治及ビ宗教ノ革命起リシ結果、1523 貴族**ガスターバス**、**バサ**即チ**ガスターバス**一世(1523—1560)王位ニ上レリ。

ガスターバス一世…………ハ、勇敢ニシテ、智辯アリ。人民ヲシテルーテル新教ヲ奉ゼシメ、**リューベック**等トノ間ニ貿易ヲ開キ、**ストックホルム**ニ國産ナル鐵ノ市場ヲ設ケシ等、大ニカヲ殖産業ニ盡シ、國勢隆盛ニ赴ケリ。

要スルニルーテル新教ハ、爾來、獨逸、**丁抹**、**瑞典**、**那威**等ノ北方諸國ニ傳播スルニ至レリ。

三 瑞西ニ於ケル宗教改革。

宗教改革論ノ獨逸ニ起リシヤ、瑞西ニ**ツイングリ**ナルモノ出デ、別ニ**ツイングリ**派ノ新教ヲ起セリ。

ウルリヒ、**ツイングリ**(1484—1531)…………ハ、瑞四**グラルスト**イヘル村ノ長ノ子ニシテ、**ウィーン**及**ピバセル**ニ於テヒューマニスト(希臘、羅句ノ古學)ノ學問及ビ聖書ヲ研究シ、次テ**チューリヒ**ノ牧師トナレリ。彼レハ實ニ性、篤實ニシテ、學高ク、辯ニ巧ナリキ。

當時、瑞西ハ、傭兵ヲ出ダシ、國ニシテ、獨、佛ノ諸國或ハ**ローマ**法王ニ屬シタルコトアリテ、政治上ノ統一ヲ缺キ、道德大ニ衰ヘシカバ、**ツイングリ**大ニコレヲ患ヘ、コレヲ恢復セント欲シ、1518(後柏原永正十五年)ローマ法王ノ贖罪券ノ販賣ヲ非難シ、1524 **チューリヒ**ニ

於テ宗教改革ヲ唱道シ、併セテ瑞西ニ於ケル數多ノ小州ヲ聯合シテ、一ノ共和政治ヲ施サントセリ。時ニ瑞西ノ諸市府(**チューリヒ**、**ベルン**等ハ、率ネ**ツイングリ**ニ應ジテ、**ローマ**法王ニ抗シタリ。

瑞西ノ市府ト山州トノ争…………コヽニ於テ、瑞西、山地諸州ノ人民ハ、權力ノ己レニ歸セザルヲ知リ、舊教徒ニ應ジテ、**ツイングリ**ニ抗セリ。市府ハ、援ヲ獨逸諸侯ニ求メ、山州ハ、援ヲ**オーストリア**ノ**フルチナンド**一世ニ求メテ、互ニ相争ヒ、1529(後奈良享保二年)一旦和シタラシガ、1531(同享保四年)カッペルノ役、舊教徒勝利ヲ占メ、**ツイングリ**ハ、戰歿セリ。コヽニ於テ翌年兩派和セシトイヘドモ、爾來、本國ニ於テ宗教ノ争絶エザリキ。

要スルニ**ツイングリ**派ノ新教ハ、爾來、瑞西、**イングランド**等ニ傳播シタリ。

四 **ジョン**、**カルビン**ノ宗教改革。

佛人**ジョン**、**カルビン**ハ、佛國ニ於ケル最初ノ新教唱道者ニシテ、ルーテルニ次ギ、最モ有名ナル新教論者ナリ。

カルビン(1510—1564)…………ハ、佛國**ピカルデー**村ノ**ジョン**ノ人ニシテ、初メ**パリ**及**オルリアン**ニ於テ、神學及ビ法律ヲ學ビ、夙ニ新教徒ニ屬シ、基督ノ教理トイヘル書ヲ著ハシ、其ラ經典ニ據リテ教旨ヲ説キ、以テ佛人ニ勤儉質素ノ氣風ヲ養成セシメントシ、自ラ一派ノ新教ヲ唱道セリ。

カルビンノ説キシ所、ルーテル新教ヨリモ、過激ナ

リシカバ、遂ニバリ太學ニ抑壓セラレ、イタリーニ逃レタリ。1533(後奈良天文二年)バーガンチー王國領タリシ **ジェネバ** GENEVA (GENEV)ガ内亂ノ爲メニ **ジェネバ** 僧正及 **ピサボイ** SAVOY 公ノ羈絆ヲ脱シテ、新教ヲ奉ベシヲ聞キ、自ラ **ジェネバ**ニ赴キテ新教ヲ説キ、市民ノ德行ヲ獎勵シタリ。1536 遂ニ **ジェネバ** 共和政府ヲ建テ、自ラ政教ノ兩權ヲ掌握シテ、恰モ小法王ノ觀ヲ呈シタリ。

要スルニ **カルビン** 派ノ新教ハ、ソノ後、佛國ニ入リテハ、**ヒューゲノット** 派トナリ、**スコットランド**ニ入リテハ、**ジョン・ノックス** JOHN KNOXノ **プレスビテリア** 派トナリ、**イングランド**ニ入リテハ、**ピュリタン** 派トナリ、**ニュー・イングランド**ニ入リテハ、**ピルグリム**、**フーザー** 派ノ新教トナレリ。

五 新教傳播ノ妨害。

ルーテル **ツィングリ** **カルビン** 等ノ新教派、歐洲ニ起リシ以來、一時新教ノ勢ハ、歐洲ヲ席卷セントセシモ、種々ノ原因ニヨリテ、ソノ傳播ヲ妨ゲラレタリ。

1. 新教派ノ分裂。

ルーテル派及ピカルビン派等ハ、ミナ同シク新教派ナルニモ拘ラズ、互ニ相反目セシコト。

2. 新教ノ教義ノ缺點。

新教ノ宗教上ニ於ケル儀式ハ、簡單質朴ナリシト、教義ノ餘リ理論ニ傾キシ缺點アリシコト。

3. **ジュシュイト** 派舊教ノ反抗。

コレヨリ先キ、新教ノ勢日ニ盛ナルニ當リ、獨逸帝

チャーレス 五世ハ、舊教攻撃ノ銳鋒ヲ避ケシメンガ爲メニ、舊教ノ積弊ヲ一洗セント欲シ、**トレント** 會議(1545—1563)ニヨリテ、大ニ宗規ヲ振肅シ、法王權ヲ伸張シ、僧徒ニ嚴令シテ教育ヲ受ケシメタリ。已ニシテ新教派ノ分裂シテ相反目セシヲ見、舊教派ハ、大ニ反抗運動ヲ試ミツ、アリシ際、**スペイン**ノ貴族 **イグナチアス** IGNATIUS LOYOLA **ロヨラ** ナルモノ、**ジュシュイト** 派ノ舊教ヲ起シ、世界ノ人民ヲシテ、悉ク舊教徒タラシメントセリ。

ロヨラ (1491—1556)……………ハ、初メ軍人ナリシガ、暫テ高僧傳ヲ讀ミ、**ドミニク** 派ノ教育ヲ受ケタリ。彼レ會、一脚ヲ失ヒシ後、宗教ニ志シ、大ニカナ基督教ニ盡サントシテ、1528、**バリ** 大學ニ入リ、**ピーター・フガー** PETER FABER **フランシスコ・サビエル** FRANCISCO XAVIER 等ト交ハリ、共ニ舊教ノ教義ニコレテ、**ジュシュイト** 派舊教ヲ創メ、1540(同天文九年九月廿七日)法王 **ポール三世** PAUL (2) **ジュシュイト** 派ハ、法王ヲ教界ノ長トシ、教徒ハ、ローマ教會ヲ保護シ、併セテ嚴格ナル規律ノ下ニ精神ヲ鍛鍊スルコト。(1) 教育ヲ盛ニシテ、兒童ヲ訓養スルコト。(3) 海外ノ布教ニ盡カスルコト。ヲ誓約シテ、ソノ許可ヲ得タリ。

ソノ後 **ロヨラ** ハ、**スペイン**ニ聘セラレ、**サビエル** (1506—1552) ハ、**ポルトガル**ニ聘セラレタリ。サビエルハ、次テ1542(同天文十一年) **インド**ノ **ゴア** GOAニ布教シ、1549(同天文十八年)我が鹿兒島 **平戸** **博多** **山口** **京都** 等ニ布教シタリ。コレヨリ先キ **ポルトガロ** 人ハ、1541(同天文十年)我が薩摩、豊後、大隅等ニ來タリテ、貿易ヲ營ミタリ。

4. 宗教裁判所(宗教吟味所)ノ設置。

インクイジション (宗教吟味所)……………トハ、探索ノ義ニシテ、1248(後深草實治二年)ローマ法王 **インノーセント** 四世 INNOCENT

ノ時、始メテ設ケシモノナリ。

大僧正カラフ、(後ノ法王ポール四世)ハ、1541 法王ポール三世ノ許可ヲ得テ、ローマニ宗教裁判所ヲ設置シ、次ギテ各地方ニモマタコレヲ置キテ、新教ヲ奉ズルモノハ、ソノ門地階級ノ如何ヲ問ハズ、極刑ニ處シ、ソノ家財ヲ沒收スルコト、セリ。カクテイタリー、スペインハ、永ク舊教ヲ奉ズルニ至レリ。

コ、ニ於テ新教徒ノ處刑セラレシモノ多カリシガ、カルビン派ノ新教派モ 1553 有名ナル科學者ミケール、セルベタスノ基督教ヲ非難セシナ憤リテ、彼レヲ焚刑ニ處シタリ。現今イタリーハ、素ヨリ舊教ヲ信ズルモ、スペインノ如キモマタ、全クローマ法王ノ制ヲ仰グトイフ。

5. バリ大學教授等ノ新教ヲ抑制セシコト。

6. スペイン王フィリップ二世新教ヲ抑壓セシコト。

フィリップ二世ハ、法王ポール四世ヲ保護シテ、トレント會議ノ決議ニ基ヅキ、舊教ヲ振興セントシ、首府マドリッド及ビ各地方ニ宗教裁判所ヲ設ケ、行政官及ビ司法官ヲ巡遊シテ、嚴ニ新教徒ヲ吟味セシメタリ。

六 宗教改革ノ効果。

要スルニ宗教改革ノ効果ハ、

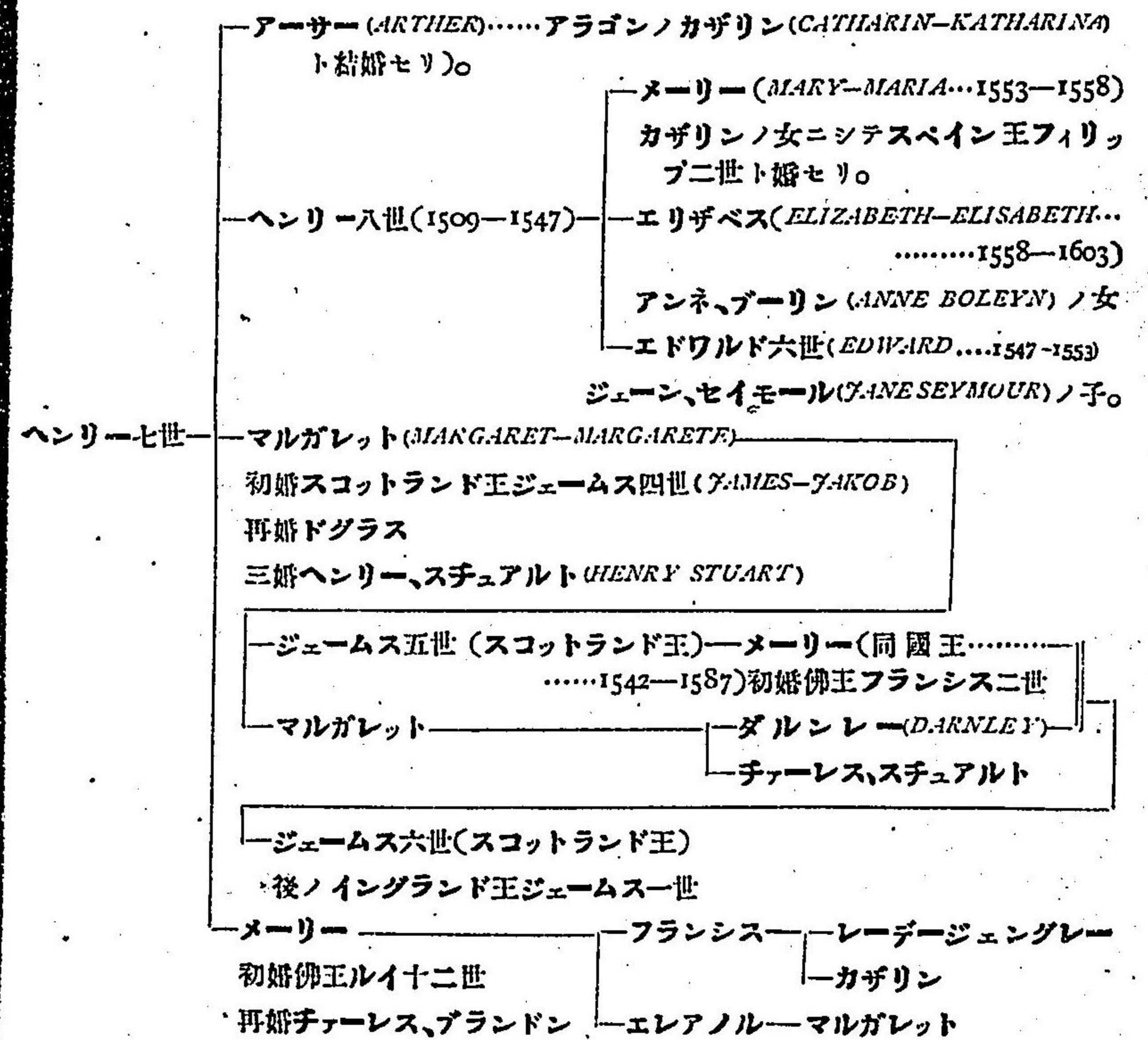
1. 北ヨーロッパ即チチュートン種族ノ國々ハ、率ネローマ教會ノ羈絆ヲ脱シテ、政教上ノ自由ヲ得シコト。
2. 宗教改革ノ爲メニ或ハ聖書ヲ翻譯シ、或ハ教理ヲ研究セシ結果、歐洲人民ノ智識増進セシコト。
3. 頽敗セシ宗教上ノ積弊ヲ一洗シ、僧侶ノ非行ヲ矯正シ、一般ニ歐洲人ヲシテ道德ヲ重ンゼシメシコト。

4. ローマ教會ヲ反省セシメテ、教會ノ改革ヲ促シ、眞正ナル基督教義ヲ用ヒシメシコト。

第七章 英國ニ於ケル宗教改革。

英國トイヘルハ、イングランドノコトヲイヘルモノニシテ、スコットランドヲ含マズ。

チュードル王朝ノ略系。



チュードル王朝 (1485—1603)。

一 ヘンリー七世 (1485—1509)。

HENRY (HEINRICH)

ヘンリー七世ハ、薔薇戦争ノ平定後、イングランドノ王位ニ上リテ、チュードル王朝ヲ創メ、商業ヲ奨励シ、ジョン、カボット等ヲシテ、アメリカヲ探検セシメタリ。

ヘンリー七世ノ王女マルガレットハ、スコットランド王ジェームス四世ニ配セシカバ、1603チュードル王朝ノ断絶ニ際シ、ソノ子孫ジェームス六世ハ、イングランド王トナリテ、^{STUART} スチュアルト王朝 (1603—1714) ナ創メ、イングランド及ビスコットランドヲ併有スルニ至レリ。

二 ヘンリー八世 (1509—1547)。

ヘンリー八世 (ヘンリー美王) ハ、容貌美ニシテ學オアリ。

H. THE FAIR (H. DIE SCHÖNE)

年十八ニシテ嗣ギテ王トナレリ。已ニシテアラゴンノカザリン (チャールス五世ノ叔母ニシテ兄アーサーノ寡婦ヲ立テ ^{ARAGON CATHARINE (KATHARIN-)} RINE (KATHARIN-))、^{ARTHUR (ARTHUR)} 皇后トセリ。

○トーマス、ウルセー。……………ヘンリー八世ヲ輔ケテ、内治外交ノ衝ニ當タリシモノヲトーマス、ウルセー (1471—1530) トイフ。彼レハ屠者ノ子ナリシモ、性鋭敏ニシテ學徳アリ。初メヨークノ大僧正タリシガ、^{YORK} 次デ、大宰相ニ昇進シ、法王ヨリハ英國ニ於ケル法王代ヲ命ゼラレ、政教ヲ兼攝セシコト凡ソ二十年。

○ヘンリー八世ト法王トノ關係。……………*獨逸諸國ニハ、宗教革命ノ亂アリ、加フルニ獨逸帝チャールス五世ハ、佛王フランシス一世ト干戈ヲ交ヘタルニ際シテ、^{FRANCIS (FRANZ)} フランシス一世ト干戈ヲ交ヘタルニ際シテ、ヘ

ンリー八世ハ、コレト相凌轢シテ、屢、兵ヲ歐洲大陸ニ出ダシタルコトアリシトイヘドモ、ヘンリー八世ハ、夙ニヒューマニスト教ノヲ受ケシヲ以テ、依然、舊教ヲ信ジ、一書ヲ著ハシテ、ルーテル新教ヲ攻撃シタリ。ルーテル即チヘンリー八世ヲ評シテ、國王一變シテ神學者トナレリト嘲笑シタリトイフ。法王ハ、英王ノ舉ヲ贊稱シテ 1521 (後柏原大永元年) 彼レニ 信仰ノ保護者 ^{DEFENDER OF THE FAITH (DEFENSOR FIDEI)} ナル號ヲ與ヘタリ。

ソノ後英國ハ、ローマ教會ト分離セシニモ拘ラズ、英王ハ、永ク信仰保護者ノ號ヲ用ヒタリ。

カクヘンリー八世ハ、熱心ナル舊教保護者タリシモ、一朝法王ノ敵トナリシハ、カザリン皇后離縁問題ニ職由セリ。ヘンリー八世ハ、カザリンニ配セシコト凡ソ十八年ニシテ、五子ヲ生ム。四子夭死シテ、纖弱ナル王女メアリーヲ殘セシノミ。

會、英王ハ、カザリンノ侍女 ^{MARY (MARIA)} アンネ、ブーリンノ ^{ANNE BOLEYN (ANNA B.)} 妙齡ニシテ、才色アルヲ慕ヒタリ。コヽニ於テヘンリー八世ハ曰ク、カザリンハ、已ニ病軀ニシテ、後嗣ノ生ル、コトナシ、且ツカザリンハ、已ニ家兄ノ室タリシヲ以テ、己レコレヲ娶ルハ不當ナリト。終ニカザリン皇后ヲ離縁シテアンネ、ブーリンヲ皇后ニ冊立センコトヲローマ法王 ^{CLEMENT (CLEMENS)} クレメント七世ニ乞フ。法王以爲ラク、若シコレヲ許サバ、己レヲ保護セルチャールス五世ノ怨ヲ買ハジコトヲ恐レ、コレヲ許サザレバ、英王ノ怒ニ觸

レンコトヲ愛ヒ、荏苒數年ナリキ。ヘンリー八世即チ罪ヲ宰相ウルセーニ歸シ、ソノ官位ヲ褫奪シ、財産ヲ沒收シテ、コレヲ罰セシカバ、ウルセー大ニ驚キ、幾モナクシテ愛死セリ。コヽニ於テ **トーマス、クロムウェル** THOMAS CROMWELL ウルセーニ代リテ、宰相トナレリ。

ソノ後英王ハ、屢、皇后離縁問題ノ許可ヲ法王ニ乞ヒシモ、法王言ヲ左右ニ託シテ、遷延二年ニ及ビシカバ、英王私ニアンネ、フーリント婚セリ。

時ニクロンムウェル大ニ法王ヲ惡ミ、王權ノ擴張ヲ英王ニ勸メテ曰ク、爾今英王ハ、自ラ**イギリス教會**ノ首長トナリ、萬事法王ノ許可ヲ受ケズシテ、獨リ自ラ(ANGLIKANISCHE KIRCHE)處斷スベシト。國會モマタコレニ賛成シテ、英國人ハ、今後ローマ法王ノ裁決ヲ仰グベカラズトシ、且ツアンネ、フーリンノ皇后冊立ヲ公認セリ。コヽニ於テ英王ハ、**トーマス、克蘭マー** THOMAS CRANMARヲ大僧正トシ、ソノ認可ヲ得テ、1533**カザリン**ヲ離縁シ、盛ニアンネ、フーリン冊立ノ典ヲ舉ゲタリ。翌年皇女エリザヘス生ル。法王コレヲ聞キテ英王ヲ破門セリ。コヽニ於テ英王ハ、1534自ラ**イギリス教會**ノ首長トナリ、爾後法王ハ、英國ニ於テ何等ノ權力ナキモノナリト布告シ、且ツカザリントノ結婚ハ、不當ナリシヲ以テ、今後アンネ、フーリンノ生ミシモノヲ以テ、正統ノ嗣子ナリト公言セリ。

國會即チ英王ヲ**イギリス教會**ノ首長トシ、コレヲ肯ゼザルモノハ、國事犯ノ罪ヲ以テ問フコトヽセリ。コヽ

ニ於テ舊教徒殊ニ博學多辯ナリシ**トーマス、モア**及THOMAS MOREビ德行ヲ以テ聞エタル僧正**フィッシャー** FISHER以下、殺戮セラレシモノ多カリキ。

トーマス、モア……………ハ、英國ニ於ケル最モ名高キ文學者ニシテ、1516ユトピア(安樂國)ナル書ヲ著シテ、大ニ時政ヲ批議シタリ。
UTOPIA (THE KINGDOM OF NOWHERE)

○六ヶ條目書ノ配布……………
ソノ後ヘンリー八世ハ、**イギリス教會ニチンダル** TYNDALLノ譯セシ聖書及ビ六ヶ條目書ヲ配布シタリ。
THE SIX ARTICLES

チンダルノ譯セシ聖書ハ、1536**コバーデール**ノ校訂セモノニシテ、六ヶ條目書ハ、1539ニナリシモノトス。
COVERDALE

ソノ後ヘンリー八世ハ、時トシテハ舊教ヲ信ジ、時トシテハ新教ヲ保護シテ、一定ノ信仰ナカリキ。加フルニ彼レハ后アンネ、ブーリンヲ殺シ、ソノ後**ジューン、セーモーア** JANE SEYMOUR ANNE OF CLEVES (ANNA FON CLEVE) C. HOWARD C. PARRクレブスノアンネ (JOH. ANNA S.)カザリン、ホーワルド C. HOWARDカザリン、バルノ四后ヲ立テシモ、或ハ離別シ、或ハ死刑ニ處シタリシカバ、頗ル英人

人望ヲ失ヘリ。

ソノ後 1547 **ヘンリー八世**死スルニ臨ミ、國會ハ、王位繼承ノ亂起ランコトヲ恐レ、ヘンリー八世ト議シテ、ヘンリー八世ノ後ハ、**エドワルド**コレヲ嗣ギ、**エドワルド**子ナキ時ハ、**メーリー**ノ統コレヲ承ケ、**メーリー**子ナキ時ハ、**エリザベス**ノ統コレヲ嗣グベキコトヲ定メタリ。

三 **エドワルド六世**(1547—1553) EDWARD (EDUARD)

エドワルド六世遺命ニヨリテ即位セシガ、年尙ホ十

歳ナリシヲ以テ、皇叔父ソマーセト公SOMERSET、ワルウWARWICK侯
ノースアンバーランド公等NORTHUMBERLAND、前後、政ヲ攝シタリ。

當時クランマーCRANMER、リッドレーRIDLEY、ラチマーLATIMER等イギリス
ス教會ヲ改革シテ、英國人民禮拜通書(1549ノ作)及ビ
ENGLISH BOOK OF COMMON PRAYER
(ENGLISCHE BUCH DES GEMEINES GEBET)

教目四十二條(1552ノ作、後三十九條トナセリ)ナル
THE FOURTY-TWO ARTICLES OF RELIGION
(GLAUBENESBEKENNTNIS IN 41 ART.KELN)
新教信仰ノ綱領ヲ公布シテ、コレニ違反スルモノハ、
所罰スルコト、セリ。爾來舊教徒ノ處刑セラレシモ
ノ多カリキ。

ソマーセト……………ハ、ソノ後スコットランドノメーリー
ヲ娶フントシテ、兵ヲ勳カシ、且ツ教會ノ領地ヲ沒收シテ、自ラ
領セシカバ、コーンウォール及ビデボンシャー等ノ舊教徒、遂ニ
CORNWALL DEVONSHIRE
ソマーセトヲ殺シ、ノースアンバーランド公ヲ攝政トナシ
タリ。ノースアンバーランド公ハ、エドワード六世ノ將ニ
死セントスルニ際シ、ジェーン、グレー(ヘンリー八世ノ姪女)
JANE GREY
ヲ立テントシテ殺サレ、メーリー遂ニ王位ニ上レリ。

四 メーリー女王(メーリー舊教信者……………1553-1558)
MARY THE CATHOLIC (MARIA DIE KATHOLISCHE)

メーリーハ、エドワード六世ノ姉ニシテ、熱心ナル
舊教信者ナリ。即位ノ初メ、舊教ヲ保護セント欲シ、
イギリス教會ノ令セシ信仰書等ヲ禁ジ、1556(後奈良弘
治二年)クランマー、リッドレー、ラチマー等ヲオクス
フォードニ焚殺シ、ソノ他無數ノ新教徒ハ、或ハ害セ
OXFORD
ラレ、或ハ歐洲大陸ニ避難セリ。時人ヨリテメーリー
ヲ稱シテ、殘酷メーリート呼ブニ至レリ。

メーリーハ、國民ノ反對セシニモ拘ラズ、1554(同天

文二十三年)スペイン王フリップ二世ト婚シ、彼レヲ援ケ
テ佛國ト戰ヒ、1558(正親町永祿元年)佛國內ニアリシ
英領カレーノ地ヲ失ヒシカバ、國民ノ怨ム所トナリテ
CALAIS
憂死セリ。

五 エリザベス女王(1558-1603)。
ELIZABETH (ELISABETH)

1. エリザベス時代ノ概説。

エドワード六世及ビメーリー女王ミナ子ナクシテ
死セシガ故ニ、王女エリザベス入リテ位ニ即ク。時ニ
年二十五。エリザベスハ、性剛愎ニシテ、奢侈ヲ好ミ、
頗ル缺點アリシトイヘドモ、英明ニシテ果斷アリ。加
フルニ能ク人才ヲ登用セシヲ以テ、在位凡ソ四十五年
間、英國ハ有形上トナク、無形上トナク、非常ノ進歩ヲ
ナシ、文物燦然トシテ、勢威ヲ歐洲列國ニ振フニ至レ
リ。

○政治家……………エリザベスヲ輔佐シテ、内
治外交ノ衝ニ當タリシモノニハ、バーレー卿ウリアム、
BURLEIGH WILLIAM
セシル、ソノ子ロバート、ニコラス、ベーコン及ヒフ
CESIL ROBERT NICHOLAS BACON
ランシス、ワルシンガム等アリキ。殊ニウリアム、
FRANCIS WALSINGHAM
セシルハ、賢明沈毅ノ大政治家ニシテ、大藏大臣ト
シテ、政府ノ收入ヲ増シ、大政ヲ輔翼セシコト、凡ソ四
十年。英國ノ隆盛トナリシモ、マタ彼レノ功大ニ與リ
テ力アリシモノナリ。

エリザベストスコットランドノメーリートノ關係。

エリザベス即位ノ初メ、舊教徒ハ、エリザベスヲ正嫡ニア
ラズトシ、ヘンリー八世ノ外孫タリシスコットランドノ女王

メーリーナ迎立セント謀リシモ、果サザリキ。

コレヨリ先キ1542(後奈良天文十一年)スコットランド王ジェームス五世死セシ時、メーリー猶ホ幼ナリシヲ以テ、生母佛人ギースノメーリー攝政セリ。
JAMES (JAKOB)
GUISE

已ニシテエドワード六世ノ攝政タリシソマーセット公ハ、メーリーヲ娶ラントシ、兵ヲスコットランドノエジンバラ附近ノピンキーニ出ダシテ、大ニスコットランドノ軍ヲ破リシガ、コレト結婚スルコト能ハザリシノミナラズ、遂ニ舊教徒ノ爲メニ殺サレタリ。
EDINBURGH
PINKIE

プレスビテリア派新教。……………1550(同天文十九年)ジョン・ノックスハ、佛國ヨリ歸國シテ、カルビン派ノ新教ヲスコットランドニ傳播シタリ。コレヲプレビテリア派新教トイフ。コノ新教ハ、僧侶及ビ牧師等ノ階級ヲ設ケズシテ、平等ノ地位ニアラシメシ平民的ノ宗教ナリ。
PRESBYTERIA
JOHN KNOX

已ニシテメーリーハ、佛王フランシス二世ト結婚シ、十七ヶ月ニシテ、1560佛王ノ死セシガ故ニ、歸國シテスコットランド女王ノ位ニアリシガ(十九歳)容姿麗麗ノ爲メニ頗ル汚名ヲ流シタリ。次テメーリーハ、従弟ダレンレー公ト結婚シテ、ジェームス六世ヲ生ム。已ニシテメーリーハ、イタリーノ音樂師リジオト通セシカバ、ダレンレーハ、リジオヲ殺シ、ニ、ダレンレーモマタボスウェル伯ニ殺サレタリ。メーリー即チボスウェル伯ト婚セシカバ、スコットランドノ國民、プレスビテリア派新教徒ハ、1567(正親町永祿十年)遂ニメーリー女王ヲ廢シ、ソノ子ジェームス六世ヲ立テ、庶弟ムルレーヲシテ、政ヲ攝セシメタリ。
DARNLEY
RIZZIO
BOTHWELL
MURRAY

コ、ニ於テメーリーハ、逃レテイングランドニ至レリ。エリザベスコレヲ捕ヘテボルトンツトバーリーフォーセリンゲー等ニ幽屏セシコト、凡ソ十九年。時ニ舊教徒ニバ
BOLTON
TUTBURY
FOR-
THERINGAY

ピングトンナルモノアリ。エリザベスコレヲ殺シテ、メーリーヲ英王トナサント謀リシカバ、メーリーハ、1587(後陽成天正十五年二月八日)エリザベス女王ノ爲メニ死刑ニ處セラレタリ(四十五歳)。

2. 二大勅令ノ發布。……………
ACT (EDIKT)

エリザベスハ、王位ヲ鞏固タラシメンガ爲メニ、エписコバリア教(イギリス教會)ヲ起シテ、歐洲大陸ノ新教徒ニ應援スベキコトヲ約シ、英國內ニ二大勅令ヲ發布シタリ。
EPISCOPALIA (EPISKOPALKIRCHE)

イ 君主率領令。
SUPREMACY BILL

君主率領令トハ、英國人ハ總ベテエリザベスコレヲ英國ニ於ケル政教ノ主權者トシ、エリザベスニ忠節ヲ盡シ、他國ノ君主マタハ法王ノ命令ニ服從セザルコトヲ誓ハシメシモノナリ。

ロ 宗教均一令。
ACT OF UNIFORMITY

宗教均一令トハ、國內ニエписコバリア國教ノ外、他ノ宗教ヲ信ズルコトヲ禁ジ、國教反對者ハ、高等法院(女王時代ニ新設セシ法院)ニ下シテ、嚴罰ニ處セシムル令ナリ。
NONCONFORMITY
HIGH COURT

エリザベスハ、エドワード六世ノ時ニ行ハレシ新教信仰ノ綱領ヲ襲用シ、エписコバリア教會ノ禮拜式以外ノ禮拜式ヲ用フルコトヲ禁ジ、日曜日ニハ、人民ヲシテ必ラズ教會ニ詣ラシメ、若シ教會ニ詣ラザルモノハ、罰金ヲ出ダサシムルコトハセリ。

ピュリタン派新教ノ成立。……………

コ、ニ於テ非イギリス教會新教徒ハ、エリサベスヲ英國宗教ノ主權者トナスヲ拒ミ、^{PROTESTANT NONCONFORMIST}カルビン派新教ノ教義ヲ採用シ、別ニ儀式及ビ禮拜ノ純潔嚴肅ナル教會即チ^{PURITAN}ピュリタン(純潔ノ義)派ノ新教ヲ起シタリ。コノ時ニ當タリテマタ^{SEPARATIST}分離派新教ナルモノ起リ、イギリス教會ニ激烈ナル抵抗ヲナシテ、イギリス教會ヨリ分離ノ策ヲ講ジタリ。カクテピュリタン派等ノ新教徒ハ、エリサベスノ爲メニ處刑セラレシモノ頗ル多カリキ。

3. 必勝艦隊ノ撃破(1588)。^{INVINCIBLE ARMADA}.....

甲 原因。

イ コレヨリ先キスペイン王フリッブ二世ハ、イングランド フランス スコットランドノ聯合ノ成ランコトヲ恐レテ、エリサベスト婚セントセシモ、エリサベスコレヲ拒ミシコト。

ロ エリサベスハ、國內ノ叛亂ヲ鎮定シ、1585(正親町天正十三年)寵臣^{LEICESTER}ライセスター等ヲシテ、オランダヲ援ケテ、スペインヨリ獨立セシメシコト。

ハ エリサベスハ、^{FROBISHER}フロビシャー ^{HOWKINS}ホーキンス ^{WALTER RALEIGH}ウァーター、^{DRAKE}ラレイ ドレーク 等ヲシテ、世界ノ海洋ヲ航行セシメ、スペインノ植民地ヲ略奪シ、マタスペイン人ヲ窘メシコト。

ニ 1581 ^{CADIZ}ドレーク等ハ、カチズ港ニアリシスベ

ンノ船舶及ビ武庫ヲ破壊シ或ハ燒棄セシコト。

ホ エリサベスハ、スコットランドノメーリーガ、スペインノフリッブ二世ニ通ジテ、不軌ヲ謀レリトシ、遂ニメーリーヲ殺シ、コト。

乙 戦紀。

コ、ニ於テスペイン王フリッブ二世大ニ怒リテ、1588(後陽成天正十六年)戰艦百五十隻、大砲三百門、水兵二萬人、和蘭歩兵三萬四千人ヲ以テ、必勝艦隊ヲ組織シ、^{MELINA SIDNIA}メチナ、^{PARMA}シドニア侯 ^{PARMA}バルマ侯等ヲ將トシ、イギリス海峡ヨリ進軍シテ、英國ヲ攻撃セシム(七月十九日)。

時ニ女王ハ^{TILBURG}チルバーグニ於テ、觀兵式ヲ舉行シ、大ニ英國人ヲ鼓舞シ、^{HOWARD}ドレーク ^{EFFINGHAM}ホーワルド(エフ、インガム公) ^{HENRY SEYMOUR}ヘンリー、^{ESSEX}セイモール ^{ESSEX}エセックス伯 等ヲシテコレヲ防ガシム。彼レ等英艦三十隻ヲ率キテ、スペインノ軍ト會戰セシコト七日。巧ニスペインノ軍ヲ砲撃セシカバ、スペインノ艦隊ハ、佛國ノ^{CALAIS}カレーニ逃ル。英將ドレーク等コレヲ追撃シテ、大ニコレヲ破リタリ。

コ、ニ於テスペインノ將メチナ、シドニア侯スコットランドノ北方ヨリ歸國セントセシ時、戰艦暴風ノ爲メニ率ネ破壊セラレ、艦隊ノ三分ノ一ノミ、漸クカチズニ歸ルコトヲ得タリ。

丙 結果。

イ コノ戰ハ英國ノ勝利タリシノミナラズ、歐洲ニ於ケル新教徒ノ勝利トナリシコト。

- ロ スペインハ、國力疲弊セシコト。
- ハ 英國ハ、爾來、富強ノ國トナリテ、世界ノ海洋ニ雄飛スルニ至リシコト。
- ニ 英國ノ植民及ビ貿易業大ニ進歩セシコト。
- ホ 和蘭ノ獨立ハ、鞏固トナリシコト。

4. アイルランドヲ征服セシコト(1601)。

アイルランドハ、モトイングランドニ屬セシガ、アイルランド人ノ多クハイギリス國教ヲ奉ゼザリシヲ以テ、エリザベスハ、エセクス伯ヲシテコレヲ討タシム。アイルランドノ將チロネハ、スペイン及ビ法王ノ援ニヨリテ、一旦コレヲ破リシモ、マウントジョイ卿ハ、遂ニアイルランドヲ征服シタリ。

5. 學藝及ビ商業ノ進歩。

イ 學術。

チャーサー(1328—1400)以後、英國ノ文學ハ、遲々トシテ進マザリシガ、エリザベスノ時ニ至リテ、文學者澎々トシテ輩出セリ。(エリザベス文學) 殊ニウイリアム、シェークスピア、ボーマント、フレッチャー、ベン・ジョンソン、マッシングァー等ノ戯曲家、エドムント・スペンサー等ノ詩人、フランシス・ベーコン等ノ哲學者著ハレタリ。マタウォーター、ラレイハ、軍人ニシテ文學ヲ能クシ、世界歴史ヲ著ハシタリ。

ウイリアム、シェークスピア(1564—1616)……………ハ、英國アボン河邊ノストラトフォールドノ人ニシテ、想像力及ビ文才ニ富ミシコト、殆ンドソノ右ニ出ヅルモノナク、英國第一

ノ戯曲家ナリ。妙作凡ソ三十七。殊ニベニスノ商人マクベス ハムレット ジュリアス・シーザー キング・リアー
MACHETH HAMLET JURIUS CAESAR KING LEAR
 等殊ニ著ハレタリ。

エドムント・スペンサー(1553—1599)……………ハ、英國風指ノ詩人ニシテ、ソノ著フェーリー・クイーンハ、世ニ著ハレ、文辭富麗、意匠ニ富ミ、毎句九行ヨリ成ル。コレヲスペンサー句トシテ、FARIE QUEEN SPENCERIAN STANZA

フランシス・ベーコン(1561—1626)……………ハ、有名ナル哲學者ニシテ、古來行ハレタルアリストートルノ演繹論理法ニ對シテ、歸納論理法即チベーコン論理法ヲ創メ、後世ノ學術ヲ裨益セシコト少カラズ。著書ノ中、ARISTOLE (ARISTOTELES) LEDUCTIVE SYSSEM INDUCTIVE SYSTEM BACONIAN SYSTEM 學術ノ進歩ノ如キハ、殊ニ著ハル。

ロ 商工業。

當時バーミンガム シェフィールドハ、製鐵業ヲ以テ著ハレ、マンチェスターハ、織物業ヲ以テ名ヲ著ハレタリ。英國船ハ、從來、英國貨物ノ輸出入ヲ掌リシハンザ同盟市府ニ代リテ、盛ニ貿易ヲ開始セリ。ドレークハ、マジェランニ次ギテ第二ノ世界一周(1577—1580)ヲ試ミ、ホーキンスハ、ギニアノ海岸ニ貿易シ、1600(後陽成慶長五年)ニハ、インドニ東インド會社設立セラレ、ウォーター、ラレーハ1584(正親町天正十二年)北米ニバージニア植民地(バージン・クイーン處女王ノ名ニヨリテ命名セシモノ)ヲ建テシヨリ、英國ハ、歐洲第一ノ商業國トナリテ、ソノ國旗ハ、普ク世界ノ海洋ニ翻ルニ至レリ。

マタ技藝モ大ニ進歩シテ、貴婦人乗用ノ馬車及ビロンドン

ン演劇場等ハ、女王ノ時代ニ成リシモノトス。

第八章 スペインノ盛衰ト オランダノ獨立。

一 スペイン王フィリップ二世(1556—1598)ノ治績。

コレヨリ初メ獨逸皇帝チーレス五世ハ、1556(後奈良弘治二年)讓位スルニ及ビ、弟フルチナンドハ、オーストリアノハブスフルグ家ヲ興シテ、獨逸皇帝トナリ、
子フィリップ二世ハ、^{HAPSBURG (HABSBURG)}スペイン王トナリ、^{NETHERLAND (NIEDERLANDE)}ニザールランド アメリカノ植民地 ^{NEEPLUS}ネーブルズ シシリー等ノ廣大ナル版圖ヲ得タリ。次デイングランドノ女王メーリート婚シ、ポルトガルヲ征服シ、ソノ領地タリシアフリカ及ビ東インドヲ併有シテ、版圖、益加ハリ、人口一億以上ヲ有スル土地ヲ支配スルニ及ビ、
スペインノ威令、世界ノ海島ニ及ベリ。

初メフィリップ二世ハ、ポルトガルノメーリート婚セシモ、ソノ後イングランドノ女王メーリー 及ビ ^{VALOIS}バロア家ノエリザベス アンナ(獨逸皇帝マキシミアン二世ノ女)ト婚セリ
^{ANNA (ANNE)} ^{MAXIMILIAN.}

フィリップ二世ハ、寡言頑陋ナリシトイヘドモ、忍耐力ニ富ミテ謀略アリ。王ハ國內ヲ一統センガ爲メニ、地方ノ自治制度ヲ廢シテ、中央政府ニ内閣制度ヲ創メ、國會(コルテス)^{CORTES}ヲ興シ、常備軍ヲ編制シ、只管、富國強兵ノ策ヲ講ジタリ。

フィリップ二世ハ、マタローマ法王ポール四世ヲ擁護シテ、^{PAUL}トレント宗教會議ノ結果ニ基ヅキ、舊教ヲ振興セント欲シ、首府^{TRENT (TRIENT)}マドリッド及ビ各地方ニ宗教裁判所ヲ設ケ、行政官及ビ司法官ヲ派遣シテ、嚴ニ新教徒ヲ吟味セシメタリ。時ニ王ハ、スペイン屬國中最モ豐富ナルオランダハ、大ニ新教ヲ信奉シテ、將來スペインヨリ獨立センコトヲ疑ヒテ、大ニソノ撲滅ヲ試ミタリ。

フィリップ二世ノ世ニ於テ、最モ著ルシキ出來事ハ、

- (1) オランダ獨立戰爭(1568—1648)
- (2) 必勝艦隊ヲ以テ英國ヲ征討セシコト (1588) ノ二大事件ヲ始メトシ、
- (3) 佛國トノ戰
- (4) ムール人ノ征服
- (5) トルコ征伐 等ナリキ。

ニ ニザールランド獨立戰爭(1568—1648)。

ニザールランドノ國狀。……………ニザールランドトハ、低地ノ義ニシテ、現今主トシテオランダヲ稱スルモ、十六世紀ノ頃ハ、オランダ及ビベルジウム地方ノ總稱ナリキ。ニザールランド人ハ、敏捷ニシテ、勤勉能ク業ヲ勤ミ、航海業、製造業及ビ商業ノ盛ナリシコト、歐洲ニ冠タリキ。且ツ國人ハ、大ニ自由ヲ尙ビ、宗教改革ヲ熱望セシガ故ニ風ニスペインヨリ獨立セント欲セリ。

當時ニザールランドハ、十七州ニ分レ、各行政ヲ異ニシタリシガ、北部諸州ハ、率ネ民政ヲ施シ、南部諸州(フランダール)^{FLANDERS}、ブラバント等)ハ、率ネ貴族政治ヲ行ヘリ。人口ハ、凡ソ三百萬ニ及ビ、都市ニ三百アリシモ、アントワープ(アンベルス)^{ANTWERP (ANTWERPEN) ANVERS}及ビアムステルダムノ兩市府ハ、殊ニ著ルヘタリ。
^{AMSTERDAM}

甲 原因。

1. 遠因。

ニザールランド人ハ、夙ニ宗教及ビ政治上ノ獨立ヲ得
ント希望セシ時ニ當タリテ、獨逸帝ノ爲メニ大ニ制セ
ラレシコト。

宗教改革論ノ各地ニ起ルヤ、ニザールランド人ハ、率
ネ新教ヲ奉ゼシヲ以テ、獨逸皇帝チーレス五世ハ、ニ
ザールランドニ於ケル新教徒ヲ虐殺シタリ。

サレドモ 1555 アウグスブルグノ宗教合議以後ハ、ニザ
ールランドノ新教徒モ、獨逸ノ新教徒ノ如ク宗教ノ自由信仰ヲ
得タリ。

2. 近因。

フィリップ二世大ニニザールランド人ノ政教ヲ抑壓セシ
コト。

フィリップ二世ハ、初メ **ブラッセル** BRUSSELS (BRUSSEL) ニ四年間滞在セシ
時、大ニニザールランドノ新教徒ヲ撲滅セシガ、ソノ後
スペインニ歸國スルニ及ビテ、1559 (正親町永祿二年)
チーレス五世ノ庶子 **パルマ** PARMA ノ女公 **マルガレット** MARGARET (MARGARETE) (1559—
1567) ヲシテ、ニザールランドノ攝政トシ、大僧正 **グラン
ベル** GRANVELLE (GRANVELLA) ソノ他 **オレンヂ侯ウイリアム** ORANGE (ORANJEN) WILLIAM (WILHELM) **エグモン
ト伯** HORN (HOORN) **ホルン伯** 等ノ貴族ヲシテ、コレヲ輔佐セシメシ
ガ、實權ハ、**グランベル** 大僧正ニ歸シタリ。

フィリップ二世ハ、スペイン兵ヲニザールランドニ駐屯
セシメテ、不慮ニ備ヘ、僧正ノ數ヲ増シテ、コレ等ニ
宗教裁判權ヲ與ヘ、**グランベル** ヲ宗教裁判長トシテ、

新教ノ撲滅ヲ謀レリ。

コヽニ於テ **オレンヂ侯ウイリアム** **エグモンド伯**
ホルン伯 等ハ、大ニ宗教裁判ニ反對シテ、**グランベル**
ノ政ヲ非難シ、民情騷然タルニ至レリ。

エグモンド伯ハ、1564 (同永祿七年) 自ラスペインニ赴キテ、
フィリップ二世ニ説クニ、ニザールランドニ於ケル古來ノ制度ヲ
恢復シ、且ツ宗教裁判ノ廢止ヲ乞ヒシモ、フィリップ二世頑トシ
テ、コレヲ許サザリキ。

ニザールランド人ハ、大ニ **フィリップ二世** 及ビ攝政ノ施
政ヲ怨ミ、亂民、各地ニ蜂起シ、所在ノ舊教會寺院ヲ破
壞シ、畫像ヲ毀テ、經典ヲ燒キシ等、頗ル狼藉ヲ極メタ
リキ。

フランダール州ニテモ、四日間ニ四百ノ寺院ヲ壞テタリ
トイフ。

乙 戰紀。

フィリップ二世即チ 1567 (正親町永祿十年) **アルバ公** ALBA ヲ
兵一萬ニ將トシテ、ニザールランドヲ鎮壓セシム。勇猛
ニシテ殘忍ナル **アルバ公** ハ、血議會ヲ設ケテ、大ニ虐
政ヲ行ヒシカバ、人民大ニ激昂シ、國內騷然タリ。 **オ
レンヂ侯ウイリアム** **エグモンド伯** **ホルン伯** 等ハ、
義兵ヲ擧ゲシガ、戰敗レ 1568 **エグモンド伯** 及ビ **ホル
ン伯** ハ殺サレ、**ウイリアム** ハ、獨逸ノ **ナッソー** NASSAU ニ逃レテ、
恢復ヲ謀レリ。

己ニシテ **ウイリアム** ハ、兵三萬ヲ率キテ、**オランダ**
ニ入リシカバ、**オランダ** 及ビ **ジールランド** ZEELAND (SEELAND) ノ亂民、**ウイリ**

アムヲ推シテ盟主トシ、大ニアルバ公ノ兵ヲフリールニ破リテ、勢頗ル盛ナリ。コヽニ於テフリップ二世ハ、1573 (正親町天正元年)レケセンスヲシテアルバ公ニ代ラシム。

アルバ公ノニザーランドニアリシコト、凡ソ六年、ニザーランドノ人民ヲ虐殺セシコト、凡ソ八萬人。遂ニ全國ノ新教徒ニ悉ク死刑ノ宣告ヲ與ヘタリトイフ。ソノ虐政想フベシ。

1574 ウイリアムハ、レケセンスノ兵トライデンニ戦ヒシ時、ウイリアムハ、堤防ヲ決シテ海水ヲ導キ、大ニスペイン人ヲ破リタリ。

1775 (同天文三年)設立セラレタルライデン大學ハ、ウイリアムノスペイン軍ヲ破リシ紀念ノ爲メニ建テシモノニシテ、一時ライデンノ學藝盛ナリシコトハ、歐洲ニ冠絶シ、歐洲ノアレキサンドリアト稱セラレタリ。

○ゲント同盟

スペイン即チ援ヲイングランドノ女王エリザベスニ乞ヒシモ、成ラズ。當時、北部諸州(オランダ ジーランド ユトレヒト ゲルデルン オベリセル グロニンゲン フリースランド等)ノ新教徒ハ、率ネウイリアムニ歸シ、南部諸州(ベルジューム地方)ノ舊教徒ハ、率ネレケセンスニ屬シテ、ニザーランドハ、自ラ兩分セシトイヘドモ、1576レケセンス刺客ノ爲メニ殺サル、ニ及ビ、オランダ ジーランド 等十七州ノ人民ハ、ゲント (ガン)ニ會シテ、ゲント同盟ヲ組織シ、ウイ

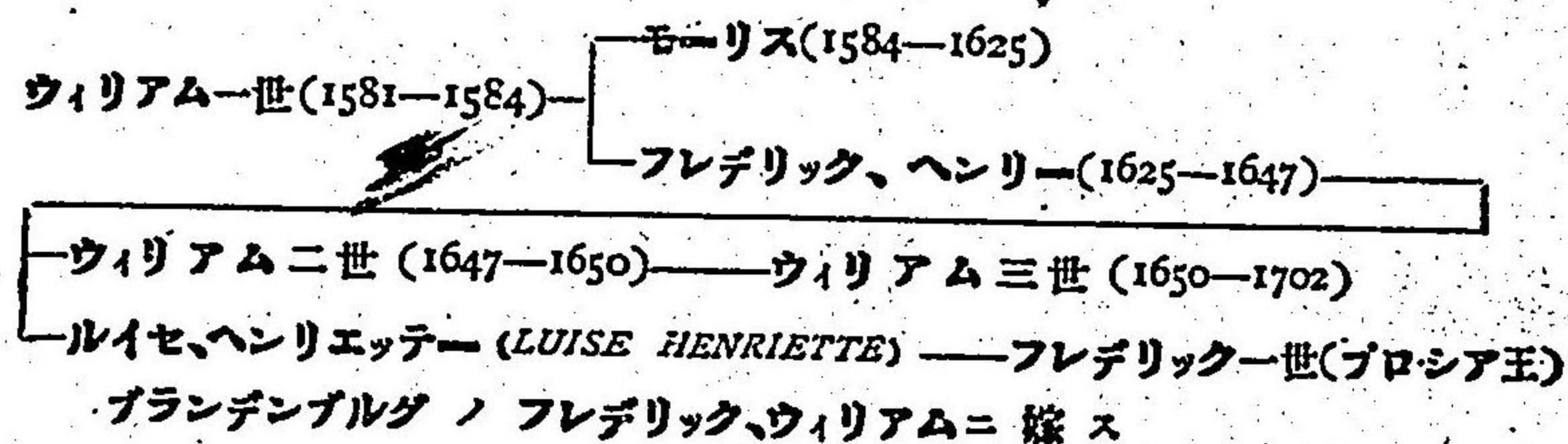
リアムヲ推シテ盟主トシ、護國者ノ號ヲ與ヘ、スペイン人ヲ掃蕩センコトヲ約セリ。

○ユトレヒト同盟トオランダ共和國ノ興起

1578 マルガレットノ子バルマ公アレキサンダー(1578—1592)攝政トナルニ及ビテ、一時統合セシ南北諸州再ビ分離セントシ、カバ、1579 (同天正七年)北部諸州ノ人民ハ、ユトレヒトニ會シ、ユトレヒト同盟ヲ組織シテ、ウイリアムヲ盟主トセリ。コレヲウイリアム一世ト稱ス。蓋シオランダ共和國ノ起源ナリ(1581)。

フリップ二世ハ、ウイリアム一世ノ勢強大ナルヲ妬ミテ、ニザーランドニ令シテ曰ク、ウイリアム一世ヲ殺シシモノハ、ソノ罪ヲ赦シテ、貴族ニ列シ、且ツ二萬五千クラウンノ賞金ヲ與フベシト。己ニシテ1584(七月十日)ウイリアム一世ハ、刺客ノ爲メニ殺サレシカバ、オランダ人大ニソノ死ヲ哀ミ、彼レヲ尊稱シテ國父ウイリアムト呼ブニ至レリ。

オランダ國王ノ略



ウイリアム一世ノ子モーリス父ニ嗣ギテ、オランダノ護國者トナレリ(十七歳)。己ニシテスペインノ將バルマ公ノアントウエルプヲ陥ルニ及ビテ、オランダ

ノ勢力稍衰ヘシガ、**イングランド**ノ女王**エリサベス**ハ、コレヲ傍觀スルニ忍ビズシテ、**ライセスター**等ヲシテ、コレヲ救ハシメ、1586(同天正十四年)**オランダ**兵ヲ指揮セシ**フィリップ**、**シドニー**ハ、戦歿セシトイヘドモ、**オランダ**人奮戦セシ結果、遂ニ**スペイン**ハ、**オランダ**ヲシテ獨立セシメザルベカラザルノ機運ニ向ヘリ。

丙 結果。

オランダハ、**スペイン**ヨリ獨立セシコト。

コヽニ於テ英、佛ノ兩國ノ斡旋ニヨリテ 1609(後陽成慶長十四年)**スペイン**王**フィリップ三世**(1598—1621)ハ、**オランダ**ト十二年間ノ休戦ヲ約セシガ、實ハ**オランダ**ヲシテ獨立セシメシニ外ナラザリシナリ。サレドモンノ後三十年戦争(1618—1648)ノ結果、1648(後光明慶安元年)

ウェストファリアノ條約ニヨリテ、**オランダ**共和國ハ、公然、獨立スルコトヲ承認セラレタリ。

當時**スペイン**王ハ、**フィリップ四世**(1621—1665)ナリキ。サレドモ**ネーザランド**ノ南部諸州即チ**ベルジューム**ハ、猶ホ**スペイン**ヨリ獨立スルコトヲ得ザリキ。ベルジュームハ、1839(仁孝天保十年)獨立國トナレリ。

三 獨立後ノ**オランダ**共和國。

○**オランダ**ノ政治。

オランダ共和國ノ獨立セシ以來。政治上ニ於テハ、**オランヂ**黨及ビ**聯邦**黨相爭ヒ、宗教上ニ於テハ、過激ナル**カルビン**新教派(**ゴマリ**スト派)ト穏和ナル**アルミ**スト派ト相抗論シテ、國內政教上ノ争ヲ生ジタリ。

1618(後水尾元和四年)**ドルンドレヒト**ニ宗教會議ノ開カレシトキ、有名ナル政治家**オルデン**、**バルネフェ**ルドハ、**オランダ**ノ護國者**モーリス**ニ反對セシヲ以テ、死刑ニ處セラレ、**ヒュー**、**デ**、**グロチアス**(1583—1645)ハ、禁錮ニ處セラレタリ。

ヒュー、**デ**、**グロチアス**ノ著書、**ユレ**、**ベルリ**、**アク**、**パチ**(和法法論)ハ、國際法上ニ一新目ヲ啓キタリ。

○**オランダ**ノ商業。

オランダ共和國ノ獨立セシ以來、海軍ヲ盛ニシ、商業(特ニ東洋貿易)及ビ航海業ヲ振興シ、南洋ノ諸島ヲ發見シ、東**インド**等ニ廣大ナル領地ヲ有シテ、國運頗ル隆昌ニ赴キ、一時**オランダ**ノ船舶ハ、世界ノ海上ニ雄飛スルニ至レリ。

○南洋……………1606(後陽成慶長十一年)濠洲大陸部ヲ發見シテ、新**オランダ**マタハ**テルラ**、**オーストラリア**(南大陸)ト名ツケ、航海者**タスマン**ハ、1640(明正寛永十七年)十二月**ニュー**、**ジー**、**ラン**ドヲ、1442**タスマニア**ヲ發見シタリ。

○**アメリカ**……………1614(後水尾慶長十九年)合衆國ニ**ニュー**、**アム**、**ステル**、**ダム**(今ノ**ニュー**、**ヨーク**)ヲ建設シタリ。

○**アフリカ**……………1651(後光明慶安四年)ケープ、**タウン**ヲ建設シテ、コノ地方ニ植民シ、ソノ後**トランス**、**バール**及ビ**オレンジ**地方等ヲ建設シタリ。

○東洋……………1596(後陽成慶長元年)スマトラ島ヲ 1598 **ジャバ**島ヲ占領シテ、1619(後水尾元和五年)バタビア府ヲ建設シ、1602(後陽成慶長七年)インドニ東**インド**商會ヲ設立シ、次テ(1632—1656)セイロン島ヲ占領シタリ。

我が日本ニハ、1597(同慶長二年)平戸島ニ來航シタルヲ以テ始メトス。翌年六月オランダ、インド貿易会社ヨリ派遣シタルジャックスマフノ率キシ五隻ノ船舶ハ、アフリカ四海岸、ブラジル海岸、マジュラン海峡等ヲ通過シ、暴風雨ニ遇ヒ、一隻ハ1599十一月豊後ノ大分ニ漂着シタリ。時ニ漂着セシ水夫二十四人ナリシガ、ヤンヨース及ビアダムスハ、徳川家康ニ召サレテ、江戸ニ至リ、江戸幕府ノ顧問官ニ任セラレ、ヤンヨースハ、今ノ八重洲町(モトノ八代洲マタハ耶揚子)ニアダムス(英人ニシテ水先案内タリシモノ)ハ、今ノ按針町ニ邸宅ヲ得タリ。ソノ後アダムスハ、家康ノ命ヲ奉シ、伊東ノ濱ニ於テ、百廿噸ノ西洋形船ヲ造リ、兵庫、江戸間ヲ廻航セシムルニ至リシ功ヲ以テ、相模ノ逸見村二百五十石ノ地ヲ得タリ。マタアダムスノ斡旋ニヨリテ、マニラ、アカプルコ線航路ノスペイン船ヲ我が浦賀ニ寄港セシムルコトトナリ、アダムスノ造リシ船ヲ以テ、京ノ商人朱座立清、田中勝助等ヲメキシコニ赴カシメタリキ。コレヨリ初メアダムスハ、江戸傳馬町ノ吏、馬込勘解由ノ女ヲ娶リテ、ヨセフ及ビスチナノ二子ヲ生ミタリ。ソノ後アダムスハ、我が國ニ死シタルヲ以テ、彼レ夫妻ノ墓ハ、今尙ホ逸見ノ淨土寺丘上ニアリ。

1621(後水尾元和七年)オランダ人(當時、支那人ノ所謂、紅夷)ハ、臺灣島ニ據リ、東洋貿易ノ利ヲ占メタリ。實ニ我が國ニ於ケル西洋文藝ノ輸入ハ、率ネオランダ人ニヨリシモノナリ。

○オランダノ學藝。

當時オランダ學藝ノ中心タリシ所ハ、ライデンニシテ、スピノサ、クリスチアン、ホイグンス、ボンデル等ノ學者及ビラットル等ノ美術家輩出セリ。

スピノサ(1632—1677)……ハ、アムステルダムニ出テシ哲

學者ナリ。クリスチアン、ホイグンス(1629—1695)……ハ、物理學者ニシテ、光線學ニ於ケル振動説ハ、ニュートンノ發射説ヨリモ、以前ニ唱道シタルノ説ナリ。ボンデル(1587—1979)……ハ、詩人ノ歸々タルモノニシテ、オランダニ於ケル第一流ノ文學者ナリ。ラットル(—1595)……ハ、有名ナル音樂家ニシテ、ローマノパレストリアスト共ニ十六世紀ニ於ケルニ大音樂家ト稱セラル。レムブランド(1606—1674)……ハ、史畫、肖像ヲ能クシ、ライスデール(1630—1682)……ハ、景色畫ヲ能クシ、テニエルス(—1690)……ハ、人物畫ヲ能クシタリ。マタ南部ニザールランドモマタ文藝頗ル發達シ、畫伯ルーベンス(1577—1640)……ハ、イタリーニ留學セシコト、十八年。人物畫殊ニ著色畫ニ長シ、マタ木版、銅版ノ彫刻ヲ能クセシノヨナラズ、一ノ政治家タリキ。バンダイク(1599—1641)……ハ、ルーベンスノ門弟ニシテ、人物畫ヲ能クセリ。

四 スペイン、フランスノ戰(1556—1559)。

甲 原因。

アルバ公大ニネーブルス人民ヲ虐待セシコト。

フリッブ二世ハ、イタリーノ代官アルバ公フルチナランドヲシテ、ネーブルスヲ治メシメシガ、アルバ公大ニネーブルスノ人民ヲ虐待セシヲ以テ、法王ソノ故地タルノ故ヲ以テ、大ニ怒リ、援ヲ佛王ヘンリー二世(1547—1559)ニ乞フ。

乙 戰紀。

フリッブ二世即チ皇后メーリー(イギリス女王)ニ迫リテ、英軍ヲ出ダサシメ、佛國ニ侵入シテ、1557(後奈良弘治三年)佛兵ヲサン、カンテンニ破リタルモ、ギース公フ

ランシスハ、英領カレーヲ占領シタリ。
FRANCIS (FRANZ) CALAIS

丙 結果。

1559(正親町永祿二年四月)スペインハ、佛國トカトー、
CAMBRESIENSIS 條約ヲ結ビ、佛國ハ、カレーヲ除クノ外、
他ノ侵略地ヲスペインニ還附セリ。

五 フリップ二世ノムール人征伐(1571)。

1492(後土御門明應元年)ムール人ハ、イサベラ女王
ノ爲メニ、ソノ根據地グラナダヲ陥レラレシトイヘド
モ、尙ホ回教ヲ信ジタリシガ、フリップ二世ハ、ムール
人ニソノ土語使用及ビ回教ノ信仰ヲ嚴禁シタリ。コ
ハ、ニ於テムール叛旗ヲ擧ゲシカバ、フリップ二世 1571
(正親町元龜二年)大ニムール人ヲ虐殺シタリ。

六 フリップ二世ノトルコ征伐(1571)。

時ニトルコハ、地中海ニ出沒シ、サイプラス島及ビ
MALTA マルタ島ヲ襲ヒシカバ、ローマ法王ピウス五世ハ、フ
リップ二世ニソノ征討ヲ命ゼシヲ以テ、1571 ドン・ジョン
ハ、スペイン、ベニス、法王ノ聯合軍ヲ率キテ、希臘ノ
西岸レパント灣ニ於テ、トルコ軍ヲ撃破シタリ。

七 スペイン必勝艦隊ノ英國征伐(1588)。

(第七章ヲ参照スベシ)。

八 スペインノ文藝。

スペイン文藝ノ黄金時代ハ、フリップ二世ノ世ニシ
テ、サーバンテス ベガ カルデロン等ノ文學者及ビ
ベラスケズ ムリルロ等ノ美術家輩出セリ。
CERVANTES VEGA CALDERON
VELASQUEZ MURILLO

サーバンテス(1547—1616)……………ハ、戯曲及ビ小説ニ長セ
リ。ソノ諷刺小説タルドン・キホテハ、傑作ニシテ、スペイン
ニテモ版ヲ重ネシゴト、四百回ニ及ビタリ。 ベガ(1562—
1635)……………ハ、開進主義ノ詩人 カルデロン(1600—1681)
……………ハ、保守主義ノ詩人ナリ。 ベラスケズ(1599—1660)
及ビ ムリルロ(1617—1682)……………ハ、共ニ畫家ナリ。

九 ポルトガルノ國狀。

エマニエル大王(1495—1521)ノ世ハ、ポルトガルノ黄
金時代 ニシテ、東インド、ブラジル、北アメリカ等ヲ
略シテ、廣大ナル植民地ヲ有シ、國勢頗ル盛ナリシガ、
嗣王ミナ暗弱ナリシカバ、凡ソ六十年間(1581—1640)本
國ハ、スペインニ支配セラレタリ。ソノ後1640(明正寛
永十七年)ブラガンザ公ハ、スペインノ羈絆ヲ脱シテ、
王位ニ上レリ。コレヲジョン四世ト稱ス。ポルトガル
ニ於テ、詩人ノ名高キモノニハ、カモエンス(1524—1580)
等アリキ。

〇 スペイン衰微ノ原因。

スペインハ、イサベラノ時ヨリ次第ニ土地ヲ擴メ、
フリップ二世ノ時ニ至リテ、歐洲第一ノ富強國トナリ
シガ、忽ニシテ瓦解衰亡スルニ至リシ主ナル原因、次ノ
如シ。

1. フリップ二世ハ、終世征伐ヲ事トセシト、土木ヲ興
シテ驕奢ニ耽リシトニヨリテ、財政困難ヲ生ゼシコ
ト。
2. 必勝艦隊ヲ以テ英國ヲ征伐セシ結果、敗北セシコ
ト。

- 3. フィリップ二世ハ、国内ノムール人ヲ虐殺セシ結果、生業者ヲ失ヒ、實業大ニ衰ヘ、國家ノ財源ヲ失ヒシコト。
- 4. スペイン領中ノ最豊富國オランダヲ失ヒシコト。
- 5. スペインハ、フィリップ四世ノ時 1640(明正寛永十七年)ポルトガルヲ失ヒシコト。
- 6. 十七世紀ノ末葉スペインハ、佛國ト戦ヒシ結果、戸數八百萬ヲ減ゼシコト。
- 7. スペインハ、植民地ノ富ヲ吸收スルノミニシテ、力ヲ植民政策ニ盡サザリシヲ以テ、アメリカ等ノ植民地ハ、漸次獨立セシコト。

第九章 佛國ノ内訌。

バロア家ノ諸王(續キ)。 VALOIS

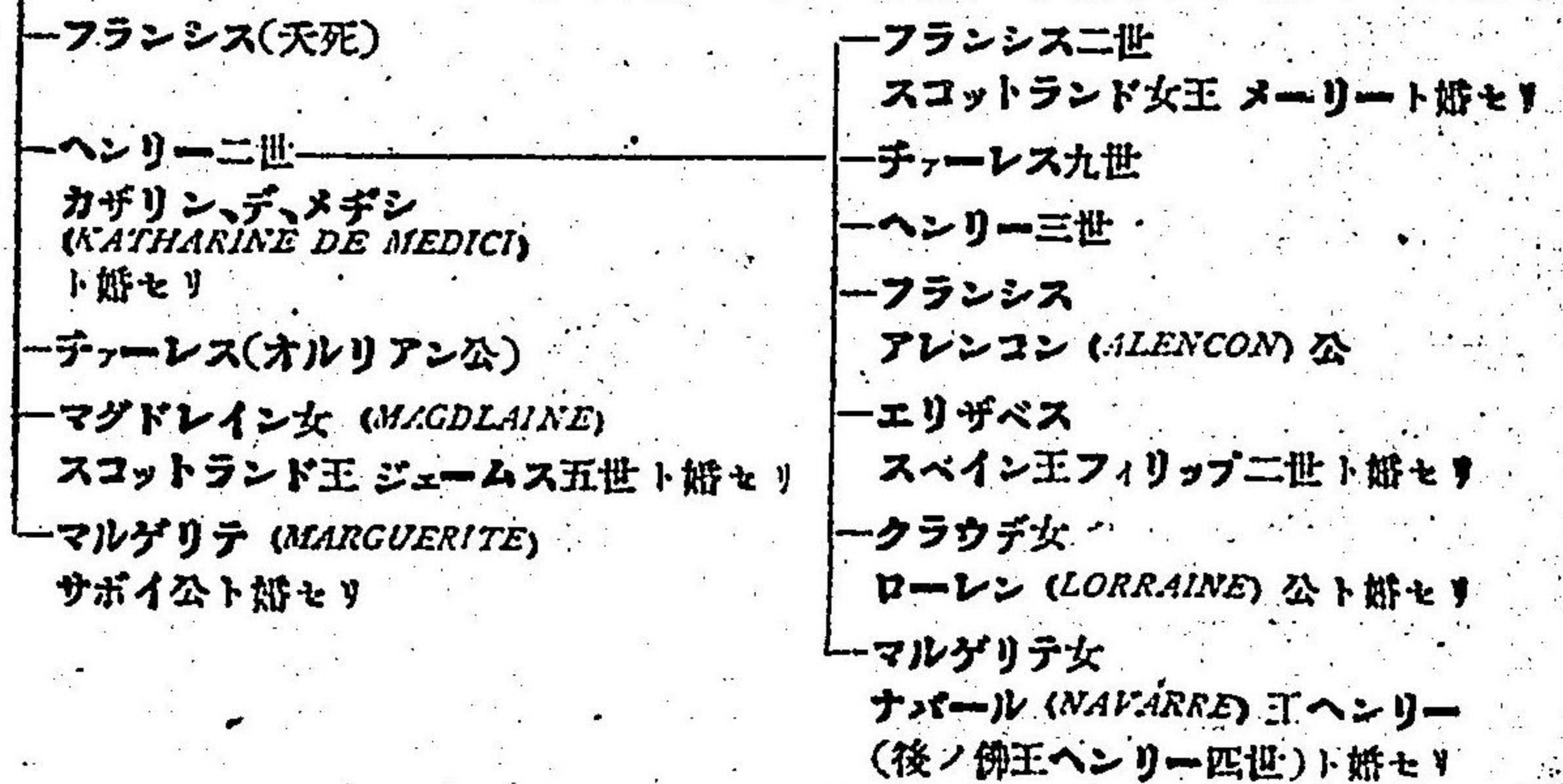
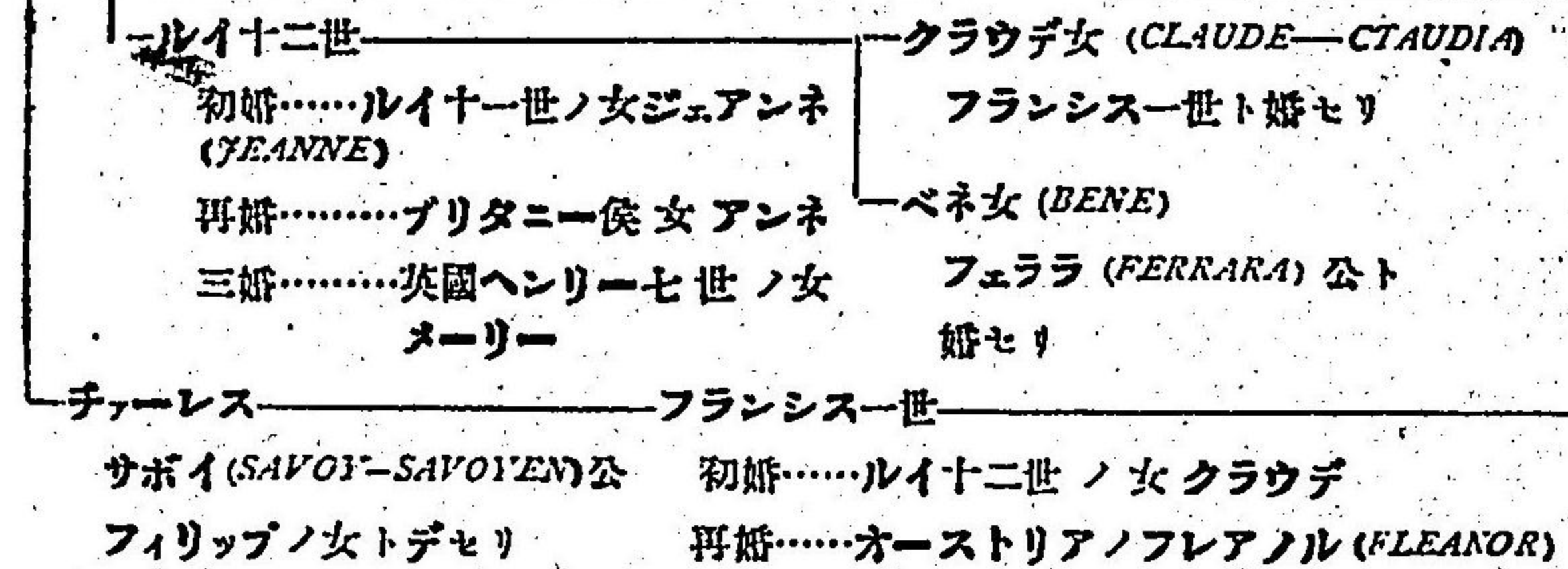
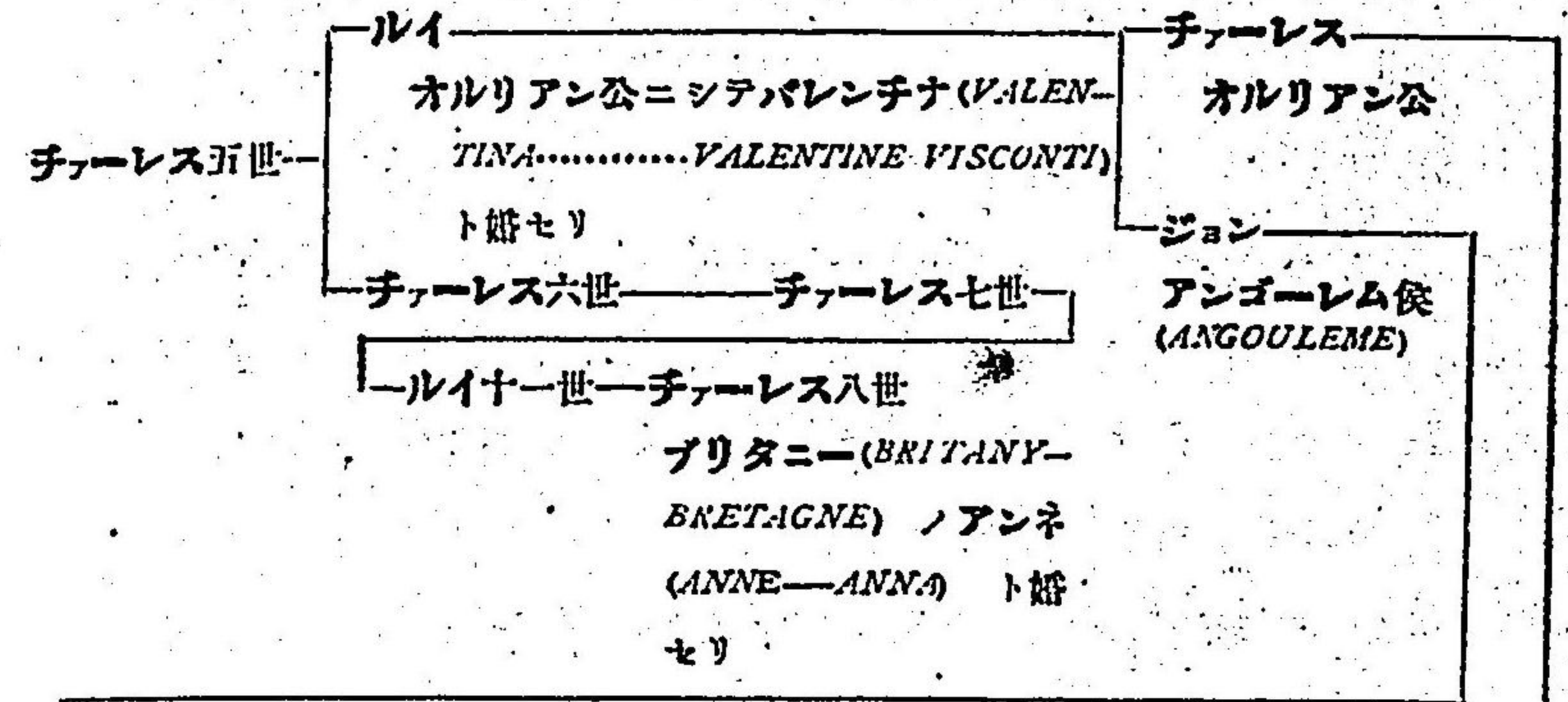
1. ルイ十一世(1461—1483)。 LOUIS (LUDWIG)

ルイ十一世ハ、バロア家ノ王チャールス七世ノ子ニシテ、封建ノ陋習ヲ打破シ、貴族ト平民トヲ論ゼズ、悉ク王臣タラシメ、以テ中央集權ノ實ヲ舉ゲタリ。マタ王ハ、領土ヲ擴メ、道路溝渠ヲ開築シ、殖産業ヲ奨励シ、教育ヲ振興シタルヲ以テ、當時、佛國ノ國勢、歐洲ニ振ヒタリ。

2. チャールス八世(1483—1498)。

チャールス八世ハ、ルイ十一世ノ子ニシテ、妹アンネハ、ピュ
ANNE(ANNA)

— ジュウ = 嫁シ、ジュアンネハ、オルリアン公(後ノルイ十二世)
BEUJEU JEANNE ORLEANS
ニ嫁セリ。



○近世史上ニ於ケル最初ノ國力平均同盟。

イタリーノミラン侯ガレアゾ殺サル、ヤ、ソノ弟
ロドビコMILAN (MILAND) GALEAZZO纂位セシカバ、ガレアゾノ子ハ、援ヲソノ姻
戚タルネーブルス王チャーレスニ乞フ。ロドビコモマ
タ援ヲ佛王チャーレス八世ニ求メシヲ以テ、チャーレス
八世兵ヲ率キテイタリーニ侵入シ、ミラン、フロー
レンス、ローマヲ陥レ、ネーブルスヲ略シテ、1495 (御土
御門明應四年)南方イタリーノ主トナレリ。

コ、ニ於テ獨逸帝マキシミアン一世 (1493—1519)
ハ、アラゴン王フルチナンド (1479—1516) ハ、歐洲ノ權力
平均ヲ失フヲ名トシ、ミラン、ローマ法王ト同盟シテ、
チャーレス八世ヲ攻メシカバ、チャーレス八世大敗シテ、
イタリーヨリ兵ヲ佛國ニ班セリ。

チャーレス八世死シテ嗣ナシ。コ、ニ於テバロア家 (1328
—1498) ハ、フィリップ六世ヨリコ、ニ至ル凡ソ 171 年ニシ
テ亡ビタリ。

ニ オルリアン家 (1498—1589)。

1. ルイ十二世 (1498—1515)。

バロア家亡ビ、オルリアン公チャーレスノ子、ルイ十
二世即位シ、ブリタニー等ノ地ヲ併有シタリ。

ルイ十二世ノ皇后ブリタニーノアンネハ、十六世紀ニ於
ケル才女ニシテ、種々ノ書ヲ著ハシ、現ニパリ圖書館ニ存ス
ルモノアリ。

イ ネーブルス事件。

ルイ十二世ハ、チャーレス八世ノ志ヲ襲ギテ、1499 (後
土御門明應八年)私ニスペイン王フルチナンドト共ニ
イタリーヲ攻メ、ミラン、ネーブルス、シシリー等ヲ滅ボ
シテ、各ソノ地ヲ分領セントシシカバ、スペインノ將
ゴンサルボ大ニルイ十二世ヲ破リテ、ネーブルス及ビ
シシリーヲ奪ヘリ。

ミランニハ、當時フィリップ、マリアノ妹バレンチナ、ビスコン
チ位ニアリキ。コレヲビスコンチ家ノ末公トナス。

ロ 三大同盟

1. カンフレー同盟。

LEAGUE OF CAMBRAI (LIGA ZU C.)
1508 (後柏原永正五年)ルイ十二世、スペイン王フル
チナンド、獨逸帝マキシミアン一世ハ、法王ジュリア
ス二世ト同盟シ、カンフレー同盟ヲ組織シテ、ベニス
ヲ伐テリ。

2. 神聖同盟。

HOLY LEAGUE (HEILIGEN LIGA)
已ニシテカンフレー同盟破レシカバ、マキシミア
ン一世及ビフルチナンド王ハ、ベニス、スイツルト結
ビテ、1511 (同永正八年)神聖同盟ヲ組織シテ、佛人ヲイ
タリーヨリ放逐セントシシカバ、ルイ十二世ハ、ベニ
スト同盟シテ、ミランヲ攻メタリ。

3. マリネス同盟。

LEAGUE OF MALINES
コ、ニ於テマキシミアン帝、フルチナンド王、英
王ヘンリー八世、法王レオ十世ハ、マリネス同盟ヲ組
織シテ、佛國ヲ攻メシヲ以テ、佛國ハ、イタリーノ侵地

ヲ放棄スルニ至レリ。

以上ノ三大同盟ハ、ミナ歐洲ノ權力平均ヲ維持センガ爲メニ組織セラレシモノナリ。カクシテルイ十二世ノ世ハ、殆ンド戦争ヲ以テ終リシトイヘドモ、王ハ能ク國內ヲ統御セシヲ以テ、國民、尊稱シテ、民父ト呼ビタリ。

2. フランシス一世(1515—1547)。

FRANCIS (FRANZ)

イ スツル及ビミランノ征服。

フランシス一世ハ、1515 (同永正十二年) スツル人ヲマリゲナニ破リシカバ、スツルハ、佛國ト永久ノ平和條約ヲ結ベリ。フランシス一世ハ、尙ホイタリーヲ征セントシシモ、ミラン戰ハズシテ降りシガ故ニ、1516

フランシス一世ハ、法約(法王トノ盟約)ヲナシテ、爾來、佛王ハ、僧正、僧侶ヲ撰任スルノ權ヲ得タリ。

□ 獨逸帝チーレス五世トノ戰(1521—1544)。

(前第五章ヲ參照スベシ)。

ハ ヒューゲノット(ユグノー)派新教ノ蔓延。

HUGUENOT (HUGENOTTEN)

1536 (後奈良天文五年) カルビンノジネバニ於テ新教ヲ唱道セシヨリ、佛國ニ於テモマタ貴族ノコレヲ信ズルモノ多カリキ。フランシス一世ハ、大ニ新教徒ヲ鎮壓セント欲シ、先ヅワルド派ノ信徒數千人ヲ焚殺シタ

リ。フランシス一世、初メルールテル新教徒ヲ殺シテ、政略上ヨリニシテ、彼レノ本意ニハアラザリキ。

ワルド派ハ、1167 (六條仁安二年) ピーター、ワルド(ピール、ド、ボー)ノ創メシ宗教ナリ。
PETER WALDO PIERRE DE VAUX

次デヘンリー二世(1547—1559) 及ビフランシス二世(1559—1560)ノ如キモ、マタ新教徒ヲ虐待セシカバ、三十餘年間ノヒューゲノットノ亂(1562—1598)ヲ生ゼリ。時ニカルビン派ノ新教徒ハ、四十萬人ニ上リ、二千餘ノ教會ヲ建テ、勢頗ル盛ニシテ、1559 (正親町永祿二年)ニハ、彼レ等バリニ集會シテ、結社セリ。蓋シヒューゲノットハ、盟社ノ義ニシテ、宗教改革派ノ人々ガ盟誓結社シテ、カルビン派ノ新教ヲ奉ゼシヲ以テ、命名セラレタルモノナリ。

3. ヒューゲノットノ亂(1562—1598)。

WAR OF HUGUENOT (HUGENOTTEN KRIEGE)

甲 原因。

ギース黨及ビボーボン黨ノ相反目セシコト。

GUISE BOURBON

ヘンリー二世死シテ、フランシス二世位ヲ嗣グヤ、年僅カニ十六ニシテ暗弱ナリ。太后カザリン、デ、メチシハ、機智ニ富ミテ、自ラ政權ヲ掌握シ、ギース公フランシス、ソノ弟舊教ノ僧正チーレス(ローレンノ僧正)コレヲ輔ケタリ。

CATHARINE DE MEDICI

(KATHARINA VON M.)

LORRAINE (LOTHRINGEN)

己ニシテカザリン太后ハ、ソノ妹メーリーガスコットランド王ジェームス五世ニ嫁シテ生ミタルメーリー(女王)ヲ立テ、フランシス二世ノ皇后トセリ。

太后カザリンハ、チーレスト共ニ政權ヲ弄シ、火房トイヘル極メテ峻酷ナル臨時法院ヲ設置シテ、大ニ新

CHAMBRES

ARDENTES

教徒ヲ抑壓セリ。時ニボーボン家ノナバール王
NAVARRE (NAVARRA)
アントニー(ルイ九世ノ正統) ソノ弟**コンデ公**ルイ
ANTONIE (ANTOIN) CODE
 及ビ貴族**モントモレンシス** 水師提督**ガスラルド**、**デ**
MONTMORENCIS GASPARD DE
コリニー等ハ、**カザリン**等ノ舊教徒ヨリ成ル**ギース**黨
COLIGNY
 ノ専横ナルヲ惡ミテ、コレヲ抑制セント欲シ、**カルビ**
 ン派ノ新教ヲ奉ジ、別ニ政治的團體、即チ**ボーボン**黨ヲ
BOURBON
 組織シテ、在野ノ新教徒ニ應援シ、**ギース**黨ト相顔顔
 スルニ至レリ。

アルバート (ALBERT.....JEAN DE ALBRECHT) ----- ヘンリー、アルバート -----
 ナバール王 佛王フランシス一世ノ女ト婚セリ

ジュアンネ、デ、アルバート (JEANNE DE A.) ----- ヘンリー四世 (1589-
 ナバール女王 ボーボン家ノアントニーニ嫁セリ 佛王兼ナバール王
 1610)

○アンボアスノ叛亂。.....

已ニシテ (1560) 新教徒ナル貴族**ラ、レノーチ**ハ、**アン**
AMBOISE RA RENAUDIE
ボアス同盟ヲ組織シテ叛セシカバ、**カザリン**太后ハ、
ギース黨ヲシテ、コノ機ニ乗ジ、無辜ノ新教徒ヲ誅劔
 セシメシコト無數。コヽニ於テ政府ハ、議會ヲ**オルリア**
ORLEAN
 ンニ召集シテ、正教徒ノ撲滅ヲ議シ、**コンデ**公ヲ捕ヘ
 テ獄ニ下セリ。

○チャーレス九世ノ即位ト**サン、ゼルメーン**ノ勅令。...

1560 (正親町永祿三年十二月)**フランシス**二世死シテ、
Sr. GERMAIN
 十歳ノ幼君**チャーレス**九世 (1560-1574) 嗣ギ立チシカバ、
カザリン愈、政ヲ專ニセリ。

1561 **ポアッシー**ノ宗教會議開カレシ時、博識多辯ナリ
POISSY

シ新教徒**セオドル、ベザ**ハ、大ニ新教教理ノ純正ナル
THEODRE BEZA
 コトヲ辯明セシカバ、**カザリン**ハ、從來ノ政略ヲ棄テ
 ヲ、1562 (同永祿五年)**サン、ゼルメーン**ノ勅令ヲ發シ、**ボ**
ST. GERMAIN
ーボン黨ノ諸公ヲ引用シ、新教徒ニ自由ヲ與ヘテ、新
 教徒ノ罪ヲ赦シ、以テ政教ノ擾亂ヲ防ガントセリ。ギ
 ース黨及ビ舊教徒ハ、コノ勅令ヲ見、大ニ憤激シテ、コ
 ヲニ戰亂ヲ醸スニ至レリ。

乙 戦紀。

1562 舊教徒及ビギース黨ノ首領**ギース**公、國內ヲ巡
 視シ、**シャンパン**ニッノ**バシー**村ヲ過ギシ時(三月一日)、新
CHAMPAGNE VASSY
 教徒ノ教會ニ集合シテ、讚美歌ヲ唱セシヲ見、**ギース**
 公ノ從者コレヲ嘗リシカバ、兩者ノ争始マリ、新教徒
 ノ殺サレシモノ、頗ル多カリキ。

コヽニ於テ**コリニー**及ビ**コンデ**公等兵ヲ起シ、戦結
 ボレテ解ケザリシコト八年。ソノ間英、獨、瑞西等ノ
 新教國ハ、新教徒ヲ援ケ、**ローマ**法王及ビ**スペイン**ノ
 舊教國等ハ、舊教徒ヲ援ケ、互ニ勝敗アリシガ、1563 **ギ**
ース公 1569 **コンデ**公戰歿セシカバ、1570 (正親町元龜
 元年)兩黨ハ**サン、ゼルメーン**條約ニヨリテ、一時、戦
 局ヲ結ビタリ。

○ヘンリー結婚ノ約。.....

コンデ公ニ代リテ、新教徒ノ首領タリシ**ボーボン**家
 ノ出**ナバール**王**ヘンリー**ハ、血統上佛王**ベンリー**二世
NAVARRE (NAVARRA)
 ノ子ニ次ギテ、佛王タルベキ資格ヲ有セシガ、コノ條約

ヲ確定センガ爲メニ佛王チャーレス九世ノ妹 **マルガレット** MARGARET (MARGARETE VON VALOIS) ヲ娶ルノ約成レリ。國民大ニ喜ビ、1572(同元龜三年八月十八日)新教徒ト舊教徒トヲ問ハズ、コノ大婚式ニ列センガ爲メニ、**パリ**ニ參集セリ。然ルニ**カザリン**等ノ舊教徒ハ、コノ大婚式ヲ奇貨トシテ、新教徒ヲ撲滅セント欲シ、コノ一大慘劇ヲ生ジタリ。コレヲ**サン、バーソロミュー** ST. BARTHOLOMEW (ST. BARTHOLOMAËUS) ノ夜襲或ハ**パリ**ノ血婚ト名ヅク。
(BLUT-HOCHZEIT)

○新教徒ノ憤激。……………

チャーレス九世已ニ長シタルモ、**カザリン**尙ホ政權ヲ弄センガ故ニ、自ラ政權ヲ握ルコト能ハザルヲ怒リテ、新教徒**コリニー**ト共ニ**カザリン**及**ピヘンリー**ヲ退ケテ、權力ヲ奪ハントセリ。カザリンコレヲ聞キ、王ヲ誘フモノハ、**コリニー**ナルヲ知リ、刺客ヲシテ、**コリニー**ヲ要撃シタルモ、**コリニー**ハ輕傷ヲ受ケタルノミ。コノニ於テ一時相和シタル兩教徒ノ親睦ハ、乍ニシテ破裂シ、新教徒ハ大ニ憤激シテ、**カザリン**等ヲ除カンコトヲ謀レリ。

○**サン、バーソロミュー**ノ虐殺。……………

カザリンハ、即チ 1572(八月二十三日)重臣ヲ會合シテ、新教徒ヲ撲滅センコトヲ謀リ、王宮ニ至リテ、**チャーレス九世**ニ説キテ曰ク、新教徒ハ、悉ク皇族ヲ斬殺シテ、王室ヲ顛覆セントスト。**チャーレス九世**ニ迫リテ、新教徒撲滅ノ勅令ヲ發セシメタリ。コノニ於テ**カザ**

リン等ノ**ギース**黨ハ、翌二十四日即チ**サン、バーソロミュー**大祭日ノ午前二時ノ警鐘ト共ニ白色十字ヲ施シタル帽ヲ戴キテ起リ、不備安眠ノ新教徒ヲ虐殺シタリ。時ニ**チャーレス九世**ノ如キモ、宮中ヨリ通行ノ新教徒ヲ狙撃シタリトイフ。**パリ**府内ハ、忽ニシテ修羅場トナリ、**コリニー**以下新教徒ノ斃レシモノ凡ソ一萬人、流血淋漓、積屍市街ニ充テタリ。**ヘンリー**及**ピ小コンデ**公(**コンデ**公ノ子)ノ如キハ、舊教ニ改宗スルコトヲ約シテ、僅カニ免ル、コトヲ得タリ。**チャーレス九世**乃チ勅ヲ發シテ、全國ノ新教徒ヲ討平セシメシカバ、佛國ノ新教徒ノ死セシモノ、凡ソ三萬人ニ及ベリトイフ。

○**ヘンリー三世**ノ即位ト新教ノ自由。……………

1574(同天正二年)**チャーレス九世**死シ、ソノ弟**ヘンリー三世**(1574—1589)**ポーランド** POLAND (POLEN)ヨリ歸國シテ、佛王ノ位ニ即キシガ、マタ暗弱ナリ。1576(同天正四年)王ハ、寛大ナル**ポリチゲス**派ノ舊教及**ピヒューゲ** POLITIGUESノット派新教徒ノ請ヲ納レテ、新教徒ニ信仰ノ自由ト政治上舊教徒ト同等ノ權力ヲ與フルコト、セリ。

○**三ヘンリー**戦争(1585—1589)。……………

コノニ於テ純正ナル舊教徒ハ、大ニ不平ヲ抱キ、**ギース**公**ヘンリー**ヲ戴キ、**スペイン**王**フィリップ二世**ト神聖同盟ヲ組織シ、佛王**ヘンリー三世**ヲ強ヒテ己レノ黨ニ引キ入レ、コノニ三年間ニ**三ヘンリー**(佛王**ヘンリー三世** **ギース**公**ヘンリー** **ナバール**王**ヘンリー**)ノ戦争

起レリ。コレヲ三ヘンリーノ戦トイフ。已ニシテ
WAR OF THE THREE HENRIES
(KRIEG DER DREI HEINLICHE)
 バリニ十六人會盟ナルモノ起リ、柔弱ナルヘンリー三
 世ヲ廢セントシシカバ、ヘンリー三世 1588 (後陽成天
 正十六年)國會(エター、ジュネロー)ヲ招集シテ、王位ヲ奪
ETATS GENERAUX
 ハントスルギース公ヘンリー及ピソノ弟、舊教徒正ル
 イヲ暗殺セシメシカバ、舊教徒モマタ佛王ニ背キ、ロ
 マ法王ハ、佛王ヲ破門セリ。

次デ 1589 (八月)佛王ヘンリー三世ハ、DOMINICAドミニカ派ノ
 僧JAMES CLEMENT (JAKOB C.)ジェームス、VALOISクレメントノ爲メニ殺サレ、バロア家ノ
 正統斷絶セリ。(バロア家續キシコト、凡ソ 250 年)。
 コ、ニ於テナバール兼ポーボン王ヘンリー繼ギテ、佛
NAVARRRE (NAVARRA)
 王トナル。コレヲヘンリー四世(1589—1610)トイフ。

○ポーボン家(1589—1792)ノヘンリー四世(1589—1610)ノ……
 ヘンリー四世即位ノ初メ、舊教徒ハ、ヘンリー四世
 ノ新教法タルノ故ヲ以テ、佛王トナスヲ拒ミ、ポーボ
 ン家ノCHARLES Xチャーレス十世ヲ王トシシガ、ヘンリー四世遂ニ
 舊教徒トナリテ、王位繼承ノ亂ヲ平定シタリ。

ヘンリー三世死セシ時、ポーボン王統ノナバール王ヘン
 リーハ、佛王タルベキモノナレドモ、新教徒タルノ故ヲ以テ、
 舊教同盟ハ、彼レヲ王トナスヲ喜バズ、僧正タリシポーボン
 家ノCHARLES Xチャーレス十世(1589—1590)ヲ擁立シテ、佛王トセリ。已ニ
 シテCHARLES Xチャーレス十世死セシカバ、舊教徒ハ、二派ニ分レ、一ハ
 スペイン王フィリップ二世ト通ジ、一ハMAYENNEマエンネ公ヲ擁シタリ。
 フィリップ二世ハ、ヘンリー三世ノ妹バロアノエリザベスヲ娶
 リシヲ以テ、ソノ公主ヲ佛王タラシメントセリ。カクテ佛

國王位繼承問題ノ爲メニ争亂起リ、相戦ヒシコト數年(1590—
 1594)。AREQUESヘンリー四世ハ、アレケス(或ハアルク)及ARKビイブリー
IVR
 ノ兩役ニ於テ、大ニ舊教徒ヲ破リタレドモ、佛國ノ平和ヲ恢
 復センガ爲メニ、志ヲ變ジテ、1594 (後陽成文祿三年)舊教徒ト
 ナリ、使ヲローマニ遣リテ、即位ノ大典ヲ舉ゲタリ。コレヲ
 ボーボン家ノ始祖トナス。

○スペイン王フィリップ二世トノ戦(1590—1598)ノ……
 ヘンリー四世、佛王ノ位ニ即キシ後、尙ホスペイン
 王フィリップ二世トノ争ハ續キシガ、1598 (同慶長三年)ベ
 ルビン條約ニヨリテ、兩國共ニ和ヲ結ビタリ。

○ナントノ勅令(1598)ノ……
NANTES EDICT (EDIKT)
 佛國ニ於テヒューゲノットノ亂續キシコト凡ソ 37 年。
 コレガ爲メニ佛國大ニ疲弊セシガ、ヘンリー四世ハ、
 1598 スペイン王フィリップ二世ト和シ、更ニナントノ勅令
 ヲ發布セシカバ、教法戦争ノ慘狀ハ、コ、ニ一段落ヲ
 告グルニ至レリ。

ナントノ勅令トハ、ヒューゲノット派ノ新教徒ニ信仰ノ自由
 ナ公許シ、地方自治ノ權ヲ與ヘ、マタ數多ノ城寨及ビ武器ヲ
 與フルコトヲ許シタルモノナリ。サレドモ新教ノ僧正及
 ビ大僧正ハ、王宮バリ並ニソノ周圍五哩以内ノ地ニ住スル
 コトヲ禁ジタルト、就官ノ權ナキトハ、新教ノ舊教ニ比シテ
 遜ル所ナリ。

ヘンリー四世ハ、只管フランスノ國勢ヲ恢復セント
 欲シ、實相SULLYサリー公ヲ用ヒテ、財政ヲ整ヘ、苛税ヲ除キ
 テ仁政ヲ施シ、農工商ノ業及ビ植民業ヲ獎勵シ、1608

(同慶長十三年)カナダノ地ニクエベック府ヲ建設シテ、佛人ヲ植民セシメタリ。
CANADA QUEBEC

1763(後橋町寶曆十三年)パリ條約ニヨリテ、クエベック地方ハ、英領トナリシモ、現今クエベック地方ニ佛人多キハ、モトノ佛國植民地タリシヲ以テナリ。

カクテヘンリー四世ノ代ハ、佛國頗ル隆盛ニ赴キシカバ、人民、王ヲ尊ンデ大王マタハ民父ト稱スルニ至レリ。ヘンリー四世ハ、歐洲諸國ヲ聯合シテ、歐洲基督大共和國ヲ組織セントシシガ、半途ニシテ刺客ラベイラクノ爲メニ殺サレタリ。
RAVAILLAC

ルイ十三世(1610—1643)。

ヘンリー四世殺サルハ、ルイ十三世尙ホ幼(九歳)ナリシヲ以テ、太后メーリー、デ、メヂシ政ヲ攝セリ。メーリーハ、賢相サーリーノ諫ヲ納レズ、嬖臣ヲ擧ゲテ、日ニ奢侈ニ耽リシカバ、サーリーハ辭職シ、イタリー人コンシニコレニ代レリ。
MARY DE MEDICI CONCINI

ソノ後 1614(後水尾慶長十九年)ルイ十三世親ラ政ヲ執ルニ至リシモ、優柔不斷ナリシヲ以テ、嬖臣ハ權ヲ專ニシ、ヒューゲノット派ノ新教徒ハ、兵士ヲ集メテ、暴横ヲ極メリ。カクテヘンリー四世ノ經營セル富強ナリシ佛國ハ、再ビ擾亂ノ世トナレリ。

コンシニハ、1617禁錮ノ身トナリ、次ア暗殺セラレ、太后モマタ廢黜セラレ、王ハ嬖臣ルイネスノ爲メニ左右セラレタリ。
LUYNES

○大政治家リシェリユー。
RICHELIEU (RICHELIEU)
時ニ英傑リシェリユーナルモノ出デ、國難ヲ救ヒ、大ニ佛國ノ勢威ヲ輝カシタリ。

リシェリユー(1585—1642)ハ、1585(正親町天正十三年)ボイトンニ生レ、1607(後陽成慶長十二年)ルーコンノ僧正トナリ、1622(後水尾元和八年)大僧正トナレリ。
ARMAND JEAN R. POITON LUCON

リシェリユーハ、ルイ十三世ヲ輔佐シテ、政ヲ執リシコト凡ソ二十年(1624—1642)。實ニ彼レハ大僧正ニシテ首相及ビ軍事總督ヲ兼ネテ、威權君主ヲ凌ギ、歐洲第一流ノ政治家トシテ、英國ノ宰相ウルゼート併稱セラレタリ。サレドモ彼レノ果斷ニシテ機智術數ニ富ミシハ、遙カニウルゼーニ勝リタル所ト謂フベシ。

已ニシテリシェリユーハ、太后メーリート隙ヲ生ジ、1630(明正寛永七年十一月十一日)ノ所謂ヂュルネー、デ、ジユブノ狂言ニヨリテ、太后ノ謀計ニ陥ラントシシガ、爾來彼レハ深ク王ト結托シテ、自己ノ位置ヲ鞏固ニシ、專政獨斷ヲ以テ、國政ヲ處理シタリ。

○リシェリユーノ二大政策。

リシェリユー、内ハ國難ヲ救済シテ、王權ヲ伸張シ、外ハ機敏ニ外交政略ヲ行ヒテ、佛國ノ威ヲ歐洲ニ發揚センガ爲メニ、二大政策ヲ施シタリ。

1. 内國政策。
DOMESTIC POLICY

リシェリユーガ内國政策トシテ、第一著ニ施シタルハ、新教ノ撲滅 及ビ 貴族ノ抑壓 コレナリ。

新教徒ハ、リシェリユーノ爲メニ政權ヲ剝奪セ

ラレ、頗ル抑壓セラレシカバ、授テオランダ共和國及ヒ英國ニ藉リテ、別ニ共和政府ヲ建テントシタリ。コヽニ於テリシェリユー兵ヲ出ダシテ、1628(後水尾寛永五年)新教徒ヲラ、^{LA ROCHELLE}ロッシュェルニ破リ、城寨ヲ壞テ、翌年ニ至リテ、全クコレヲ平定シタリ。爾來佛國ニ於ケル新教徒ハ、公認ノ一宗門タルニ過ギズシテ、有力ナル政黨ヲ形ツグルコト能ハズシテ、大ニソノ勢力ヲ殺ガレタリ。

貴族ノ權ヲ殺ギシコト。……………リシェリユーハ、貴族ノ勢力ヲ殺ギテ、王室ヲ國會以外ニ置カント欲シ、封建ノ遺物タル城堡ヲ破壊シ、痛ク貴族ヲ抑制シテ、ソノ跋扈ヲ防止シタリ。

コヽニ於テ佛國ハ、政權伸張シテ、中央集權ノ實ヲ舉グルコトヲ得ルニ至レリ。

太后メーリーノ陰謀。……………皇弟オルリアンノガストンハ、太后メーリーヲ擁シテ、異望ヲ謀リシガ、リシェリユーノ爲メニ看破セラレテ亦成ラザリキ。1632(明正寛永九年)リシェリユーハ、首謀者 ^{MONTMORENCIS (MONTMORENCY)}モントモレンシス公ヲ殺シ、メーリーヲ竄ニ處シタリ。

2. 外交政策。……………FOREIGN POLICY

リシェリユーハ、佛國ノ内治上大ニ爲ス所アリシノミナラズ、外交政策ニ於テモ、大ニソノ技倆ヲ顯ハシタリ。彼レノ外交政策トシテ、行ヒシ所ノモノハ、主トシテオーストリア及ヒスペイン兩國ニ於ケルハブスフルグ家ノ勢威ヲ削減シテ、佛國ノ勢威ヲ歐洲ニ輝カサントスルニアリキ。故ニ三十年戦争(1618—1648)ノ起リシ時、リシェリユーハ、ルイ十三世ニ勸メ、瑞

典ヲ助ケテ、殆ンドソノ目的ヲ達セントシシモ、半途ニシテ1642(明正寛永十九年)死シタリ。

實ニリシェリユーハ、内治及ヒ外交ノ政策ヲ施シテ、政治上ノ技倆ヲ顯ハシシノミナラズ、學藝ヲ保護シテ、1635有名ナル佛國學士會院ヲ設ケシカバ、學者輩出セリ。殊ニ^{ACADEMY (L'ACADEMIE)}コルネイルスノシド曲(1636ノ作)ノ如キハ、全歐ノ詩人ヲ驚カシメタリ。カクテ佛國ハ、ルイ十四世ノ世ニ於テ、歐洲第一流ノ國ニ進ミタルモ、マタリシェリユーノ計劃ニ由ラザルハナシ。

第十章 三十年戦争(1618—1648)。
THIRTY YEARS WAR (DREISSIGJÄHRIGER KRIEG)

一 概説。

三十年戦争トハ、1618(後水尾元和四年)ボヘミア^{BOHEMIA (BÖHMEN)}ノ叛亂ニヨリ起リ、1648(後光明慶安元年)ウェストフリア^{WESTPHALIA (WESTPHALEN)}ノ條約ニ至ルマデ、三十年間ノ戦争ナリ。

コレヨリ先キ、ルーテル等ガ、ローマ法王ニ反抗シテ新教ヲ唱道セシ結果、忽チ歐洲各列國ニ於ケル政教上ノ争ヲ生ジ、轉ジテコノ長年月ニ亘レル戦争ヲ醸スニ至レリ。

コノ戦ハ、初メ獨逸ニ於ケル新舊兩教侯伯ノ争ニ過ギザリシガ、遂ニ歐洲諸列國コレニ干涉シテ、一大戦争トナレリ。

故ニコノ戦ノ前半期(一期……………1618—1623 二期……………1625—1629)ハ、宗教上ノ争(即チ新舊兩教徒戦争)ナリシガ、

後半期(三期.....1630—1635 四期.....1635—1648)ハ、政治上ノ争トナリテ、ハプスブルグ家ノ権力上ノ争及ビ瑞典及ビフランス兩國ノ獨逸侵略等ニ變セリ。然ルニ戦争ノ中心ハ、常ニ獨逸ニアリシヲ以テ、コノ戦ノ爲メニ獨逸ノ害ヲ蒙リシコト少々ニアラザリキ。

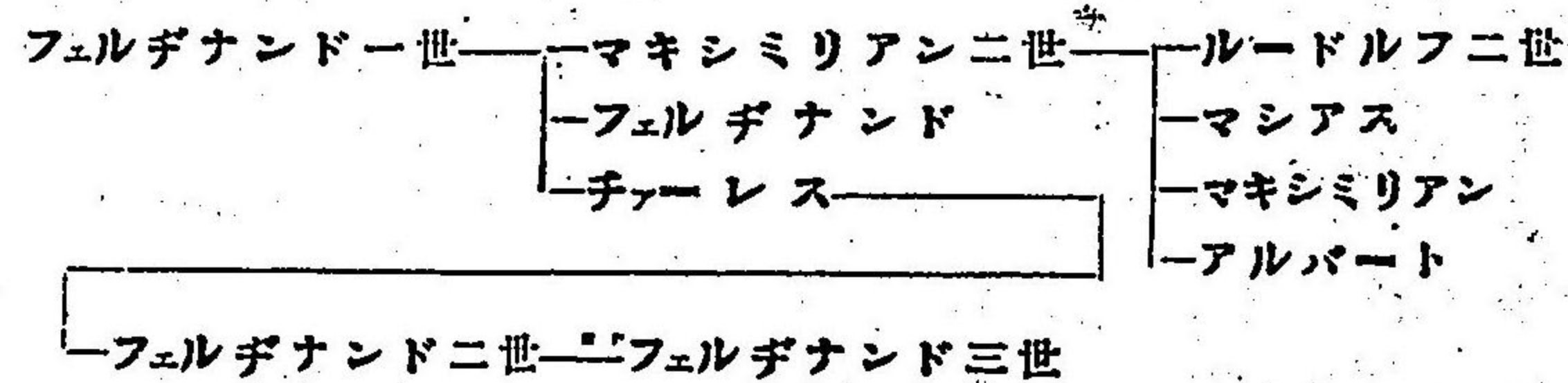
二 原因。

1. 新舊兩教ノ軋轢 及ビ政治上ニ於ケル権力ノ争ニヨリシコト。

1555(後奈良弘治元年)アウグスブルグニ於ケル宗教會議ノ結果ハ、一時、獨逸宗教上ノ争鬭ヲ鎮メシガ如シトイヘドモ、兩教徒ハ、コレニ甘ンゼズシテ、早晚、戦争ヲ醸サントセリ。

フェルチナンド一世(1556—1564)及ビマキシミリアン二世(1564—1576)ノ世ハ、甚ダシキ争鬭ナカリシガ、ルードルフ二世(1576—1612)ニ至リ、兩教徒ノ争ハ、著々ソノ歩ヲ進メテ、形勢日ニ危カラントセリ。

フェルチナンド一世.....ハ、ボヘミア及ビハンガリー最終ノ王妹ト結婚セシガ故ニ、獨逸ハ、爾來コノ兩國ヲ併有シタリ。



○兩教徒ノ同盟。.....

ルードルフ二世ハ、初メスペインニアリテ、ジェシュイ

ト派ノ舊教ヲ奉シタリシガ故ニ、歸國スルニ及ビテ、新教ノ撲滅ヲ謀リシカバ、1608(後陽成慶長十三年)新教徒ハ、パレスチネートノ選舉侯フレデリック四世ヲ推シ、新教同盟ヲ組織シテ、帝ニ抗セシガ故ニ、舊教徒ハ、1609ババリア公マキシミリアンヲ戴キ、舊教同盟ヲ組織シテ、共ニ對抗運動ヲ試ミタリ。

コヽニ於テルードルフ二世ハ、政略上已ムヲ得ズ、1609ボヘミアノ新教徒ニ信教ノ自由ヲ與ヘタリ。

2. フェルチナンド王、ボヘミアノ新教ヲ抑壓セシ結果ボヘミアノ叛亂ヲ生ゼシコト。

ルードルフ二世ノ後ボヘミア兼ハンガリー王タリシマシアス(1612—1619)ハ、選バレテ、獨逸帝トナルニ及ビ、ソノ甥フェルチナンドヲシテ、ボヘミア王タラシム。フェルチナンドハ、舊教ヲ信奉シテ、ボヘミアニ於ケル新教徒ノ自由ヲ束縛シ、新教ノ教會ヲ破壊シ、甚ダシク新教徒ヲ虐待セシカバ、ボヘミアノ新教徒ハ、大ニ激昂シテ、1618ボヘミアノ叛亂ヲ生ジ、遂ニ三十年戦争ノ端緒ヲナズニ至レリ。

三 戦紀。

1. 第一期戦争(1618—1623)。(BOHMISCH-PHÄLZISCHER KRIEG)

1618ボヘミアノ新教徒ハ、兵ヲプラークニ起シシ翌年フェルチナンド二世(1619—1637)獨逸帝トナレリ。ボヘミアノ新教徒ハ、バラチネートノ選舉侯ニシテ新

教同盟ノ領袖タリシフレデリック五世(英王ジェームス一世ノ女婿)ヲ戴キ、英國ノ援ヲ得テ、フルチナンド王ニ叛ケリ。時ニ舊教同盟ノ領袖ババリア侯マキシミリアンハ、スペインノ兵及ビフルチナンドト共ニ1620(後水尾元和六年十一月八日)フレデリック五世ノ兵ヲワイセンベルグ(白丘)ニ破リ、ボヘミアノ新教徒ヲ平定シテ、新教同盟ヲ解散セシメタリ。

コ、ニ於テ舊教同盟ハ、フレデリック五世ヲオランダニ放逐シ、巨魁ヲ死刑ニ處シタリ。

次デ將軍チリーハ、1623(同九年)バラチネートヲ平定セシガ故ニ、舊教同盟ノ領袖マキシミリアンハ、バラチネートノ選舉侯トナレリ。

2. 第二期戦争(1625—1629)
(DANISCH-NIEDERSÄCHSISCHER KRIEG)

時ニ新教徒ナルデンマルク兼ホルスタイン王クリスチアン四世ハ、第一期ノ戦ニ於テ獨逸新教徒ノ大敗セシヲ見、コレヲ援ケント欲シ、英國、オランダノ聯合軍ヲ率キテ、ウェーゼル河邊ニ進軍セリ。コ、ニ於テチリー及ビ獨逸帝ノ大總督ワーレンスタインハ、1626(同寛永三年)クリスチアン四世及ビマンズフィールド伯ヲ破リシカバ、ワーレンスタインハ、軍功ニヨリテ1627メクレンブルグ公國ヲ得、東海及ビ北海總督ニ任ゼラレタリ。

ワーレンスタイン(1583—1634)或ハワルドスタインハ、ボヘミアノ舊教徒ナリ。1617(同元和三年)伯爵トナリ、1623賂侯ニ列セラレ、1625フリードランド公トナレリ。

ワーレンスタインハ、1626四月マンズフィールドナデサウエル、ブリュッケニ破リテ、コレナダルマチアニ逐ヘリ。チリーモ、マタ同年八月クリスチアン四世ナルッテルニ破リタリ。

時ニ瑞典ハ、デンマルク王クリスチアン四世ヲ援ケシトイベドモ、ワーレンスタインハ、北進シテ獨逸ノ北部(シュレースウヒ、ホルスタイン、ジトランド、ポメラニア、ブランデンブルグ等)ヲ蹂躪セシカバ、1629(同寛永六年)デンマルク王クリスチアン四世ハ、リュベックニ於テ、ワーレンスタイント和セリ。コレヲリュベック條約トイフ。

1629ノリュベック條約……………(1)爾來デンマルク王ハ、獨逸ノ國事ニ干涉セザルコト。(2)獨逸ハ、デンマルクノ失ヒタル地ヲ返還スルコト。等。

コ、ニ於テワーレンスタインノ威名中外ニ轟ケリ。

○1629ノ復舊令……………
EDICT OF RESTITUTION (RESTITUTIONSEDIKT)
獨逸帝フルチナンド二世ハ、1629大ニ舊教徒ヲ保護シ、1555アウグスブルグノ議決ヲ破棄シテ、新教徒ニ與ヘタル寺領ヲ沒收セリ。コレヲ1629ノ復舊令トイフ。

1629ノ復舊令……………(1)パッサウ條約ニヨリテ、新教徒ノ諸侯ニ與ヘタル寺領ハ、スベテ返還スベキコト。(2)舊教大僧正領ノマゲデブルグ及ビブレーメンノ二箇所及ビ僧正ノ領邑十二箇所、ソノ他許多ノ僧寺領ヲ復舊スベキコト。(3)アウグスブルグ派ニ屬スル新教徒ヲモ、信教自由ナルコト等。

已ニソノワーレンスタインハ、諸侯ノ爲メニ厭マレ、レー

ゲンスブルグノ選舉會議ノ結果、遂ニ 1630(明正寛永七年)大
GENSBURG
總督ノ任務ヲ解カレタリ。

3. 第三期戦争(1630—1635)
(SCHWEDISCHER KRIEG)

北方ノ獅子ト呼バレタルスウェーデン王ガスターバ
LION OF THE NORTH GUSTAVUS
ス、アドルフス(或ハガスターバス二世)ハ、熱心ナル新
ADOLPHUS (GUSTAV ADOLF)
教徒ニシテ、獨逸新教徒ノ難ヲ聞キ、佛國ノ賢相リシエ
リ、及ビ英國ト約シ、1630(七月)自ラ精兵一萬六千ヲ
率キテ、獨逸ノポメラニアニ上陸セリ。

ガスターバス二世ノ獨逸ニ干渉セシ理由

- (1) 同派ナル新教徒ノ難ヲ救ハシガ爲メナリシコト
- (2) ガスターバス二世ノ姻戚メクレンブルグ公ノ復讐ヲ謀ラシガ爲メナリシコト
- (3) ガスターバス家ノポーランド王統ガ獨逸帝ト同盟シテ、瑞典ノ政權ヲ争ヘルヲ防ガンガ爲メナリシコト
- (4) 獨逸ノ海軍ヲ擴張セント欲スルヲ妨ゲンガ爲メナリシコト

ガスターバス王統

初メ瑞典王ガスターバス一世(1523—1560)ルーテル新教ヲ
奉シテ、世襲王家ヲ起セリ。嗣子エリック十四世(1569—1593)
ERICK
狂暴ナリシカバ、弟ジョン三世(1569—1604)ソノ位ヲ篡ヒ、弟
チャーレスト共ニ政ヲ執レリ。然ルニジョン三世ハ、舊教徒ニ
シテ、チャーレスハ、新教徒ナリシヲ以テ、争常ニ絶エザリキ。
ジョン三世死セシ時、ポーランド王シジスマンドソノ位ヲ嗣
SIGISMUND
ガントシシカバ、チャーレス(1604—1611)大ニコレヲ破リテ、
自ラ瑞典王トナレリ。ソノ子ガスターバス、アドルフス
GUSTAVUS ADOLPHUS
(1611—1632)トイフ。彼レ十七歳ニシテ、即位セシガ、文武
兼備ノ英主ニシテ、熱心ナル新教信者ナリ。即位ノ後、彼レ
バルト海地方ノ主權ヲ握ラント欲シ、デンマルク、ポー
BAL TIC SEA (GULF OF BALTIC)

ランド、ロシア等ト交戦セシコト、凡ソ十八年。大ニツノ勇
名ヲ轟カシタリキ。

○ライプチヒノ戦
LEIPZIG

已ニシテ 1631(五月二十日)獨逸ノ將チリーハ、エルベ
ELBE
ノ河畔ニ於ケル要衝マーグデブルグヲ攻メ、火ヲ全
市ニ縱チテ、新教徒三萬餘人ヲ殺戮セリ。コヽニ於テ
ガスターバス二世ハ、サキソン選舉侯ト兵ヲ合シ、九月
SAXONY (SACHSEN)
(十七日)三十六戰ノ勝者ト呼バレタル獨逸ノ將チリ
ーヲサキソンノライプチヒ(フライテンフルド)ニ攻
BREITEN FELD
ム。兩軍、各、四萬人。ガスターバス二世大ニチリーヲ
破リ、コレヲ追ヒテ、南獨逸ニ進撃シタリ。次デ 1632
(明正寛永九年)ガスターバス二世ハ、再ビチリー(73 歳)
ヲババリアノレヒ附近ノレインニ破リテ、コレヲ殺セ
LECH RAIN
リ。時ニサキソン選舉侯モマタボヘミアヲ占領シ、新
教徒ノ勢頗ル盛ナリキ。

○リュツェンノ激戦

次デガスターバス二世ハ、破竹ノ勢ヲ以テ、南進シ、
ミュニクヲ圍ミシカバ、獨逸帝國ハ、將ニガスターバ
MUNICH (MÜNCHEN)
ス二世ノ爲メニ滅ボサレントシテ、危急旦夕ニ迫レリ。
コヽニ於テ獨逸帝マキシミリアン二世ハ、直ニワーレ
ンスタインニ檄ヲ飛バシテ、來援ヲ乞ヒ、再ビワーレ
ンスタインヲ大總督トシテ、ガスターバス二世ノ兵ヲ
防ガシム。ワーレンスタイン即チババリア公マキシ
ミリアント兵ヲ合シテ、先ヅボヘミアノサキソン人ヲ
伐チ、次デサキソンヲ攻メタリ。ガスターバス二世即

チサキソン選挙侯ト聯合シ、1632十一月(十六日)兩雄ハ、サキソンノリュッチェンニ激戦セシコト三次。ガスターバース二世ハ、戦、關ナリシ頃、彈丸ニ中リテ斃レシカバ、乘馬主ナク、陣中ニ周走セシヲ以テ、ワイマル侯ベルナルドコレニ乗ジテ、兵ヲ指揮シ、遂ニワーレンスタインヲ破リテ、ボヘミアニ走ラシ、勇將パペンハイムヲ誅シタリ。實ニコノ戦ハ、三十年戦争中ノ大激戦ニシテ、ガスターバース二世ノ勇ハ、セベスノエバミノンダスニ比スベキナリ。

○ハイルフロンネ同盟

ガスターバース二世ノ戦歿セシヤ、瑞典ハ、六歳ノ少女クリスチアンヲ立テ、王トナシシモ、賢相オクセンスチールンハ、絶世ノ才ヲ奮ヒテ、コレヲ輔佐シ、良將ベルナルドガスターバス、ホルンバネルハ、各、獨特ノ勇ヲ以テ、瑞典軍ヲ指揮セシカバ、國勢益々榮エ、獨逸國中ニ於ケル新教諸國(エルテンベルグ、バーテン、ヘッセン、カッセル、南獨逸)ト聯合シテ、ハイルフロンネ同盟ヲ組織シテ、瑞典ハソノ盟主トナレリ。

ベルナルドハ、1633ユルツブルグ及ピバンベルグノ二寺領ニ封セラレタリ。

ワーレンスタインハ、ソノ後(1633二月)シレシアニ於テ、サキソン、フランデンブルグ等ノ聯合軍ト戦ヒテ、互ニ勝敗アリシガ、ワーレンスタインノスペイン黨ノ爲メニ悪マルハ、ニ及ビ、サキソン、瑞典、佛

國ト密約シテ、君側ノ姦ヲ除キ、スペイン黨ヲ一掃シテ、綱紀ノ振肅、政治ノ革新ヲ謀ラントシシカバ、獨逸帝フルチナンド二世ハ、1634(二月十八日)非望ヲ覬覦スルノ故ヲ以テ、ワーレンスタインノ大總督ヲ免ジ、後、刺客ヲシテ、コレヲ殺サシメタリ。

○ブラーグ平和條約

コノニ於テ獨逸帝ノ子フルチナンドハ、ワーレンスタインニ代リテ、獨逸軍ヲ指揮シ、1634(九月)ベルナルドノ軍ヲノルドリンゲンニ破リシガ、1635(明正寛永十二年)獨逸帝ハ、サキソン選挙侯トブラーグ平和條約ヲ締結シテ、新教徒ノ奪ハレタル土地ヲ返シ、爾來、共同シテ瑞典ニ當ランコトヲ約シタリシヲ以テ、第三期戦争ハ、終ヲ告ゲタリ。

ブラーグ平和條約(1634) (1)サキソン選挙侯ハ、ラウジッツヲ世襲シ、マーズブルグ大府正ノ封邑ハ、ソノ子オーガスタスコレヲ終身所有スベキコト。(2)爾來四十年間新教徒ニ寺領及ピ僧邑ヲ與フルコト。(3)瑞典及ピソノ同盟ニ對シテハ、共同シテ征伐ニ從フコト等。

4. 第四期戦争(1635—1648)

當時、佛國ニ王タリシモノハ、ルイ十三世ニシテ、ソノ宰相ヲリシェリュートイフ。彼レノ外交政略ハ、スペイン及ピオーストリアノハプスブルグ家ノ勢力ヲ殺ギテ、佛國ヲ振興セントスルニアリシヲ以テ、瑞典ニ軍費ヲ補給シ、共ニ相結托シテ、獨逸ヲ擾亂センコトヲ瑞典ノ宰相オクセンスチールンニ通ゼシカバ、オク

センスチールンハ、コレニ刺戟セラレテ、戦争ヲ持續スルコト、ナリ、リシェリューハ、獨逸及ビスペインニ開戦ヲ告ゲタリ。故ニ從來獨逸新教徒ノ争タリシモノハ、今ハ佛國ノポーボン家及ビオーストリアノハブスフルグ家トノ政治的争亂トナレリ。

コノ時ニ當タリテ瑞典軍ヲ指揮セシモノハ、ベルナルド及ビバネルノ兩將ナリシガ、ベルナルドハ、1634ノルドリンゲンノ役ニ敗レシ結果、二寺領ヲ失ヒシヲ以テ、銳意、獨逸軍ニ當ラントセリ。ベルナルドハ、兵ヲライン地方ニ向ケ、バネルハ、北獨逸ニ向ヒテ、獨逸軍ト戦ヒ、互ニ勝敗アリキ。

已ニシテ獨逸帝フェルチナンド二世死シテ、フェルチナンド三世(1637—1657)嗣ギ立チ、瑞典ノ兩將モマタ歿セシヲ以テ、トルンステンソンコレニ代リテ、1642(明正寛永十九年)獨逸ノレオポルド、ウイリアム大公及ビピコロミニノ帥キシ兵ヲライプチヒニ敗リシガ、後病ミテ、ランゲルマタコレニ代レリ。

ランゲルハ、1646(後光明正保三年)佛將ツランヌ及ビポーボン家ノ太子アンゲイン(後ノコンデ親王)ノ帥キシ兵ト合シ、瑞、佛ノ聯合軍ハ、ババリアヲ經テ、1648(同慶安元年)ブラーグニ進軍シテ、劫掠ヲ縱ニシタリ。

コレヨリ先キ 1642 佛國ハ、リシェリュー死シ、ルイ十三世モマタ次デ死シ、ルイ十四世及ビソノ相マザリンハ、尙ホリシェリューノ政策ヲ繼續セシトイヘドモ、今ハ

平和ヲ企望シ、1644(後光明正保元年)以來、獨、佛間及ビ獨、瑞間ニ於テ、各、媾和ヲ議シツ、アリシガ、1648(十二月十四日)オスナブリュック(瑞典ト)及ビミンステル(佛國ト)ニ於テ、歐洲史中最モ有名ナルウエストフリアノ條約ヲ結ビ、三十年戦争ノ終ヲ結ビタリ。

四 ウエストフリアノ條約(1648)。

甲 賠償。

1. 瑞典。

イ 瑞典ハ、獨逸國內ニ前ポメラニア(リューゲンステッテン ウセドム ウォルリン)及ビ後ポメラニアノ一部 ウィスマル プレーメン ベルデン等ノ僧領ヲ得ベキコト。

ロ 瑞典ハ、償金 500 萬タレントヲ得ベキコト。

ハ 瑞典ハ、コレ等ノ地ヲ代表シテ、獨逸ノ國會ニ出席スルノ權利ヲ有スベキコト。

2. 佛國。

イ 獨逸ハ、1552 佛國ニ與ヘタル ローレンノ僧邑メツ ツール ベルツンノ主權ガ佛國ニアルコトヲ確認スルコト。

ロ 佛國ハ、アルサスノ大部ヲ得、マタライン河右岸ノ都フライザハヲ有スベキコト。

ハ 佛國ハ、フィリップスブルグニ守備兵ヲ置クコト。

3. 獨逸聯邦。

イ フランデンブルグ……………ハ、後ポメラ

ニアノ東部及ビマーグデアルグノ大僧正ノ領、ハルベ
ルスタット及ビミンデンノ僧正領ヲ得ルコト。
HALBER-STADT MINDEN

ロ バラチネート……………ノ選舉侯フレ
デリック五世ノ子ハ、復タライン地方ノバラチネート
選舉侯位ヲ得ルコト。

ハ ババリア……………ハ、上バラチ
ネートト選舉侯位ヲ得ルコト。

ニ サキソン……………ハ、ラウジツヲ得ル
コト。
LAUSITZ

ホ ヘッセン、カッセル……………ハ、ヘルスフェルトノ寺領及ビ
シウエンブルグ伯領ノ一部ヲ得ルコト。
HESSEN-KASSEL HERSFELD SCHAUBURG

ヘ メクレンブルグ……………ハ、シウエリン及ビ
ラツェブルグノ寺領ヲ得ルコト。
MECKLENBURG SCHWERIN RATZEBURG

ト 賤ラウンシュワイグ、リュネブルグ……………ハ、オスナブ
リュックノ寺領ヲ得ルコト。(コノ地ハ1803光格享和三年マテ、
新逸兩教徒、交代シテ、治メタリキ)。
BRAUNSCHWEIG-LÜNEBURG OSNABRÜCK

乙 獨逸帝國ニ關スル事。

1. 一般ニ大赦ヲ行ヒテ、1618ノ舊態ニ復セシムルコ
ト。

2. ウィッテルスババ家ノババリア系ハ選舉侯タルコ
ト。
WITTELSBACH

3. バラチネート系ハ、第八位ノ選舉侯タルコト。

4. 獨逸皇帝ノ直轄地ニハ、地方權ヲ與フルコトヲ許
スコト。

爾後獨逸ノ各地方ハ、一種ノ自治制度ヲ有スルニ至リキ
ヲ。

5. 各州互ニ同盟ヲ結ビ、マタ外國ト條約ヲ結ブコト
ヲ得ルコト。

サレドモ獨逸皇帝マタハ國家ニ對シテ、不利益ナルモノ
ハ、コノ限リニアラス。

6. 瑞西及ビ和蘭共和國ノ獨立ヲ承認スベキコト。

7. 瑞典ニハ、償金拂濟マデ、獨逸國內ニ軍隊ヲ派遣
セシムルコト。

獨逸ガ瑞典ニ償金ヲ拂ヒ終リシハ、1650ナリキ。

丙 宗教上ニ關スルコト。

1. 信教ノ自由。

ハッリー條約及ビアウグスアルグノ議決ノ如ク、宗教
ノ信仰ハ自由ニシテ、舊教、ルーテル派新教、カルビン
派新教ノ三宗教ハ、ミナ同一ノ權利ヲ有スベキコト。

2. 新教寺領ノ恢復。

寺領ハ、1624(一月一日)ニ行ハレシモノヲ標準トス
ベキコト。

故ニコノ年ハ、標準ト呼バレタリ。
ANNUS NORMALIS

五 三十年戦争ノ結果。

1. 獨逸ノ衰微。

イ 獨逸ノ田野及ビ市邑ハ、大ニ荒敗シ、人民ハ、
多年ノ戦争ニ疲レ、壯丁ハ、鋒鏑ニ斃レテ、人口減少セ
シガ爲メニ、獨逸ハ、爾來凡ソ二百年間、悲境ニ沈淪セ
シコト。

アウグスブルグノ人口ハ、モト八萬アリシガ、コノ戦争ノ
爲メニ一萬八千トナリ、ユルテンベルグ府ノ人口四十萬

- 人ハ、四萬八千(1641)トナリタリ。
- 獨逸ノ商工業ハ、萎靡シ、ハンザ同盟ハ解散セラレ、文藝モ、マタ大ニ衰微セシコト。
- ハ 獨逸帝國ハ、瓦解セシタメ、數多ノ小獨立國トナリ、各聯邦ハ、各、獨立ノ觀ヲ呈セシヲ以テ、獨逸帝國ハ、中央集權ノ實ヲ失ヒシコト。
- 2. 瑞典及ビ佛國ハ、各、領地ヲ擴メ、歐洲ノ南北ニ覇タリシコト。
- 3. スペイン及ビオーストリアノハプスブルグ家ハ、大ニ衰ヘシコト。
- 4. 歐洲各國ノ信教、自由トナリシコト。

第十一章 十六世紀ノ文明。

一 概説。

歐洲ハ、中世紀ニ於テ一時暗黒時代ニ陥リシガ、學藝ノ復興ニ伴ヒ、市府ハ各地ニ勃興シテ、大學ヲ創設シ、古學ヲ研究スルニ至リ、人智ハ益、開發シテ、或ハ三大發明トナリ、或ハ海上發見トナリ、學者ノ輩出セシモノ、頗ル多カリキ。

二 文學。

1. イタリアノ文學。

イタリア學藝ノ黄金時代ハ、十五六世紀ノ頃ニシテ、文學者輩出セリ。

○ 散文。

イ マキアベリ (1469—1527)。
MACHIAVELLI

マキアベリハ、フローレンスノ人ニシテ、ソノ著 フローレンス史 君主論等ハ、世ニ著ハル。彼レノ説キシ所ハ、支那ノ韓非子ト同ジク、刑名學ニ類セシ所多カリキ。

ロ フランセスコ、ギクチャルジニ (1482—1540).....史家。
FRANCESCO GUICCIARDINI

ハ エンリコ、カテリノダビラ (1570—1631).....史家。
ENRICO CATERINO DAVILA

ニ パオロ、サルピ (1552—1623).....史家並ニ哲學者。
PAOLO SALPI

○ 韻文。

タリノ著、ジェルサレム救助篇(第一回十字軍ノコトヲ叙セシ詩)ハ、名高シ。

イ トルクアト、タソ (1544—1595)。
TORQUATO TASSO

ロ ルドビコ、アリオスト (1474—1533)。
LUDOVICO ARIOSTO

2. スペイン及ビポルトガルノ文學。

十六世紀ハ、スペイン及ビポルトガル文藝ノ黄金時代ニシテ、韻文殊ニ卓絶シ、戯曲家及ビ小説家ノ出デシモノ多カリキ。

○ スペインノ韻文。

イ ミゲール、セルバンテス (1547—1616)。
MIGUEL CERVANTES

セルバンテスハ、歐洲中有名ナル小説家ニシテ、マタ戯曲ヲ善クセリ。殊ニドン、キホテトイヘル諷刺小説ノ如キハ、スペインノミニテモ、重版セシコト、四百回ニ及ベリ。

ロ **ロペ、デ、ベガ** (1562—1635)。
LOPE DE VEGA
 ベガハ、開進主義ノ詩人ニシテ、スペインノ詩ヲ完備セリ。

○ポルトガルノ韻文。

イ **ルイ、カモエンス** (1524—1580)。
LOUIS CAMOENS
 カモエンスハ、ポルトガル第一流ノ詩人ニシテ、ソノ著ルシアド(インド發見ノ盛時ヲ叙セシ詩)ハ、世ニ著ハレタリ。
LUSIAD

3. フランスノ文學。

佛國ニ於テハ、十六世紀中、古文學ノ研究極メテ盛ナリシ結果、中古ノ小説的詩風ヲ失ヒタリ。

イ **ラベレー** (1483—1553)。
RABELAIS
 ラベレーハ、佛國ノ有名ナル喜體戯曲家ニシテ、ソノ根源ヲ希臘ノアリストファネスニ採レリ。
ARISTOPHANES

ロ **ロンサード** (1524—1585)。
RONSARDO
 ロンサードハ、佛國ノ有名ナル詩人ニシテ、ソノ詩ハ、古雅高尚ノ風アリ。

4. 獨逸ノ文學。

獨逸ハ、十六世紀ノ頃、文學中、見ルベキモノ少カリキ。

イ **マルチン、ルーテル** (1483—1546)。
MARTIN LUTHER
 ルーテルハ、ウッテンベルグ大學ノ神學教授タリシモノニシテ、有名ナル新教唱道者ナリ。彼レガワルトフルグニ於テ翻譯セシ基督教典ハ、譯語明晰ニシテ、獨逸文學上ニ一新時期ヲ開キタリ。
WARTBURG

5. 英國ノ文學。

英國ニ於テハ、**チーサー** (1328—1400)ノ後、文學進マザリシガ、**エリザベス**時代ニ至リテ、文學者輩出セリ。

○韻文。

イ **ウリアム、シェークスピア** (1564—1616)。
WILLIAM SHAKESPEARE
 シェークスピアハ、英國第一ノ戯曲家。

ロ **エドム、スペンサー** (1553—1599)。
EDMUND SPENCER
 スペンサーハ、英國屈指ノ詩人。

ハ **フィリップ、シドニー** (1554—1586)。
PHILIP SYDNEY
 シドニーハ、**エリザベス**ニ仕ヘシ詩人ニシテ、

女王彼レヲ評シテ英國ノ寶玉トイヘリ。

JEWEL OF HER DOMINION

ソノ他戯曲家ニハ、**ビュモン** **フレッチャー** **ベン**
JOHNSON MASSINGAR BEAUMONT FLETCHER BEN
 等アリキ。

○散文。

イ **ウーター、ラレー** (1552—1618)。
WALTER RALEIGH
 ラレーハ、**エリザベス**ニ仕ヘシ文學者ニシテ、マタ軍人ナリ。彼レノ著書中、世界史ハ、世ニ知ラル。

三 哲學

コレヨリ先キ**アリストートル**ノ演繹論理法ヲ創說セシ以後ハ、十六世紀ニ至ルマデ、ソノ說盛ニ行ハレシガ、**ベーコン**ノ出デ、歸納論理法ヲ說キシヨリ、ソノ論理法ハ、大ニ世ニ行ハル、ニ至レリ。

イ **フランシス、ベーコン** (1561—1626)。
FRANCIS BACON
 ベーコンハ、英國屈指ノ哲學者。

ロ **ホベス** (1588—1679)。
HOBBS

英人ホベスハ、ベーコンノ説ヲ祖述シテ、經驗哲學ヲ創メ、マタ政治學ニ長ゼリ。

四 科學。

科學中、十六世紀ニ於テ、殊ニ發達シタルモノハ、天文學ナリキ。

イ **ニコラス、コペルニカス** (1473—1545)。
NICHOLAS COPERNICUS

コペルニカスハ、獨逸 **西プロシア** ノ **トルン** ノ人ニシテ、有名ナル天文學者ナリ。コレヨリ先キ地球ヲ以テ天體ノ中心トナシシ **トレミー** 説ハ、凡ソ千五百年間、世人ノ信ズル所ナリシガ、コペルニカスハ、コレヲ排撃シテ、地球ハ、ソノ軸ヲ廻轉シツ、太陽ヲ中心トシテ、公轉スルモノナリトイヘリ。實ニ彼レノ地動説ハ、天文學上ニ於ケル一大改新トイハザルベカラズ。

ロ **チコ、フラー** (1546—1601)。
TYCHO BRAHE

フラーハ、丁抹ノ天文學者ニシテ、コペルニカスノ説ヲ攻撃セシトイヘドモ、彼レノ天文學上ニ於ケル功績ハ少カラザルナリ。

ハ **ガリレオ** (1564—1642)。
GALILEO

ガリレオハ、**イタリー**ノ天文學者ニシテ、マタ物理學、器械學、法律學、政治學等ヲ善クセリ。彼レノ天文學上ニ於ケル意見ハ、コペルニカスノ説ヲ祖述シ、始メテ望遠鏡ヲ發明シテ、木星ノ衛星、土星ノ輪帶及金星ノ月狀影射等ヲ發見セリ。
JUPITER SATURN VENIS

ニ **パラセルサス**。
PARACELSUS

パラセルサスハ、獨逸ノ化學者及ビ醫學者。

ホ **ベサリアス**。
VESALIUS

ベサリアスハ、**チーレス**五世ノ侍臣ニシテ、始メテ人體ヲ解剖シテ、解剖學ヲ興シシ人ナリ。

五 法律學。

イ **キューゼーシアス** (1522—1590)。
CUJACIUS

キューゼーシアスハ、佛國ノ法律學者ニシテ、ローマ法ニ據リ、系統的法理學ヲ創メタリ。

ロ **ボチン** (1530—1596)。
BODIN

ボチンハ、佛國ノ法律學者ニシテ、國家論ノ著アリ。

ハ **ヒューゴ、デ、グロチアス** (1583—1645)。
HUGO DE GROTIIUS

グロチアスハ、和蘭ノ政治家ニシテ、和戰法論ヲ著ハシ、國際法上ニ一新面目ヲ啓キタリ。

六 技藝。

十六世紀ニ於テ、美術ノ最モ進歩セシ國ハ、**イタリー**ニシテ、殊ニ繪畫上ニ特長ヲ有シタリ。

イ **ミケール、アンジェロ** (1475—1564)。
MICHAEL ANGELO

アンジェロハ、**イタリー**國**フローレンス**ノ人ニシテ、繪畫、彫刻及ビ建築ノ術ニソノ名ヲ著ハシタリ。彼レノ畫風ヲ**フローレンス**派トイフ。

ロ **ラフェール** (1483—1520)。
RAFHOEL

ラフェールハ、**イタリー**國**ローマ**ノ人ニシテ、繪畫ハ、古今ニ冠絶シ、マタ彫刻ヲ善クセシガ、殊ニ**バチカン**
VATICAN

宮殿ノ裝飾品ニツキテ最モ名アリ。彼レノ畫風ヲローマ派トイフ。

ハ チチカン(1477—1576)。

TITICAN

チチカンハ、イタリー國ベニスノ人ニシテ、肖像及ビ景色畫ニ長ジ、殊ニ著色畫ヲ以テ著ハレタリ。彼レノ畫風ヲベニス派トイフ。

ニ チントレット。

TINTORETTO

チントレットハ、イタリー人ニシテ、ベニス派ノ畫家ナリ。

VENICE(VENEDIG)

ホ レオナルド、ダ、ビンチ(1452—1519)。

LEONARD DA VINCI

ビンチハ、イタリー人ニシテ、ソノ畫風ヲロンバルド派トイフ。

LOMBARD

ヘ グイド、レニ(1575—1642)。

GUIDO RENI

レニハ、イタリー人ニシテ、ソノ畫風ヲボロナ派トイフ。

BOLOGNA

ト アルベルト、チュレル(1471—1528)。

ALBERT DÜRER

チュレルハ、獨逸人ニシテ、繪畫彫刻ヲ善クシ、獨逸畫ノ祖トナレリ。

チ ハンス、ホルベイン。……………獨逸ノ畫家。

HANS HOLBEIN

リ バレストリアス(1524—1594)。

PALESTRIUS

バレストリアスハ、イタリー第一ノ音樂家。

又 ローランド、デ、ラットル。

ROLAND DE LATTRE

ラットルハ、和蘭第一ノ音樂家ニシテ、バレストリアスト共ニ、十六世紀ノ二大音樂家ト稱セラル。

第十二章 スチュアルト家ノ英國。

一 スチュアルト王朝(1603—1649……1660—1714)。

STUART

1. ジームス一世(1603—1625)。

JAMES JAKOB

○スチュアルト王朝ノ興起。……………

1603(後陽成慶長八年)イングランドノ女王エリサベス死シ、チュードル王朝斷絶セシヲ以テ、スコットランド王ジームス六世入りテ、イングランド王トナリ、ジームス一世ト稱セリ。爾來イングランドニ於テスチュアルト家始マリ、世々相襲ギテ、イングランド及ビスコットランドヲ治メシガ、兩國自ラ立法機關ヲ異ニシタリ。

ジームス一世ハ、モトヘンリー七世ノ女マルガレットノ嫁セシスチュアルト家(スコットランド)ノ出ナリシヲ以テ、イングランドノ王位ニ上ルコトヲ得タルモノナリ。ジームス一世ノ母ハ、スコットランド女王メーリーニシテ、父ハ、ダルンレイ伯ナリ。

MARGARET(MARGARETE)

DARNLAY

概シテスチュアルト王朝ニ於ケル諸王ハ、暗弱ニシテ專制不法ノ所業多カリシガ故ニ、ソノ間争亂常ニ絶エズシテ、遂ニ一大革命ヲ生ズルニ至レリ。彼ノチュードル王朝諸王ノ如キモ、專制以テ下ヲ馭セシトイヘドモ、スチュアルト王朝諸王ノ如ク、暗弱ニシテ、統御ノ才ニ乏シキモノハ、少カリキ。故ニ前王朝時代ニハ、英國頗ル隆盛ヲ極メシガ、スチュアルト王朝ニ至リテ、英

國ハ再ビ衰微スルニ至レリ。

○君主神權説(DIVINE RIGHT OF KINGS).....

ジェームス一世ハ、性、固陋頑愚ニシテ傲慢、加フルニ風俗野鄙ニシテ、國ヲ治ムルノ技術ナカリキ。故ニソノ政略ハ、極メテ疎暴殘忍ニシテ、不法ノ處置甚ダ多ク、屢、人民及ビ國會ト葛藤ヲ生ジタリ。王常ニ曰ク、朕ガ即位セシハ、天授ノ權アルヲ以テナリ。國王ハ、神聖ニシテ犯スベカラザルモノニシテ、人民及ビ國會ノ國王ヲ議スルハ、神明ヲ議スルモノナルガ故ニ、不敬ノ甚ダシキモツナリ。故ニ國王ハ、法律ノ制裁ヲ受クルモノニアラズト。コレスチュアルト家ノ一般ニ唱ヘタル君主神權説ナリ。

○火藥ノ陰謀(1605)(PULVER-VERSCHWÖRUNG).....

カクジェームス一世ハ、頑陋ナル説ヲ主張セシノミナラズ、厚ク新教ヲ信ゼシヲ以テ、甚ダシク舊教徒ヲ虐待セリ。コレニ於テ舊教徒ハ、大ニ怒リ、ガイ、フォークス(GUY FAWKES)ヲ首領トシ、1605(後陽成慶長十年)十一月五日ジェームス一世ノ國會ニ臨ミテ、開會式ヲ舉ゲルニ當タリ、議事堂ノ下ニ三十六函ノ火藥ヲ埋没シテ、議會ヲ粉塵シ、ジェームス一世及ビ貴族等ヲ塵殺シ、以テ專制政政府ヲ仆サンコトヲ謀レリ。已ニシテ事露シ、首領ガイ、フォークス以下ノ舊教徒ハ、斬ニ處セラレ、爾來ジェームス一世ハ、最モ嚴酷ナル法律ヲ以テ、國內ノ舊教徒ヲ苦メタリ。

○ジェームス一世ト國會トノ衝突(PARLIAMENT (PARLAMENT)).....

英國民ノ智識進歩シテ、各、自由ヲ愛スルノ時ニ當タリテ、ジェームス一世ハ、君主神權説ヲ弄シテ壓制政治ヲ施セシガ故ニ、自然國會トジェームス一世トノ争ハ、免ルコト能ハザリキ。

ジェームス一世ハ、立法課税等ニ關スル主權ヲ握ラント欲シ、國王ノ布告ハ、議會ノ協賛ヲ經タル法律ト同一ナル權利ヲ有スルモノトナシ、妄ニ海關稅ヲ増加シ、或ハ人民ニ迫リテ獻金セシメ、或ハ貴族ノ稱號ヲ賣買スルニ至レリ。コレニ於テ國會ハ、王ノ不法ニシテ國會ヲ無視スルヲ怒リテ、ジェームス一世ノ命令ニ従ハザリシカバ、ジェームス一世遂ニ國會ヲ解散シテ、議員ヲ拘引シ、布令シテ曰ク、國王ハ神ヨリ英國人民ヲ治ムルノ權利ヲ得タルモノナレバ、英國人民ハ國王ニ服從セザルベカラザルモノニシテ、國會ハ、爾來國事ニ參與スルノ權ナキモノナリト。

國會ハ、1621(後水尾元和七年)大ニジェームス一世ト抗争シ、國會ノ自由及ビ特許ハ、英國人民天授ノ權ニシテ、議員ハ、國會ニ於テノ言論ノ自由ヲ得ルモノナルガ故ニ、國會ノ君主及ビ國家ヲ論ズルハ、至當ノ理ナリ。サレバ事ノ議スベキモノハ、宜シク國會ノ公論ニ決スベク、爾來國王ハ國會ノ承諾ヲ得ズシテ、妄ニ議員ヲ拘引スルコトヲ得ズト國會ノ日誌ニ記セシカバ、ジェームス一世大ニ怒リテ、ソノ日誌ヲ裂キ、議員ヲ拘禁セリ。

カクシテジェームス一世ト國會トノ抗争ハ、常ニ絶エザリキ。

○ジェームス一世ノ外交。

ジェームス一世、内々専制ヲ以テ人民ヲ苦シメシノミナラズ、外交上ニ於テモ、失敗セシコト多カリシヲ以テ、大ニ英國ノ人望ヲ失ヘリ。

コレヨリ初メエリザベス女王ノ時代ニハ、英國ノ勢威大ニ歐洲ニ震動シタリシガ、會ジェームス一世ノ三十年戦争ニ干涉シテ、外交上ノ醜態ヲ演ゼシカバ、英國ハ歐洲新教國ノ盟主タルノ位置ヲ失ヒタリ。

即チバラチノートノ選挙侯フレデリック五世ハ、ジェームス一世ノ女婿ニシテ、スペイン軍ニ破ラレ、領土ヲ失ヒシモ、ジェームス一世ハ、フレデリック五世ヲ援ハズ、却テスペインノ歡心ヲ得ント欲シテ、太子チャールズニス페인王フィリップ四世ノ妹インファンタ、マリアヲ娶フシメント欲セリ。コレニ於テウォーター、ラレーハニジェームス一世ヲ諫メシカバ、ウォーター、ラレーハ、ロンドン塔中ニ幽屏セラレタリ。サレドモジェームス一世ハ、遂ニ太子ノ結婚ヲ實行セシムルコト能ハズシテ、太子チャールズハ、佛王ルイ十三世ノ妹(ヘンリー四世ノ女)ヘンリエッタ、マリアト婚シタリ。

○ジェームス一世時代ノ植民ト文學。

植民。ジェームス一世ノ内治及ビ外交ハ、共ニ記スベキノ値ナシトイヘドモ、コレノ時代ニ於テアジア及ビアメリカニ於ケル英國ノ植民事業ハ、著々ソノ歩ヲ進メタリ。

1607(後陽成慶長十二年)合衆國バージニア州ニジェームスタウン府ヲ建設シテ、北米ニ於ケル植民地ノ根據地トシ、1620 エリザベス女王ノ時、和蘭ニ逃レタル分

離派新教徒ヲシテ、コレノ地方ニ植民セシメタリ。

コレヨリ初メ1600(後陽成慶長五年)ニハ、東印度商會ノ設アリシガ、1612(後水尾慶長十七年)ニハ、スラトニ通商局ヲ置キテ、東印度ノ貿易事務ヲ司ラシメタリキ。文學。ジェームス一世ハ、學ヲ好ミテ、數冊ノ書ヲ著ハセシガ、今日用ヒラル、英譯聖書ヲ殊ニ名高シトス。マタウォーター、ラレーハ、ロンドン塔中ニ十三年間幽屏セラレシ時、有名ナル世界史ヲ著ハシタリ。

2. チャールズ一世(1625—1649)。

CHARLES (KARL)

チャールズ一世ハ、父ジェームス一世ヨリモ尙ホ君主神權說ヲ固守セシノミナラズ、舊教徒タル皇后ヘンリエッタ、マリアト嬖臣バッキンガム公ハ、私ニ王ヲ庇護セシヲ以テ、スチュアルト家ト國會トノ争ハ、絶エザリキ。

○權利請願ノ件

PETITION OF RIGHT (BITTE UM RECHT)

チャールズ一世兵ヲスペイント交フルヤ、國會ヲ招集シテ、ソノ費用ヲ要ム。國會ハ、下民ノ窮狀ヲ述ベテコレニ應ゼザリシカバ、チャールズ一世大ニ怒リテ國會ヲ解散セリ。コレニ於テチャールズ一世ハ、擅ニ人民ヨリ金ヲ歛メテ、戰費ニ充テ、遠征軍ヲ出ダシ、カヂズヲ攻メテ、克タザリシヲ以テ、國會ハ、バッキンガム公ヲ罪センコトヲ請ヒ、允サレズシテ再ビ解散セラレタリ。已ニシテチャールズ一世ハ、資財ヲ得ント欲シテ、三たび國會ヲ招集セリ。國會ハ、チャールズ一世ノ行爲、屢カク

ノ如クナルトキハ、**チャーレス一世**遂ニ國會ヲ無視スルニ至ルベシトテ、**妄ニ人民ニ課税セザルコト**、**妄ニ人民ヲ禁錮セザルコト**、**陪審官ナクシテ妄ニ裁判セザルコト**、**妄ニ兵ヲ徴集セザルコト**、**ノ四箇條ノ請願書ヲチャーレス一世ニ呈出シ**、**ジョンノ定メシ大憲章及ピエドワルド一世、エドワルド三世ノ規定セシ國法ニヨリ**、國會ニ民權ヲ與ヘラレナバ、**資財ヲ補給セント乞ヒ**、強テコレヲ裁可セシメタリ。コレヲ1628(後水尾寛永五年)ノ權利請願トイヒ、英國憲法上ニ於ケル一大要件ナリキ。

○**チャーレス一世ノ暴政**.....

已ニシテ**チャーレス一世**ハ、國會ヨリ請求シタル權利ノ請願ヲ無視シ、**妄リニ人民ニ租税(噸税及ピポンド税等)ヲ課セシガ故ニ**、**ジョンエリオット**等ノ國會議員ハ、コレヲ批難セシカバ、**チャーレス一世**ハ、直ニ國會ヲ解散シテ曰ク、爾來、國會ヲ招集セズト。カクテ國會ノ招集ナカリシコト、凡ソ十一年ニ及ベリ。

ソノ後**チャーレス一世**ハ、**ストラッフルド侯トーマス**、**ウエントウルス** **ロンドン**ノ僧正、兼**カンターバリー**大僧正 **ウリアム、ラウド** 等ヲ用ヒテ、**高等法院** 星院 反ピ **北院** **トイヘル** 法院ヲ再興シテ、陪審官ナキ不正ノ裁判ヲ行ヒ、或ハ人民ニ **船税** ヲ課セシカバ、**ジョン、ハンブデン**ナルモノ、大ニソノ不正ヲ鳴ラシテ、獄ニ下サレタリ(1629)。

1630 **ピューリタン**派ノ新教徒ハ、**アメリカ**合衆國ニ植民シテ **ボストン**府ヲ開キタリ。

○**長期議會(1640)**.....
LONG P. (LANGE PALAMENT)

チャーレス一世ハ、**スコットランド**人ヲシテソノ教會式典ヲ廢シ、英國教會ノ式典ニ從ハシメントシシカバ(1637)、**スコットランド**人ハ、1638(明正寛永十五年) **コフナント** 結社派)トイヘル結社ヲ組織シ、1640 **兵**ヲ率キテ、**イングランド**ニ侵入セリ。

コハニ於テ**チャーレス一世**ハ、1640十一月軍資ノ補給ヲ乞ハンガ爲メニ議會ヲ招集セリ。コノ議會ハ、十三年間繼續セシヲ以テ、世ニコレヲ長期議會トイヘリ。

已ニシテ國會ノ開設セラシニ及ビ、議員等ハ、王權ヲ抑制シ、政弊ヲ矯正セント欲シ、**チャーレス一世**ニ迫リテ、三年法典ヲ定メ、三年毎ニ一回國會ヲ召集セシムルコトヲ約シタリ。

○**英國ノ内亂(1642—1649)**.....
CIVIL WAR IN ENGLAND (BÜRGERKRIEG IN E.)

原因.....國會ト國王トノ衝突。

國會ハ、**諫疏** トイヘル一議案ヲ起シテ、王ノ失政ヲ列舉シ、(1) **輔弼**ノ臣タル**トーマス、ウエントウルス**及**ウリアム、ラウド**大僧正等ヲ死刑ニ處スルコト。(2) **高等法院**、**星院**等ノ專制法院ヲ廢スルコト。(3) **國王**ハ、議員ノ承諾ヲ得ルニアラズンバ、國會ヲ解散或ハ延期スルコトヲ得ザルコト。ヲ議決シタリ。**チャーレス一世**大ニ怒リ、武力ヲ以テ、國會ヲ抑壓セン

ト欲シ、1642 (明正寛永十九年)親兵ヲ率キテ國會ニ至リ、議員中最モ勢力アリシジョン・ハンブデン JOHN HAMPDEN ジョン・ピム JOHN PYM (有名ナル能辯家)等五人ヲ目スルニ大逆無道ヲ以テシ、彼レ等ヲ捕縛セントシシモ、議員等已ニコレヲ知リテ、逃レタリ。コヽニ於テ市民大ニ激昂シテ、各地ニ蜂起シ、議員ヲ保護セシカバ、チャーレス一世ハ、1642 二月(十日)ロンドンヨリヨークニ出奔シ、英國ニ於ケル八年間ノ内亂ヲ生ジタリ。

戦紀。.....

已ニシテチャーレス一世ト國會トノ調停ヲ謀ラントセシモノアリシガ、國會ハ、王ヲ信ゼズシテ、1642 七月公安ヲ維持スルヲ名トシテ、兵ヲ招集シタリ。已ニシテ(八月二十五日)王モマタ兵ヲノッチングムニ起シタリシカバ、國內王黨 及ビ 議員黨ノ二派ニ分レタリ。

○王黨.....マタハ騎士黨ハ、率ネ英國教會派ニ屬セシ貴族、紳士、僧侶等ヨリ成レリ。
CAVALIERS (KAVANJERE)

○議員黨.....ハ、率ネピューリタン派新教ニ屬セシ貴族、實業家等ニシテ、短髪ナリシヲ以、一ニ圓顛黨ト稱セラレタリ。
ROUNDHEAD (RUNDKÖPFE)

九月兩軍大ニエッジ、ヒルニ戦フ。時ニ王黨ノ將ルバート(ジェームス一世ノ孫)剛勇ニシテ能ク防ギ、大ニ議員黨ノ將エセックス侯ヲ苦シメタリ。已ニシテスコットランド人ハ、議員等ヲ助ケ、アイルランド人ハ、王黨ヲ援ケ、互ニ勝敗アリシガ、オリバー、クロムウェルナルモノ出デ、議員黨ヲ統率スルニ及ビテ、王黨ハ、ソノ鋒

ヲ挫カレタリ。

オリバー、クロムウェル (1599—1658).....ハ、ハンチングドンシャイアーノー紳士ニシテ、1620 始メテ下院ノ議員トナレリ。エッジヒルノ戦ニハ、騎兵士官タリシガ、次テ騎兵少佐ニ昇進シタリ、彼レ號令嚴肅、頗ル兵略ニ長シ、部下ノ將卒ハ、勇猛ナリシヲ以テ、ソノ率キシ軍ハ、鐵壁軍ト稱セラレタリ。
IRON-SIDE
プレスビテリア派及ビ獨立派ノ新教.....

1645 (後光明正保二年)ピューリタン派新教ハ、プレスビテリア派及ビ 獨立派 ノ二派ニ別レ、プレスビテリア派ハ、重ニ國會議員ヨリ成リテ、王權ヲ制限セントシ、獨立派ハ、重ニ軍人ヨリ成リテ、王政ヲ廢シ、共和政治ヲ布カントスルニアリシガ、クロムウェルハ、獨立派ノ首領タリキ。

トーマス、フェアファックスガ議員黨ノ總督トナルニ及ビ、中將クロムウェルヲシテ王黨ヲ防ガシメタリ。クロムウェル即チピューリタン派新教徒二萬及ビ鐵壁軍ヲ率キテ、1645 六月、王黨トナスビーニ戦ヒタリ。時ニクロムウェルノ將マルストンモール大ニ王黨ヲ撃破セシカバ、チャーレス一世スコットランドニ奔リテ、恢復ヲ謀レリ。已ニシテスコットランド人チャーレス一世ヲ捕ヘテ、イングランドニ護送セシヲ以テ、1647 六月クロムウェル彼レヲハンブトンコートニ幽セリ。時ニスコットランドノハミルトン公ハ、プレスビテリア派及ビ王黨ヲ援ケント欲シテ、イングランドニ入りシモ、クロムウェルノ爲メニプレストン、パンズニ於テ破ラレタリ。

○プライドノ議員掃除.....クロムウェルハ、國會議員ノ己レヲ惡ミテ、王黨ヲ援ケンコトヲ恐レ、1648

大佐**プライド**ヲシテ、下院ノ門戸ヲ鎖シ、**クロムウェル**ニ
PRIDE
 反對セシ議員百四十餘人ノ入院ヲ拒ミテ、只ダ獨立派
 中 **ランブ派** 即チ**クロムウェル**ト同主義ノ議員五十
RUMP (RUMPEPARLAMENT)
 人ヲ入院セシメタリ。コレヲ **プライド**ノ議員掃除
 トイフ。

結果。

.....**チャーレス**一世ノ死刑ト共和政府ノ創起。

クロムウェルハ、1649一月(二十日)**ウェストミンスター**
WESTMINSTER
ホールニ百五十餘人ヨリ成ル高等法院ヲ開キ、**チャー**
HALL HIGH COURT OF JUSTICE
レス一世ヲ召喚シテ、ソノ罪ヲ糾セリ。**チャーレス**一
 世ハ、法官ノ王ヲ裁判スルノ權ナキコトヲ論ゼシガ、
 二十七日、法院ハ、遂ニ**チャーレス**一世ヲ國賊トナシ、死刑
 ノ宣告ヲ與ヘ、三十日**ホワイト**、**ホール**ノ宮前ニ於テ、
WHITE HOLE
 死刑ニ處シタリ。

時ニ刑場ニハ、兵卒四周シ、劊手二人**チャーレス**一世ノ傍ニ
 立チタリ。**チャーレス**一世終リニ臨ミ、憤恨惜ク能ハズシテ、
 大ニ叫ンテ曰ク、人民タルモノ國政ニ參與スルノ權ナシト。
 刑畢リ、劊手**チャーレス**一世ノ首ヲ掲ゲ、衆ニ示シテ曰ク、コレ
 國賊ノ首ナリト。**チャーレス**一世ニ二子アリ。長ナ**チャー**
レストイヒ、幼ナ**ジェーム**ストイフ。

3. 共和政治ノ時代(1649—1660)。

— **オリバー**、**クロムウェル**(1599—1658)。

OLIVER CROMWELL

イ 共和政府ノ建設(1649)。

1649(後光明慶安二年)**チャーレス**一世弑セラル、ヤ、
 下院ハ上院ヲ廢シ、**コンモンウェル**スト稱セラル、共和

政體ヲ建設シ、41人ノ**ランブ**黨議員ヨリ成レル國會ヲ
RUMP
 シテ、コレヲ統治セシム。**ブラッドショー**ナルモノ、ソノ
BRADSHAW
 首タリシガ、政治上ノ實權ハ、**クロムウェル**ニアリキ。彼
 レハ容貌粗野ナリシモ、剛毅果斷ニシテ、武略ニ富ミ、ソ
 ノ心膽ノ確固タリシコト、人ヲシテ寒カラシメタリ。

ロ **スコットランド**及**ピアイルランド**ノ征伐。

クロムウェルガ共和國ノ實權ヲ掌握スルニ及ビ、佛國、
 オランダ、露國等ハ、共和政治ニ反對シ、マタ國內ニモ
 私ニ**クロムウェル**ノ政ヲ非認セシモノアリシカバ、**クロ**
ムウェル即チ兵カヲ以テ、コレ等ヲ鎮定セント欲セリ。

時ニ**オルモンド**侯**バットラー**ハ、**チャーレス**一世ノ遺
ORMOND BUTLER
 子**チャーレス**ヲ奉ジテ、王政復古ヲ謀レリ。**クロムウェ**
ル即チ兵ヲ出ダシ、1649年大ニコレヲ**ドロゲダ**ニ破リ
DROGEDA
 テ、三千人ヲ殺シ、凡ソ九ヶ月ニシテ、コレヲ平定セシ
 モ、**チャーレス**ハ、**スコットランド**ニ逃レ、**スコットランド**
 人ニ推サレテ、自ラ**チャーレス**二世ト稱ス。**クロムウェ**
ル即チ**スコットランド**ニ進軍シ、1650**チャーレス**二世ヲ
ヅンバルニ破リ、1651マタコレヲ**ロンドン**ノ西北**ウー**
DUNBAR
スターニ攻メシカバ、**チャーレス**二世ハ、**イングランド**
WORCESTER
 海盆ヲ渡リテ、佛國ノ**ルマンチー**ニ逃レ、復**タイング**
ランドヲ窺ハザリキ。

ハ **オランダ**征伐。

カクテ**クロムウェル**ハ、**スコットランド**及**ピアイルラ**
ンドヲ平定スルニ及ビ、**オランダ**ハ、**イングランド**ト

海上權ヲ争ヒ、屢**イングランド**ニ抵抗シタリシヲ以テ、**クロムウェル**コレヲ撃チシガ、1654(後光明承應三年)オランダト和シタリ。爾來オランダノ海上權大ニ衰ヘタリ。

ニ **ランブ議會トバレボーン議會(1653)**
RUMP PARLIAMENT BAREBONE P.

○**ランブ議會ノ解散**……………

クロムウェルハ、威ヲ外國ニ輝カシ、時ニ當タリ、國會議員等ハ、ソノ專横ヲ惡ミテ、私ニ彼レヲ除カシトヲ謀リ、人民モマタ彼レニ服セズシテ、國內騷然タリ。然ルニ**ランブ黨**ノ國會ハ、無能ニシテ、國內ヲ統治スルコト能ハザリシヲ以テ、國會ト軍隊トノ争、常ニ絶エザリキ。**クロムウェル**即チ1653兵ヲ率キテ議會ニ至リ、武力ヲ以テ、**ランブ議會**ヲ解散シタリ。コノ議會ハ、十二年ニ亘リシヲ以テ、共和政治時代ノ長議會ナリキ。

○**バレボーン議會ノ開設**……………

クロムウェル即チ新ニ156人ヨリ成レル議會ヲ開設シタリシガ、實權ハ、**クロムウェル**ニアリキ。コノ議會ハ、過激ナル**インデペンデント**派ノ新教信者ノ會合ナリシガ故ニ、政治上ノ事ヨリモ、寧ロ宗教上ノ事ヲ議シタルニ過ギザリキ。時ニ議員中ニ**ロンドン**ノ革工**バレボーン**ナルモノアリ。敬神ノ名高カリシヲ以テ、世ニコノ議會ヲ **敬神バレボーン議會** ト稱スルニ至レリ。

ホ **共和國保護者トシテノクロムウェル(1653—1658)**

1653國會ハ、國事ニ參與スル權ヲ**クロムウェル**ニ讓リテ、彼レニ **共和國保護者** ノ尊號ヲ與ヘ、25人ノ國務評議員ヲシテ、彼レヲ助ケシメタリ。コヽニ於テ**クロムウェル**ハ、**イングランド**、**スコットランド**及**ピアイルランド**三國ノ保護者トナリ、王號ヲ有セザリシトイヘドモ、實際ハ帝王ト異ナラズシテ、無上無限ノ權カヲ有スルニ至レリ。

○**クロムウェル**ノ内治政略……………ハ、專制武斷的ニシテ、峻酷ナル軍律ヲ以テ、下ヲ治メタリ。

(1) 全國ヲ **II 區**ニ分チ、各區ニ中將一人ヲ置キテ、コレヲ治メシメ、人民ヲシテコレニ抵抗スルコト能ハザラシメタリ。(2) 彼レハ、上下ノ兩院ヲ設ケテ、立憲政治ヲ施サントシ、ニ、議會ノコレニ反抗セシカバ、彼レハ直ニ議會ヲ解散シタリ。爾來彼レハ、擅ニ議會ヲ召集解散セリ。(3) 彼レハ、マタ熱心ナル新教保護者ヲリシヲ以テ、英國ヲ歐洲新教國ノ盟主タラシメント欲シ、屢、**ローマ**舊教派ノ勤王黨ヲ抑壓シタリ。(4) 1651外國ノ產物ヲ英國ニ輸入スルニハ、必ラズ英國船ニ由ラザルベカラザル航海條例ナルモノ發布セラレシガ、彼レハコノ條例ヲ斷行セリ。**NAVIGATION ACT (NAVIGATIONSACT)**(5) 不慮ニ備ヘンガ爲メニ**スコットランド**ニ鎮兵ヲ置キ、マタ**アイルランド**ノ反逆人ヲ虐殺シ、或ハコレヲ奴隸トシテ、西**インド**ニ賣リタリ。

○マタ**クロムウェル**ノ外交政略……………

モ、マタ果斷ヨクコレヲ處シ、屢、水陸ノ大兵ヲ出ダシテ、各國ヲ苦メタリ。(1) 英國ノ貿易ヲ侵害シタルバルバリーノ海賊ヲ征シ、マタタスカニー公ヲ罪シタリ。BARBARY (2) スペイントノ戦争(1655—1658)ノ結果、TUSCANY ジマ^{JAMA-}イカ島ICA(JAMAICA)ヲ奪ヒ、DUNCORK(DUNKIRCHEN) ダンコルクヲ略シ、マタスペインノ商船ヲ^{SANTA CRUZ} サンタ、クルツ港ニ燒キタリ。(3) コレヨリ初メ英國共和政府ノ航海條例ヲ發布セシ結果、オランダノ船主コレガ爲メニ大ニ影響ヲ蒙リテ、英蘭戦争(1652—1654)ヲ生ゼシガ、遂ニ英國ハオランダニ勝チテ、オランダノ海上權ヲ奪ヒタリ。

コ、ニ於テ英國共和國ノ威名ハ、歐洲ニ轟キ、ソノ富強ナリシコト、エリザベス時代ト相比セラレタリ。ソノ後、クロムウェルハ、國家ノ重任ヲ擔ヒ、孜孜トシテ國運ノ隆盛ヲ謀リシタメ、遂ニ健康ヲ害スルニ至レリ。時ニ人民ハ、ソノ峻嚴ナル武斷的政治ヲ厭ヒ、勤王黨モ共和黨モ、ミナ屢、彼レヲ殺サンコトヲ謀リシ際、會、クロムウェルハ、愛兒女ヲ失ヒテ、氣大ニ沮喪シ、遂ニ1658(後西院萬治元年九月三日)病死セリ。

ニ リチャード、クロムウェル(1658)。

父オリバー、クロムウェルノ將ニ死セントスルヤ、子リチャード、クロムウェルヲシテ、共和國保護ノ職ヲ襲ガシメタリ。然ルニリチャード、クロムウェルハ、性、優柔不斷ニシテ、國家ヲ統御スルノ才ナカリシカバ、ソノ重任ニ堪エズ、在職八ヶ月ニシテ自ラソノ職ヲ辭セリ。實ニ

リチャード、クロムウェルニシテ、治國ノ才アリシナラバ、爾來ソノ子孫英國ニ君臨スルコトヲ得シモ、不肖ノタメニ父ノ百難ヲ凌ギテ經營セシ共和國モ、忽ニシテ瓦解セリ。コ、ニ於テ英國ハ、再ビ議會ト武官トノ争ヲ生ジ、國民ハ王政復古ヲ望ミ、國內騒然タリシガ、將軍モンクハ、コレヲ鎮定シ、^{MONK} 新ニ上下ノ兩院ヲ召集シテ、1660(後西院萬治三年五月)オランダニ避難セシチャーレス(チャーレス一世ノ子)ヲ迎ヘテ、英王ノ位ニ即カシム。コレヲチャーレス二世トイヒ、スチュアルト家ノ王朝、再ビ始マレリ。

4. 王政復古ノ時代(1660—1714)。 RESTORATION OF THE MONARCHY (HERSTELLUNG DES KÖNIGTUMS)

1. チャーレス二世(1660—1685)。

リチャード、クロムウェルノ職ヲ辭セシヤ、英國ハ、擾亂相續キ、一時、無政府ノ域ニ陥リシガ、1660 チャーレス二世ハ、英王ノ位ニ上リテ、王政復古ノ時代トナレリ。彼レハ性、仁慈ナリシモ、放縱ニシテ宴遊ニ耽リ、宮中ノ醜聲ハ、外ニ洩レタリ。英國國民モマタ多年、峻酷ナル政令ノ下ニ苦メラレシ反動トシテ、遽ニ驕奢淫樂ニ耽ルニ至リテ、道德、地ヲ掃フニ至レリ。

チャーレス二世ハ、専制ヲ以テ、屢、法令ヲ出ダシ、マタ宗教統一令ヲ發布シテ、プレスビテリア派ノ教徒ヲ苦メ、マタ弟ヨーク公(後ノジェームス二世)ノ言ヲ容レ、^{YORK} 専制政治ヲ施シシガ上ニ、ソノ不品行ナリシト、外交上ノ失敗等ハ、衆望ヲ失フニ至レリ。

イ 大赦令ノ發布

チャーレス二世ハ、エписコバリア教會ヲ復興シ、次デ大赦令ヲ發シテ、一般ニ叛徒ノ罪ヲ赦シタリシガ、父チャーレス一世ヲ死刑ニ宣告セシ輩ニハ、コレヲ行ハズシテ、クロムウェル等ノ墓ヲ發キ、ソノ遺骸ヲ斬リタリトイフ(失徳)。

ロ 悪疫ト大火。

1665(靈元寛文五年)悪疫ロンドンニ流行シ、死者10萬人ニ上リシカバ、市民1665ヲ厄年ト稱セン折柄、翌1666九月ニハ、ロンドンニ大火アリテ、延焼三日、全市ノ大半ヲ焼失シ、コノ際有名ナルセント、ポール寺モ烏有ニ歸シタリ。カクロンドン市ニハ、大災厄アリテ、2萬ノ人民ハ、家屋ナキニ苦ミツ、アリシニモ拘ラズ、チャーレス二世ハ獨リ宴遊ニ耽リテ、ソノ疾苦ヲ願ミザリシトイフ(失徳)。

ハ オランダトノ第二戰(1664—1667)。

1664チャーレス二世ハ、オランダト商業上ノ競争ニヨリテ、戰端ヲ開キシガ、既ニ國會ノ海軍費ニ充テタル財用ヲ浪費シタリシヲ以テ、英國ハ、充分ナル軍備ヲナスコト能ハザリキ。ヨリテ1667(同寛文七年)オランダ水師提督 **デ、レイター** ADMIRAL DE LEYTER (RUYTER) ハ、自由ニ **テームス川** THAMES ヲ封鎖シテ、英國民ヲ苦メタリ(外交上ノ失敗)。

ニ 佛國トノ事件。

佛王ルイ十四世オランダヲ攻メシトキ、英國國會ハ、

チャーレス二世ヲシテ、オランダノオレンヂ公ウリアムヲ援ケシメ、マクスウェーデント聯合シテ、三角同盟ヲ作り、佛國ニ當ラシメシガ、チャーレス二世ハ、遂ニ1670(同寛文十年)佛國ト **ドーバー** DOVER ノ密約ヲ結ビ、舊教ヲ英國ニ再興スルコト、佛國ヨリ年金ヲ得テ、オランダニ抗スルコト、等ヲ約シ、1670乃至1674オランダト戰ヲ交フルニ至レリ。コヽニ於テ、國會ト國王トノ間、益、紛擾ヲ生ジ、爲メニ人民ノ怨ヲ買フニ至レリ。

ホ カバル内閣ノ組織(1667—1674)。

CABAL CABINET (C. MINISTERIUM)

ヨーク公ノ舅ニシテ、宰相タリシ、**クラレンドン** CLARENDON 伯ハイドハ、1667謀叛ノ嫌疑ヲ受ケ、官位ヲ褫奪セラレテ、追放セラレタリ。コヽニ於テ **クリフォード** CLIFFORD **ア** **ルリントン** ARLINGTON **バッキンガム** BUCKINGHAM **アッシュレー** ASHLEY **ローデルデール** LAUDERDALE ノ五人ハ、王ニ迫リテ、カバル内閣(1667—1674)ヲ組織シタリ。コノ五人ハ、ミナ陰險狡猾ニシテ、私利ヲ得ンガ爲メニ、チャーレス二世ニ佛國トノ密約ヲ勸メテ、オランダト交戦セシメ、或ハ舊教ヲ保護シテ、**エ** **ビスコバリア** 教會ノ勞力ヲ殺ガンガ爲メニ、**認教令** DECLARATION OF INDULGENCE (INDULGENZERKLÄRUNG) ヲ發布セシメタリ。コヽニ於テ、國會及ビ人民ハ、コノ認教令ヲ非難シテ、遂ニコレヲ除去セシメタリ。

カバルトハ、佛語ノカバル(隱密)ヨリ來タリシ語ナレドモ、五人ノ名稱ノ初字ト相符合セリ。マタ内閣ハ、少數ノ宰臣ガ王ノ小室ニ於テ、秘密會議ヲナシヨリ起リシモノニシテ、蓋シ内閣ノ名稱起原ハ、コノ頃ヨリ始マリシナルベシ。

へ 検査令ノ發布(1673)。
TEST ACT (DIE TESTAKTE)

カバル内閣ノ認教令ヲ發布セシヤ、英國ノ士民大ニ激昂シ、國會ハ、1673(靈元延寶元年)チャーレス二世ニ迫リテ、検査令ヲ發布セシメタリ。コノ令ハ宗教上、國王ヲ至高ナルモノトシ、エピスコパリア教ヲ奉ゼザルモノハ、決シテ英國ノ官吏タルコトヲ得ザルモノナリトイヘルモノナリ。コノニ於テチャーレス二世ハ、已ムヲ得ズシテ、コノ令ニ抵触シタル弟ヨーク公ジェームス(舊教信者)ノ水師提督ヲ免ジタリ。
JAMES (JAKOB)

爾來、カバル内閣ハ、威嚴ヲ失ヒテ、遂ニ1674顛覆シ、ダンビー伯代リテ宰相トナルニ及ビテ、オランダトノ和議調ヒタリ。
DANBY

ト 教皇ノ陰謀(1678)。
POPISH PLOT

ダンビー伯ガ、ヨーク公ノ女メーリーヲオランダノオレンチ公ウリアムニ嫁セシメントシ、時ニ當タリテ、ヨーク公ノ王位ニ上ラントスルヲ妨ゲンガ爲メニ、1678教皇ノ陰謀起レリ。蓋シヨーク公ノ法王黨ナルヲ以テ、反對者ハ、コレヲ王儲ノ列ヨリ除カント欲シ、聲言シテ曰ク、舊教徒ハ、正ニ政府ヲ顛覆シテ、國王及ビ新教派ノ教徒ヲ殺害セントスト。コノニ於テ舊教徒ノ誅セラレシモノ、頗ル多カリキ。

チ ハベアス、コルプス令(人身保護令)ノ發布(1679)。
HABEAS CORPUS ACT (HABEASCORPUSAKTE)

ハベアス、コルプス令トハ、身體ハ、汝ナリトイヘル義ニシテ、シャフトスバーリー内閣ノ發布セシ人身保護令
SHAFTESBURY

ナリ。コノ令ハ、充分ナル證據ナクシテ、妄ニ人ヲ監禁投獄スルコトヲ得ズトイヘルモノニシテ、犯人ノ身體ヲ保護セシモノナリ。

リ ホイグ黨(民黨)トトーリー黨(王黨)。

WHIGS TORIES
コノ時ニ當タリテ、英國議院内ニ、ホイグ黨或ハ自由黨及ビトーリー黨或ハ保守黨ノ兩派ニ分レ、互ニ相争ヒタリ。
LIBERALS (LIBERALE) CONSERVATIVES (KONSERVATIVE)

ホイグトハ、ケルト語ノウガム、モアー(荷鞍)ヨリ轉訛シタルビグガム、モアー(荷鞍盜賊)ヨリ來タリタル戲號ナリ。蓋シホイグ黨ハ、率ネスコットランドノプレスビテリア派ノモノヨリ成リ、スコットランド盜賊ガ掠奪ノ爲メニ、荷鞍馬ヲ用フトイヘルヨリ、名ヅケタルモノナリ。

トーリー黨トハ、アイルランド語ノトイル(草賊マタハ賊民)ヨリ來タリタル戲號ナリ。
TORUGH

コノ兩黨ハ、王位繼承ノコトニツキテ、互ニ相争ヒタリ。(1)ホイグ黨ハ、チャーレス二世ノ弟ヨーク公ヲ排除シテ、チャーレス二世ノ庶長子ナルモンマウス公ヲ英王トナサント欲シ、(2)トーリー黨ハ、ヨーク公ヲ英王トナサントセリ。
MONMOUTH

ヌ ライ、ハウスノ陰謀(1683)。
RYE-HOUSE PLOT

カク兩黨ハ、王位繼承ノコトニツキテ、互ニ争ヒシ時ニ當タリ、ホイグ黨ハ、ヨーク公排除案ヲ下院ニ提出シテ、コレヲ通過セシメントイヘドモ、上院ニ於テコノ排除案ハ、否決セラレタリ。コノニ於テホイグ黨ハ、ハートフォートシャーノライ、ハウス閣ニ密會シテ、

1683(靈元天和三年 徳川綱吉ノ時)英王チャーレス二世
及ビ皇弟ヨーク公ヲ暗殺セントセリ。已ニシテコノ
國王弑逆ノ陰謀、發覺スルニ及ビ、**ウィリアム、ラッセル**
WILLIAM RUSSELL
アルジェルノン、シドニー以下ノ**ホイグ**黨ハ、死刑ニ處
ALGERNON SIDNEY
セラレ、**モンマウス**公ハ、**オランダ**ニ逃走シタリ。

次デ 1685(同貞享二年)チャーレス二世死セシカバ、皇
弟ヨーク公英王ノ位ニ即ケリ。コレヲ**ジェームス二世**
トイフ。

2. ジェームス二世(1685—1688)。

JAMES (JAKOB)
ジェームス二世ハ、暴逆兇險ニシテ、專制ヲ行ヒ、カヲ
舊教ノ恢復ニ竭シ、頗ル殘暴ヲ極メシカバ、遂ニ人民
ノ爲メニ廢セラル、ニ至レリ。

イ モンマウス公ノ英國侵入(1685)。

ジェームス二世ノ英王トナルヤ、1685 **モンマウス**公、
兵ヲ率キテ**イングランド**ニ侵入シ、王位ヲ争ヒタリシ
モ、**セジムーア**ノ戰(1665)ニ於テ敗死シタリ。コヽニ
SEDGEMOOR
於テ**ジェームス二世**ハ、判官**ジェフレース**ヲシテ、叛徒ヲ
(OBERKRICHTER) JEFFREYS
苛酷ニ糾弾セシメタリ。

ロ 認教令ノ發布(1687)。

ジェームス二世ハ、判官**ジェフレース**ヲ首相トシ、國民
ノ自由ヲ撲滅シテ、舊教ノ恢復ヲ謀ラント欲セリ。時
ニ法王**インノーセント十一世**ハ、深ク**ジェームス二世**ヲ
誠メシニモ拘ラズ、**ジェームス二世**ハ、**ジェフレース**等ヲ
宗教委員トシ、檢誓令ヲ制限シテ、舊教徒ニ任官上ノ
便ヲ與ヘタリ。1687(同貞享四年)**ジェームス二世**ハ、新

ニ認教令ヲ發布セシカバ、**イギリス**教會ノ七僧正大ニ
コレニ反抗シタリ。コヽニ於テ英國ニ於テ、宗教上ノ
一大疑獄起リ、七僧正等ハ、**ロンドン**塔内ニ幽屏セラ
レシガ、後ミナ赦サル、コトヲ得タリキ。

ハ 1688ノ名譽革命。 GLORIOUS REVOLUTION

1688(東山元祿元年)ノ英國ニ於ケル名譽革命ノ原因、
次ノ如シ。

1. **ジェームス二世**ノ君主神權說ヲ固執シタリシ
コト。
2. **ジェームス二世**ノ暴逆專制ナリシコト。
3. **ジェームス二世**ノ憲法ヲ無視セシコト。
4. **ジェームス二世**ノ外交上ノ失體ヲ生ゼシコト。

ジェームス二世ハ、君主神權說ヲ固執シ、或ハ認教令
ヲ發シテ新教ヲ抑制シ、或ハ憲法ヲ無視シテ、人民ヲ
虐ゲシカバ、王黨及ビ民黨共ニ**ジェームス二世**ヲ惡ミ、
コレヲ廢シテ、英國人ノ自由ヲ保護發展セントセリ。

ジェームス二世ニハ、新教派ノ前後ノ出ニ二女アリキ。
長ヲ**メーリー**(**メーリー二世**)トイヒ、**オランダ**ノ**オレン**
MARY (MARIA) ORANGE
チ公**ウィリアム**ニ嫁シ、幼ヲ**アンネ**トイヒ、**デン**
(ORANIEN) WILLIAM (WILHELM) ANNE (ANNA)
ルク王**ジョージ**ニ嫁シタリ。殊ニ**ウィリアム**ハ、英邁ニシ
GEORGE (GEOEG)
テ、且ツソノ母系ニヨレバ英王**チャーレス一世**ノ孫ナル
ガ故ニ、英人ハミナ望ヲ**ウィリアム**ニ屬シ、彼レヲシテ
英王タラシメントセリ。

已ニシテ**ジェームス二世**ノ後后ニシテ、舊教徒ナルモ

デナノマリアガウエルス皇子ヲ生ムニ及ビ、**ジェームス二世**ハ、佛王ルイ十四世ノ忠言ヲモ聴カズ、コレニ王位ヲ譲ラントシ、ヲ以テ、英人、相共ニ謀リテ、竊ニウリアムヲ招キタリ。

コヽニ於テウリアムハ、1688 水陸ノ大軍ヲ率キテ、オランダヲ出發シ、**イングランドノトルベ**ニ上陸セシカバ(十一月五日)、英人ハ、28年前ノ**チャーレス二世**ノ時ニ於ケルガ如ク、欣然コレヲ迎ヘタリ。

時ニ禁軍ノ將**チャーチル**(後ノ**マルボロー侯**)モ禁軍ヲ率キテ、ウリアムヲ迎ヘ、ソノ他、名士ノウリアムヲ迎ヘシモノ多カリキ。

ジェームス二世ハ、コヽニ於テ孤立ノ有様トナリシカバ、已ムヲ得ズ憲法ニ服從センコトヲ乞ヒシモ、ソノ効ナク、遂ニ佛國ニ逃レ、ルイ十四世ノ客トナリテ、**サン、ゼルメーン**ニ住シタリ。

ジェームス二世ノ佛國ニ逃レシヤ、國會ハ王位ノ虚シキヲ告ゲ、決議シテ曰ク、爾來、英國ハ、**スチュアルト家**ノ舊教徒ヲシテ王位ニ上ラシムベカラズ。宜シクウリアム及ビソノ妃**メーリー**ヲ立テ、國王及ビ女王トナスベシト。

○**權利條例(權利宣言)ノ發布(1689)**。.....
BILL OF RIGHT OR DECLARATION OF R. (DAS GESETZ DER RECHTE)

國會ハ、マタ往時、**スチュアルト家**ノ專制ニ懲リテ、國民ノ權利及ビ自由ヲ確固ニセンガ爲メニ、**權利條例**ナルモノヲ制定シタリ。

○**權利條例**.....ハ、國王ガ國會ノ承諾ヲ經ズシテ租稅ヲ徵收シ、マタハ兵ヲ募集スルコト能ハザラシメ、國會ノ討議ヲ自由ニナサシメシ等、總ベテ人民ノ權利ヲ確立セシモノナリ。爾來、英國ハ、真正ナル立憲王國トナリテ、日ニ繁榮ニ赴キタリ。

3. **ウリアム三世(1689—1702)**。

ウリアム三世ハ、モトノオレンヂ公ウリアムニシテ、性、寡欲、政治ニ勵ミ、軍事ニ長セリ。彼レ1694(東山元祿七年)マテ、女王**メーリー二世**(在位1689—1694)ト共ニ政ヲ執リシガ、1694女王ノ死セシニ及ビテ、獨リ英國ニ君臨セリ。コレヨリ初メウリアム三世ノ英王トナルヤ、スコットランドモ、マタソノ王位ヲ承認シタレバ、スコットランドハ、モトノ如ク**プレスビテリア派**ノ新教ヲ奉ズルコトヲ許サレタリキ。

○**ジェームス二世ノ英國侵入(1689—1690)**。.....

ウリアム三世ノ英王トナルニ及ビテ、1689 廢王**ジェームス二世**ハ、佛王ルイ十四世ノ兵ヲ藉リテ、**アイルランド**ニ上陸シタリ。ウリアム三世即チ**イングランド**及**ビスコットランド**ノ軍凡ソ20 萬ヲ率キテ、1690 大ニ**ジェームス二世**ノ軍ヲ**ボイネ**河畔ニ破リシカバ、**ジェームス二世**ハ、マタ佛國ニ逃レタリ。

○**ウリアム三世ト佛國トノ關係**。.....

ウリアム三世ハ、常ニ佛國ノ勢威ヲ挫カント欲シシ際、ルイ十四世ノ**ジェームス二世**ヲ援ケシニ及ビ、遂ニ佛國ト干戈ヲ交ヘ、オランダ及ビ獨逸ト聯合シテ、屢、佛國ヲ苦メタリ。次テ1697(同元祿十年)佛國ト**ライスウィック**條約ヲ締結シ、佛王ヲシテウリアム三世ノ英王タルコトヲ承認セシメタリ。ソ

ノ後、ウリアム三世ハ、スペインノ王位繼承問題ノ生セシ時ニ當タリテ、再ビ佛國ヲ伐タント欲セシモ、中途ニシテ死シタリ。

○ウリアム三世ノ治績。……………

ウリアム三世ハ、 (1) 權利條例。ヲ確認シ、英國人ニ自由ヲ與ヘテ、立憲政治ノ基ヲ創メ、 (2) 寛容令 TOLERATION ACT ヲ發布シテ、新教徒ニ保護ト自由トヲ與ヘ、 (3) 1695 人民ニ出版ノ自由ヲ與ヘテ、新聞發刊ノ基ヲ啓キ、 (4) 1701 (東山元祿十四年) 王位制定令(皇室典範)ヲ發布シタリ。

王位制定令。……………ウリアム三世及ピアンネ女王ノ血統ナキ時ハ、ジェームス一世ノ孫ニシテ、ボヘミアノエリザベスノ女ナルソフィア SOPHIA HANNOVER (ハンノーバーノ女選侯)ハ、新教派ナルガ故ニ、英王ノ位ニ上ルコトヲ得ベシト制定セリ。

4. アンネ女王(1702—1714)。
ANNE (ANNA)

ウリアム三世死シテ嗣ナシ。アンネ(ジェームス二世ノ女ニシテ、メアリーノ妹)位ニ即ケリ。女王ハ、性、小心ニシテ靜淑ナリキ。

アンネ女王ノ時代ニ於ケル重要事件ハ次ノ如シ。

1. イングランドトスコットランドトノ合併(1706)。

コレヨリ初メジェームス一世ハ、イングランド及ビスコットランドニ君臨セシヨリ、兩國一君主ヲ戴キシモ、尙ホ兩國ハ、各、國會ヲ設ケテ、互ニ相爭ヒシガ、1706 (東山寶永三年 徳川綱吉ノ時)兩國ハ合併シテ、大ブリテン GREAT BRITAIN (GROSSBRITANIEN) ト稱スルニ至レリ。爾來、兩國ノ政治ハ、共ニ

議定セラレテ、英國、益、繁盛ニ赴ケリ。

2. マルボロー内閣トボリンフローク内閣。

コレヨリ初メマルボロー侯 BOLINGBROKE MARLBOROUGH ジョン、チャーチルハ、ホイグ黨ノ首領ニシテ、久シクマルボロー内閣(ホイグ内閣)ヲ組織シテ、威福ヲ弄シタリシガ、1710 (中御門寶永七年 徳川家宣ノ時)マルボロー内閣殞レシカバ、トーリー黨ノ首領 BOLINGBROKE ボリンフローク侯コレニ代リテ、ボリンフローク内閣(トーリー内閣)ヲ創メタリ。

アンネ女王ハ、スペインノ王位繼承問題ニ關セシ際、マルボロー侯ハ、佛國ノ勢力ヲ挫キテ、英國ノ威名ヲ輝カシタリ。次デボリンフローク内閣コレニ代ルニ及ビテ、コノ問題ハ、ユトレヒト UTRECHT ノ平和條約ニテ局ヲ結ベリ。蓋シホイグ黨ハ、常ニ戰爭ヲ主張シ、トーリー黨ハ、平和ヲ唱ヘタリ。

女王ハ、トーリー黨ト共ニ義弟 JAMES EDWARD (JAKOB EDUARD) ジェームス、エドワルド(ジェームス二世ノ子ニシテ、ジェームス三世ト、僭僞セシモノ)ヲ英王ノ位ニ即カシメントシ、ガ、舊教徒ナリシヲ以テ、事成ラザリキ。ソノ後、女王死スルニ臨ミ、後嗣ナカリシガ故ニ、王位制定令ニ據リ、ハンノーバーノ女撰侯ソフィアノ子 GEORGE (GEORG) チョーチー一世ヲ立テ、英王トナセリ。蓋シ GEORGE (GEORG) チョーチー一世(1714—1727)ハ、ハンノーバー家(1714—現時)ノ始祖ニシテ、大ブリテン王室ノ基ヲ啓キシ王ナリ。

スチュアルト王朝(1603—1649)(1660—1714)ハ、ジェームス一世ヨリチャールス一世マアト、チャールス二世ノ王政復古ヨリ女王ア

ンネニ至ルマテトノ凡ソ100年間綴キタリ。(1649-1660)ノ凡ソ12年間ハ、共和政治タリシモノナリ。

○スチュアルト王朝時代及ビ共和政治時代ニ於ケル英國ノ學者。

當時、英國ハ、海上權ノ發達ト共ニ、醫學、天文学、詩文、哲學等、盛ニシテ數多ノ學者ヲ出ダセリ。

1. ミルトン (1608-1674) MILTON

ミルトンハ、ピューリタン派ノ新教徒ニシテ、バンヤン (1628-1688) ト共ニオリバー、クロムウェル時代ニ於ケル革命ノ大政治家、英國自由ノ唱道者ナリ。彼レハ英國チャーレス一世ノ刑セラレシ時、英國民ノ保護 トイヘル書ヲ著ハシテ、英王ヲ非難シタリ。

スチュアルト王朝ノ復古スルニ及ビ、彼レハ野ニ退キシガ、眼ヲ病ミテ 失樂園 及ビ 復樂園 ナ著ハシタリ。

2. テイロル (1613-1667) TAYLOR

テイロルハ、王政復古ノ後ニ出テシ文學者ニシテ、散文ヲ能クシ、ソノ文章ハ富麗、思想優美ヲ以テ著ハレ、神學上ノ著書多シ。

3. ジョン、ドライデン (1631-1700) JOHN DRYDEN

ドライデンハ、チャーレス二世ノ時ノ文學者ニシテ、戯曲ニ長シタリ。

4. ジョン、ロック (1632-1704) J. LOCK

ロックハ、有名ナル哲學者ニシテ、悟性論ヲ著ハシタリ。

5. アイザク、ニュートン (1642-1727) ISAAC NEWTON

ニュートン、ケンブリッジ大學ノ教授タリシモノニシテ、ケプラー (1571-1630) ノ説ヲ大成セリ。彼レハ 引力説 ナ唱

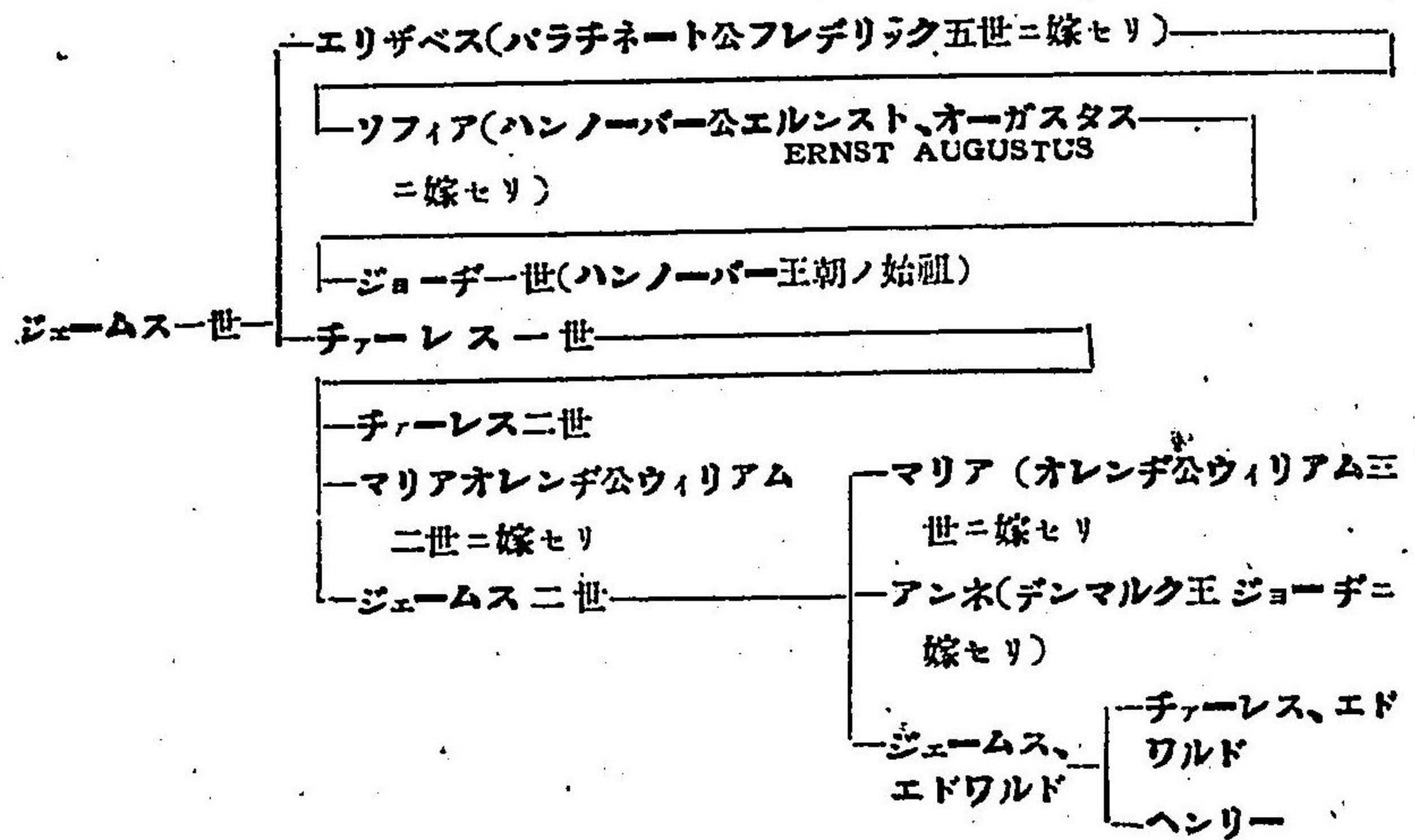
ヘテ、宇宙ノ諸現象ヲ解釋シ、光及ビ色ノ説 ナ説キテ光學上ノ基礎ヲ定メ、マタ 微分 及ビ 積分 ナ創メテ、數學上ニ光彩ヲ興ヘタリ (1676) 靈元延寶四年 徳川家綱ノ時)。當時、獨逸ノライプニッツ (1640-1716) 及ビ我が國ノ關新助(孝和)モ、マタ殆ソト同時ニコレヲ發明シタリトイフ。

關孝和ハ、初メ高原吉種ノ門人ナリシガ、後、毛利勘兵衛(重能)ノ三高弟ノ一人ナル吉田七兵衛(光由)ニ從ヒテ、數學ヲ研究シ、始メテ點竄法(二次方程式)ヲ發明セリ。當時コレヲ歸源整法トイヒシガ、松永其弼ガソノ主君岩城侯ノ命ニヨリテ、改メテ點竄法トナシ、モノナリ。ソノ他彼レハ、演段約術、箭管招差角術、適量法、弧背立圓等ヲ唱ヘタリ。

6. ウリアム、ハルビー (1578-1657) W. HARVEY

ハルビーハ、チャーレス一世ニ仕ヘシ醫學者ニシテ、二十年間研究ノ後、血液循環説及ビ心臓ノ説ヲ唱ヘタリ。

スチュアルト家ノ王統略系。



第十三章 ルイ十四世ノ治世。

LOUIS (LUDWIG)

一 ルイ十四世ノ攝政(1643—1661)。

ルイ十四世(1643—1715)ハ、ルイ十三世ノ後ヲ承ケテ、1643(明正寛永二十年 徳川家光ノ時、即チ清太宗ノ時)佛王ノ位ニ即キシガ、尙ホ5歳ノ幼主ナリシガ故ニ、太后アンネ(スペイン王フィリップ三世ノ女)政ヲ攝シ、イタリーノ僧マザリンハ、ANNE (ANNE) 援擢セラレテ、宰相トナレリ。マザリンハ、MAZARIN 明相ニシテ大志ヲ懷キ、前相リシェリユーノ施政ヲ襲用シテ、佛國ノ隆盛ヲ謀リシコト、凡ソ18年ニ及ベリ。

二 ウェストフリア条約(1648)ノ締結。

コレヨリ先キ獨逸ニ三十年戦争ノ闕ナリシ頃ニ當タリテ、マザリンハ、リシェリユーノ志ヲ襲ギ、將軍コンデヲシテ、獨逸及ビスペインノ軍ヲ破ラシメシガ、CONDE 終ニ1648 ウェストフリア条約ニヨリテ、佛國ハ、獨逸ヨリ土地及ビ償金ヲ得タリ。爾來、佛國ノ威勢ヨーロッパニ輝キタリ。

(前ノ三十年戦争ノ章ヲ参照セヨ)。

三 フロンドノ内亂(1648—1653)。

FROND

フロンド……トハ、石抛ノ義ニシテ、小兒ノ石抛ヲナシテ、隨賞セラル、ガ如ク、コノ黨衆、屢、政府ニ反抗セシ様ノヨク、類似セシガ故ニ、カク名ヅケラレシモノナリ。

フロンドノ内亂ハ、(1)佛國政府ノ人民ニ重税ヲ課セシコト。(2)貴族ノ抵抗ニヨリシコト。等ノ原因ニヨリ、起リシモノニシテ、佛國ノ貴族ガ兵力ヲ以テ、王室ニ反抗セシ最後ノ暴舉ナリ。

1. 佛國政府ノ人民ニ重税ヲ課セシコト。

佛國ノ干涉セシ三十年戦争ハ、既ニウェストフリアノ條約ニヨリテ、局ヲ結ビシガ、佛國ハ尙ホスペイント干戈ヲ交ヘ、容易ニソノ兵亂解ケザリシカバ、人民ハソノ課税ニ堪ユルコト能ハズシテ、騒然タルニ至レリ。

時ニバリ議會ハ、屢コレヲ政府ニ論争シタリシニ、太后アンネ及ビ宰相マザリンハ、大ニ怒リテ、非政府黨即チフロンド黨ノ衆ヲ捕ヘテ、コレヲ禁錮シタリ。コヽニ於テバリ府民頗ル激昂シテ、兵ヲ擧ゲ、マザリン等ヲ斥ケントセリ。

2. 貴族ノ抵抗ニヨリシコト。

コレヨリ先キルイ十三世ノ時、宰相リシェリユーハ、佛國ニ於ケル封建時代ノ思想ヲ打破シ、且ツ傲慢ナル貴族ヲ壓服シタリ。爾來佛國ノ貴族ハ、ソノ束縛ヲ脱セント欲シシガ、時機已ニ到著シタリトシ、遂ニ兵ヲ擧ゲタリ。

已ニシテコンデ親王ハ、CONTE コンチ及ビレツ等ノ名士ト共ニ兵ヲ擧ゲシカバ、RETZ バリノ暴民コレニ加ハリテ、勢盛ナリキ。1652(後光明承應元年 徳川家綱ノ時)官軍ノ將チランヌ大ニコンデ親王ノ軍ヲザン、TURENNE アントア又門外ニ破リシカバ、ST. ANTOINE コンデ親王ハ、スペインニ逃レ、コンチ及ビレツ等ハ、ローマニ奔リタリ。官軍即チ翌年、全クコノ内亂ニ與ミセシ貴族及ビ暴徒ヲ鎮定シタリ。コヽニ於テ佛國ニハ、爾來、王室ニ反抗ヲ企テシモノナク、日ニ隆盛ニ赴ケリ。

四 ビレニース平和條約(1659)ノ締結。

佛國ハ、フロンドノ内亂鎮定後モ、尙ホ三十年戦争ノ餘派ナルスペイン戦争ヲ續ケシガ、1659(後西院萬治二年)マザリンハ、スペイントビレニース平和條約ヲ結ビテ、和ヲ媾ゼリ。

○ビレニース平和條約ノ要項。……………

1. 佛國ハ、スペインヨリ **フランドル** **アルトワ**
FLANDER (FLANDERN) ARTOIS
ルション等ノ諸邑ヲ收ムベキコト。
ROUSSILLON

2. 佛國ハ、スペインニ同盟セシ **ローレン公**ノ失
LORRAINE (LOTHRINGEN)
ヒシ地ヲ還附スルモ、**メツ**ヨリ **アルサス**ニ至ル兵
METZ ALSACE (ELSASS)
路ヲ使用スベキコト。

3. 佛國ハ、コンデ親王ノ歸國ヲ許スベキコト。

4. 佛王ハ、スペイン王**フィリップ四世**ノ女**マリア、テレ**
MARIA THERESA
(M. THERESIA)
サヲ納レテ、后トナスコト。

5. **スペイン**ハ、**マリア、テレサ**ニ粧資トシテ、50萬ク
ラウンノ金ヲ支出シ、**マリア、テレサ**ハ、**スペイン**領
ノ相續權ヲ放棄スルコト。

カクシテ佛國ハ、**スペイン**ニ勝チシ以來、獨逸及**ビ**
スペインノ**ハブルブル**家ヲ抑ヘテ、**リシュリュー**ノ計
劃セシガ如ク、**ポーボン**家ヲシテ、**歐洲**ノ第一強國タ
ラシムルコトヲ得タリ。

五 ルイ十四世ノ親政(1661—1715)。

ルイ十四世ノ在位ハ凡ソ73年ノ長キニ亘リシガ、初メノ
凡ソ18年間(1643—1661)ハ、マザリン等ノ攝政時代ナリキ。1661

(後四院寛文元年)マザリンノ死セシニ及ビ、ルイ十四世ハ、
23歳ヲ以テ、萬機ヲ親裁スルニ至レリ。故ニルイ十四世ノ
親政時代ハ、凡ソ55年間(1661—1715)ナリキ。コノ間佛國ハ、
外ハ武威ヲ四隣ノ諸國ニ輝カシ、ノミナラズ、内ハ百事、繁
榮ヲ極メタリ。史家ルイ十四世ノ時代ヲ稱シテ、佛國ノ
黄金時代ト呼ブニ至レリ。

宰相**マザリン**ノ死セシニ及ビテ、**ルイ十四世**ハ、親
ラ政ヲ執リ、(1)無限專制政治ノ斷行。(2)王權ノ
擴張。(3)國威ノ發揚ヲ謀リタリ。

王ハ、常ニ曰ク、**レター、セー、モア**(國家ハ、即チ朕ナリ)ト。蓋
L'ETAT CEST MOI I AM THE STATE
シルイ十四世ハ、國事ヲ國會ニ諮問セズ、且ツバリ議會ノ忠
言ニ従ハズシテ、獨斷無限專制政治ヲ行フベシト、イフニア
リ。故ニルイ十四世ノ世ハ、表面燦然タル光輝ノ時代ヲ形
ブクリシトイヘドモ、ソノ實ハ、純然タル東洋ノ壓制政治ト
異ナラザリシモノナリ。

ルイ十四世ハ、專制政治ヲ施シタリトイヘドモ、人
ヲ識ルノ明ヲ有シタリキ。故ニ、當時名士、朝ニ滿チ、
財政家ニハ、**コルベール**アリ。軍略家ニハ、**ルボア**
COLBERT LOUVOIS
ヲ始メトシ、**チュランヌ** **コンデ** **リュキセンブル**
TURENNE CONDE LUXEMBOURG(LUXEMBOURG)
カチナー **ビーヤール** **バンドーム**等ノ良將アリ。
CATINAT VILLARS VENDOME
築城家ニハ、**ポーバン**アリ。外交家ニハ、**リオニア**
VAUBAN
リテ、各、佛國ノ隆盛ヲ謀リタリ。

1. コルベール(1619—1683)。

コルベールハ、絶世ノ人傑ニシテ、經濟ノ才ニ長シタリ。
彼レ大蔵大臣トナリテ、佛國ノ財政ヲ整理シ、尙金主義ヲ執
MERKANTILSYSTEM
リテ、工業教育、殖産及植民事業ヲ奨励シ、マタ佛國ノ海上權
ヲ伸張セシコト少カクザリキ。實ニ彼レハ、**小アンチル諸**
LESSER ANTILLES

島 ^{カイエヌ} ^{ルイジアナ} ^{ボンヂシェリ} 等ニ植民
LEIN ANTILLEN CAYENNE LOUISIANA PONDICHERY
 地ヲ開キ、マダ地中海及ビ大西洋間ニ運河ヲ開鑿シ、通商ヲ
 振起シタリ。ルイ十四世ノ時代ニ於テ、國庫ノ充實豊富ナ
 リシハ、實ニコルベールノカナリ。

2. ルボア (1639-1691)。

ルボアモ、マダ當時ノ英傑ニシテ、軍務大臣トナリ、軍務ヲ
 整備シ、常備軍ヲ盛大ニシテ、後世、歐洲各國ノ模範トナセ
 リ。マダツールン ^{ブレスト} ^{アーブル} 等ノ諸港ヲ修メ
TOULON BREST HAVRE
 テ、船艦ヲ碇泊セシメタリ。ルボアノ下ニハ、驍將勇卒ノ從
 屬スルアリテ、大ニ佛國ノ武威ヲ四隣ニ發揚シタリ。

3. チュランヌ (1611-1676)。

チュランヌハ、有名ナル兵法家ニシテ、陣法、戦術ニ長シ、三
 十年戦争以後ノ兵法ヲ一變セシメタリ。

4. ボーバン (1633-1707)。

ボーバンハ、當時第一ノ技術家ニシテ、築城、築壘ノ術ニ長
 シ、後世ノ築城家ノ模範トナレリ。實ニ彼レノ設計セシ城
 壘33、修築セシモノ300、攻撃ノ方略ヲ授ケシモノ53ニ及ビシ
 トイフ。

爾來、佛國ハ、コレ等賢相名士ノ籌策ニヨリテ、日ニ
 月ニ進歩シ、諸市府ニハ、羊毛、綿布、絹布等ノ製造業
 起リ、カナダハ勿論、セント、ドミンゴ ^{マダガスカル}
ST. DOMINGO MADAGASCAR
 ルイジアナ ^{カイエヌ} ^{ボンヂシェリー} 等ノ植民
 地ハ、益、開拓セラレ、海運業ノ發達ニ伴ヒテ、世界ノ
 各國ニ佛國ノ製産物ヲ供給スルニ至レリ。

ルイ十四世ノ親政時代中、1680 (靈元延寶八年 徳川
 家綱ノ時)以來ハ、所謂ベルサイユ王朝ニシテ、ベルサイユ
VERSAILLES
 王宮ハ、壯麗ヲ極メ、朝廷ノ儀典、燦然トシテ備ハレリ。

特ニ後宮ヲ、バリエール ^{モンテスパン} ^{フォンタンジュ}
LA VALLIERE MONTESPAN FONTANGE
 ノ如キハ、華美ヲ盡シタリ。マダ學校、圖書館、學士會
 院、天文臺ヲ興シ、學者、美術家等ヲ招聘セシヲ以テ、
 佛國ノ文藝ハ、ルイ十四世ノ時ニ全盛ニ達シ、コルネ
CORNEILLE
 イユ ^{ラシンヌ} ^{モリエール} ^{ラ、フォンテーヌ}
RACINE MOLIERE LA FONTAINE
 ボアロー ^{ボシュエー} ^{フレシエ} ^{フェヌロン} ^{パスカル}
BOILEAU BOSSUET FLECHIER FENELON PASCAL
 等ノ學者輩出シテ、文運蔚然トシテ起レリ。カクテ歐
 洲各國ハ、佛國ノ優美清雅ナル風俗及ビ言語ヲ用フル
 ニ至レリ。實ニルイ十四世ノ代ハ、佛國ノ黄金時代ト
 稱セラル、モ、マダ溢美ニアラザルナリ。

1. コルネイユ (1606-1684)。

コルネイユハ、ルーアンノ人。フランス戯曲ノ祖ニシテ、
ROUEN
 悲曲ニ長シタリ。

2. ラシンヌ (1639-1699)。

ラシンヌハ、悲體戯曲ヲ以テ著ハレタリ。

3. モリエール (1622-1673)。

モリエールハ、喜體戯曲ノ大家ニシテ、風俗ヲ摸シ、人物ヲ
 扮スルニ妙ヲ得タリ。マダ彼レハ、音樂及ビ演戲ニ長シタ
 リ。

4. ラ、フォンテーヌ (1621-1695)。

ラ、フォンテーヌハ、有名ナル小説家ニシテ、寓言及ビ訓話ヲ
 以テ著ハレ、近代ノエソプト稱セラレタリ。
AESOP (AISOPS)

5. ボアロー (1636-1711)。

ボアローハ、批評及ビ諷刺ニ巧ニシテ、佛國ノホレースト
HORACE
(HORATIUS)
 野マレタリ。

6. ボシュエー (1627-1704)。

ボシュエーハ、有名ナル説教師及ヒ歴史家ナリ。

7. フレシェー (1632—1710)。

フレシェーハ、佛國ノ有名ナル雄辯家ナリ。

8. フェヌロン (1651—1715)。

フェヌロンハ、カムブレーノ大僧正タリシモノニシテ、宗教及ヒ教育上ニ於ケル著書多シ。殊ニテレマクハ、最モ著ハレタリ。
TELEMACHUS

9. バスカル (1623—1662)。

バスカルハ、哲學、理學、數學ニ長シタリ。殊ニ彼レハ、數學ニ長セシコト、デカルトニ次ギタリ。マタ文學上ノ著書頗ル多シ。
DESCARTES

六. ルイ十四世ノ時代ニ於ケル四大戦争。

ルイ十四世ハ、佛國ノ權勢ノ盛ナルニ乗ジテ、國威ヲ外國ニ輝カサント欲シ、四大戦争ヲ起セリ。

- 1. ニザーランド繼承戦争 (1667—1668)。
- 2. オランダ戦争 (1672—1678)。
- 3. パラチネート繼承戦争 (1689—1697)。
PALATINATE (PALZ)
- 4. スペイン王位繼承戦争 (1701—1714)。

1. ニザーランド戦争或ハルイ十四世第一回併呑戦争 (1667—1668)。

甲 原因。

ルイ十四世ハ、スペイン王フリッブ四世ノ死後、スペイン王ノ領地ニザーランドヲ繼承センコトヲ要求セシコト。

コレヨリ先キルイ十四世ノマリア、テレサト結婚セシ時ニ當タリテ、マリア、テレサガスペイン領ノ相續

權ヲ放棄スル代リニ、50萬クラウンノ金ヲ得タリシニ、1665(靈元寛文五年 徳川家綱 清聖祖康熙四年)スペイン王フリッブ四世ノ死スルニ及ビテ、私法上、自國ノ諸州ノ繼承權ヲ得ントシ、マタ國法上スペイン領ニザーランドヲ得ントセリ。
(DEVOLUTIONS RECHT) (PRIVATRECHT) (STATSRECHT)

繼承權トハ、私法上、前後ノ出ナル女子ハ、後后ノ出ナル男子ヨリモ先取權アルコトナイヒ、ルイ十四世ハ、前約ニ背キテ、スペイン領ニザーランドヲ繼承スベキコトヲ主張シタリ。

乙 戦紀。

コ、ニ於テ兩者ノ意見衝突セシガ爲メニ、1667佛將チュランヌ及ビコンデーハ、軍ヲ率キテ、ニザーランドニ侵入シ、チュランヌハ、フランドル及ビヘンネガウヲ陷レ、コンデーハ、バーガンチー伯領フランシュ、コンテヲ占略シタリ。
FLANDER (FLANDERN) HENNEGAU BURGANDY (BURGUND) FRANCHE-COMTE

時ニオランダ共和國ハ、禍ノ己レニ及バンコトヲ恐レ、ヤンデ、ウイットトイヘル政治家ノ策ヲ用ヒ、英國及ビスウェーデント相結ビテ三國同盟ヲ組織シ、大ニ佛王ルイ十四世ノ軍ニ當タリタリ。
JANDE WITT TRIPLE ALLIANCE (TRIPLE ALLIANZ)

丙 結果。

コ、ニ於テ佛國ハ、1668(靈元寛文八年五月)オランダトエークス、ラ、シヤベル即チアーヘンノ條約ヲ結ビテ、和ヲ媾シタリ。

エークス、ラ、シヤベルノ條約 (1688)。

イ 佛國ハ、フランシュ、コンテヲスペインニ還附スルコト。

○ 佛國ハ、佛國ノ北方ニザールランドトノ境ニリ
 ールツルネー等 12ヶ所ノ要砦ヲ築造セシコト。
 LILLE TOURNAY

コレ等ノ堡壘ヲ築キシモノ、有名ナルボーバンナリ。

2. オランダ戦争或ハルイ十四世第二回併呑戦争(1672—1678)。
 (ZWEITER EROBERUNGS KRIEG GEGEN HOLLAND)

甲 原因。

イ ルイ十四世ハ、ニザールランド戦争ノ際、オランダノ干涉妨害セシヲ怒リシコト。

ロ ルイ十四世ハ、エークス、ラ、シ、ベル平和條約以後、オランダガ檄文或ハ誹謗ノ書ヲ刊行シテ、佛國ヲ嘲罵セシヲ怒リシコト。

ハ ルイ十四世ハ、オランダガ商業貿易ニヨリテ、日ニ富強ニ赴キ、自由獨立ノ元氣ヲ養ハントスヲ妬ミシコト。

乙 戦紀。

コ、ニ於テルイ十四世ハ、外交ノ詐謀 及ビ 賄賂ノ兩手段ニヨリ、スウェーデン 英國 及ビ 獨逸ノ三國ニ説キテ、己レノ與國トナシ、オランダ征討ノ軍備ヲ整ヘタリ。

ルイ十四世ハ、英王チャールス二世ヲ誘フニ利ヲ以テシ、マタ 舊教ヲ保護センコトヲ約シ、獨逸ノ宰相ニハ、暗ハシムルニ利ヲ以テシ、スウェーデン王ノ幼冲ニシテ、貴族ノ權ヲ專ニシシヲ見、コレ等ノ貴族ニ賂シ、三國ヲ引キテ、己レノ黨ニ入レ、マタ 獨逸ノコローン ミュンステル等ノ侯伯ヲ誘ヒタリ

MÜNSTER

時ニスベインニハ、政教上ノ争亂アリ。マタオランダニハ、蘇派ノ争アリキ。コ、ニ於テルイ十四世ハ、コレヲ好機トシ、1670(靈元寛文十年 徳川家綱ノ時)先ヅオランダニ通セシローレン(ロレーヌ)公チャールス四世ヲ追ヒテ、ローレン(LORRAINE (LOTHRINGEN))ヲ略シタリ。

1672 ルイ十四世ハ、チュランヌ コンデー ボーバン 等ノ名將ヲ從ヘ、精兵 10 萬ヲ率キテ北征シ、ライン川ヲ渡リテオランダノ諸州ヲ屠リ、首府アムステルダムニ迫レリ。

AMSTERDAM

當時オランダニハ、共和黨及ビ王黨ノ兩黨アリキ。(1) 共和黨ノ首領ハ、國務長官ジョン、デ、ウイットニシテ、(2) 王黨或ハ、オレンヂ黨ノ首領ハ、オレンヂ公ウィリアム三世ニシテ、互ニ相争ヒタリ。

JOHN DE WITT

府民ハ、佛兵ノ正ニ首府ニ薄マリシニ及ビ、ジョン、デ、ウイットヲシテ、和ヲ媾セシメシモ、成ラザリシカバ、大ニ怒リテジョン、デ、ウイット及ビソノ弟コルネリアスヲ殺シタリ。コ、ニ於テウィリアム三世自ラ政府ノ首領トナリテ、内ハオランダ人ヲ勵マシ、堤防溝渠ヲ決シ、オランダ及ビアムステルダム府ニ水ヲ漑ギテ、佛軍ヲ退ケ、外ハ フランデンフルグ大選舉侯フレデリック、ウィリアム 獨逸皇帝レオポルド一世 英王チャールス二世 及ビ スペイン王 ト一大同盟ヲ組織シテ、佛軍ニ當タリシカバ、形勢漸ク一變セリ。

CORNELIUS

LEOPOLD

フレデリック、ウィリアム(1640—1688)ハ、遠謀深慮ノ明主ナリキ。獨逸皇帝ノ佛國ニ開戦ヲ布告セシハ、1674ナリ。

コ、ニ於テ戦線ハ、ニザールランド ライン地方 英

國海峡及ビ地中海等ニ擴ガリ、ルイ十四世ハ、フランシュ、コンテヲ略シ、佛將コンデーハ、セネフ(ニザールランドニアリ)ニ於テ、ウリアム三世ト戦ヒ、チュランヌハ、アルサスニ於テ、獨逸ノ將フルノンビルトフレデリック、ウリアムノ軍ニ當タレリ。

已ニシテフレデリック、ウリアムハ、1675六月大ニ佛國ノ應援ニ來タリシスウェーデン軍ヲフェールベリンニ破リタリ。

○フェールベリンノ激戦(1675六月十八日乃至二十八日)。

1675(靈元延寶三年)フランデンアルグ大選舉侯フレデリック、ウリアムハ、將軍デルフリンゲル及ビフローベント共ニ精兵ヲ率キテ、スウェーデン軍ト戦ヒテ、大功ヲ奏シ、プロシア強大ノ基ヲ開キタリ。

次デ七月佛將チュランヌハ、サスバハ(バーデンニア)ニ於テ戦歿シ、佛軍ハ一旦ライン河邊ヲ退ケリ。已ニシテ佛軍マタライン河邊ニ入寇セシガ、1678(同延寶六年)ニムウーゲンノ平和條約ニヨリテ、戦局ヲ結ビタリ。

丙 結果。

ニムウーゲンノ平和條約(1678)。

1. 佛國ハ、スペインヨリフランシュ、コンテバランシェーヌ、カンブレー等ノオランダ國境ニアル12ヶ所ヲ得ベキコト。

2. 佛國ハ、獨逸ヨリウエストフリア條約ニ於テ得ザリシアルサスノ一部フライブルグヲ得ベキコト。
3. 佛國ハ、獨逸ニ於ケルフリッブスアルグノ衛戍ヲ撤スベキコト。
4. 佛國ハ、ローレンノ地ヲソノ公チャーレス五世ニ還附スベキコト。(サレドモローレン公ハ、ソノ制ヲ受ケタリ)。
5. 佛國ハ、占領セシオランダノ地ヲオランダニ還附スルモ、オランダハ、爾來、局外中立ヲ保ツベキコト。

コハニ於テルイ十四世ハ、歐洲列國ノ與ミスシ易キヲ見、益、佛軍ノ強大ト外交ノ敏捷トヲ示シテ、歐洲大陸ヲ籠絡セント欲セリ。故ニ爾來、佛國ハ、17世紀ノ末葉ニ至ルマデ、ソノ富強ナリシコト、歐洲中コレニ比肩スルモノナカリキ。

3. バラチネート繼承戦争或ハルイ十四世ノ第三役
(DRITTER KRIEG ODER PFÄLZISCHER ERBSCHAFTSKRIEG)
(1689—1697)。

甲 原因。

1. ルイ十四世ガバラチネート選挙侯ノ地ヲ繼承セントシハコト。

1685(靈元貞享二年 徳川綱吉ノ時)バラチネートノ選挙侯チャーレス死シテ、男系ノ嗣子ナカリシカバ、將ニソノ系ハ斷絶セントセリ。時ニチャーレスノ妹エリ

ザベス、シロテハ、ルイ十四世ノ弟オルレアン公ニ嫁
ELISABETH CHARLOTTE ORLEANS
セシガ故ニ、ソノ姻親ニヨリテ、ルイ十四世ハ、チャーレ
スノ遺土ヲ繼承センコトヲ主張シタリ。

2. ルイ十四世ハ、コローンノ大僧正領ヲ得ント
シ、コト。

1688 (東山元祿元年) コローン大僧正ノ選舉ニツキテ、紛擾
起リシガ、ルイ十四世ハ、ババリアノクレメント太子ヲ排除
シテ、ストラスブルグ僧正フルステンベルグノウリアムヲ
STRASSBURG FÜRSTENBERG
立テハ、大僧正領ヲ奪ハントセリ。

コトニ於テルイ十四世ハ、陸相ルボアノ言ニ従ヒ、
メラク將軍ヲシテバラチネートヲ攻メ、市街村落ヲ焚
掠破壊セシメシカバ、バラチネートノ人民大ニ激昂シ
テ、ルイ十四世ト交戦スルニ至レリ。

乙 戦紀。

○アウグスブルグ同盟(1686)ノ成立。.....
LEAGUE OF AUGSBURG (BÜNDNIS ZU A.)

1686 獨逸皇帝レオポルド一世(1658—1705)ハ、スベ
イン スウェーデン ババリア サキリニー 及ビ
バラチネートノ王侯ヲアウグスブルグニ會合シ、同盟
ヲ組織シテ、佛王ルイ十四世ニ抗セリ。 コレヲ

アウグスブルグ同盟 ト名ヅク。
LEAGUE OF AUGSBURG (BÜNDNIS ZU A.)

○ウイナ(ウイーン)大同盟(1689)ノ成立。.....
GRAND ALLIANCE OF VIENNA (GROSSE WIENER ALLIANZ)

英國ニ於テハ、1688ニ於ケル英國名譽革命ノ後、オ
ランダノオレンヂ公ウリアム三世、英王トナリシニ及
ビ、英王ハ、1689 オランダ サボイ ト共ニ、アウグ
スブルグ同盟ニ加入シテ、佛國ニ抗スルニ至レリ。 コ

レヲ ウイナノ大同盟 トイフ。

コトニ於テ 1669 佛ノ陸相ルボアハ、メラクニ命ジ
テ、バラチネート一帯ノ地ヲ焚掠セシメタリ。ソノ後
(1693)バーデンノルイ親王ハ、ライン河畔ニ於ケル防禦
BADEN
ノ任ニ當タリシ以來、佛軍ハ充分ナル成功ヲナスコト
能ハザルニ至レリ。

1689 メラクノ征討セシ地ハ、ハイデルベルグ マンハイ
ム スピレス ウォルスヨリアルサスニ至ル地方ニシテ、三
HEIDELBERG MANNHEIM
SPIRES (SPEIER) WORMS
月ヨリ六月ニ亘レリ。

ソノ後、兩軍ハ、主トシテオランダニ戦ヒシガ、佛將
リキセンブルハ、連戦連勝大ニウリアム三世ノ軍ヲ
LUXEMBOURG
破リ、佛將カチナーハ、サボイ公ヲイタリーニ破リタ
CATINAT
リ。

リキセンブルハ、フレーリス(1690) ステンコルクン
FLEURUS STEENKERKEN
(1692) オールビンドン(1693)等ヲ破リテ、大ニ功ヲ奏シタリ。
NERWINDEN
マタルイ十四世ハ、コノ間英王ジェームス二世ヲ援ケテ、ア
イルランドニ上陸セシメタリ(1689)。

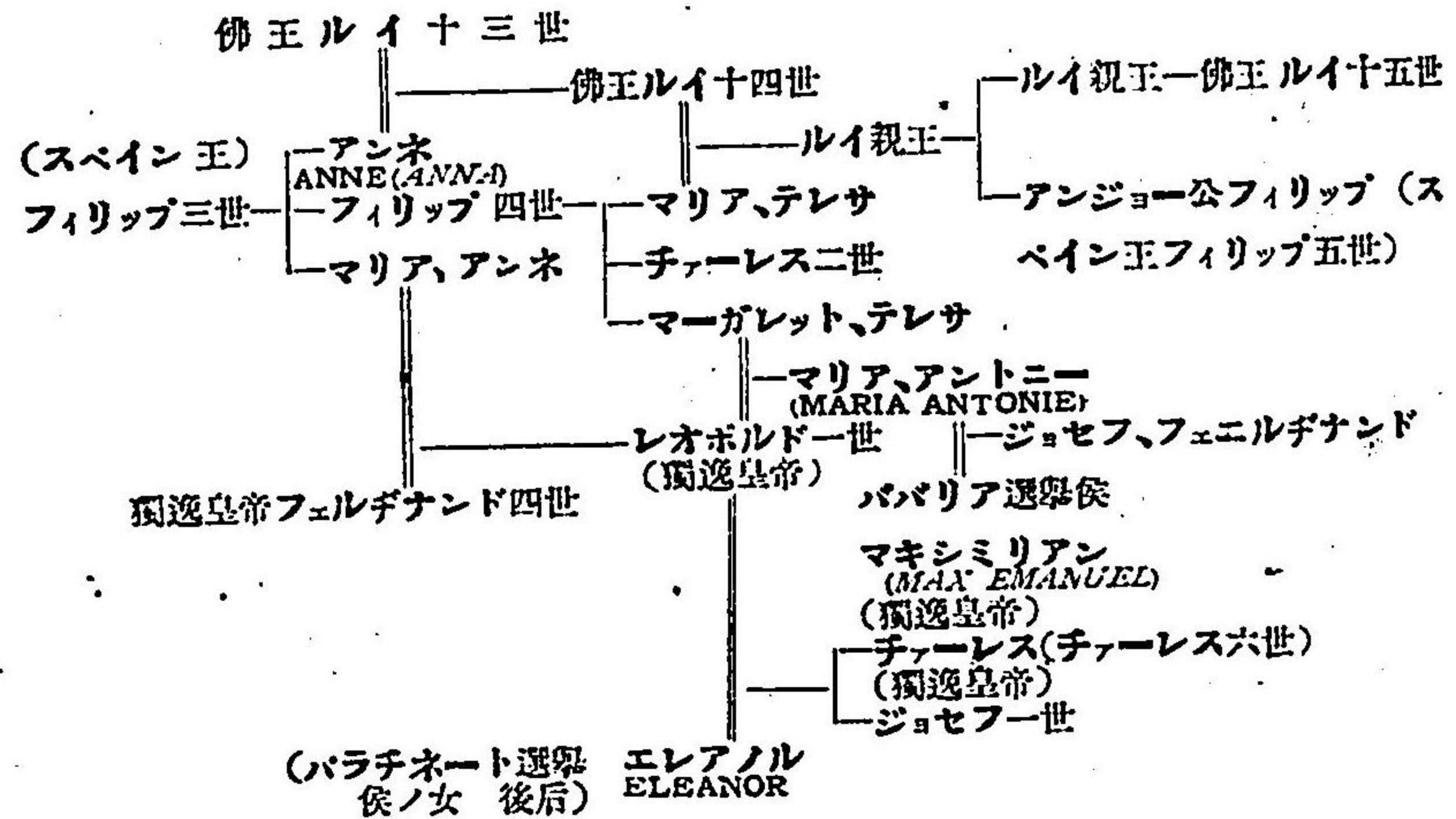
然ルニ 1692 (東山元祿五年) 佛國ノ海軍ハ、英國及ビオ
ランダノ聯合軍ト大ニラ、オーグノ海角附近ニ戦ヒテ、
破ラレタリ。次デ 1695 ウリアム三世ハ、ナムルヲ陷
LA HOGUUE NAMUR
レシヨリ、佛國ハ軍費ノ缺乏ト兵力ノ衰ヘシトニヨリ
テ、遂ニ 1697 (東山元祿十年) バーグ附近ノレイスウイック
HAGUE (HAAG) RYSWICK (RYSWIJK)
ノ平和條約ヲ締結スルニ至レリ。
ODER REISWICK)

丙 結果。

○レイスウイックノ平和條約(1697).....

1. 佛國ハ、アルサスノ一部及ピストラスアルグヲ有シ、佛國ノ占領セシ獨逸ノ地ヲ返附スルコト。
 2. バラチネートノ繼承問題ハ、仲裁者ニ委ネテ、ローレン公ト定ムベキコト。
 3. 佛國ハ、ウリアム三世ノ英王タルコトヲ承認スルコト。
 4. 佛國ハ、スペイントノ境界ヲ正スベキコト。
 5. 獨逸或ハ佛國ハ、スペイン王國ヲ合併スルコトヲ得ザルコト。
 6. スペイン王チャールス二世ノ後ハ、獨逸皇帝レオポルド一世ノ次子チャールスコレヲ繼承スベキコト。
4. スペイン王位繼承戦争(1701—1714)。
WAR OF THE SPANISH SUCCESSION (DER SPANISCHE ERBFOLGKRIEG)

スペイン王ノ略系



甲 原因。

1. ルイ十四世ハ、前約ニ背キ、孫アンジョー公フィリップヲスペイン王タラシメシコト。(ポーボン家トハブスアルグ家トノスペイン王相續上ノ争)。

コレヨリ先キ スペイン王チャールス二世ハ、ババリアノジョセフ、フェルチナンドヲスペイン王ノ相續者ト定メシモ、彼レ 1699ニ死セシヲ以テ、コハニスペイン王タラントスルニ候補者ノ競争起レリ。ソノ一人ヲ佛王ルイ十四世ノ孫アンジョー公フィリップトシ、他ノ一人ヲ獨逸皇帝レオポルト一世ノ次子チャールストナス。

當時スペイン王國ハ、スペイン本部 ^{ベルギー} ^{ネー}ブルス ^{BELGIUM (BELGIEN)} シシリー アメリカノ領地等ヲ有シタリ。

1700(東山元祿十三年)スペイン王チャールス二世死シテ嗣ナシ。佛王ルイ十四世ハ、チャールス二世ノ遺言ニヨリテ、孫アンジョー公フィリップヲ立テ、スペイン王トセリ。コレヲ フィリップ五世 トイフ。コハニ於テポーボン家ノ佛國ハ、事實上、佛國及ビスペインヲ合併シタリ。

然ルニハブスアルグ家ノ獨逸皇帝レオポルド一世ハ、前約ニヨリテ、次子チャールスヲスペイン王トナサント欲シ、ポーボン家ノ佛國ガスペインヲ合同スルハ、條約ニ違反シタルモノナリトシ、スペイン王フィリップ五世ヲ除カントセリ。

2. 歐洲各列國ハ、佛國ガ歐洲ノ權力平均ヲ失フモノナリト主張セシコト。

佛王ルイ十四世ノ孫フィリップノスペイン王トナリシニ及ビ、歐洲各列國ハ謂ヘラク、フィリップ尙ホ幼ナルガ故ニ、彼レスペイン王タラバ、ルイ十四王必ラズ、ソノ實權ヲ掌握シテ、佛國及ビスペイン兩國ノ聯合生ジ、遂ニ歐洲ノ權力平均ヲ失フニ至ルベシト。

○二大同盟ノ成立(1701 九月七日)。

1. 獨逸皇帝ニ黨セシモノ。……………英國
オランダ フランデンアルグ ハンノーバー スペ
インノ一部 サボイ(1793) ポルトガル(同)等。

2. 佛王ニ黨セシモノ。……………サボイ
公(後、獨逸皇帝ニ黨セリ) マンチュア公 ババリア選舉
侯 コローン選舉侯等。

乙 戦紀。

已ニシテサボイ公ユーゲンハ、獨逸軍ヲ率キ、英將マルボロー公ジョン、チャーチルハ、英軍ヲ指揮シ、戦争ハ、イタリー 獨逸 スペイン 及ビ ニザーランドノ四方面ニ開始セラレタリ。

1701 ユーゲンハ、上イタリーニ於テ功ヲ奏セシモ、翌年、佛將バンドーム公ノ爲メニ破ラレタリ。 1703 (東山元祿十六年) 英將マルボロー公ハ、オランダニ上陸シ、1704 獨逸ノチャーレス大公ハ、ポルトガルニ侵入セリ。

英將マルボロー公ハ、スペイン領ニザーランドヲ略シ、ライン川ヲ渡リ、1704 (東山寶永元年) 獨逸ノ將ユージェント合シテ、佛國及ビババリアノ聯合軍ヲダニューフ河邊ノフレンハイムニ破リ、佛將タラルド及ビ一萬

BLENHHEIM

TALLARD

五千人ヲ虜ニシタリ。

1705 獨逸皇帝レオポルド一世死シ、ジョセフ一世嗣ギテ、皇帝トナレリ。

スペインニ於テハ、1704 英兵、地中海ノ鎖鑰タルジブラルタルヲ略シ、1706 チャーレス大公ハ、マドリッドヲ陥レタリ。

1706 (五月廿三日) マルボロー公ハ、佛將バンドーム公ノ兵ヲニザーランドノラミーニ破リ、ユーゲンハプロシア兵ヲ率キシデサウノレオポルドト共ニ、イタリーノチュリンノ役(1706 九月七日)ニ於テ、佛軍ヲ撃破シテ、佛兵ヲイタリーヨリ驅逐シタリ。

1708 (東山寶永五年) マルボロー及ビユーゲンノ兩將ハ、佛將バンドーム公及ビブルゴニ公ノ兵ヲウドルドニ破リ、次デリールモマタ陥リシカバ、ルイ十四世ハ、氣頗ル沮喪シテ、和ヲ乞ヘリ。サレドモ媾和談判ハ破裂シテ、再ビ開戦スルコト、ナレリ。

佛國ト同盟軍トノ間ニ媾和談判ノ開カレシニ及ビ、同盟軍ハ、ルイ十四世ニ (1) スペインヲ獨逸ノチャーレスニ與フルコト。 (2) オランダノ境界ニ築カレタル要塞ヲオランダニ與フルコト。 (3) 獨逸ニ佛國ノ占領セシストラスブルグ等ノ地ヲ交附スルコト。ヲ要求セシニ、ルイ十四世ハ、コレヲ諾シタリキ。然ルニ同盟軍ハ、戦勝ノ餘威ニ乗シテ、更ニルイ十四世ニ要求シテ曰ク、ルイ十四世ハ、兵ヲ以テスペインニ入り、王孫ナルスペイン王フィリップ五世ヲスペインヨリ放逐スベシト。兩軍ノ和、正ニ成ラントシシ時、ルイ十四世ハ、コノ附加條件ヲ聽キ、大ニ怒リテ、和ヲ斥ケタリ。

コ、ニ於テ 1709 兩軍ハ、マルブラケーニ激戦セシガ、當將ビヤールハ、大ニマルボロー及ビユージュンノ爲メニ破ラレタリ。ルイ十四世乃チ已ムヲ得ズ、王孫フィリップ五世ヲスペインヨリ放逐スルコトヲ諾シテ、和ヲ媾ジ同盟軍ノ援ヲ請ヒタリ。同盟軍謂ヘラク、ルイ十四世ハ、自ラ佛國ノ兵ヲ以テ、フィリップ五世ヲ放逐セザレバ、和ヲ許サズト。然ルニ (1) 英國ニ於テ會ホイグ内閣仆レシコト。 (2) スペイン王ノ候補者タルチャーレスガ獨逸帝トナリシコト。トニヨリテ、戦争ノ形勢ハ、一變シタリ。

(1) コレヨリ初メ英國ニ於テハ、ホイグ黨ノ内閣、政權ヲ握リ、マルボロー公自ラ兵ヲ率キテ、歐洲大陸ニ進軍シ、コノ戦争ニ干渉シタリシガ、1710 (中御門寶永七年 徳川家宣ノ時) ホイグ黨ノ内閣瓦解シ、オクスフォールド伯ハルレー宰相トナリテ、政權ヲ掌握シ、佛國ト平和ヲ媾セントセリ。

(2) 1711 獨逸皇帝ジョセフ一世死セシカバ、スペイン王ノ候補者タル皇弟チャーレス位ニ即キ、チャーレス六世ト稱シテ、獨逸ノ全部ヲ繼承シタリ。コ、ニ於テ獨逸トノ同盟諸國ハ、以爲ラク獨逸帝チャーレス七世モシスペイン王トナル時ハ、獨逸及ビスペインハ合併セラレ、昔時ノチャーレス五世ノ時ニ於ケルガ如キ大國トナリ、遂ニ國力ノ平均ヲ失フニ至ルベシト。即チ獨逸ト同盟セシ諸國ハ、漸次、コノ大同盟ヨリ離脱シ、英國ノ如キハ、佛國ト和議ノ假條約ヲ結ブニ至レリ。

コ、ニ於テ同盟諸國ノ委員ハ、1713 (中御門正徳三年 徳川家繼ノ時) オランダノユトレヒトニ會合シテ、條約ヲ結ビ、翌年ラスタット及ビバーデンノ條約ニヨリ

テ凡ソ 13 年間ノスペイン王位繼承戦争ハ、局ヲ結ブニ至レリ。

5. 結果。

○ユトレヒトノ平和條約 (1713).....

1. フィリップ五世ノスペイン王タルコトヲ承認シ、スペイン及ビアメリカノ領地ヲ所有スルコトヲ許スベキコト。

コ、ニ於テボーン家ハ、スペインヲ治ムルコト、ナリ、フィリップ五世ハ、スペインニ於ケルボーン家ノ始祖トナレリ。

2. 佛國ハ、將來スペインヲ合同スベカラザルコト。

3. 英國ノ王系ハ、將來、新教派ノモノタルベキコト。

4. 英國ハ、佛國ヨリニュー、ファウンドランド、ノバ、スコチア 及ビ ハドソン灣地方ヲ得、マ
NEW FOUNDLAND (NEU FONDELAND)
NOVA SCOTIA HUDSON-BAY DISTRICT (NEU SCHOTTLAND) (HUDSONSBAYLÄNDER)
 タスペインヨリジブラルタル 及ビ ミノルカ島ヲ得ベキコト。
MINORCA

5. オランダハ、スペイン領ニザーランドヲ得ベキコト。

6. ザボイ公ハ、シシリー島ヲ領スベキコト。
SAVOY (SAVOYEN)
 ソノ後7年サボイ公ハ、シシリー島ヲサルヂニア島ト交換シテ、ソノ王トナレリ。

7. フランデンアルグ選舉侯ハ、プロシア國王ノ王號ヲ承認セラレシコト。
PRUSSIA (PREUSSEN)

ブランデンブルグ選挙侯ハ、ローヌ河畔ノオレンジ侯國領ヲ佛國ニ交附セリ。
RHONE ORANGE (ORANJEN)

○ラスタット及ビバーデンノ平和條約(1714)。

獨逸皇帝チーレス六世ハ、佛國トラスタット及ビバーデンニ於テ、平和條約ヲ結ビタリ。

- 1. 獨逸ハ、スペイン領ニザーランド ネーブルス サルチニア ミラン ヲ領スベキコト。

スペイン領ニザーランドハ、要峯章程ニヨリテ、オランダヨリ得タルモノナリ。

- 2. 佛國ハ、レイスウヰックノ平和條約(1697)ヲ確認スベキコト。

- 3. 佛國ハ、ババリア及ビコローンノ兩選挙侯ニソノ領土ヲ還附スベキコト。

七 復舊法院(レユニオン法院)ノ設置(1680—1683)。
REUNION CHAMBER REUNIONSKAMMERN

レヨリ先キルイ十四世ハ、ウエストフリア ビレニース アーヘン ニムウェーゲンノ四條約ニヨリテ得タル領地外ニ、カツテ佛國ノ領有シタル土地アリシカ否カヲ檢按シテ、モシ領有シタルコトアリシ土地アル時ハ、コレヲ舊時ニ復シ、以テ佛國ノ領土ヲ擴張セント欲シ、1680(靈元延寶八年 徳川家綱ノ時)復舊法院ヲ **メツ** **フライザハ** **フサンソン** **ツルネー**ニ設ケ、兵力ヲ以テ各地ヲ押領セシメタリ。
METZ BREISACH BESANCON TOURNAY

- (1) 1681(靈元天和元年 徳川綱吉ノ時)佛國ハ、獨逸ヨリストラスブルグヲ得、コノ地方ニ新教ヲ禁ジテ、舊教ヲ奉セシメ、
- (2) 1683スペイン領オランダヲ得、
- (3) 1684ルキセン

ブルグ及ビトリールヲ得、 マタルイ十四世ハ、イタリーノミラン及ビジェノアナ服従シタリ。
TRIER GENOA (GENUA)

○レーゲンスフルグノ休戰條約(1684)。

カクルイ十四世ハ、暴舉ヲ以テ、獨逸諸國ヲ苦メタリシモ、獨逸ハ、コレニ抵抗スルコト能ハズシテ、1684(靈元貞享元年)ルイ十四世トレーゲンスフルグノ休戰條約ヲ締結シテ、20ケ年休戰ヲ約シタリ。

八 ナント勅令ノ廢止(1685)。
ACT OF NANTES (EDIKT VON N.)

ルイ十四世ハ、1685ルボア等ノ言ヲ容レ、曩ニヘンリー四世ノ發布セシナントノ勅令ヲ廢シテ、ユークノ一派新教ノ寺院ヲ毀チ、教徒ヲ嚴刑ニ處シタリ。カクテルイ十四世ハ、佛國內ニ新教ノ布教ヲ禁ジ、舊教ノ牧師ニ子女ノ教育ヲ委ネタリ。時ニコルベールハ、新教徒ニ實業家多キノ故ヲ以テ、政略上ルイ十四世トナント勅令廢止ノ不可ヲ論ゼシモ、遂ニ聽カレザリキ。コハ、ニ於テ勤勉ノ新教徒凡ソ5萬人ハ、英國、オランダ、フランデンブルグ等ニ逃レタリ。

實ニルイ十四世ガナント勅令ヲ廢止セシ結果ハ、

- (1) 佛國ニ於ケル實業ノ衰微。
- (2) 佛國民ノ思想萎縮セシタメニ、佛國文學ノ衰微。 ヲ來タセリ。

九 ルイ十四世ノ黄金時代ノ衰微セシ原因。

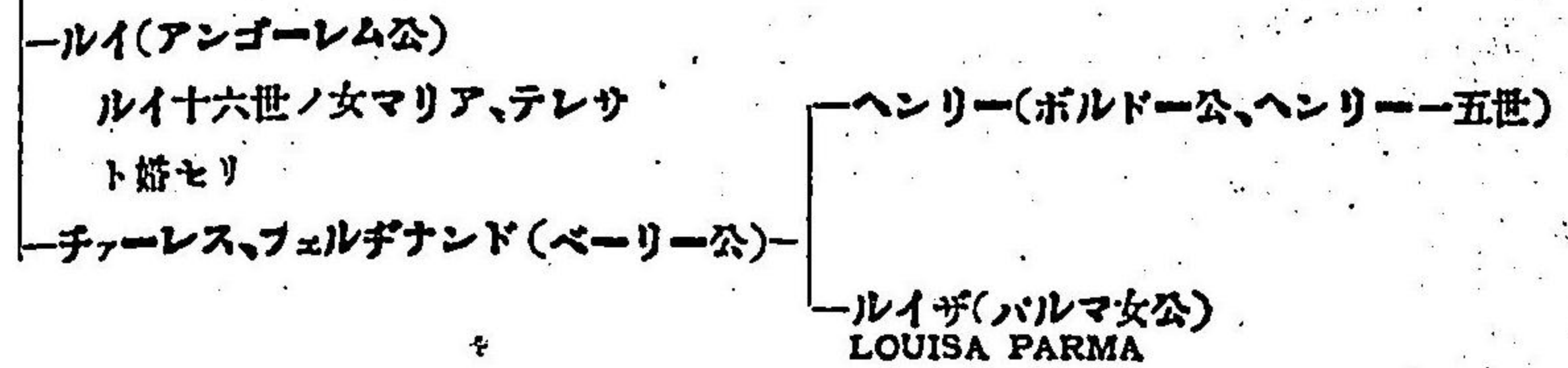
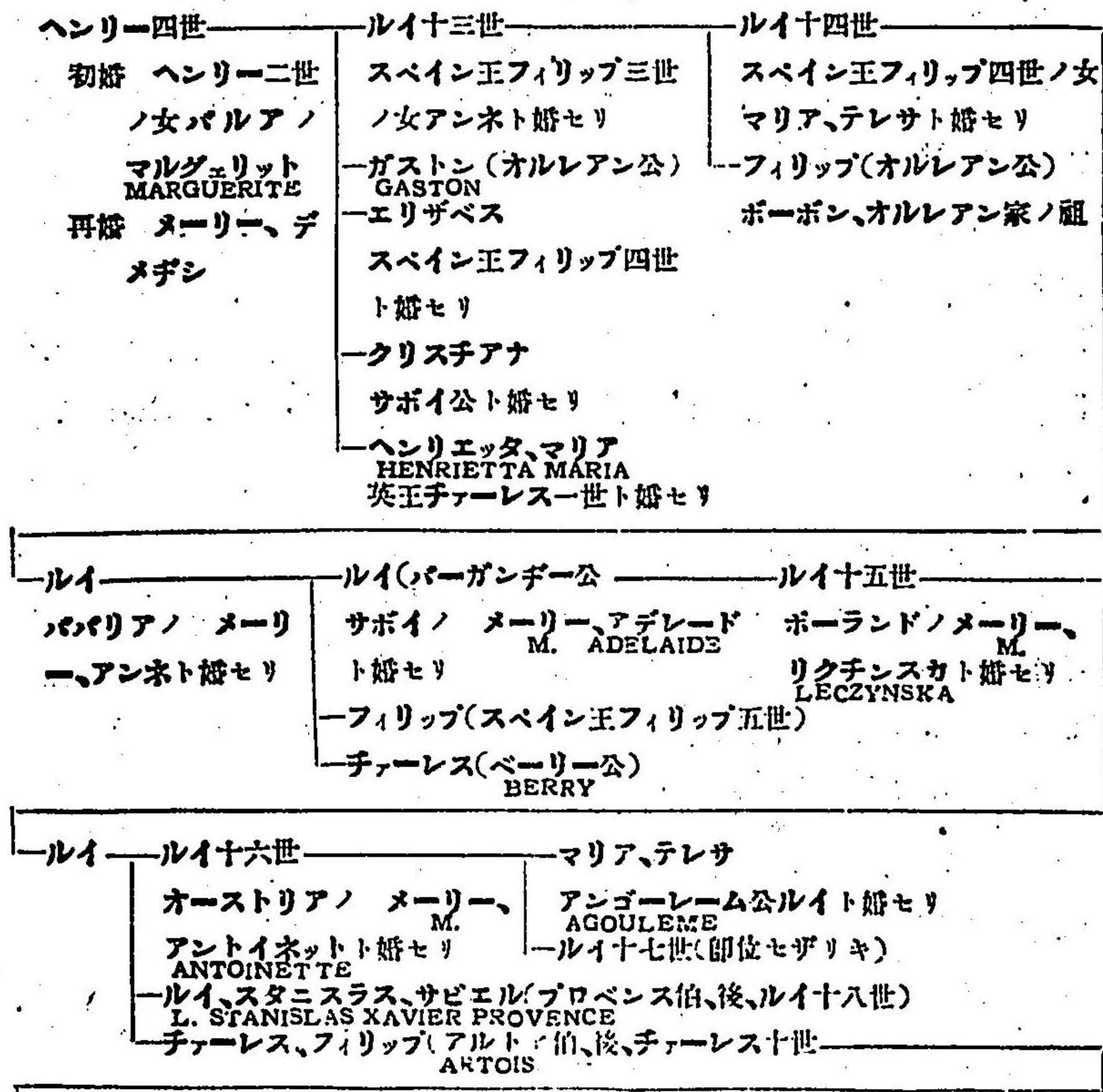
- 1. 土木事業ト數多ノ戰爭トニヨリテ、許多ノ資金ヲ要セシ爲メニ財政ノ困難ヲ來タシ、コト。
- 2. 貴族紳士等ハ、奢侈、宴遊ニ耽リ、人民ハ懦弱ニ流レ、道德大ニ腐敗セシコト

ルイ十四世ハ、后マリア、テレサノ死セシ後、詩人スカロン
SCARON
 ノ寡婦フランソアーズ、ドーベンホーナ寵シテ、マンツノン
FRANCOISE D'AUBIGNE MAINTENON
 侯ノ夫人トシ、以來、後宮ハ、内調盛ニ行ハレタリキ。

3. ルイ十四世ノ新教徒ヲ虐待セシ爲メニ、佛國ノ實業及ビ文學等大ニ萎縮セシコト。

4. 多年、戦争ノ結果、佛國ノ商工業大ニ衰へ、國力大ニ衰微セシコト。

ボーン家王朝ノ略系。



第十四章 十七世紀ニ於ケル文明。

一 概説。

ヨーロッパノ文明ハ、第十六世紀ヨリ著々進歩シタリシガ、第十七世紀ニ至リテ、理學上ノ發明、哲學ノ進歩、文學ノ發達ト共ニ、生活ノ程度モマター變シタリ。

二 科學。

1. ケプレル(1571—1630)。

ケプレルハ、獨逸ノ天文學者並ニ、數學者ニシテ、ガリレオ及ビコペルニクスノ後、數年ノ辛苦ヲ嘗メテ、惑星ノ運行ニ關スル大原則、即チケプレル法ヲ發見セリ。實ニ彼レノ天體ノ制法者ト稱セラル、モ、マタ故ナキニアラザルナリ。

2. ニュートン(1642—1727)。

ニュートンハ、英國ノ理學者ニシテ、重力説、運動ノ三法則、地球ノ橢圓説、微分及ビ積分、二項式BINOMIAL THEOREM、光學及ビ力學等ヲ唱道シ、ソノ著プリンシピアハ、物理學ノ進歩ヲ助ケタリ。(英國スチュアルト家ノ王朝時代ヲ参照セヨ)。

3. ライブニッツ (1640—1716)。

LEIBNITZ

ライブニッツ、獨逸ノ哲學者ニシテ、アリストートルト比肩シ、獨逸哲學折衷派ノ始祖ナリ。マタ數學及ビ理學上ノ才ニ於テハ、ニュートント伯仲シ、微分及ビ積分ヲ發明シタリ。彼レハマタ心理學、神學、史學、及ビ法學ニ長ジタリ。

4. ネピアー (1550—1617)。

NAPIER

ネピアーハ、スコットランド人ニシテ、對數法ヲ發明シテ、計數ノ便ニ供シタリ。

5. トリセリー (1608—1647)。

TORRICELLI

トリセリーハ、イタリー人ニシテ、靜水學ヲ唱道シ、且ツ晴雨計ヲ發明シタリ。

6. ホイチェンス (1629—1695)。

HUYGENS

ホイチェンスハ、オランダ人ニシテ、振子時器ヲ發明シタリ。

7. グレゴリー (1633—1675)。

GREGORY

グレゴリーハ、スコットランドノ幾何學者ニシテ、反射望遠鏡ヲ發明シタリ。

8. ハルレー (1656—1742)。

HALLEY

ハルレーハ、英國ノ天文學者ニシテ、彗星ノ運行ヲ推測シタルモノナリ。

9. ゲリッケー (1602—1686)。

GUERICKE

ゲリッケーハ、獨逸人ニシテ、排氣鐘ヲ發明シタリ。

10. ボイル (1629—1691)。

BOYLE

ボイルハ、アイルランドノ化學者及ビ哲學者ニシテ、排氣鐘ヲ完備セシ人ナリ。マタ彼レハ英國學士會院ノ創設ニ盡力セシコト少ナカラザリキ。

11. ハルビー (1578—1657)。

HARVEY

ハルビーハ、英國ノ醫學者ニシテ、血液循環説及ビ心臓説ヲ唱ヘタリ。

12. フラント (?—1692)。

BRANDT

フラントハ、獨逸ハンブルグノ化學者ニシテ、1669年燐ヲ發明シタリ。

13. バスカル (1623—1660)。

PASCAL

バスカルハ、佛國ノ數學者、理學者及ビ哲學者ナリ。(ルイ十四世ノ章ヲ參照セヨ)。

三 哲學。

1. デカルト (1596—1650)。

DESCARTES

デカルトハ、佛國屈指ノ哲學者並ニ數學者ニシテ、佛國ニ一新派ノ哲學ヲ創説セリ。彼レ幼ニシテ軍事教育ヲ受ケシガ、後オランダニ退居シテ、専ラ哲學ヲ研究シ、遂ニスウェーデンノ女王クリスチアナノ侍講トナレリ。彼レハ、哲學上ノ異説百出シタル時ニ當タリ、數多ノ學者ノ説ヲ排ジテ、自己ノ良知ヲ以テ、眞理ヲ發見セント務メ、觀念論ヲ著ハシタリ。

2. スピノザ (1632—1677)。

スピノザハ、ジューダ人ニシテ、オランダノアムステルダムニ生レタル近世哲學ノ大家ナリ。彼レハ、性、

樸直ニシテ、徳義ヲ重ンジ、ソノ哲學ハ、極メテ深遠高妙ナリ。實ニ彼レハ、萬有神説ノ祖ニシテ、幾何學上ノ證明ニ等シキ論法ヲ用ヒ、宇宙間ニ一實體即チ神ノ存在スルアリテ、萬物ハミナソノ發現シタルモノナリト説ケリ。コレヲスピノサノ萬有神説ト名ヅク。

3. バスカル(前出)。

4. ジョン・ロック(1632—1704)。

JOHN LOCK

ロックハ、英國ノ哲學者及ビ神學者ニシテ、政治學及ビ神學ニ關スル著書多シ。彼レハ實ニ清廉ノ士ニシテ、自由ヲ愛シ、有名ナル悟性論ヲ著ハシタリ。(英國スチュアルト王朝ノ章ヲ参照セヨ)。

5. ウルフ(1679—1754)。

WOLF

ウルフハ、獨逸ノ哲學者ニシテ、ライフニツノ哲學説ヲ整ヘタリ。

四 文學。

第十七世紀ニ於テ、殊ニ文學ノ盛ナリシハ、佛國及ビ英國ナリ。佛國ノ文學ハ、ルイ十四世ノ時ニ盛ニシテ、英國ハ、十七世紀ノ前半期ニ於テ盛ナリキ。

1. コルネイユ(1606—1684)。

CORNEILLE

2. ラシンヌ(1639—1699)。

RACINE

3. モリエール(1622—1673)。

MOLIERE

4. ラ・フォンテーヌ(1621—1695)。

LA FONTAINE

5. ボーロー(1636—1711)。

BOILEAU

6. ボシュエー(1627—1704)。

BOSSUET

7. フレシエー(1632—1710)。

FLECHIER

8. フェヌロン(1651—1715)。

FFNELON

9. バスカル(1623—1662)。

PASCAL

(1)ヨリ(9)ニ至ルマテノ文學者ノ略傳ハ、佛國ルイ十四世ノ章ヲ参照セヨ。

10. ミルトン(1608—1674)。

MILTON

11. テイロル(1613—1667)。

TAYLOR

(10)及ビ(11)ハ、英國スチュアルト王朝ノ章ヲ参照セヨ。

12. ベン・ジョンソン(1574—1637)。

BEN JOHNSON

ベン・ジョンソンハ、英人ニシテ、初メ士官ナリシガ、後、詩人トナリ、ジェームス一世ノ世ニソノ名ヲ著ハシタリ。

13. バンヤン(1528—1688)。

BUNYAN

バンヤンハ、英人ニシテ、ジェームス一世ノ頃ニ出デタル詩人ナリ。ソノ著、巡禮者ノ行旅ハ、世ニ著ハレタリ。

PILGRIM'S PROGRESS

14. バトラー(1612—1680)。

PUTLER

バトラーハ、英國ノ詩人ニシテ、ピューリタン教徒ヲ諷刺セシヒュチアラスノ俗詩ヲ以テ著ハレタリ。

HUDIBRAS

15. ジョン・ドライデン(1631—1700)。

ドライデンハ、チャーレス二世ノ頃ニ出デタル英國屈指ノ詩人ニシテ、戯曲ニ長シタリ。

16. **ポーブ** (1688—1744)。
POPE
ポーブハ、アンネノ頃ニ於ケル英國ノ詩人。
17. **サミュエル・リチャードソン** (1689—1761)。
SAMVUEL RICHARDSON
サミュエル・リチャードソンハ、英國ノ小説家。
18. **アチソン** (1672—1719)。
ADDISON
アチソンハ、英國ノ論文記者。
19. **スチール** (1676—1719)。
STEEL
スチールハ、英國ノ論文記者。
20. **デフォー** (1661—1731)。
LEFOE
デフォーハ、英國ノ小説家ニシテ、ソノ著**ロビンソン・クルーソー**ハ、世ニ著ハル。
ROBINSON CRUSOE
ロビンソン・クルーソーハ、アレキサンダー・セルカークノ
ALEXANDER SELKIRK
變名ニシテ、1704—1708マデ、チリ國バルバライソ港ノ西方、太
CH. LI (CHILE) VALPARAISO
平洋中ニアルジュアン・フェルナンデズ島ニ滞在シタルモノナ
JUAN FERNANDEZ
リトイフ。
21. **ビコ** (1668—1744)。
VICO
ビコハ、イタリーノ文學者ニシテ、科學的ニ歴史及
ビ神學ヲ論ズルノ基礎ヲ開キタリ。
22. **ボンデル** (1587—1679)。
VONDEL
ボンデルハ、オランダ詩人中ノ踏々タルモノナリ。
23. **プッフェンドルフ** (1632—1694)。
PUFFENDORF
プッフェンドルフハ、獨逸ノ史學家ニシテ、マタ法律ニ
長ジ、自然法及ビ國際法ノ著書アリ。
24. **カルデロン** (1600—1681)。
CALDERON
カルデロンハ、スペインノ詩人ニシテ、**ローブ・デ・ベ**
LOPE DE VELA

ガノ門弟ナリ。

五 技藝家。

十七世紀ニ於ケル技藝ハ、十六世紀ヨリモ、衰ヘタリシガ、
尙ホ大家ノ輩出セシモノ少カラザリキ。殊ニ十七世紀ニ
於テ、技藝ノ進歩セシハ、オランダナリ。

1. **ルーベンス** (1577—1640)。

RUBENS
ルーベンスハ、オランダ人ニシテ、ウエストフリアニ
RUBENS
生レタリ。彼レ初メ法律學ヲ修メタリシモ、性、畫ヲ好
ミ、イタリーニ留學セシコト18年、大ニ歴史畫及ビ肖像
畫ニ於テ、名ヲ著ハスニ至レリ。コノ畫派ヲ**フレミッ**
FLEMISH SCHOOL
シュ畫派トイフ。マタ彼レハ木版及ビ銅版彫刻ニ長ジ、
マタ政治學ニ通ゼリ。

2. **バンダイク** (1599—1641)。

VANDYCK (DYK)
バンダイクハ、オランダノ硝子畫工ノ子ニシテ、油
繪ノ鼻祖ナリ。彼レルーベンスニ學ビテ、肖像畫ヲ能
クシ、後、英國ニ遊ビテ、チャールズ一世ノ肖像ヲ畫キシ
ガ、ソノ肖像、眞ニ迫レリトイフ。

3. **レムブラント** (1606—1674)。

REMBRANDT
レムブラントハ、オランダノ**レイデン**ニ生レ、**フレ**
LEYDEN
ミッシュ畫派ヲ盛ニシシ畫家ニシテ、歴史畫及ビ肖像畫
ニ長ジ、著色及ビ陰影ニ妙ヲ得タリ。

4. **ライスデール** (1630—1682)。

RUYDAEL
ライスデールハ、オランダノ畫家ニシテ、景色畫ニ
長ジタリ。

5. **テニエルス** (?—1690)。

TENIERS

テニエルスハ、オランダノ畫家ニシテ、人物畫ニ長シタリ。

6. ムリロ (1617—1682)。
MURILLO

ムリロハ、スペインノ畫伯ナリ。

7. ベラスケズ (1599—1660)。
VELASQUEZ

ベラスケズハ、スペインノ畫家ナリ。

8. サルベートル、ロサ (1615—1673)。
SALVATOR ROSA

サルベートル、ロサハ、イタリーノボロナ派ノ畫家ナリ。

9. クロード、ローレン (1600—1682)。
CLAUDE LORRAINE

クロード、ローレンハ、佛國ノ畫家ニシテ、景色畫ニ長シタリ。

六 宗教。

1. 英國ニ於ケル自然神教論者。

英國ニテハ、第十七世紀ニ於テ、ハーバート (1581—1648) ナルモノ、始メテ自然神教論ヲ唱道セシ以來、ソノ教旨ヲ奉ズルモノ多カリキ。

(1) 自然神教論者……………チンダル (1656—1733) モ
TINDAL
ルガン (1671—1715) ボリングブローク (1678—1751) シャフトスバリー
MORGAN BOLINGBROKE SHAFTESBURY

— (1671—1715) コリンス (1676—1729)。
COLLINS
(2) 理論及ビ歴史上ヨリキリスト教ノ教理ノ神聖ナルコトヲ
ナ概キシモノ。……………ベントレー (1662—1742) ラ
BENTLEY

ルドナー (1684—1768) パットラー (1692—1750) パーレー (1743—1805)。
LARDNER BUTTLER PALEY

2. ジェシュイト派舊教。
JESUIT ORDER (DER JESUITEN ORDEN)

ジェシュイト派舊教ハ、1540(後奈良天文九年 足利義晴ノ時)スペインノ貴族イグナチーアス、ロヨラノ創メシ宗教ナリ。ロヨラハ、熱心ナル宗教家ニシテ、新教ヲ抑壓センガ爲メニ、ジーサストイヘル軍隊組織ノ一組合ヲ設立シテ、自ラソノ長トナリ、ライネツコレンニ繼ギ、共ニ舊教ヲ勃興シタリ。ロヨラ等ハ、世界各地ニ傳道師ヲ派遣セシガ故ニ、ジェシュイト派舊教ハ、日本支那 西インド諸島 インド フラジル アメリカ等ニ蔓延シタリ。

ソノ後ポルトガルハ、ジェシュイト派舊教ガソノ領地タリシ南アメリカノパラグアイニ蔓延セントシ、カバ、1757(桃園寶曆七年 徳川家重ノ時)ソノ布教ヲ禁シタリ。次テ佛國及ビスペインノボーボン王朝並ニイタリー諸國モコレヲ禁セリ。殊ニイタリーニ於テハ、1773(後櫻町安永二年 徳川家治ノ時)法王クレメント十四世ハ、一旦ジェシュイト派舊教ノ布教ヲ禁セシモ、ソノ後1814(光格文化十一年 徳川家齊ノ時)再ビコレヲ許シタリ。

3. ケーカー教或ハ同朋教會。
QUAKER SOCIETY OF FRIEND

ケーカー教ハ、英國人ジョージ、フォックス (1624—1691)ノ1647(後光明正保四年 徳川家光ノ時)ニ創メシ宗教ナリ。コノ宗旨ノ他ノ宗教ト異ナリシ所ハ、(1) 從順ヲ守ルベキコト。(2) 戦争ヲ廢スルコト。(3) 質素ヲ貴ビシコト。(4) 結誓及ビ有給ノ牧師ヲ廢スルコト。等ニシテ、英、米諸國ニ於テ、屢、迫害ヲ蒙リタルコトアリシトイヘドモ、堪忍、廉潔、博愛ノ熱心ナル精神ノ存スルアリテ、ウリアム、ベン ロバート、バークレイ (1648
ROBERT BARCLAY

—1690)ノ如キ神學者等ノコレヲ信ズルモノ多カリキ。

ハ. **バイエチスト教(祇虔教)**

PIETISM

バイエチスト教ハ、スぺーネル(1635—1705)ノ唱道セシ宗教ニシテ、他宗教ノ教旨ヨリモ、甚ダシク修練ノ功ヲ有セシガ故ニコノ名アリ。コノ教派ハ、獨逸ニ最モ行ハレタリ。

十八世紀ニ於テ起リタル新教。

(1) **メソヂスト教。**

MESODISM

メソヂスト教(守法教)ハ、英國人ジョン・ウェスレイ(1703—1791)ノ弟チャーレス・ジョージ・ホワイトフィールド等ノ唱道セシ宗教ニシテ、コノ教徒ハ、嚴正謹直ニ起居容儀ヲ守リシガ故ニ、コノ名アリ。コノ宗教ハオクスフォード大學生ノ一小團體ニ始マリ、最初ハ英國教會ノ爲メニ非常ナル抑壓ヲ受ケシガ、現今、英米兩國ニ甚ダシク蔓延スルニ至レリ。

(2) **モラビア教。**

MORAVIA

モラビア教ハ、ルーテル新教以外ニ一派ヲ成シシモノニシテ、1722(中御門享保七年 徳川吉宗ノ時)チンチュンドルフ伯(1670—1740)ノ斡旋ニヨリテ、ボヘミアノヘルンハツト地方ニ行ハレ、マクフレデリック大王ノ時、佛國ノ上流社會ニ行ハレタリ。蓋シコノ宗教ハ、(1)厚ク神ヲ敬セシコト。(2)布教ニ熱心ナリシコト。(3)精神的教育ヲ進メシコト。等ヲ以テ、弘ク諸國ニ行ハレシ所以ナリ。

第十五章 瑞典、丁抹及ビポーランドノ形勢。

一 瑞典。

瑞典王ガスターパス、アドルフス(ガスターパス二世)ノ三十年戦争ニ於テ戦歿セシ後、ソノ女クリスチアン女王(1632—1654)嗣ギ立チシガ、女王歿スルニ及ビテ、バサ家ノ王朝(1523—1654)亡ビタリ。

1. **ファルツ、ツワイブリュッケン王朝(1654—1718)。**

(PHALZ-ZWEIBRÜCKEN)

1. **チャーレス十世或ハチャーレス、ガスターパス(1654—1660)。**

バサ王朝(1523—1654)ノ末王クリスチアン女王ノ死セシニ及ビ、ソノ従弟チャーレス十世(ガスターパス、アドルフスノ妹ノ子)瑞典王トナリテ、ファルツ、ツワイブリュッケン王朝ヲ創メタリ。

コレヨリ初メ、瑞典ハ、三十年戦争ノ結果、バルト海岸ニ於ケル要害ノ地ヲ領有シテ、北方ノ盟主トナリシガ、チャーレス十世ハ、マク **瑞典及ビ丁抹戦争(1655—1660)**ニ於テ、丁抹及ビ **ポーランド**ヲ破リ、大ニソノ境土ヲ擴メタリキ。

2. **チャーレス十一世(1660—1697)。**

チャーレス十世ノ後、チャーレス十一世、嗣ギ立チシガ、王ノ時ニ於テ、瑞典及ビ**ポーランド**戦争ハ、1660(後西

院萬治三年 徳川家綱ノ時)オリバ(ダンチヒ附近ノ寺院)條約ニヨリテ、戦局ヲ結ビタリ。

○瑞典及ビポーランド戦争(1655-1660)。

1. 原因。

バサ家ノポーランド王ニシテ、舊教徒タリシ ジョンカシミルガチャーレス十世ノ瑞典王タルコトヲ拒ミシコト。

2. 戦紀。

コ、ニ於テチャーレス十世、ポーランドニ進撃シ、ポーランドノ都ワルソー及ビクラコーヲ陥レシカバ、ジョン、カシミルハ、シレシアニ逃レタリ。

次テ1656(後西院明暦二年 徳川家綱ノ時)チャーレス十世ハ、プロシアノフレデリック、ウイリアムト ウェラウ條約ヲ結ビテ、フレデリック、ウイリアムニ東プロシア及ビエルメランドノ主権ヲ與ヘ、共ニポーランドノ兵ヲワルソーニ破リ、三日ニシテコレヲ陥レタリ(1656ワルソー戦争)。

已ニシテ露國、丁抹、獨逸及ビプロシアハ、聯合シテ、瑞典兵ヲ攻メシカバ、瑞典兵ハ、ポーランドノ地ヲ去リタリ。

1658(同萬治元年)一月チャーレス十世ハ、結氷シタルベルト海峡ヲ過ギ、丁抹ヲ略シテ、レスキルド條約(1658)ヲ結ビ、丁抹領タリシスカンヂネピア半島ノ南部ヲ得タリ。

ソノ後チャーレス十世ハ、再ビ丁抹ヲ攻メテ、首府コペンヘーゲンヲ圍ミシガ、王ノ崩セシニ及ビ、次王チャーレス十一世ハ、1660オリバ條約及ビコペンヘーゲン條約(1660)ニヨリテ、コノ戦争ヲ結ビタリ。

○オリバ條約(1660)。

- (1) ジョン、カシミルハ、瑞典王位ニ干渉セザルコト。
(2) ジョン、カシミルハ、リボニア及ビエストニアノ地ヲ放棄スルコト。
(3) クルランド公ハ、ポーランド王ニ屬スベキコト。

(4) 瑞典及ビポーランドハ、プロシアノ主権ヲ認ムルコト。
○丁抹トノコペンヘーゲン條約(1660)。

(1) 丁抹ハ、瑞典ト結ビタルレスキルド條約(1658)ヲ確認シ、スカンヂネピア半島ノ南部ヲ瑞典ニ永久讓與スベキコト。

(2) 瑞典ハ、レスキルド條約ニ於テ丁抹ヨリ得タルドロントイエム及ビボルンホルムヲ丁抹ニ還附スルコト。

3. チャーレス十二世(1697-1718)。

1697(東山元祿十年 徳川綱吉ノ時)チャーレス十一世死シ、チャーレス十二世16歳ニシテ、瑞典王トナレリ。チャーレス十二世ハ、性、偏狭固陋ヲ免レズトイヘドモ、英邁直篤ニシテ、夙ニアレキサンダー大王ノ偉業ヲ慕ヒ、ソノ勢力ハ、一時、北方ヲ震動セリ。時ニ露國ノピーター大帝ハ、ポーランド及ビ丁抹ト同盟シテ、チャーレス十二世ト戦ヒタリ。コレヲ北方戦争(1700-1721)トイフ。

チャーレス十二世及ビピーター大帝ノ性行ノ比較。
兩王共ニ幼少ヨリ英邁ニシテ、大度ヲ有シタリシモ、マタ兩王ノ性状異ナリシ所多シ。チャーレス十二世ハ、直篤ナリシモ、偏狭固陋ヲ免レザリシガ故ニ、遂ニ瑞典ヲシテ歐洲ノ第二等以下ノ國ニ落サシメタリ。ピーター大帝ハ、内行修マラザリシモ、堅忍不撓ヨク政治ニ勵ミ、露國ヲ文明ニ導キ、遂ニ瑞典ニ代リテ東方及ビ北方ノ一大強國タラシメタリ。

ニ 丁抹。

コレヨリ初メ丁抹ハ、フレデリック一世ノ後、クリスチアン三世(1536-1559)嗣ギ立ケテ、宗教改革ヲナシ、コトハ、既ニ前章ニ説キタリ。ソノ後、丁抹王タリシモノニハ、フレデ

リック二世 クリスタアン四世アリキ。フレデリック二世ノ時ニハ、丁抹及ビ瑞典戦争(1563—1570)アリキ。クリスタアン四世ハ、三十年戦争ニ關係シテ、獨逸ニ出兵シ、マタ瑞典ト戦ヒシガ、1645(後光明正保二年 徳川家光ノ時)ブレムゼ
BRÖMSEBRO
プロ條約ヲ結ビテ、和シタリ。

○ブレムゼプロ條約(1645)。

(1) 丁抹ハ、瑞典ニ ジェムトランド ヘルジェダレン
(JÄMTLAND) (HERJEDALEN)
ゴスランド島 エーセル島ヲ割讓スルコト。(2) 瑞典船
GOTHLAND(GOTLAND) (ÖSEL)
ハ、サウンド(海峡)ノ關稅ヲ許サルベキコト。
SOUND(SUND)
クリスタアン四世ノ後ニ、丁抹王タリシモノヲ フレデ
リック三世トイフ。

○フレデリック三世(1648—1670)ノ治績。

フレデリック三世ハ、瑞典及ビ丁抹戦争(1655—1660)ノ結果、平和ヲ結ビシ後、(1) 貴族政體ヲ廢シテ、獨裁政體トナシ、(2) 1665(靈元寛文五年)皇室典範ヲ發
ACT OF SETTLEMENT
(DAS KÖNIGSGESETZ)
布シテ、王位ノ繼承ヲ定メタリ。

○丁抹皇室典範ノ發布(1665)。

(1) 丁抹王位ハ、爾來、男女ヲ問ハズ、コレヲ繼承スルコトヲ得ベキコト。(2) 丁抹王位ハ、シュレースウヒ、ホー
SCHLESWIG-HOLSTEIN
ルスタインニ及バザルベキコト。

三 ポーランド。

1. ジェゲロン王朝(1386—1572)ノ續キ。
JAGELLON (JAGELLONEN)

ジェゲロン王朝初世ノ記事ハ、中古史ニ述ベタリ。中古史ニ於ケルポーランドノ章ヲ參照セヨ。

コレヨリ初メ 1386(長慶元中三年 足利義滿ノ時)ポーランドニ於テ、ジェゲロン王朝ノ起リシ以來、ポーラン

ドハ、北ハバルト海ヨリ、南ハ黒海及ビ カルバート
CARPATH(KARPATHEN)
山脈ニ亘レル地ヲ領有シタリ。ソノ後ジェゲロン王統ノ斷絶セシヨリ、ポーランドハ、再ビ選舉王國トナレ
ELECTIVE KINGDOM(WAHLREICH)
リ。

2. 選舉王國(1572—1791)。

ポーランドハ、瑞典ト和セシ後、王權衰ヘテ、選舉王國トナリ、貴族的共和政治ヲ施スニ至レリ。コノ時ニ
(ADELSREPUBLIK)
於テ始メテ選舉セラレタル王ヲアンジョー家ノヘンリー(佛王チーレス九世ノ弟)トイフ。
ANJOU

ヘンリー王ノ後、ステフェン、バトリー及ビ瑞典バサ家ノ
STEPHEN BATHORY (STEPHAN B.)
三王(1587—1688)即チ シジスムンド三世 ウラヂスラフ四
SIGISMUND WLADISLAV(WLADISLAW)
世 ジョン、カシミル相繼ギテ、ポーランド王トナレリ。
J. KASIMIR.

○ポーランド國會ノ組織。……
當時ポーランドノ國會ニハ、上院及ビ下院ノ兩院アリテ、國家ノ大權ヲ握リタリ。

(1) 上院議員。……僧正 知州 市尹 等。
SENATE(SENAT) BISHOP WOJOD KASTELLANE
(BISHOPS) (WOJODEN)

(2) 下院議員。……人民、選出ノ代議士(重ニ貴族ノ代表者)。

然ルニポーランド國會ハ、リベラム、ベト法(殆ソド全會員ノ可決セシ議案モ、一員コレヲ拒ム時ハ、コレヲ法律トナスコトヲ得ザルノ法)ノ爲メニ、常ニ紛擾ヲ極メタリ。

ジョン、カシミル王ノ後、ポーランド王位ニ上リシモノハ、ジョン、ザビエスキ(1674—1696) サキリンノオーガ
J. SARIESKI AUGUSTUS
スタス二世(1697—1733)等ナリキ。

第十六章 露國ノ興起。

一 ルーリク王朝(862—1598)ノ續キ。

RURIK

ルーリク王朝ノ起源即チ露國ノ起源及ビルーリク王朝ノ初世ノ事蹟ハ、已ニ中古史ニ述ベタリ。

1. イバン四世(1533—1584)。

IVAN(IVAN) OR IVAN THE TERRIBLE (IVAN DER FÜRCHTERLICH)

イバン四世ハ、イバン大王即チイバン三世ニ次ギテ、露國ノ帝トナレリ。

○イバン四世ノ事蹟。

イバン四世ハ、始メテザー(皇帝)ノ稱號ヲ用ヒ、
CZAR(ZAR)
貴族ヨリ成リタル近衛兵ヲ設ケテ、露國常備近衛兵ノ
STRELETI (DIE GARDE DES HEERES)
基礎ヲ作り、カザン アストラハン 及ビ コー
KAZAN(AK-SHAN) ASTRAKHAN(ASTRACHAN) CAU-
カサス地方ヲ征略シ、マタ コサック兵ヲシテ、始
CASJS(KAUKASIEN) COSSACK(DER KOSAK)
メテ 1583 (正親町天正十一年 明神宗萬曆十一年)シ
ベリアヲ征セシメタリ。
SIBERIA(SIBIRIEN)

○露國ノ東侵。

露國人ノ東侵ハ、イバン四世ノ頃ヨリ始マリシガ、初メハ外國ヲ蠶食セント欲シシヨリモ、寧ロ通商貿易ノ目的ニ出アタリ。然ルニ、東侵ノ進路ニ當タリタルシベリア地方ガサモエド オスチック等ノ蠻民ノ住モシ外、殆ンド無人ノ地城ナリシ爲メニ、露國ハ漸次、東方ニ地ヲ擴メテ、露人ノ流罪地トナシタリ。

當時、露國ニハ、北方ニ唯一ノアルチンゲル港ヲ有セシニ
ARCHANGEL
過ギザリシガ、コノ港ハ、冬季、結氷ノ爲メニ航海ヲ杜絶セザ

ルベカラズ。サレバイバン四世ハ、東方即チシベリア地方及ビ南方即チ中央アジア地方ニ商路ヲ求メント欲シ、南方ハ、英人ノ通セシ路ヲ探ウシメ、東方ハ 1552 (後奈良天文廿一年 足利義輝ノ時 明世宗嘉慶三十一年)カザンヲ占領セシメタリ。次テエルマークナルモノ始メテウラル山ヲ越エテ、オビ川ノ地方ニ至リタリ。ソノ後、露人、相繼テシベリアニ侵入スルニ及ビテ、遂ニ支那(カタイ)ト干戈ヲ交フルニ至レリ。
OBI(OB) CATHAI

2. フェオドル(1584—1598)。

FEODOR

フェオドル帝死シテ、ルーリク王統ハ、斷絶セシカバ、内ハ、王位繼承ノ亂起リシト、外ハ強國ノ侵入セシトニヨリテ、露國ハ、一時大ニ衰ヘタリ。

ニ ロマノフ王朝(1613—1762)。

ROMANOFF (ROMANOFF)

1. ミケール、ロマノフ(1613—1645)。

MICHAEL R.

ルーリク王朝ノ末王フェオドルノ死セシ後、王位繼承ノ爲メニ、露國ハ一時殆ンド無政府ノ域ニ陥リシガ、1613 (後水尾慶長十八年 徳川秀忠ノ時)ミケール、ロマノフ選バレテ帝トナレリ。コレヲ現今ニ於ケル露國帝室ノ始祖トナス。

2. アレキシス(1645—1676)。

ALEXIS(ALEXEI)

當時、露國ハ文化未ダ開ケズ、艦隊ノ備ナク、商工業振ハズシテ、瑞典人ハ、バルト海ニ横行シ、トルコ人ハ、黒海地方ニ跋扈セシガ爲メニ、絶エテ歐洲各國ト交通スルコト能ハザリキ。
BLACK SEA(SCHWARZEN MEER) TURKEY(TÜRKEY)

○アレキシス帝ノ事蹟。

然ルニアレキシス帝ハ、ポーランドヲ攻メ、ニーベ
DNIEPER
 ル河邊ノ小露及ビ白露ノスモレンスク及ビキエフ等
(DNJEPR) SMOLENSK KIEV (KIEV)
 ヲ恢復シテ、西歐ノ文化ヲ輸入シ、コサック人ヲ服從
 セシメ、マタ支那及ビペルシアト通商セリ。

3. フェオドル三世(1676—1682)。

フェオドル三世ハ、露國ニ於ケル無限帝政ノ基ヲ開キ
 タリ。

4. ピーター一世或ハピーター大帝(1682—1725)。

フェオドル三世 1682 (靈元天和二年 徳川綱吉ノ時) 死セシ
 時、アレキシス帝ノ子ピーター大帝、尙ホ 10 歳ノ幼年ナリシ
 ナ以テ、フェオドル三世ノ弟ニシテ、ピーター大帝ノ異母兄ナ
 リシイバン五世ハ、ソノ姉ソフィアト共ニ政ヲ執リシコト、凡
SOPHIA
 ソ7年。 ピーター大帝ハ、幼ニシテ穎悟、長シテラチン及
 ビ獨逸等ノ外國語ニ通ジ、スコットランド人ゴルドン及ビジュ
GORDON
 ネバ人ル、フールノ輔佐ニヨリテ學術發達シ、頗ル人望ヲ得
LEFORT
 シカバ、異母姉ソフィアコレヲ忌ミ、ピーター大帝ノ生母ヲ逐
 ヒ、陰ニピーター大帝ヲ除キテ、自ラ帝位ニ上ラントセリ。
 ピーター大帝即チソフィアヲ幽シ、イバン五世ニ代リテ、獨リ
 政權ヲ握ルニ至レリ。 時ニ 1689 (東山元祿二年 徳川綱吉
 ノ時)ニシテ、ピーター大帝、正ニ 17 歳ナリキ。 ソノ後イバン
 五世ハ、1696ニ死セシマテ、位ニアリシモ、暗弱ニシテ、只ダ虛
 位ヲ擁セシニ過ギザリキ。 故ニピーター大帝ノ親政ハ、16
 89ヨリ 1725マアナリトス。

1. ピーター大帝ノ事蹟。……………

ピーター大帝 1689 親ラ政ヲ執リシニ及ビ、ル、フール
LEFORT
 及ビゴルドンヲ用ヒテ顧問トシ、歐洲諸國ノ文物ヲ
GORDON

輸入シ、マタ外國ヨリ數多ノ技藝家、學者等ヲ招キテ、
 只管、露國ノ開明ヲ謀リ。 カク大帝ハ、人民ノ風俗
 ヲ改善シ、智識ヲ増進シ、以テ露國、從來ノ陋弊ヲ一洗
 セント欲シシガ、露國ノ富強ナラザル所以ハ、一ハ船
 艦ノ碇泊ニ充ツベキ良港ナキニ由レリトシ、バルト海、
AZOV (ASOIV)
 アゾフ海及ビ黒海ノ地方ヲ占領シテ、良港ヲ得ントセ
 リ。 サレバ大帝ハ、外國ノ士官或ハ水夫等ヲ招集シ、
 兵式ヲ改善シテ、士馬ヲ鍛練シ、或ハ造船術ヲ獎勵シ
 テ、舟楫ヲ整頓シ、以テ、將來、露國ノ陸海軍力ヲ擴張
 セント欲セリ。 ソノ他、政治上ニ改革ヲ施シ、コト、
 頗ル多カリキ。

ピーター大帝ハ、宿望ヲ達セント欲シ、1696(東山元
 祿九年) DON川ヲ下リ、トルコ帝モモスタフ、二世ヨリ
MOSTAFA
 アゾフ海ヲ略取シテ、黒海ニ於ケル一根據地トシ、マ
 タ内ニハ近衛兵ノ謀反ヲ平ゲタリ。

コ、ニ於テ大帝ハ、自ラ造船術及ビ兵術等ヲ研究セ
 ントシ、政治ノ大權ヲ一ニノ貴族ニ委ネ、1697 獨逸ニ
 遊學シ、次デオランダニ入り、AMSTERDAMアムステルダム附近ノ
ZAANDAMザアダム造船所ノ職工トナリテ、日夜、孜々トシテ
 工事ニ從ヒ、兼ネテオランダノ工業及ビ社會ノ制度等
 ヲ觀察シタリ。 ソノ後オランダヲ去リ、1698英國ニ渡
 航シテ、英王ウリアム三世ノ客トナリ、或ハ造船所ヲ
 巡視シテ、造船術ヲ究メ、或ハ海軍ノ技術ヲ研メテ、再
 ビオランダニ歸リタリ。 次デ大帝ハ、獨逸ノ DRESDENドレスデ

シヨリオーストリアノウ、^{VIENNA (WIZIA)}ンヲ經、イタリーノベニスニ至ラントシ、時、會、本國ヨリ近衛兵内亂ノ報ニ接シテ、歸國シタリ(1698)。蓋シコノ内亂ハ、**ピーター大帝**ノ改革ヲ喜バザリシ露國ノ貴族ガ大帝ノ慮ニ乗ジ、近衛兵ヲ煽動シテ、兵ヲ擧ゲシメシモノナリ。

ピーター大帝ノ第一回遊歴ハ、1697-1698ノニケ年ナリキ。

ピーター大帝、歸國後、1698コレヲ平定シ、全隊ヲ解散シテ、歐式訓練ノ新兵ヲ以テ、コレニ代ヘタリ。ソノ翌年、大帝ノ顧問タリシル、**フール**死セシヲ以テ、**メンシコフ**ヲ擧ゲテ、大臣トシ、意ヲ社會上ノ改革ニ用ヒテ、鬚髯ヲ薙ラシメ、**アジア**風ノ衣ヲ廢シテ、歐洲文明國ノ服裝ニ改メシメ、婦人ノ蟄居ヲ止メテ、ソノ位置ヲ高カラシメ、或ハ宗教信仰ノ自由ヲ許シ、學校、病院等ヲ建設シ、印刷術ヲ興シ、海陸軍ノ制度ヲ定メタリ。カクテ露國ハ、俄然一變シ、舊時ノ露國ニアラズ、歐洲文明國ノ文物ハ、各地ニ行ハル、ニ至レリ。

大帝ハ、已ニ内治上ノ改革ヲナシ、ガ故ニ、**デンマルク**及**ビポーランド**ト聯合シテ、瑞典ノ兵ヲ破リタリ。コレヲ**北方戦争**(1700-1721)トイフ。

1703(東山元祿十六年 徳川綱吉ノ時 清聖祖康熙四十二年)ピーター大帝ナルバナ下シ、瑞典人ナネバ河外ニ放テテ、^{NARVA (NARVA)}河邊ニ一府ヲ建テタリ。コレヲセント、^{NEVA (NEVA)}ピータースバーグトイフ。大帝即チモスコ^{ST. PETERSBURG (PETERSBURG)}府ヨリコ、ニ遷都シテ、首府ト定メタリ(現今露國ノ首府)。

大帝ハ、瑞典世^{Charles XII}チーレス十二ヲ征服シ、1721(中御

門享保六年 徳川吉宗ノ時、清聖祖康熙六十年)瑞典ト**ニスタット**條約ヲ結ビテ、瑞典ヨリ**リボニア**及**ビバルト**海ノ東岸地方ヲ得、晩年**ベルシア**ト戰ヒ、裏海近傍ノ地ヲ占領シテ、益、露國ノ領土ヲ擴メタリ。コ、ニ於テ露國ハ、瑞典ニ代リ、北方ノ盟主トナリテ、日ニ繁榮ニ赴ケリ。蓋シ露國人ノ**ピーター大帝**ヲ總露人ノ皇帝マタハ國父**ピーター**ト稱スルモ、マタ故ナキニアラザルナリ。

ソノ後**ピーター大帝**ハ、**セント、ピータースバーグ**ニ政府ヲ開キ、溝渠、道路及ビ港灣ヲ修築シ、鑛山ヲ採掘シテ、商工業及ビ航海業ヲ獎勵シ、教育ヲ盛ニシ、マタ政體ヲ變ジテ、君主專制トシ、且ツ大帝ヲ宗教ノ首長トナシタリ。

ピーター大帝ノ後、**カザリン一世**即チ**カザリン女王**(1725-1727) **カタリナ**(CATARINE (KATHARINA))、**ピーター二世**(1727-1730) **アンネ女王**(1730-1740) **イバン六世**(1740-1741) **エリザベス女王**(1741-1762) **相繼ギ、露國ニ君臨シタリ、シガ、エリザベス女王ニ至リテ、遂ニロマノフ王朝ハ、亡ビタリ。**(後ノ露國ノ章ヲ參照セヨ)。

○露國ト支那トノ關係。.....

1683露人始メテシベリアニ侵入セシ以來、1590將軍**チュルコフ**ハ、四部シベリアノ**トボルスク**省ニ**トボルスク**府ヲ建設シタリ。コレ露人ノ**アジア**洲ノ地ニ建テシ最古都ニシテ、**トムスク**府(1599) **エニセイスク**府(1618) **ヤクーツク**府(1632) **アルバジン**府(1647) **イルクーツク**府(1652) **ネルチンスク**府(1658) 等ノ諸府ハ、建設セラレ、**ボヤルコフ**ハ

1643—1646ニ韃靼湖、オホーツク海岸ヲ征服シ、1668コサック人デ
 TARTARY OKHOTSK (CCHOTSK)
 シュネフハ、デシュネフ岬(東岬)ヲ発見シ、次テベーリング
 DESHNEF (DESCHNEF) BEHRING (BERINGS)
 ハ、ベーリング海峡(幅43哩)ヲ以テ、北米トアジアトノ境界ト

シ、1699カムチャッカ半島ハ占領セラレ、千島及ビ樺太島ハ、
 KAMTCHATSKA SAGHALIEN
 (KAMTSHIATSKA) (SACHALIN)
 露人ニ窺ハレタリ。ソノ後1808(光緒文化五年 徳川家齊
 ノ時)間宮林蔵ハ、韃靼海峡ヲ探検シタリ。故ニコノ海峡ハ、
 一ニ間宮海峡トモ稱セラル。

○雅克薩城(アルバジン)。

アルバジンハ、1647ハバロフノ建設シタルモノニシテ、露
 KHABAROV (KHABAROV)
 人ハ、爾來シルカ(朱爾加)川及ビアルグン(阿爾功)川ノ邊ニ
 SHILKA (SCHILKA) ARGUN
 金鑽ヲ発見シ、始メテ露清兩國ノ交渉ヲ起セリ。清ノ聖
 祖、已ニ吳三桂、盛澤等ヲ征服シ、南方、事ナキニ至リシカバ、
 北部ノ清領土ニ侵入セシコサック兵ヲ掃蕩セント欲シテ、メ
 ルゲン(墨爾根)、チチハル(齊齊哈爾或ハト魁)ノ守備ヲ嚴ニ
 MERGEN TSIHAR (ZICHAR)
 シ、アイグン(愛琿)城ヲ築キ薩布素ヲシテ、コレヲ守ラシメタ
 AIGUN
 リ。次テ聖祖ハ、澎春ト共ニ兵ヲ率キ、アルバジン城ヲ陥レ
 テ、守將ドルブジンヲ破リタリ。時ニ1685(康熙二十四年
 聖元貞享二年、徳川綱吉ノ時)ナリ。

○ネルチンスクノ條約(1689)。

次テピーター大帝(1682—1725)ハ、ゴロウイン(費羅多羅)ヲ全權
 大使トシテ、ネルチンスクニ遣ハシ、清ノ聖祖ハ、索額圖ヲ全
 權大使トシ、ジエシュイト教徒ベラーラ(徐日昇)ゲルピロン(張
 誠)ヲ從ハシメ、ネルチンスクニ赴カシメテ、1689(康熙二十八
 年 東山元祿二年)八月ネルチンスク條約七ヶ條ヲ結バシメ
 タリ。

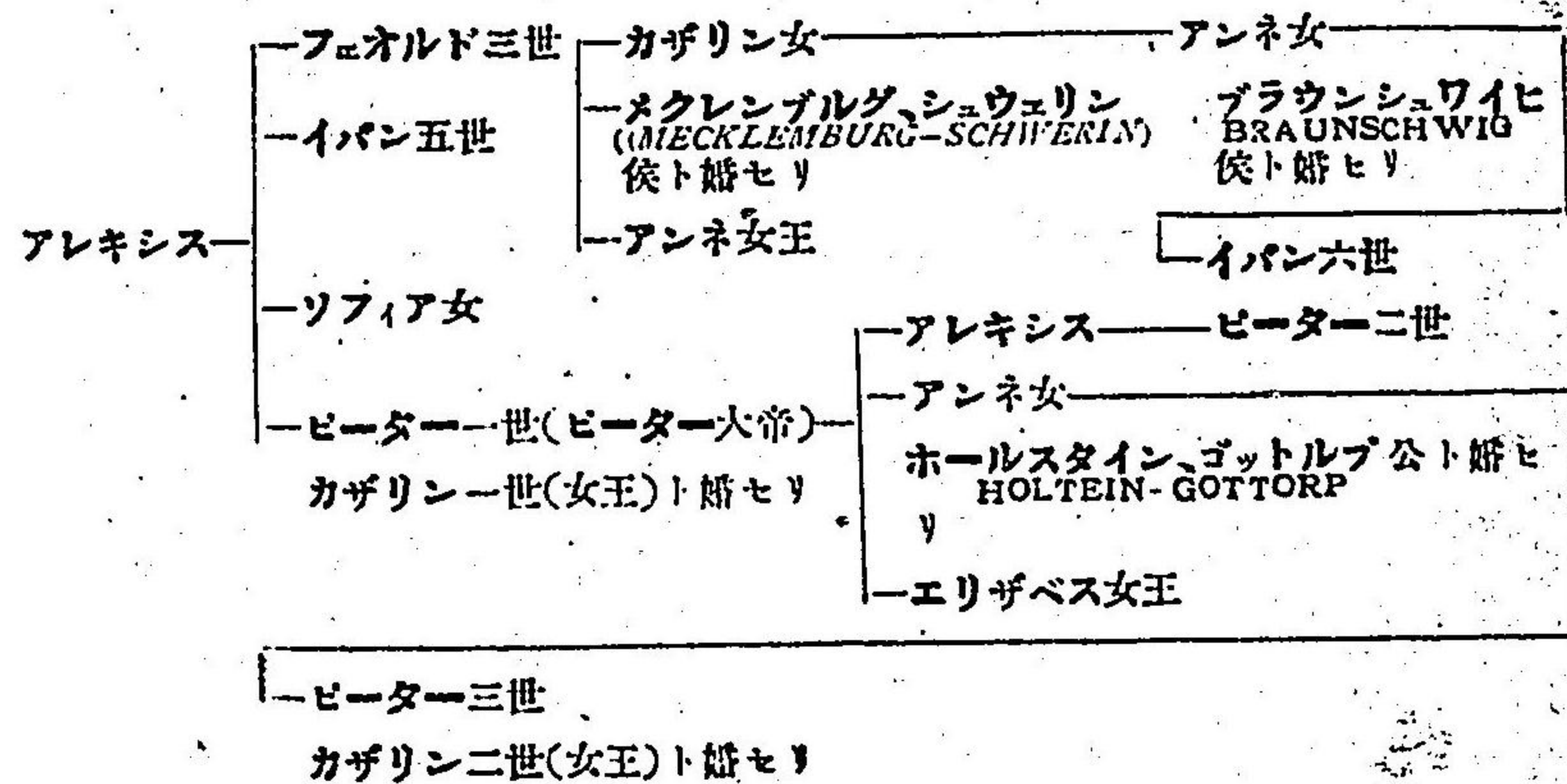
(1) 外興安嶺(スタノボイ山脈)ヲ以テ、露清ノ境界トナスコ
 STANOVOI (STANOVOI)
 ト。(2) アルグン川ヲ以テ、露清ノ境界トナスコト。(3)
 露人ハ、アルバジン城ヲ毀テ、引キ去ルコト。(4) 狼戸ノ

越界ヲ許サザルコト。(5) 留人ヲ送還セザルコト。(6)
 貿易ヲ許スコト。(7) 會盟後ノ逃亡者ヲ收留スベカラザ
 ルコト。

○キョクタ條約(1727)。

KIAKHTA (KIACHTA)
 キョクタハ、清國ノ買賣城ト共ニ現今、露清陸路貿易ノ最モ
 盛ニ行ハル、所ナルガ、172(清世宗、雍正五年 申御門享保
 十二年、徳川吉宗ノ時)露帝カザリン一世ノ遣ハシタル全權
 大使ラグジンスキ及ビ清國ノ全權大使、喀爾喀親王策凌ハ、
 コノ地ニ會合シテ、條約ヲ結ビタリ(八月二十日假條約 十
 月二十七日日本條約)。コレヲキョクタ條約トイフ。コ
 ノ條約ニ據レバ、露國ノ境界ヲキョクタ川トシ、清國ノ境界
 ヲオロゴイト山トシ、ソノ間ヲ兩國ノ貿易地ト定メタリ。
 次テ1768(清高宗乾隆三十三年 後櫻町明和五年、徳川家治
 ノ時)兩國ハ、キョクタ追加條約ヲ結ビタリ(十月十八日)。

露國皇室ノ略系。



第十七章 北方戦争(1700—1721)。

一 概説。

北方戦争(1700—1721)トハ、露國ノピーター大帝ガポーランド王オーガスタス二世及ビ丁抹王フレデリック四世ト聯合シテ、瑞典王チャーレス十二世ト戦ヒシモノナリ。

二 原因。

1. ピーター大帝ハ、バルト海ノ沿岸ニ一要港ヲ得ントシ、且ツ瑞典ノ勢力ヲ妬ミシコト。

2. 丁抹王フレデリック四世ハ、瑞典ニ領土ヲ奪ハレタルヲ怨ミ、且ツ瑞典王チャーレス十二世ノ義弟ホルホルスタイン、ゴットルフト隙アリシコト。

3. ポーランド王兼サキソン選舉侯オーガスタス二世ハ、瑞典王トナリシリボニアヲ得ントシ、際、瑞典ノ亡命者パトクル大ニコレヲ使囑セシコト。

○三國同盟(露國 丁抹 ポーランド)。

丁抹及ビポーランドハ、曩ニ瑞典ニ侵略セラレシ土地ヲ恢復セント欲シシ際、瑞典ニハ、15歳ノ幼主チャーレス十二世ノ即位セシヲ見、瑞典ヲ分割センガ爲メニ、私ニ露國ト約シ、三國同盟ヲ組織シテ、瑞典ニ當タリシカバ、コハニ有名ナル北方大戦争ヲ起スニ至レリ。

三 戦紀。

コハニ於テ 丁抹王ハ、シュレースウヒヲ攻メ、ポーランド王ハ、ポーランド及ビサキソン兵ヲ率キ、リボニアニ向ヒテ、リガヲ劫シ、ピーター大帝ハ、8萬ノ大軍ヲ以テ、エストニアヲ攻メ、イングリヤノナルバヲ圍メリ。

時ニ英王ウリアム三世ハ、瑞典ヲ援ケタリ。北方ノナポレオント稱セラレタルチャーレス十二世即チ精兵ヲ率キテ、急ニ丁抹ノジールランドニ上陸シテ、首府コベンヘーゲンニ迫リシカバ、丁抹王大ニ怖レ、同盟ヲ脱シ、1700(東山元祿十三年 徳川綱吉ノ時)トラベンダール條約ヲ結ビテ和ヲ乞ヘリ。

- トラベルダール條約(1700八月)。(1)丁抹ハ、侵略シタルホルホルスタイン領ヲ還附スルコト。(2)丁抹ハ、爾來、瑞典ニ反抗セザルコト。

コハニ於テチャーレス十二世ハ、リボニアヲ救ハントシ、モ、先ヅピーター大帝ニ當タルコト、シ、8千ノ兵ニ將トシテ、ピアソキノ峽ヲ過ギ、ナルバノ役(1700十一月三十日)ニ於テ、ピーター大帝ノ率キシ8萬ノ大兵ヲ撃破シタリ。

チャーレス十二世乃チ鋒ヲ轉ジテ、ポーランドニ向ハント欲シ、リガノ役(1701)ニ於テ、ポーランド及ビサキソンノ兵ヲ破リ、進ミテポーランドノ首府ワルソーニ迫レリ(1702)。ポーランド王オーガスタス二世クラ

コーニ出奔シ、ポーランド國ハ、チャーレス十二世ニ降
リシヲ以テ、チャーレス十二世即チオーガスタス二世ヲ
廢シタリ。

1702 クリサヴ CLISSAU/ALISSOIP 1703 プルツクノ兩役、チャーレス十二世ハ、
ポーランド及ピサキソンノ聯合軍ヲ破リタリ。チャーレス
十二世即チオーガスタス二世ヲ廢シ、1704 スタニスラウス、
レスクチンスキー (1104-1709) ナ立テ、ポーランド王トセリ。
LASCZINSKY (S. L. SZCZINSKI)
ピーター大帝ハ、チャーレス十二世ノポーランドニ向ヒシ
ヲ利トシテ、1703 首府ヲモスコフヨリセント、ピータースパー
クニ遷シ、1704 ナルバヲ略取シタリ。

次デチャーレス十二世ハ、破竹ノ勢ヲ以テサキソンニ
進軍シ、1706 (東山寶永三年) オーガスタス二世ト ア
ルトランスタット條約 ALTRANSTADT (ALTRANSTÄDT) ヲ結ビテ、彼レヲ服從セシメタ
リ。

○アルトランスタット條約 (1706).....
アルトランスタットハ、ライプチヒノ附近ニアリ。條約ノ
要項ハ、 (1) オーガスタス二世ハ、ポーランドノ王位ヲ棄
テ、スタニスラウス、レスクチンスキーノ即位ヲ承認スルコ
ト。 (2) オーガスタス二世ハ、露國トノ盟約ヲ解キ、且ツ瑞典
ノ亡命者バトクルヲ瑞典王ニ解附スルコト。 (3) サキソ
ン人ハ、瑞典兵ノ爲メニ露營ヲ造リ、且ツソノ俸給ヲ支辨ス
ルコト。

ピーター大帝ハ、チャーレス十二世ノ南征ノ間ニ、バ
ルト海岸ニ於ケル瑞典ノ領地ヲ侵略シ、要砦ヲクロン
スタット KRONSTADT シルッセルアルグ等ニ築キテ、兵ヲ練リ、武ヲ
SCHLUFSSFLBURG 勵マシツ、アリキ。チャーレス十二世即チ 1707 (九

月) 征露ノ軍ヲ起シ、グロドノノ戰 GRODNO ニ於テ、露兵ヲ破
リテ、殆ンドピーター大帝ヲ得ントシ、次デスモレン
スクニ於テ、大ニ露兵ヲ破リタリ。時ニコサックノ酋
SMOLENSK
長マゼッパハ、ピーター大帝ノ覇權ヲ脱セント欲シテ、
チャーレス十二世ニ屬セリ。然ルニチャーレス十二世
MAZEPPA
ハ、彼レガ爲メニ大ニ欺カレ、1708 ニーベル川ヲ渡リ
テ、ウクレーン平野ニ出デ、ボルタバヲ圍ミタリ。
DNIEPER (DNJEPR)
UKRAINE POLTAVA (PULTAVA)

1709 (七月八日) チャーレス十二世ハ、ピーター大帝ト
ボルタバニ激戰セリ。瑞典兵ハ、ウクレーン平野ヲ通
ゼシ際、非常ニ疲勞セシガ故ニ、大ニ敗レテ、或ハ降り、
或ハ擒ニセラレシカバ、チャーレス十二世即チ從者 300
人ト共ニトルコノベンデルニ逃レタリ。實ニコノ戰
BENDER
ハ、北方戦争ノ勝敗ノ決セシ所、即チ歐洲史上ニ一轉
變ヲ與ヘタルモノニシテ、爾來、瑞典ハ衰微シ、露國ハ
隆盛トナル端緒ヲ啓キタリ。

チャーレス十二世ハ、ソノ後トルコニ在リシコト、凡ソ 5 年
(1709-1714)。

チャーレス十二世ハ、トルコニ逃レシニ及ビ、トルコ
帝ヲ煽動シテ、1711 (中御門正徳元年 徳川家宣ノ時)
露國ヲ撃タシメシカバ、コハニ露土戦争ヲ起セリ。

ピーター大帝即チモルダビア侯ト稱シ、MOLDAVIA (MOLDAU) ニエステル川
ヲ渡リテ、ブルートニ進軍セリ。
PRUTH DNIESTER (DNJESTR)

ピーター大帝、ブルートノ役ニ於テ、トルコ軍ノ爲
メニ窮迫セラレ、皇后カザリンノ謀ニヨリテ、トルコ
ト和ヲ媾ズルニ至レリ。

○ブルート條約(1711)。

(1)露國ハ、嘗テトルコヨリ侵略セシアゾーフ海岸地方ヲトルコニ還附スルコト。(2)露國ハ、チャーレス十二世ガ本國ニ歸ルノ通路ヲ開クベキコト。

チャーレス十二世ハ、コノ條約ヲ憤リテ、歸國ヲ拒ミシカバ、1713捕ヘラレテ、アドリアノブル附近ノデモチカニ幽セラレタリ。時ニオーガスタス二世ハ、チャーレス十二世ニ背キ、ポーランド王スタニスラウス、レスチンスキーヲ廢シテ、再ビポーランドヲ取レリ。マタ丁抹ハ、瑞典ノ南部ヲ奪ハントシタリ。マタピーター大帝ハ、瑞典ヨリリボニアニエストニア イングリア フィンランド等ヲ占領シタリ。

○ハーグノ會議(1710)。

コレヨリ初メ獨逸諸州ノ委員ハ、1710オランダノハーグニ會シテ、獨逸及ビ瑞典諸州並ニシュレースウイヒ、ジ、トランドヲ局外中立トシ、七年戦争ヲ獨逸國境ヨリ遠ザケンコトヲ議定シタリ。

ソノ後チャーレス十二世ハ、從者數人トトルコヨリ出奔シ、オーストリアノウィーン、獨逸ノニルンベルグ、フラウンシュワイグ等ヲ經テ、ストラルスンドニ至リ、コレヨリ瑞典ニ歸國セリ(1714)。

時ニデンマルクハ、ホールスタイン、ゴットルプ公ヨリシュレースウイヒヲ奪ヒ、マタ瑞典領ブレーメン及ビフェルデンヲ略取シタリ(1712)。

瑞典ノ將ステンボックハ、丁抹兵ヲメクレンブルグノガデブッシュ(1712十二月)及ビアルトナ(1713二月)ニ破リシガ、テンニングニ於テ、遂ニ露兵ノ爲メニ捕ヘラレタリ。コヽニ於テデンマルク及ビポーランドノ兵ハ、ホンメラニアニ進軍シ、プロシア王フレデリック、ウィリアム一世ハ、ステッテンヲ征略シ

タリ。

チャーレス十二世ノ歸國セシニ及ビ、露國、ポーランド、丁抹、サキリンノ外、プロシア、ハンノーバーノ諸國ハ、相聯合シテ瑞典ニ抗セシカバ、瑞典ハ、ホンメラニア(1715)、ビスマル(1716)等ノ地ヲ失ヒタリ。

コヽニ於テチャーレス十二世ハ、獨逸人ゲルツヲシテピーター大帝ニ和議ヲ交渉セシメ、ノールウェーヲ丁抹領ヨリ奪ハント欲シ、自ラ兵ヲ率キテ、ノールウェーニ進軍セシコト三回。

時ニピーター大帝ハ、獨逸、丁抹、オランダ及ビ佛國地方ニ第二回ノ遊歴(1716-1717)ヲナセリ。

1718チャーレス十二世ハ、フレデリックスハル城ヲ圍ミシ時、流丸ニ中リテ死セリ。

コヽニ於テチャーレス十二世ノ甥チャーレス、フレデリック(ホルスタイン、ゴットルプ公)ハ、自ラチャーレス、十二世ノ後ヲ繼ガントシ、モ、國人ハ王妹ウルリケ、エレオノレ(1720-1751)ヲ瑞典女王トシ、ヘッセンカッセルノフレデリックヲシテ、政ヲ攝セシメタリ。

次デ北方戦争ハ、1719(中御門享保四年徳川吉宗ノ時)ノストックホルム及ビフレデリックスフルグ(ゼーランド島ニアリ)ノ條約並ニ1721ノニスタット條約ニヨリテ、局ヲ結ビタリ。

1719瑞典ハ、チャーレス十二世ノ嬖臣ゲルツヲ誅シタリ。

四 結果。

甲 ストックホルム及ビフレデリックスフルグノ條約。

(1) ハンノーバーハ、ブレーメン BREMEN ベルデンヲ得、100 萬タレントヲ瑞典ニ辨償スルコト。
(THALER) VERDEN(FELDEN)

(2) プロシアハ、前ボンメラニア USEIOM ステッテン WOLLIN ウォリン及ピウセドム島 SOUND ナ得、300 萬タレントヲ瑞典ニ辨償スルコト。

(3) 丁抹ハ、悉ク侵地ヲ瑞典ニ返附シ、瑞典ヨリ 60 萬タレントヲ受ケ、スンド關稅ヲ廢セシメ、且ツホールスタイン、ゴットルブ公ヲ解附シテ、ソノシュレースウィーヲ得ベキコト。

(4) オーガスタス二世ハ、再ビポーランド王トナルベキコト。

乙 ニスタット條約(1721 八月三十日)。

ニスタット條約ハ、露國ト瑞典トノ間ニ結バレタル條約ナリ。

(1) 瑞典ハ、露國ニ リボニア KARELIA(KARELEN) エストニア OESEL(OSEI) イングリア DAGO(DAGO) カレリア エーセル島 ダゴ島等 ナ割讓スベキコト。

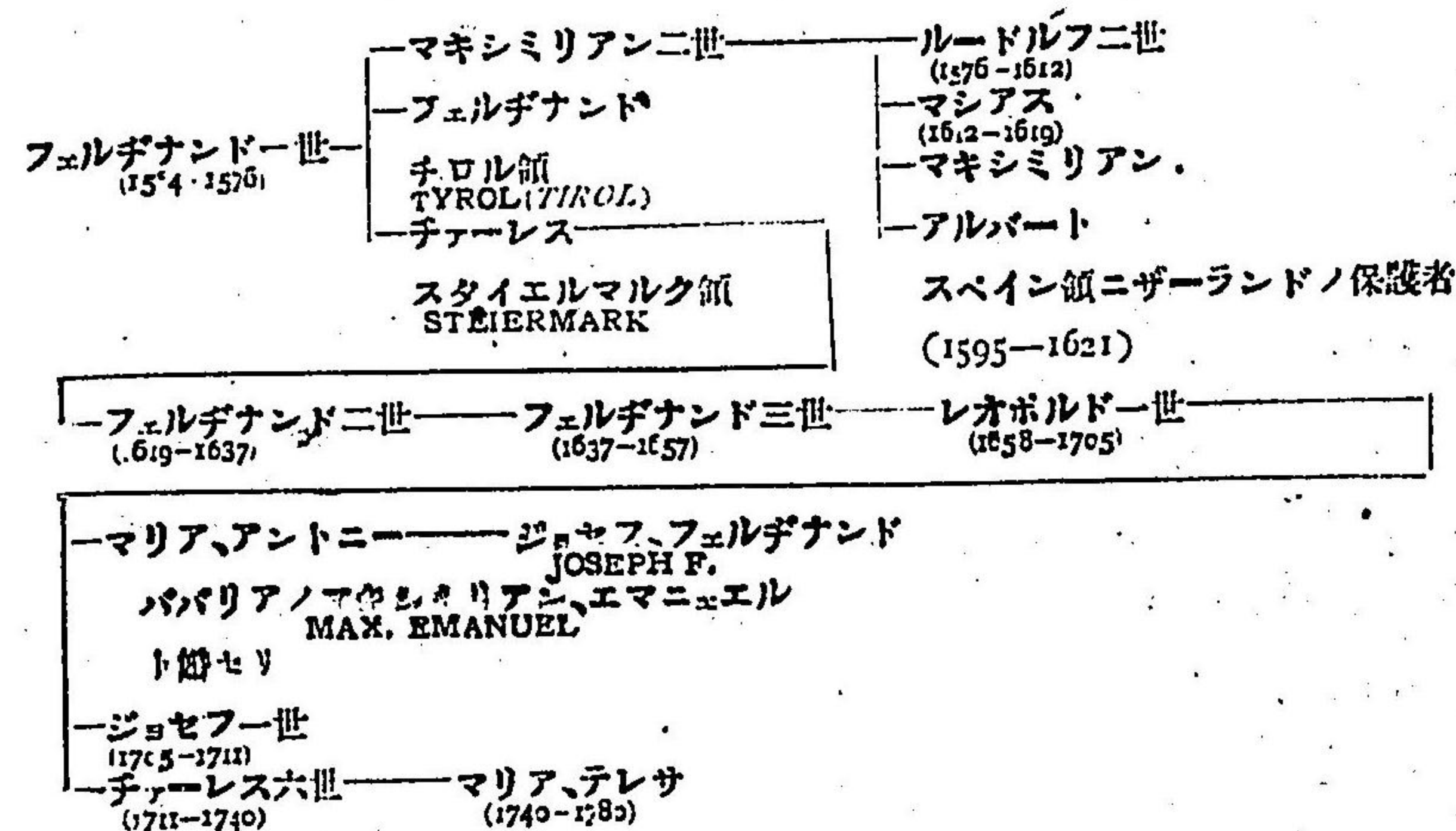
(2) 露國ハ、フィンランドヲ瑞典ニ返附シ、且ツ 200 萬タレントヲ辨償スルコト。

要スルニコレ等ノ條約 要項ハ、

1. 瑞典ハ、土地ヲ割讓シ、且ツ戰亂ノ爲メニ國勢萎靡セシコト。
2. 露國ハ、領土ヲ擴メ、瑞典ニ代リテ、北方ノ盟主トナリシコト。
3. プロシアハ、國境ヲ擴張シ、國威ヲ發揚セシコト。
4. ポーランドノ國勢衰ヘシコト。

第十八章 獨逸ノ國勢。

ハプスブルグ家ノ獨逸皇帝。



獨逸ハ、ウエストファリア條約以後、10 年ヲ經テ、フェルヂナント三世ノ太子レオポルト一世、皇帝ノ位ニ即ケリ。

- レオポルト一世(1658—1705)ノ事蹟。
1. 國會ヲレーゲンスフルグニ常置セシコト(1663)。
(REICHSTAG) REGENSBURG
- 帝ハ、1663(靈元寛文三年 徳川家綱ノ時)以來、國會ヲレーゲンスフルグニ常置シ、
8 選侯 (KURFÜRSTEN) 33 法 (DER KRISTLICHEN FÜRSTEN) 61 諸侯 (DER WELTLICHEN F.) 51 國市 (REICHSTÄDTE) ヲ以テ、議員ニ充テシガ、宗教上ヨリ自ラ 舊教派 (CORPUS CATHORICORUM) 新教派 (C. EVANGELICORUM) ノ二政黨ヲ形成スルニ至レリ。時ニ舊教派

ノ首領タリシモノヲメンツノ選舉侯トイヒ、新教派
ノ首領タリシモノヲサキソンノ選舉侯トイフ。
MENTZ (ALAINZ)

2. 第一回獨逸及ビトルコ戦争(1663—1699)。

トルコ及ビベニス戦争。.....

レオポルド一世ノ頃ニ當タリテ、トルコトベニスハ、クリ
CRETE

ート島ヲ争ヒシコト、凡ソ24年。遂ニ1668(靈元寛文八年)ニ
(CANDIA)
至リテ、トルコハ、クリート島ヲ占領スルニ至レリ。

甲 原因。

1. 獨逸及ビトルコ共ニハンガリーヲ争ヒシコ
HUNGARY (UNGARN)
ト。

2. 獨逸帝レオポルド一世ハ、ハンガリーノマ
ジール人ヲ苦シメ、且ツ新教ノ牧師250人ヲ捕ヘシカ
MAGYARS (MAGYAREN)
バ、マジール人援ヲトルコニ藉リ、エメリク、テケリヲ
EMERICH TEKELI
戴キテ、兵ヲ擧ゲタリ(1682)。

乙 戦紀。

1663ノ頃ヨリ獨逸及ビトルコノ兩軍相戦ヒシガ、16
82(靈元天和二年 徳川綱吉ノ時)トルコ帝モハメッド四
MOHAMMED (MUCHAMMED)

世ハ、カラ、ムスタファヲシテテケリヲ援ケシム。カラ、
KARA MUSTAFA

ムスタファ即チ兵20萬ヲ率キ、ハンガリーヲ經テオー
ストリアノ都城ウィーンニ迫レリ。獨逸皇帝レオポル
ド一世ウィーンヨリ逃レテ、援ヲポーランド王ジ、ソ
J. SOBIESKY

ビエスキーニ乞ヒ、スタルヘルムベルグ伯リ、チゲルヲシ
(F. SOBIESKY) (WÜDIGER)

テウィーンヲ固守セシム。已ニシテ獨逸及ビポーラン
ド聯合軍ノ總督ローレン公チャーレスハ、トルコ軍ヲ破
リテ、漸クウィーンノ圍ヲ解キタリ。爾來、獨逸ノ侯伯

ポーランド ベニス マルタ等ミナ獨逸帝ヲ援ケ、
ベニス及ビマルタノ軍ハ、モレアヲ從ヘ、1687トルコ
MOGREA
兵ヲアゼンスニ破リ、ローレン公ハ、フダヲ恢復
BUDA
シ、モハツノ役(1687)大ニカラ、ムスタファヲ破リテ、8千
MOHATZ (MOHACZ)
人ヲ斬リ、2千人ヲ溺ラシメタリ。

丙 結果。

コ、ニ於テトルコノ軍大敗シテ、トルコノ國勢大ニ
衰ヘシカバ、レオポルド一世即チマジール人ヲ屈服ス
ルコトヲ得タリ。

トルコ人ハ、カラ、ムスタファノ敗レシヲモハメッド四
世ノ罪トナジ、コレヲ廢シテ、ソリマンヲ帝トナセリ。
SOLYMAN (SOLIMAN)
(1688)。1691ソリマン大ニ獨逸軍ノ總督バーデン侯ル
イトサランカマンニ戦ヒ、一時トルコノ國勢、稍、振ヒ
SALANKAMAN (SLANKEMEN)
タリ。

1690ローレン公チャーレス死セシヲ以テ、バーデン侯ルイ
ハ、獨逸軍ノ總督トナリシモノナリ。

1691トルコ帝ソリマン死シ、弟アーメッドコレニ嗣ギシモ、
AHMED
幾モナクシテ死セシガ故ニ、モハメッド四世ノ子モスタファニ
MOSTAFA
世トルコ帝トナレリ。

ソノ後トルコハ、モスタファ二世ノ時ニ至リテ、露國
MOSTAFA

ノピーター大帝ノ爲メニアゾーフ海地方ヲ略取セラ
レシガ、モスタファ二世ハ、1696(東山元祿九年)兵ヲハン
ガリーニ出ダシテ、獨逸ノ將

サボイ公 ユージノト
SAVOY (SAVOYEN) EUGEN (EUGEN)

ツェンタニ戦ヒテ大敗シ、3萬餘人ヲ失ヒタリ。
ZENTA

コ、ニ於テ獨逸ハ、トルコ軍ヲハンガリーヨリ全ク

驅逐スルコトヲ得シカバ、1699(東山元祿十二年)トルコハ、獨逸等トカロウイツ條約ヲ結ビテ、和ヲ媾ジタリ。

○カロウイツ條約(1699).....
CARLOWITZ(KARLOWITZ)

(1) 獨逸ハ、トルコヨリベルグレード等ノ數堡ヲ除キタルハンガリーノ殆ンド全部ヲ占領スルコト。(2) ベニスハ、モレア(ペロポネサス)ヲ領有スベキコト。

○獨逸ニ於ケル諸侯ノ異動.....

(1) ブラウンシュヴァイク、リュネブルグノオーガスタスハ、ハンノーバー新選舉侯トナリシコト(1693)。
(BRAUNSCHWEIG-LÜNEBURG) AUGUSTUS ERNST AUGUST

(2) サキソン選舉侯オーガスタスハ、ジョン、ソビエスキニ嗣キテ、ポーランド王トナリシコト(1697)。
A. THE STRONG(A. DER STARKE)

(3) ブランデンブルグ選舉侯フレデリック三世(1688—1701)ハ獨逸皇帝レオポルド一世ノ許可ヲ得、キューニグスベルグニ即位シテ、プロシア王フレデリック一世ト稱スルコトヲ得シコト(1701一月十八日)。
(RÖNIGSBERG)

3. 學藝ノ進歩。

レオポルド一世ノ時代ニ於テ、獨逸大學ノ新設セラレシモノ、インスブルグ(1672) ハルレ(1694) フレスラウ(1702)ノ三校、マタベルリンノ學士會院(1700)創立セラレ、學者頗ル輩出シタリ。
HALLE BRESLAU BERLIN

ポール、ゲルハルド(文學者) スペネル(神學者) ヘルマン、フランケー(1698 ハルレニ孤兒院ヲ創設セシ教育者) トマシアス(ハルレ大學ノ法學教授) ライブニツ(近世アリストートルト稱セラレシ哲學者ニシテ、且ツ數學者)等ノ學者ハ、ミナコノ時代ノ人ナリ。
PAUL GERHARD SPENER HERMAN FRÄNKE (WAISENHAUS) THOMASIUS LEIBNITZ

二 ジョセフ一世(1705—1711)。
JOSEPH

三 チャーレス六世(1711—1740)。

チャーレス六世ハ、ジョセフ一世ノ弟ニシテ、スペイン王位繼承戰爭ニ關係シタル帝ナリ(前章ヲ参照セヨ)。

1. 第二回獨逸及ビトルコ戰爭(1714—1718)。

甲 原因。

1714(中御門正徳四年 徳川家繼ノ時)トルコハ、再ビベニス領モレア半島ヲ占領セシヲ以テ、獨逸ハベニスヲ援ケテ、トルコト開戦セシコト。

乙 戦紀。

コ、ニ於テベニスハ、モレア半島ヲ失ヒ、只ダコルフ島ヲ保チシノミナリシカバ、1616(同享保元年 徳川吉宗ノ時)獨逸帝チャーレス六世(1711—1740)ハ、サボイノユージェノ親王ヲシテ、トルコ軍ニ當タラシム。ユージェノ親王即チ兵ヲダルマシアニ出ダシ、カロウイツ(敵兵15萬)及ビペテルワラジンノ兩役ニ於テ、トルコ軍ヲ破リ、1717ベルグレード(敵兵25萬)ヲ攻メテ、コレヲ下シタリ(八月十五日)。
COKFU(KORFU) KARLOWITZ BELGRADE(BELGRAD) PETERWARADIN(PETERWARDEIN)

然ルニ會スベイン戰爭(1718—1720)起リシ爲メニ獨逸帝チャーレス六世ハ、急ニトルコトバサロウイツ條約(1718)ヲ結ビテ、和スルニ至レリ。
PASSAROWITZ

丙 結果。

○バサロウイツ條約(1718).....

(1) オーストリアハ、ベルグレード、セルビアノ一部ワラキア等ヲ領有スベキコト。
SERVIA(SERBIEN) WALLACHIA(WALLACHEI)

(2) ベニスハ、モレアヲ放棄シテ、ダルマシアヲ領有ス。
DALMATIA(DALMATIEN)

ベキコト。

2. スペイントノ戦争(1718—1720)ト四國同盟。

コノ時ニ當タリテ、スペインハ、サルチニア(1717)及
ピシリー(1718)ヲ略セシノミナラズ、フリッ五世ノ
後后バルマノエリザベスハ、嬖臣アルベロニト共ニユ
トレヒト條約ニ於テ失ヒシスペインノ地ヲ恢復セン
トセリ。

コノニ於テ英佛オランダハ、スペインニ
對シテ、三國同盟ヲ結ビシカバ、獨逸帝チャーレス六世
ハ、トルコト和シ、1718(中御門享保三年 徳川吉宗ノ
時)三國同盟ニ加ハリ、四國同盟ヲ組織シテ、スベ
インニ對抗スルニ至レリ。

ソノ後、相互ノ間ニ數戰アリシガ、アルベロニノ退職
セシ後、1720スペインノ女后ハ、四國同盟ノ協議ニ從
ヒテ、局ヲ結ベリ。

○四國同盟ノ協議。

- (1) スペインハ、シシリー島 サルジニア島ヲ永久放棄
スルコト。
- (2) 獨逸帝ハ、スペインノボーボン朝ヲ承認スルコト。
- (3) サボイ公ハ、シシリー島ノ代リニサルチニア島ヲ得、
爾來サボイ公ハ、サルチニア王ヲ兼ヌルコト。

3. 秘囑批准法ノ發布(1722)。
FRAGMATIC SANCTION(PLAGMATISCHE SANKTION)

獨逸帝チャーレス六世ニハ、男統ノ後嗣ナカリシヲ以
テ、ソノ相續者ノ時ニ至リ、ハプスフルグ家ニ屬セシ

領土ヲ分割セシメザラシメンガ爲メニ、1722皇統相續
法(皇室典範)ヲ發布セリ。

- (1) オーストリアニ屬セシ地ハ、如何ナル事情アリトイ
ヘドモ、コレヲ分割スルコトヲ得ザルコト。
- (2) 獨逸帝チャーレス六世ノ後、男子ノコレヲ繼續スベキ
モノナキ時ハ、チャーレス六世ノ女、マタハツノ後嗣中
ニ帝位ヲ傳フベキコト。

チャーレス六世ノ女ハ、マリア、テレサナリキ。

- (3) チャーレス六世ノ子孫斷絶セシ時ハ、
世ノ女、マタハツノ後嗣ニ獨逸帝位ヲ傳フベキコト。

コノ皇室典範ニツキテ、1725(中御門享保十年 徳川吉宗ノ
時)オーストリア及ピスペインノ間ニ特殊ノ盟約成リシガ故
ニ、英、佛、プロシアハ、コレニ對シテ、マタ同盟ヲ結ビタリ。已
ニシテプロシアハ、オーストリアトスペイントノ盟約ヲ解
カシメテ、オーストリアト盟約ヲ結ブニ至レリ。

4. ポーランド繼承戦争(1733—1735)。
(POLNISCHER THRONFOLGERKRIEG)

甲 原因。

ポーランド王オーガスタス二世(サキソン侯)ハ、ポー
ランド王位ヲ世襲セシメントシテ、獨逸帝チャーレス六
世及ピ露國、プロシアニ遊説セシモ、半途ニシテ(1733)
病死シタリ。コノニ於テ佛王ルイ十五世(1715—1774)
ハ、男スタニスラウス、レスチンスキーヲシテ、ポーラ
ンド王トナサシメタリ。然ルニ獨逸帝ハ、露國ノアン
ネ女王ト共ニ、前王オーガスタス二世ノ子ナルサキソ
ン侯オーガスト三世ヲポーランド王トナサントシ、

ガ故ニ、佛王ルイ十五世ハ、スペイン及ピサルチニアト同盟シ、スタニスラウス、レスチンスキーヲ援ケテ、露國及ピオーストリアニ對抗スルニ至レリ。

乙 戦紀。

コヽニ於テポーランド王位繼承ノ爲メニ、獨逸帝チャーレス六世ハ、ユウジェノ親王(71歳)及ピローレン公フランシス、ステフェン(マリア、テレサノ夫)等ヲシテ、佛國等ノ兵トイタリー(ミラン、ネーブルス、シシリー等)地方ニ戦ハシメシガ、獨逸ノ軍連リニ敗レ、1735(中御門享保二十年 徳川吉宗ノ時)遂ニ佛國等ト假條約ヲ結ビテ、和ヲ媾ズルニ至レリ。

丙 結果。

1735ノ假條約ト1738ノウーン平和條約。……………

(1738 櫻町元文三年 徳川吉宗ノ時)。

(1) スタニスラウス、レスチンスキーハ、ポーランド王位ヲ去リ、ソノ代リニローレン及ピバルBAR兩公國ヲ得ルコト。

サレドモスタニスラウス、レスチンスキーノ死後(1766)ハ、佛國コノ兩公國領ヲ得ベキコト、定メタリ。

(2) ローレン公フランシス、ステフェンハ、タスカナTUSCANA(TOSCANA)ヲ得ベキコト。

(3) オーストリアハ、バルマ及ピピアチエンザPIACENZAヲ得、ネーブルス及ピシシリーヲスペインノポーボン家ニ讓與スルコト。

(4) 佛國ハ、祕囑批准法ヲ承認スルコト。

5. 第三回獨逸及ピトルコ戦争(1736—1739)。

チャーレス六世ハ、マタ露國ト同盟シテ、黒海附近ノマホメット教徒ヲ斥ケ、ダニユーフ河邊ノ地ヲ得ントシ、トルコト開戦セリ。

時ニトルコ帝モハメッド二世(アーメッドノ甥)ハ、ベルシアト和シ、大ニユージュノ親王ノ部將セッケンドルフSECKENDORFFト戦ヒテ、コレヲ走ラセリ。コヽニ於テチャーレス六世ハ、フランシスヲシテセッケンドルフニ代ラシメシモ、已ニシテトルコノ大軍ベルグレードヲ圍ミ、オーストリア危クナリシカバ、再ピトルコト和ヲ媾ズルニ至レリ。

丙 結果。

○ベルグレードノ平和條約(1739)。

(1) オーストリアハ、セルビア、ベルグレード、小ワラキア等ヲトルコニ讓與スルコト。

四 マリア、テレサ(1740—1780)。

1740(十月)獨逸帝チャーレス六世死シテ、ハフスブルグ家ノ男統斷絶セシカバ、1722發布ノ祕囑批准法ニヨリテ、ソノ女マリア、テレサハ、ボヘミア及ピハンガリー國女王兼オーストリア大女公トナリ、ローレン家ノタスカナ大公フランシス、ステフェンFRANCIS STEPHEN(FRANZ STEPHAN)ト婚シテ共ニ政ヲ執リタリ。

第十九章 プロシア王国ノ興起。

一 プロシア王国ノ起源。

プロシア王国トハ、フランデンフルグ選舉侯國及ビプロシア公國ノ合稱ナリ。初メプロシアハ、シュエルトフルーデル騎士領ナリシガ、1227(後堀河安貞元年 藤原頼經ノ時)以來チュートン騎士領トナレリ。ソノ後1466(後土御門文正元年 足利義政ノ時)西プロシアハ、ポーランドニ併セラレ、東プロシアハ、ソノ附庸トナレリ。

○アルバート。

1525(後柏原大永五年 足利義晴ノ時)フランデンフルグノアルバート出ヅルニ及ビテ、東プロシアヲポーランドヨリ得テ、ソノ世襲公國トナレリ。

○ジョン、シジスムンド。……次デ1618(後水尾元和四年、徳川秀忠ノ時)アルバートノ義子フランデンフルグ選舉侯ジョン、シジスムンドハ、東西プロシアヲ統一セシヨリ、始メテプロシア國ノ基ヲ啓キタリ。

○フレデリック、ウリアム (フランデンフルグ大選舉侯)。

ジョン、シジスムンドノ子フレデリック、ウリアム(1640—1688)ハ、ウエストファリア條約(1648)ニヨリテ領土ヲ擴張シ、マタ瑞典王チャーレス十世ヲ援ケテ、ポーランド

ヲ伐チテ、1660(後西院萬治三年 徳川家綱ノ時)プロシア國ノ獨立ヲ確定シタリ。

フレデリック、ウリアムハ、次デ常備軍ヲ編制シ、商工業ヲ奨励シテ、只管プロシアノ富強ヲ謀リシカバ、當時プロシアハ、獨逸諸侯中ニ冠タリキ。

○フレデリック三世(1688—1701)。

フレデリック三世ハ、スペイン王位繼承戰爭ニ際シ、獨逸帝ヲ援ケシ功ニヨリ、1701(東山元祿十四年)獨逸帝レオポルド一世ノ許可ヲ得テ、プロシア王トナリ、フレデリック一世(1701—1713)ト稱セリ。コヽニ於テフランデンフルグ選舉侯國ハ、一變シテプロシア王国トナレリ。

ニ フレデリック一世(1701—1713)。

フレデリック一世ハ、プロシア王国最初ノ國王ニシテ、即チフランデンフルグ選舉侯フレデリック三世ノコトナリ。王ハ、都ヲキューニグスベルグヨリベルリンニ遷シテ、文學技藝ヲ奨励シタリ。

三 フレデリック、ウリアム一世(1713—1740)。

フレデリック一世ノ子フレデリック、ウリアム一世ハ、剛毅専制ニシテ勤儉、且ツ尙武的ノ精神ニ富ミシガ故ニ、アンハルト、デサウ伯レオポルドヲシテ軍事ヲ督セシメタリ。

コヽニ於テプロシアハ、國富ミ、兵強ク、將來、歐洲ニ雄飛セント欲スルニ至レリ。

當時、本國ノ人口ハ、250萬ナリシガ、ソノ凡ソ三分ノ一(8萬3千)ハ、兵士ナリキ。レオポルド伯ヨクコレヲ訓練セシガ故ニ、現今、獨逸ノ陸軍ガ世界ノ精銳ヲ以テ稱セラル、所以ナリ。故ニ今、尙ホレオポルド(デサウ老將)ノ名ハ、獨逸國人ニ記憶セラレタリ。

四 フレデリック二世或ハフレデリック大王(1740—1786)。

フレデリック、ウイリアム一世ノ子フレデリック大王ハ、幼ニシテ佛國宮女ノ教育ヲ受ケシガ故ニ、常ニ佛國ノ文學及ビ風俗ヲ慕ヒ、マタ音樂ヲ好ミ、ソノ性行ノ沈著、ソノ才識ノ絶倫ナリシコト、父王ノ峻嚴厲酷ナルニ似ザリキ。實ニ大王ハ、父王ノ經營セシ勤儉尙武ノ後ヲ享ケテ、中央ヨーロッパノ新興國ニ君臨セシガ故ニ、雄心勃勃、遂ニプロシアヲシテ歐洲ノ一大強國タラシムルコトヲ得セシメタリ。

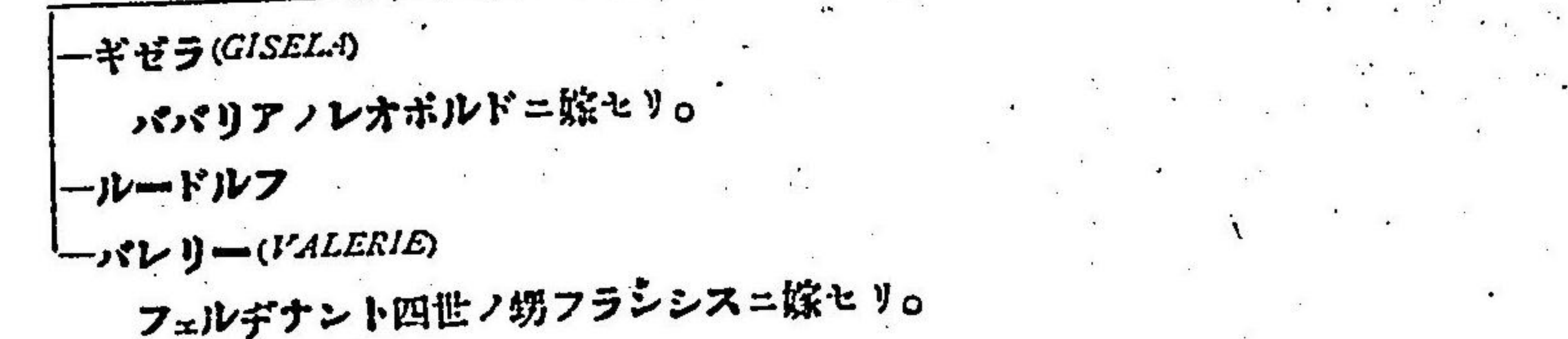
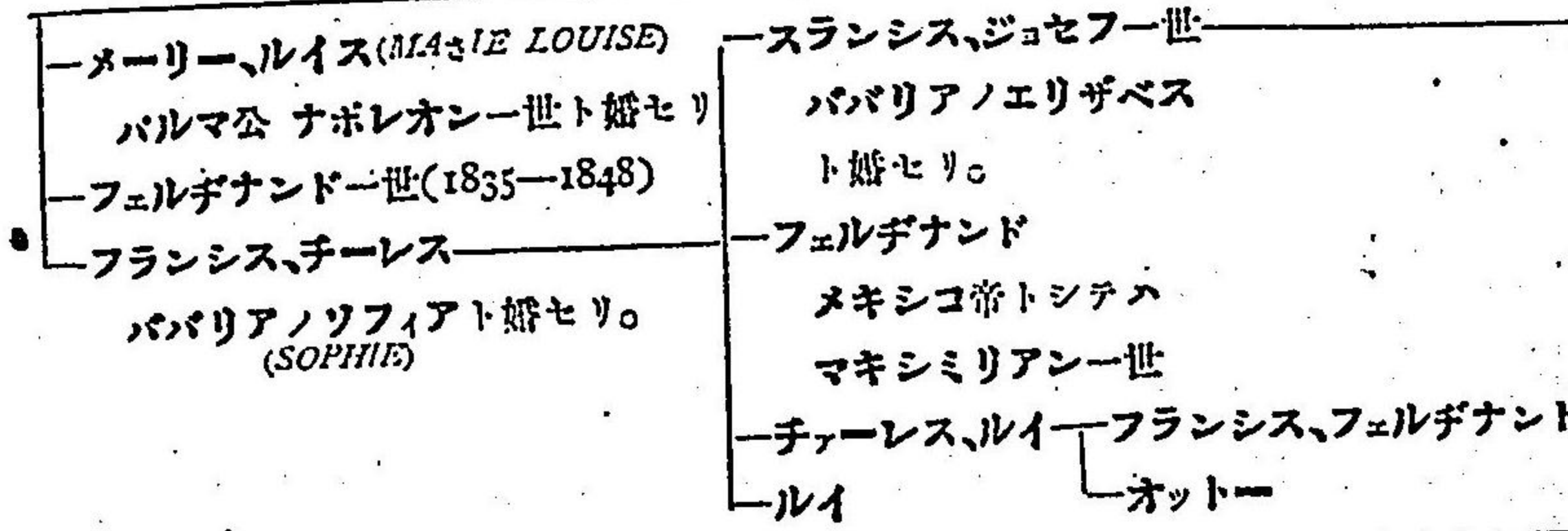
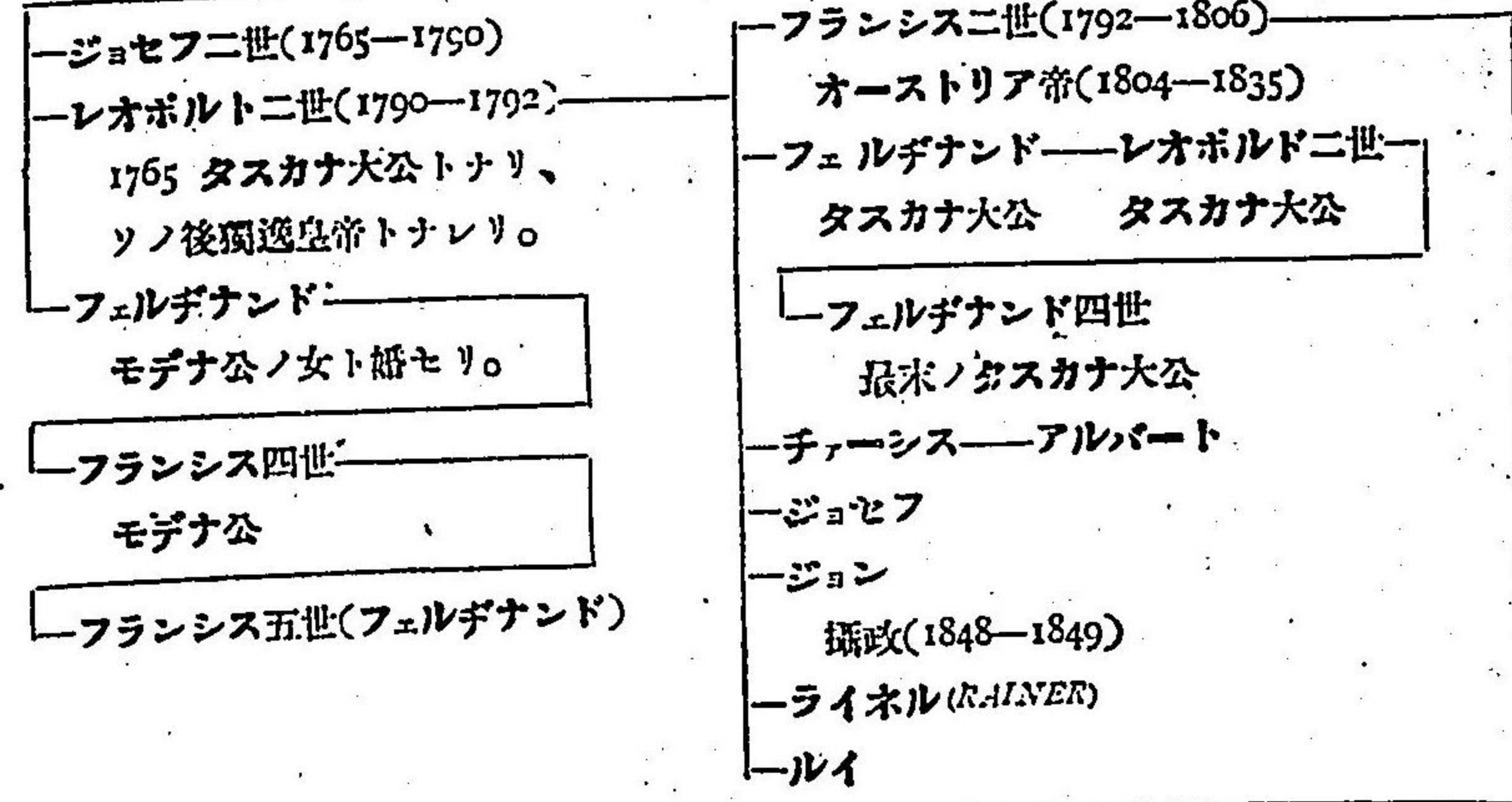
フレデリック大王(1712—1786)ハ、幼ニシテ佛國ノ宮女ロクル、ジュアン及ビド、ジャンドンノ手ニ養育セラレ、音樂殊ニ吹笛ニ長シタリ。會、父王ハ、大王ニ英王ジョージ二世ノ女ヲ娶ラシメントシ、カバ、大王ハコレヲ拒ミシヲ以テ、父王ノ怒ニ觸レンコトヲ恐レ、1730陸軍中將カッテト謀リテ、ハイデルベルグヨリハイデルベルグニ行啓ノ途次、出奔セリ。已ニシテ大王ハ、ウーゼルニ於テ捕ヘラレ、軍法會議ノ結果、キュストリンノ獄ニ投セラレ、カッテハ死刑ニ處セラレタリ。ソノ後、大王ハ、1733 プランスウイック 侯ノ女ト婚シ、ラインスベルグニ7年(BRUNSWICK(BRAUNSCHWEIGBAVERN) RHINESBERG(KHEINSBERG))年間滞在シテ、身ヲ學業ニ委ネ、佛國ノ文豪ボルテール(1694—1778)等ノ學者ト交ハリ、大ニ佛國ノ文學ヲ究メタリ。大王始メテポーランド王位繼承戰爭ニ出軍シテ、ソノ勇名ヲ著ハシ、父王ノ1740死セシニ及ビ、28歳ヲ以テ、プロシアノ王位

ニ上レリ。

1. オーストリア王位繼承戰爭(1740—1748)。
WAR OF THE AUSTRIAN SUCCESSION
ÖSTEREICHISCHER ERFOLGKRIEG)

ローレン、タスカナ家ノ略系。

フランシス一世
1738 タスカナ大公トナリ、ソノ後マリア、テレサ(獨逸帝チャールズ六世ノ女)ト婚シ、遂ニ獨逸皇帝(1745—1765)トナレリ。



獨逸帝チャールズ六世ニ男統ナカリシヲ以テ、ソノ女マリア、テレサハ、秘囑批准法ニヨリテ、位ニ上リ、オーストリア王國(ハンガリー、ボヘミア、オーストリア等)ヲ領有セリ。コヽニ於テマリア、テレサノ王位ニツキテ、争亂擾キシコト、凡ソ8年。コレヲオーストリア王位繼承戦争トイフ。

甲 原因。

(1) ババリア選舉侯チャールズ、アルバートハ、CHARLES ALBERT (KARL VI.)秘囑批准法ニヨリテ、マリア、テレサノオーストリア王位ニ上リシヲ拒ミ、自ラオーストリア王位繼承ノ權アリト稱シ、佛國ノ援ニヨリテ、ハプスブルグ家ヲ繼承セント主張セシコト。

○チャールズ、アルバートハ、獨逸皇帝フェルディナンド一世ノ女マリア、アントニーガババリア選舉侯マキシミリアン、エマニュエルニ嫁シテ、生ミシモノナリ。MAX. EMANUEL

○佛王ルイ十五世ハ、マリア、テレサハ、ローレン家ノフランシス、ステフェンガ獨逸皇帝トナリ、ローレンヲ復センコトヲ恐レテ、ババリア選舉侯チャールズ、アルバートヲ援ケタリ。

(2) ポーランド王ニシテ且ツサキソン選舉侯オーガスタス三世及ビスペイン王フリッポ五世モマタオーストリアノ王位ヲ繼承セントシ、コト。

(3) プロシア王フレデリック大王ハ、オーストリア王位繼承ノ争機ニ乗ジテ、シレシアヲフランデンブルグ家ノ舊領ト稱シ、コレヲ得テオーストリアノ爲メニ力ヲ盡サンコトヲマリア、テレサニ要求セシモ、マリア、テレサコレヲ斥ケシヲ憤リシコト。

乙 戦紀。

(1) 第一回シレシア戦争(1740—1742)。

フレデリック大王即チ1740(櫻町元文五年)徳川吉宗ノ時十二月シレシアニ侵入シ、1741(四月十日)プロシアノ將シュウエリンハ、モルウイツノ戦ニ於テ、マリア、テレサノ軍ヲ破リ、シレシアノ大部ヲ征服セリ。次デ(五月)佛國、スペイン、ババリアノ三國ハ、同盟シテオーストリアニ當タリシガ、サキソン及ビプロシアモ、マタコレニ加盟シタリ。

ベルイル將軍ハ、佛國及ビババリアノ軍ニ將トシ、アラハヲ略シテ、リンツニ進メリ。マタババリア選舉侯チャールズ、アルバートモボヘミア及ビオーストリアヲ略シ、大公(リンツニテ)及ビボヘミア王(アラハニテ)トナリ、次デ獨逸帝(フランクフルトニテ)トナリテ、チャールズ七世(1742—1745)ト僭稱セリ。

コヽニ於テマリア、テレサハ、一旦ハンガリーニ奔リ、プレスブルグニ於テ、マジール人ヲ以テ二軍ヲ編制シ、且ツ英王ジョージ二世及ビオランダニ援ヲ求メ、直ニミュニク(チャールズ、アルバートノ本地)ヲ陥レ、オーストリアノ一軍ハ、ババリアヲ略シ、マタ佛兵ヲアラハニ圍ミタリ。已ニシテ(1742 五月十七日)フレデリック大王ハ、大ニオーストリアノ軍ヲホツジツニ破リシカバ、マリア、テレサハ、コノ大敵ヲ遠ケンガ爲メニ、1742 プレスラウノ條約ヲ結ビタリ。

○ブレスラウ條約(1742)○

(1) オーストリアハ、シレシアノ大部ヲプロシアニ割讓スルコト。

(2) フレデリック大王ハ、オーストリアニ抗セザルコト。

コヽニ於テマリア、テレサハ、ボヘミア及ビババリアニ進軍シテ、同盟軍ヲ驅逐シ、マタオーストリアニ同盟セシ英國ジョージ二世ハ、英國、ハンノーバー及ビヘッセンヲ軍ヲ督シテ、佛軍ヲマイン河畔ノデッチンゲンニ破リシカバ、僭帝チャーレス七世ハ、フランクフルトニ出奔シタリ(1743)。

(2) 第二回シレシア戦争(1744—1745)。

第一回シレシア戦争ニ於テ、マリア、テレサノ勢、盛ニナリシカバ、サルチニア及ビサキソンモ、マタオーストリアニ加盟セリ。フレデリック大王コレヲ見、新領土シレシアヲ再ビ奪ハレンコトヲ恐レテ、更ニ僭帝チャーレス七世及ビ佛國ト同盟シテ、オーストリア及ビ英國ニ開戦ヲ布告セリ。

コヽニ於テ 1744 (櫻町延享元年 徳川吉宗ノ時) フレデリック大王ハ、兵 8 萬ヲ率キテ、オーストリアノ軍ヲサキソン及ビボヘミアニ破リシカバ、チャーレス七世ハ、復タババリアヲ定ムルコトヲ得タリ。翌 1745 チャーレス七世死シ、ソノ子マキシミアン、ジョセフハ、マリア、テレサトフューゼン條約(1745)ヲ結ビテ和シタリ。

○フューゼン條約(1745)○

(1) マキシミアン、ジョセフハ、オーストリアノ王位繼承ノ權

ヲ放棄スルコト。

(2) マキシミアン、ジョセフハ、マリア、テレサノ夫フランシス、ステフェンヲ帝位ニ即カシムルニ盡カスベキコト。

サレドモプロシア及ビ佛國等ノ聯合軍ト、オーストリア及ビ英國等ノ密約軍トノ戦争ハ、尙ホ止マズシテ、佛軍ノ將サキソンノモーリスハ、密約軍ヲフォンテネー(1745)ニ破リ、フレデリック大王ハ、ローレンノチャーレスガ率キシオーストリア軍ヲシレシアノホーヘンフリードベルグ(1745(六月四日)及ビボヘミアノソール(同九月三十日)ニ破リタリ。

○密約軍トハ、英國、ハンノーバー、ヘッセン等ノオーストリアニ加勢セシ軍ナリ。

○サキソンノモーリスハ、オーガスタス二世ノ子ナリ。

サレドモマリア、テレサノ夫フランシス、ステフェンハ、終ニ選バレテ、獨逸帝トナリ、フランシス一世(1745—1765)ト稱セリ。

コヽニ於テ獨逸帝國ニ、ローレン、タスカナ家(1745—1806)ノ王朝始マリタリ。

已ニシテプロシアノ將レオポルト(デサウ)ハ、サキソン兵ヲケッセルドルフ(1745 二月十五日)ニ破リシガ、フレデリック大王ハ、マリア、テレサトドレスデン條約ヲ結ビテ和シタリ。

○ドレスデン條約(1745 十二月)○

(1) マリア、テレサハ、フレデリック大王ガシレシアヲ領